地方創生財源ハンドブック

令和７年度（２０２５年度）版

令和７年（２０２５年）８月

熊本県総務部市町村・税務局市町村課

1. 地域防災組織育成助成事業（区分：ア）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

○県主管課 ：知事公室危機管理防災課

◆ 事業の目的及び概要

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接資するものの整備に対して助成を行い、災害に強い安全な地域づくりを推進する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（　市町村が認める自主防災組織　）

◆ 対象事業等

自主防災組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接資するものの整備に関する事業。

◆ 財政支援措置

３０万円以上２００万円以下

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

【募集スケジュール】
毎年度９月頃～１１月頃にかけて次年度分を募集、３月末に採択決定。
（令和７年度分の募集は昨年度に終了）
【留意事項】
本事業が、宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、事業で整備した設備等に宝くじの広報表示を行い、市町村広報誌等を通じ「宝くじの助成金で整備した」旨の広報が必要。

◆ 主な事例

Ｒ５実績
・発電機（水俣市、和水町、苓北町）
・テント（甲佐町）
・その他防災資機材（宇城市、合志市、菊陽町、球磨村）

Ｒ６実績
・防災テント、ベッド（水俣市）
・防災倉庫（宇城市、大津町、多良木町）
・発電機（阿蘇市、和水町、多良木町）
・無線放送システム（菊陽町）
・災害用車椅子、投光器（球磨村）

2.熊本県共生環境整備支援事業補助金

所管省庁等：熊本県

○県主管課 ：知事公室国際課

◆ 事業の目的及び概要

県では、市町村において、外国人住民との共生を進める上での課題の把握・共有や、解決策を協議する場としての市町村外国人受入連絡協議会等の設置を支援している。協議会の意見を踏まえて市町村が実施する多文化共生事業に係る経費の補助を行う。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他（　　）

◆ 対象事業等

協議会の意見を踏まえて実施される市町村における多文化共生事業。
（例）・外国人住民との地域防災訓練
・ゴミ出しカレンダーの多言語化
・自転車の安全運転講習　等

◆ 財政支援措置

補助率３／４、１市町村あたり上限５０万円

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・募集は、随時。（募集期間：４月～１月）

◆ 主な事例

Ｒ４実績
菊陽町、大津町、南阿蘇村、阿蘇市

Ｒ５実績
合志市

Ｒ６実績
合志市

3.くまもと２１ファンド

所管省庁等：公益信託くまもと２１ファンド

○県主管課：総務部財政課

◆ 事業の目的及び概要

この公益信託は、信託設定の趣旨に基づき、熊本県民による文化振興、国際交流及び地域間交流に関する事業や活動を助成し、もって活力・個性・潤いに満ちた新しい田園文化圏としての熊本県の創造に寄与することを目的とする。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（熊本県内の民間団体及び個人）

◆ 対象事業等

営利を目的としない民間団体等の以下の活動

1　文化振興事業
民間文化活動、文化財の保存活動、地域間・国際文化交流活動　等

2　国際交流事業
草の根国際交流活動、外国人留学生への支援活動、国際交流を担う人材育成活動、渡航して行う国際交流活動　等

3　地域間交流事業
地域づくり活動、人材育成事業・人材交流事業、自然環境の保全・景観の形成等のアメニティ向上活動　等

※政治活動、宗教活動は、対象とならない。

※同一団体等への継続助成は、原則として行わない。

◆ 財政支援措置

○助成対象事業費

・会場費、委託費、印刷費、広告費など助成対象となる経費の合計額。
（謝礼・出演料、旅費・交通費、宿泊費、飲食費、備品購入費などは原則対象外。）
（助成事業の実施に要する経費の総額（予備費を除く）から補助金、入場料などの特定の収入を控除した額が上記の額を下回る場合は、当該控除した額とする。）

・助成対象事業費が１００万円未満の小規模なものは原則として助成対象とはならない。

○助成額

・助成対象事業費の１／２以内（ただし１件当たり上限２００万円）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・募集は、年２回。（募集期間：１回目：６～７月、２回目：１２月～翌１月）

・受託者は、三井住友信託銀行。申請窓口は、同信託銀行熊本支店くまもと２１ファンド事務局。

◆ 主な事例

【令和６年度助成決定事業の一部】

○文化振興

・くまもと２０２４箏曲の祭典

・熊本シティオペラ協会 2024 日伊韓親善オペラ公演「カルメン」全 4 幕

・男性合唱団 KGC　第６回演奏会

○国際交流

・台灣文化団体合同公演及び交流事業

○地域間交流

・ハートフルコンサート in ARIAKE

・湯之前線 100 周年記念くまてつまつり

4.大学等との連携による雇用創出・若者定着促進事業

所 管 省 庁 等 ： 総 務 省

○県主管課 ：総務部市町村・税務局市町村課

◆ 事業の目的及び概要

地方からの人口流出は、大学等進学時と大学卒業後の最初の就職時という２つの時点において顕著であるため、地方公共団体と大学等が連携して雇用創出、地元企業と学生のマッチング等を行うことで、若者の地元定着を促進する。

◆ 事業主体

□県　　■市町村　　□一部事務組合　　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

地方公共団体と大学等が具体的な数値目標を掲げた「協定」を締結し、連携して行う雇用創出・若者定着の取組で、以下の１～５の要件の全てを満たすもの。ただし、地方公共団体と公立大学等が連携して行う取組については、１、２、３及び５を満たす場合には、財政措置の対象となる。

１．地方公共団体と大学等の間で協定を締結した取組であること（協定には、雇用創出・若者定着に係る具体的な数値目標、成果を検証する旨及びその体制の記載が必要）
２．雇用創出・若者定着に係る取組であること
　【具体的な取組例】
　・ＩＣＴやサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進
　・地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わりの強化
　・地方大学、地方公共団体及び地元企業の共同研究による産業振興
　・地域人材のリスキングの推進　等
３．「地域人材のリスキングの推進」の取組については、以下の要件も全てを満たすこと
　・開講するリスキリングプログラムは、社会人等を対象とし職業で必要とされるデジタル等の一定の資格・技術等の取得を目的とするもので、履修期間が原則１年間以内のもの
　・リスキリングプログラム修了生が、修了したプログラムにより習得したスキルを地域に普及する等の地域活動等を行うことについて、地方公共団体が支援を実施する
４．大学等の取組が、文部科学省の補助事業「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」、「地域活性化人材育成事業～SPARC～」又は「私立大学等改革総合支援事業（タイプ３）」に採択されたものであること
５．地方公共団体の取組がまち・ひと・しごと創生法に基づく市町村総合戦略に位置付けられたものであること

◆ 財政支援措置

特別交付税措置　⇒　措置率：０.８（財政力に応じた補正有）
　　上限額：一団体当たり１,２００万円

【地方公共団体と公立大学等が連携して行う取組で、上記１、２、３及び５を満たす場合】
特別交付税措置　⇒　措置率：０.８（財政力に応じた補正有）
　　上限額：一団体当たり２,４００万円

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

３月交付分の特別交付税は、例年９月～１０月頃、県から市町村へ照会
※市町村が大学等と協定を締結したときは、当該協定の写しを、県を通じて総務省に送付する必要がある。

◆ 主な事例

※熊本県内での事例なし

5.ＰＰＰ／ＰＦＩ専門家派遣制度

所 管 省 庁 等 ： 内 閣 府

○県主管課：総務部市町村・税務局市町村課

◆ 事業の目的及び概要

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うＰＰＰ／ＰＦＩ事業の一層の活用推進を図るため、地方公共団体に専門的知見、ノウハウ、経験をもつ専門家を派遣し、地方公共団体におけるＰＰＰ／ＰＦＩ事業の活用を支援する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合
□その他

◆ 対象事業等

ＰＰＰ／ＰＦＩ制度の基礎的な事項や具体的な検討事業等に関する質問・相談に対応するため、内容に応じてＰＰＰ／ＰＦＩ実務に通じた専門家を地方公共団体へ派遣する。

◆ 財政支援措置

専門家の派遣費用は無料。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

申し込みは通年受付。（日程等の調整のため、派遣希望１ヵ月前までに申込む必要有）
質問・相談は、内閣府民間資金等活用事業推進室に電話又は、同室のホームページに掲載されている電子メール送信フォーム若しくはＦＡＸ送信フォームにて問い合わせてください。

※内閣府民間資金等活用事業推進室（ＰＰＰ／ＰＦＩ推進室　専門家派遣係）
電話番号　０３－６２５７－１６５５
ホームページアドレス　http://www8.cao.go.jp/pfi/

◆ 主な事例

全国での利用実績
平成２８年度６０件程度
平成２９年度２６件程度
平成３０年度２５件程度
令和　元年度２０件程度
令和　２年度２０件程度
令和　３年度２０件程度
令和　４年度７０件程度（山鹿市、大津町）
令和　５年度９０件程度（上天草市）

6.定住自立圏構想の推進

所 管 省 庁 等 ： 総 務 省

○県主管課：総務部市町村・税務局市町村課

◆ 事業の目的及び概要

地域において、一定の規模を備える中心市と近隣市町村が連携し、医療・福祉、公共交通などの生活基盤の確保や産業振興、移住、交流など圏域全体の活性化に取り組むことにより、地方圏における「定住の受け皿」を形成する。

◆ 事業主体

□県　■市町村（・中心市：人口５万人以上（少なくとも４万人超）で近隣地域に都市機能が及んでいる、昼夜間人口比率１以上の市　・近隣市町村：中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係にある市町村）　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

中心市が、近隣市町村との間で相互の役割分担を決め、次の３つの取組みを実施

・生活機能の強化（医療、福祉、教育、土地利用、産業振興等）
・結びつきやネットワークの強化（地域公共交通、ＩＣＴインフラ整備・利活用、交通インフラ整備、地産地消、交流移住等）
・圏域マネジメント能力の強化（人材育成、人材確保、職員交流等）

◆ 財政支援措置

【特別交付税の算定対象等（主なもの）】

＜包括的財政措置＞

・人口、面積等を勘案して算定
　○中　心　市：上限８,５００万円程度（対象経費の８割を措置）
　○近隣市町村：上限１,８００万円（対象経費の８割を措置）
　◇事業例：休日夜間診療所の運営、農産物のブランド化、光ブロードバンド基盤整備　など

＜外部人材の活用＞

・専門性を有する人材の活用：上限７００万円（最大３年間）
　◇事業例：産業振興政策研究、職員研修委託　など

＜個別の施策＞

・病診連携等（措置率０.８、上限８００万円）
・遠隔医療（措置率０.８）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・定住自立圏構想の推進についての詳細は、「定住自立圏構想推進要綱」を参照。

◆ 主な事例

・天草市定住自立圏（天草市）合併一市特例
・有明圏域定住自立圏（荒尾市、南関町、長洲町、福岡県（大牟田市、柳川市、みやま市））
・人吉球磨定住自立圏（人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町）
・八代市、氷川町、芦北町定住自立圏（八代市・氷川町・芦北町）
・菊池市定住自立圏（菊池市）合併一市特例
・玉名圏域定住自立圏（玉名市、玉東町、南関町、和水町）
・山鹿市、和水町定住自立圏（山鹿市、和水町）

※下線が中心市

7.「地域の未来予測」に基づく広域連携の推進のための特別交付税措置

所管省庁等：総務省

○県主管課：総務部市町村・税務局市町村課

◆ 事業の目的及び概要

連携中枢都市圏や定住自立圏以外の地域においても広域連携を進めやすくするため、当該地域の中で広域連携を目指す複数の市町村が「地域の未来予測」を共同で作成するための経費や、それに基づく施設の共同利用等に向けた取組に要する経費について、特別交付税措置を講じるもの。

＊「地域の未来予測」：行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通し。（データの整理）

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

①「地域の未来予測」の共同作成及び「目指す未来像」の議論に要する経費への特別交付税措置

（1）「地域の未来予測」の共同作成に要する経費
- 地域課題の調査・分析経費
- 調査結果に基づく報告書の作成経費等

（2）「地域の未来予測」を踏まえた「目指す未来像」の議論に要する経費
- 「地域の未来予測」を活用したワークショップの開催経費
- 「地域の未来予測」の住民説明に要する経費等

②「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組のうちソフト事業に要する経費への特別交付税措置

※「地域の未来予測」の公表から３年以内に実施するソフト事業に限る。

（1）「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組の検討に要する経費
- 連携事業の実施のために必要な調査分析経費
- 連携事業の検討会等の開催経費等

（2）広域連携の取組のうちソフト事業の実施に要する経費
- システム改修費
- 連携事業に関する住民説明に要する経費等

◆ 財政支援措置

①「地域の未来予測」の共同作成及び「目指す未来像」の議論に要する経費への特別交付税措置

措置率０．５／対象経費の上限額（１市町村あたり）５００万円

②「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組のうちソフト事業に要する経費への特別交付税措置

措置率０．５／対象経費の上限額（１市町村あたり）１，０００万円

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

通年実施。

※　同一の連携中枢都市圏を形成する市町村同士のみ又は同一の定住自立圏を形成する市町村同士のみで「地域の未来予測」を共同作成する場合又は「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組としてソフト事業を実施する場合は、措置対象外（※　市町村行政サービス維持向上支援交付金は、同一の連携中枢都市圏を形成する市町村同士のみ又は同一の定住自立圏を形成する市町村同士のみで「地域の未来予測」を共同作成する場合も対象となる。）

◆ 主な事例

なし

.8 市町村行政サービス維持向上支援交付金

所管省庁等：熊本県

○県主管課：総務部市町村・税務局市町村課

◆ 事業の目的及び概要

人口減少、少子高齢化の進展に伴う様々な資源制約が見込まれる中、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、各市町村が行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを立て、必要な方策を整理し、各種の取組みを実践していくことが重要となる。

そこで、市町村における「地域の未来予測」等の整理、更には県民が迅速かつ正確で効率的な行政サービスを享受するための地方行政のデジタル化、多様な担い手が地域社会を支える公共私の連携、市町村間の広域連携など今後の変化やリスクに適応するための取組みを支援するため、市町村に対する交付金。（令和５年３月制定）

＊「地域の未来予測」：行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通し。（データの整理）

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

（１）「地域の未来予測」作成
（２）「地域の未来予測」を踏まえた今後必要となる方策の整理
　① 地方行政のデジタル化推進
　② 公共私の連携推進
　③ 地方公共団体の広域連携推進
　④ その他
（３）地方行政体制の強化に向けた取組み

◆ 財政支援措置

（１） 補助率１／２、補助上限額１，０００千円以内
　※同一年度での（２）（３）との併用は可。
（２） 補助率１／２、補助上限額１，０００千円以内
　※①～④の複数項目を実施する場合において、同一年度での補助上限総額は１，０００千円以内。
（３） 補助率１／２、補助上限額２，５００千円以内
　※国等による財政措置があるものを除く。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・通年実施

◆ 主な事例

なし

9.消防団員安全装備品整備等助成事業

所管省庁等：消防団員等公務災害補償等共済基金

○県主管課：総務部市町村・税務局消防保安課

◆ 事業の目的及び概要

消防団員及び水防団員の活動に係る安全装備品の整備、健康診断の実施等の事業を実施する地方公共団体に対し、助成金を交付し、その安全確保の促進を支援する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　■一部事務組合（消防本部）　□広域連合
■その他（消防補償等事務組合、水防事務組合）

◆ 対象事業等

・安全帽　・救助用半長靴（先芯、靴底鋼板入りのもの）
・防火衣一式（防火服、防火帽、防火用長靴、防火手袋）
・耐切創性手袋　・反射チョッキ　・防寒衣
・携帯用投光器（ヘッドランプを含む）　・救命胴衣
・雨衣上下（反射テープ付、ポンチョ型は不可）・防塵メガネ
・防塵マスク（使い捨ては不可、継続的な使用に耐えられるもの）
・切創防止用保護衣（チェーンソー用で下肢を保護できるもの）
・冷却用ベスト　・防災ウェーダー（胴長靴）
・感染防止用防御具（作業衣、帽子、手袋、眼鏡その他着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）
・投光器（発電機を含む）
・ドローン（国の定めた方針を踏まえて調達したもの）　・血圧計
・無線機器（特定小電力トランシーバー等）
・個別健康指導事業　・その他基金理事長が特に認めるもの

◆ 財政支援措置

毎年度「消防団員等公務災害補償等共済基金」から示される枠配分額の範囲内

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

年１回募集（４月～６月頃）
原則として、整備等事業に要する経費の全額

◆ 主な事例

Ｈ２５　荒尾市　水俣市　産山村　南阿蘇村　氷川町　山江村
Ｈ２６　八代市　人吉市　宇土市　和水町　甲佐町
Ｈ２７　八代市　南関町　長洲町　嘉島町
Ｈ２８　八代市　荒尾市　合志市　和水町　玉東町　甲佐町
Ｈ２９　八代市　荒尾市　宇城市　御船町　山都町　湯前町
Ｈ３０　熊本市　八代市　荒尾市　菊池市　長洲町　南小国町
Ｒ１　八代市　人吉市　荒尾市　玉名市　南関町　苓北町
Ｒ２　荒尾市　宇土市　上天草市　美里町　氷川町
Ｒ３　熊本市　人吉市　荒尾市　和水町　御船町　嘉島町
Ｒ４　熊本市　荒尾市　宇土市　宇城市　南関町　和水町　御船町
Ｒ５　熊本市　荒尾市　宇土市　宇城市　錦町
Ｒ６　荒尾市　高森町　南阿蘇村　水上村

10.地域防災組織育成助成事業(区分：イ)

所管省庁等：（一財）自治総合センター

○県主管課：総務部市町村・税務局消防保安課

◆ 事業の目的及び概要

地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等（建築物、消耗品は除く）の整備を推進する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（消防団）

◆ 対象事業等

消防団が行う地域の防災活動に必要な設備の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は除く。

○基礎工事（アンカー工事を含む）の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等（同時に整備する備品を保管する目的に限る）

◆ 財政支援措置

① 助成金は、一件につき５０万円から１００万円の範囲の額で１０万円単位とする。
② 助成率は、助成の対象となる経費の１００%以内とする。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

募集は、年１回。（募集期間：８月～１１月）【令和７年度の募集は令和６年１１月に終了】
本事業が、宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、施設又は設備若しくはイベント等ソフト事業のポスター・チラシ・看板等に広報表示を行う必要あり。
また、市町村広報誌等を通じ「宝くじの助成金で整備した」旨の広報を行う必要あり。

◆ 主な事例

Ｈ２５　消防団用消防ホース（宇土市）
Ｈ２６　ヘルメット（荒尾市）、投光装置（氷川町）
Ｈ２７　軽可搬ポンプ（荒尾市）、消防団用消防ホース（荒尾市、和水町）、背負い式水のう、動力噴霧器（西原村）
Ｈ２８　小型動力ポンプ、消防団用消防ホース（菊陽町）、消防団活動ベスト（南阿蘇村）、消防団用消防ホース（山江村）
Ｈ２９　LED バルーン投光機（八代市）、警笛、誘導棒、レイニーメガホン、雨具（南関町）、耐切創手袋（御船町）
Ｈ３０　消防団活動備品（八代市）、消防団装備品（御船町）
Ｒ１　消防団活動備品（南関町、和水町）
Ｒ２　消防団活動備品（宇土市、御船町）
Ｒ３　消防団活動備品（益城町、甲佐町、氷川町）
Ｒ４　消防団活動備品（宇土市、和水町）
Ｒ５　消防団活動備品（宇土市、和水町、御船町）
Ｒ６　消防団活動備品（宇土市、御船町）

11.地域防災組織育成助成事業(区分：ウ・エ)

所管省庁等：（一財）自治総合センター

○県主管課：総務部市町村・税務局消防保安課

◆ 事業の目的及び概要

女性防火クラブ等が行う初期消火活動等に必要な資器材及び幼年消防クラブの育成に必要となる資器材の整備を図るための助成を行い、災害に強い安全な地域づくりを推進する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合　□その他

◆ 対象事業等

1　事業区分「ウ」

○防火防災訓練用資器材

消火訓練用放射器具・模擬消火訓練装置セット（光波消火器セット、水消火器セット等）
心肺蘇生訓練用マネキンセット、ＡＥＤトレーナー
煙体験用資機材（煙体験ハウス、煙発生装置）

○防火広報用視聴覚資器材

視聴覚資器材セット
（液晶ビジョン、ビデオデッキ（ＤＶＤも可。）、スクリーン、ビデオムービーカメラ、デジタルカメラ、アクセサリーキット、アンプ、スピーカ及び付属品一式）

2　事業区分「エ」

○幼年消防用活動資器材

幼年消防用鼓笛隊セット（メジャーバトン、太鼓（大・中・小、キャリングホルダー付）、シンバル、ベルリラ、マーチングキーボード、ベスト、ベレー帽、指導書など）

3　その他　幼年及び女性などの消防用法被

◆ 財政支援措置

助成率は、助成対象経費の１００%以内の助成率とする。（１０万円単位）

1　事業区分「ウ」
防火防災訓練用資器材：６０万円を限度
防火広報用視聴覚資器材：１００万円を限度

2　事業区分「エ」
幼年消防用活動資器材：４０万円を限度

3　その他：１０万円を限度

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・募集は、年１回。（募集期間：８月～１１月）【令和７年度の募集は令和６年１１月に終了】

本事業が、宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、設備等に宝くじの広報表示を行い、市町村広報誌等を通じ「宝くじの助成金で整備した」旨の広報が必要。

法被の背には、「防火」又は「婦防」と表示する。

◆ 主な事例

Ｒ２　事業区分「ウ」なし
　　事業区分「エ」宇城広域連合
Ｒ３　事業区分「ウ」なし
　　事業区分「エ」嘉島町
Ｒ４　事業区分「ウ」なし
　　事業区分「エ」山鹿市、宇城広域連合
Ｒ５　事業区分「ウ」なし
　　事業区分「エ」なし
Ｒ６　事業区分「ウ」なし
　　事業区分「エ」なし

12.地域防災組織育成助成事業(区分：オ・カ)

所管省庁等：（一財）自治総合センター

○県主管課：総務部市町村・税務局消防保安課

◆ 事業の目的及び概要

女性消防隊（女性消防団は含まない）が初期消火活動を行うために必要となる設備及び少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材整備を図るための助成を行い、安全で災害に強い地域づくりを推進する。

◆ 事業主体

□県　■市町村（女性消防隊及び少年消防クラブを有する）　■一部事務組合　■広域連合
□その他

◆ 対象事業等

1　事業区分「オ」
①初期消火活動及び予防活動
初期消火活動：Ｄ－１級軽可搬消防ポンプ一式《必須》、その他活動に必要な資器材
予防活動　　：法被、ジャンパー等、その他活動に必要な資器材
②初期消火活動及び応急救護普及活動
初期消火活動：Ｄ－１級軽可搬消防ポンプ一式《必須》、その他活動に必要な資器材
応急救護普及活動：心肺蘇生訓練人形・訓練用マット等、その他活動に必要な資器材

2　事業区分「カ」
初期消火訓練用資機材：Ｄ－１級軽可搬消防ポンプ一式、消防用ホース一式等
災害救助用資器材：救助工具収納箱、ＬＥＤ強力ライト、ハンド型メガフォン等
応急手当訓練用資器材：人体モデル、ＡＥＤトレーナー等
学習等その他クラブ活動の円滑な実施に必要な資器材：プロジェクター、スクリーン等

◆ 財政支援措置

・募集は、年１回。（募集期間：８月～１１月【令和７年度の募集は令和６年１１月に終了】・助成率　助成対象経費の１００％以内とする。（１０万円単位）
・助成額　事業区分「オ」「カ」ともに１００万円を限度

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

① 事業区分「オ」については、Ｄ－１級軽可搬消防ポンプの購入が必須。
② 本事業が、宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、設備等に宝くじの広報表示を行い、市町村広報誌等を通じ「宝くじの助成金で整備した」旨の広報が必要。

◆ 主な事例

Ｈ２５	①事業区分「オ」なし	②事業区分「カ」なし
Ｈ２６	①事業区分「オ」なし	②事業区分「カ」なし
Ｈ２７	①事業区分「オ」なし	②事業区分「カ」なし
Ｈ２８	①事業区分「オ」なし	②事業区分「カ」水俣芦北広域行政事務組合
Ｈ２９	①事業区分「オ」上天草市	②事業区分「カ」人吉下球磨消防組合
Ｈ３０	①事業区分「オ」御船町	②事業区分「カ」なし
Ｒ１	①事業区分「オ」宇土市	②事業区分「カ」山都町
Ｒ２	①事業区分「オ」なし	②事業区分「カ」八代広域行政事務組合
Ｒ３	①事業区分「オ」なし	②事業区分「カ」なし
Ｒ４	①事業区分「オ」なし	②事業区分「カ」なし
Ｒ５	①事業区分「オ」なし	②事業区分「カ」八代広域行政事務組合
Ｒ６	①事業区分「オ」なし	②事業区分「カ」八代広域行政事務組合

13.消防防災施設等整備費補助金

所管省庁等：総務省消防庁

○県主管課：総務部市町村・税務局消防保安課

◆ 事業の目的及び概要

市町村の消防施設・設備の計画的整備を促進し、地域の消防防災体制の確立を図る。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○消防防災施設整備費補助事業（以下「施設」という。）
耐震性貯水槽、備蓄倉庫、防火水槽（林野分）、救助活動等拠点施設等など
○緊急消防援助隊設備整備費補助事業（以下「設備」という。）
災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、救助消防ヘリコプター、広域応援対応型消防艇、救助用資機材、消防救急デジタル無線設備など

◆ 財政支援措置

補助率
施設：原則として、基準額（交付要綱で規定）の３分の１以内
ただし、一部の事業に補助率の特例措置あり。
設備：基準額（交付要綱で規定）の２分の１

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・募集は、年１回。（募集期間：１２～１月）【令和７年度の要望調査は令和７年１月に終了】

◆ 主な事例

Ｒ２実績
施設：耐震性貯水槽（水俣市他４町村）
設備：災害対応特殊自動車、高度救命処置用資機材（山鹿市）
災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）（水俣芦北広域消防本部）
災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（３０m級）（天草広域消防本部）

Ｒ３実績
施設：耐震性貯水槽（八代市他３町）
設備：災害対応特殊救急自動車、高度救命処置用資機材（八代広域消防本部）
救助工作車、救助用資機材、緊急消防援助隊用支援資機材等（水俣芦北広域消防本部）
災害対応特殊自動車、高度救命処置用資機材、搬送用アイソレーター装置
（天草広域消防本部）

Ｒ４実績
施設：耐震性貯水槽（阿蘇市他５町）
設備：災害対応特殊救急自動車、高度救命処置用資機材、搬送用アイソレーター装置
（水俣芦北広域消防本部）
支援車Ⅲ型、支援車Ⅳ型（天草広域消防本部）

Ｒ５実績
施設：耐震性貯水槽（山鹿市他３町）
設備：災害対応特殊救急自動車、高度救命処置用資機材、支援車Ⅲ型、支援車Ⅳ型
（天草広域消防本部）

Ｒ６実績
施設：耐震性貯水槽（あさぎり町他４町）
設備：災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（Ｉ型）（八代広域行政事務組合）

14.熊本県消防施設設備整備費補助金

所管省庁等：熊本県

○県主管課：総務部市町村・税務局消防保安課

◆ 事業の目的及び概要

市町村の消防施設・設備の強化及び県下消防団の活性化を促進する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

消防用車両（小型動力ポンプ積載車、資機材搬送車）、ドローン

◆ 財政支援措置

補助率
基準額（交付要項で規定）の３分の１以内

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・募集は、年１回。（募集期間：５月～６月）
単年度要項であるため、内容が変更になる場合あり。

◆ 主な事例

Ｈ２５実績
消防団活性化分：小型動力ポンプ積載車（熊本市他４市村）
Ｈ２６実績
消防団活性化分：小型動力ポンプ積載車（熊本市他４市町村）
Ｈ２７実績
消防団活性化分：小型動力ポンプ積載車（熊本市他４市村）
Ｈ２８実績
消防団活性化分：小型動力ポンプ積載車（熊本市他４市町村）
Ｈ２９実績
消防団活性化分：小型動力ポンプ積載車（熊本市他４市町村）
Ｈ３０実績
消防団活性化分：小型動力ポンプ積載車（熊本市他４市町村）
Ｒ１実績
消防団活性化分：小型動力ポンプ積載車（熊本市他４町村）
Ｒ２実績
消防団活性化分：小型動力ポンプ積載車（山鹿市他４市町）
Ｒ３実績
消防団活性化分：小型動力ポンプ積載車（熊本市他４市町）
Ｒ４実績
消防団活性化分：小型動力ポンプ積載車（宇土市他４市町村）
Ｒ５実績
消防団活性化分：小型動力ポンプ積載車（宇土市他２市町村）
資機材積載車（産山村）、ドローン（水上村）
Ｒ６実績
消防団活性化分：小型動力ポンプ積載車（熊本市他４市町）

15.消防団設備整備費補助金

所管省庁等：総務省消防庁

○県主管課：総務部市町村・税務局消防保安課

◆ 事業の目的及び概要

消防団の装備の改善を促進し、地域の消防防災体制の確立を図る。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（消防団）

◆ 対象事業等

・ＡＥＤ　・油圧切断機　・エンジンカッター　・ドローン
・ジャッキ　・トランシーバー　・発電機　・投光器
・排水ポンプ　・ボート　・救命胴衣　・切創防止用保護衣等

◆ 財政支援措置

補助率
予算の範囲内で補助対象設備の整備費の３分の１以内

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・募集は不定期　【令和７年度の要望調査は令和７年２月に終了】

◆ 主な事例

Ｒ３実績
救命胴衣（熊本市）
耐切創性手袋（宇土市）
発電機（合志市）
排水ポンプ（長洲町）
Ｒ４実績
高視認性雨衣（熊本市）
発電機（荒尾市、合志市）
投光器（荒尾市）
ボート（荒尾市）
救命胴衣（荒尾市）
切創防止用保護衣（荒尾市）
Ｒ５実績
切創防止用保護衣（人吉市）
発電機（合志市）
高視認性活動服（大津町）
切創防止用保護衣（南阿蘇村）
Ｒ６実績
自動体外式除細動器（湯前町）
高視認性防寒衣（湯前町）

16.新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代・ソフト）

所 管 省 庁 等 ： 内 閣 府

○県主管課：総務部市町村・税務局市町村課
企画振興部企画課

◆ 事業の目的及び概要

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援するもの。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合　□その他

◆ 対象事業等

地方版総合戦略に位置付けられた以下の事業。
・農林水産（しごと創生）
・観光振興（しごと創生）
・ローカルイノベーション（しごと創生）
・地方への人の流れ
・働き方改革
・まちづくり

◆ 財政支援措置

補助率　１／２
※地方負担に対する地方財政措置については、ソフト事業のうち５割は標準的な経費として普通交付税により、残りの５割については、事業費に応じて特別交付税により措置される。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・年２回募集
（Ｒ７参考）第１回：Ｒ６．１２月下旬～Ｒ７．１月下旬、第２回：Ｒ７．４月下旬～６月上旬
・地域再生法に基づく交付金（法律補助）であり、地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた事業に対して交付される。
・交付対象事業の予算計上時期について、国の令和７年度当初予算が充当される事業について、令和７年度内に予算計上する事業が申請対象となる。

◆ 主な事例

Ｒ７年度　熊本市　「創業支援と地場企業の強化によるくまもと創生プロジェクト」
美里町　「選ばれる美里町（持続可能なまちづくり事業)」
天草市　「林業６次産業化推進事業」

17.新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代・ハード）

所 管 省 庁 等 ： 内 閣 府

○県主管課：総務部市町村・税務局市町村課
企画振興部企画課

◆ 事業の目的及び概要

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援するもの。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合　□その他

◆ 対象事業等

地方版総合戦略に位置付けられた以下の事業。

・農林水産（しごと創生）
・観光振興（しごと創生）
・ローカルイノベーション（しごと創生）
・地方への人の流れ
・働き方改革
・まちづくり

◆ 財政支援措置

補助率　１／２

※地方負担に対する地方財政措置については、一般補助施設整備等事業債又は補正予算債の対象となる予定

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・年２回募集
（Ｒ７参考）第１回：Ｒ６．１２月下旬～Ｒ７．１月下旬、第２回：Ｒ７．４月下旬～６月上旬
・地域再生法に基づく交付金（法律補助）であり、地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた事業に対して交付される。
・交付対象事業の予算計上時期について、国の令和７年度当初予算が充当される事業について、令和７年度内に予算計上する事業が申請対象となる。

◆ 主な事例

Ｒ７年度　水上村　「水上村陸上競技場整備事業」
相良村　「川辺川賑わい創出拠点整備事業」
熊本市　「熊本市動植物園サバンナエリア（開園１００周年記念エリア）整備事業」

18.地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）

所管省庁等：総務省

○県主管課：総務部市町村・税務局市町村課
企画振興部企画課

◆ 事業の目的及び概要

地域の資源と地域の資金（地域金融機関の融資等）を活用して、地域における経済循環を創造し、新たに持続可能な事業を起こすモデルの構築に取り組む地方公共団体を支援する。

◆ 事業主体

■県（補助事業者）　■市町村（補助事業者）　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

地域金融機関等から融資等を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、地方公共団体が助成する経費に対し、総務省が交付金として交付する。

【交付対象経費】
・施設整備費、機械装置費、備品費、調査研究費
※地域活性化ファンド、民間クラウドファンディング等による出資を受ける事業も対象とする。
※事業の採択に当たっては、事業が地域経済イノベーションサイクルとして効果の高いビジネスモデルを有すること、新規性があること、地域課題の解決に資することなどが求められる。
※重点支援
①生産性向上に資するデジタル技術の活用　②脱炭素に資する地域再エネの活用
③地域の女性や若者の活躍に関連する事業

◆ 財政支援措置

・１事業当たり、民間事業者に対する公費による交付額（上限：２,５００万円※）の１／２を補助事業者に交付。
（ただし、条件不利地域で財政力が弱い市町村は、交付率２／３，３／４。）
※融資額（又は出資額）が公費による交付額の１．５倍以上２倍未満の場合、公費による交付額は３，５００万円を上限とし、２倍以上の事業については、公費による交付額は５,０００万円を上限とする。
・上記の重点支援に関連する事業であって、新規性・モデル性の極めて高い事業については国費３／４により支援。
・Ｈ３０年度より、地方負担額に特別交付税措置がある。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

【募集スケジュール】
・随時受付（毎月末日（土日祝の場合は、直前の開庁日）までに応募があった事業についてとりまとめ、有識者審査を経た後、交付申請書を提出し、応募の翌々月下旬に交付決定。）
【留意事項等】
・「公費による交付額」：「地域金融機関による融資等」＝１：１以上である事が条件。
・交付対象事業は、地域の資金の活用（地域金融機関の融資等）を伴うものとし、当該地域金融機関（地域活性化ファンド又は民間クラウドファンディングによる資金のみを活用する場合においては、商工会議所等）による事業採算性の審査を経たものであること。

◆ 主な事例

【Ｈ２９～Ｒ４】　応募実績なし
【Ｒ５】　　上天草市　「TAYUTA」樋合地区リゾートホテル開発

19.企業版ふるさと納税寄附活用事業（人材派遣型含む）

所 管 省 庁 等 ： 内 閣 府

○県主管課：総務部市町村・税務局市町村課
企画振興部企画課

◆ 事業の目的及び概要

・国の認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に法人関係税から税額控除するもの。
・人材派遣型については、専門的知識やノウハウを持った企業の人材を地方公共団体の職員として派遣し、地方創生に係る事業に従事してもらうことで、一層の取組を充実・強化することができる。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

・地域再生計画に記載されている事業

◆ 財政支援措置

【①企業版ふるさと納税】
・損金参入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、令和２年度税制改正により拡充された税額控除（寄附額の最大６割）により、最大で寄附額の９割が軽減される。

【②企業版ふるさと納税（人材派遣型）】
・派遣した人材の人件費相当額の寄附により、当該経費の最大約９割まで税額控除を受けることができる。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

企業版ふるさと納税に係る地域再生計画認定申請（参考　Ｒ６：３回（年）　５月、９月、１月）

【①企業版ふるさと納税】
・寄附額の下限は１０万円
・上限は、地域再生計画記載の事業費の範囲内
・基金への積み立ても可能。（設置条例と執行計画表を事前に提出する必要がある）
・令和７年度以降、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を受けたときは、当該事業を適切に実施しているかどうかを、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施状況確認結果報告書」をチェックリストのように用いて、確認する必要がある。
【②企業版ふるさと納税（人材派遣型）】
・寄附があった年度と同一年度しか使用できない。

◆ 主な事例

【①企業版ふるさと納税】
・企業版ふるさと納税各市町村実績　内閣府 HP：https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

【②企業版ふるさと納税】（人材派遣型）
・荒尾市（令和４年度　株式会社肥後銀行）
・菊池市（令和５年度　第一生命株式会社）

20.物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

所　管　省　庁　等　：内閣府、総務省

○県主管課：総務部市町村・税務局市町村課、企画振興部企画課

◆ 事業の目的及び概要

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年11月２日閣議決定）に掲げる物価高から国民生活を守るの事項についての対応として、地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的で必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した臨時交付金実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図ることを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他　※詳細は該当箇所の後ろに（　）で記入してください

◆ 対象事業等

1. 推奨事業メニュー
＜生活者支援＞
① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
③ 消費下支え等を通じた生活者支援
④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
＜事業者支援＞
① 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
② 農林水産業における物価高騰対策支援
③ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
④ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援
2. 低所得世帯支援枠（Ｒ５非課税・７万円給付）
3. 給付金・定額減税一体支援枠の交付対象事業（均等割のみ課税・こども加算・新たな非課税等・調整給付）
4. 低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠（Ｒ６非課税・３万円、こども加算・２万円、不足額給付）
5. 給付支援サービス活用枠

◆ 財政支援措置

令和７年度の交付限度額は、令和６年度に本省繰越した交付額及び対象となる国庫補助事業の地方負担額等を基礎として算定した額となる見込み。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

【募集スケジュール】令和７年度は、６月下旬、１０月下旬、１月下旬の３回が実施計画の提出時期となっている。
【留意事項】令和７年度実施計画に掲げる交付対象事業の追加、変更を行う場合は内閣府が実施計画の提出を受け付けている時期にのみ可能。

◆ 主な事例

全自治体の令和６年度までに実施計画に掲載されている事業（地方単独事業）については、内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」において公表されており、他の自治体の臨時交付金の活用事例や実施計画の内容について確認することができる。

21.連携中枢都市圏構想

所 管 省 庁 等 ： 総 務 省

○県主管課：総務部市町村・税務局市町村課
企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

地域において、相当の規模と中核性を備える連携中枢都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、圏域全体の「経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」に取り組むことにより、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する。

◆ 事業主体

□県　■市町村（・連携中枢都市：指定都市（人口５０万人以上）又は中核市（人口２０万人以上）であり、近隣地域に都市機能が及んでいる昼夜間人口比率１以上の市　・連携市町村：通勤通学１０%圏など、連携中枢都市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活において密接な関係にある市町村）　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

連携中枢都市が、連携市町村との間で相互の役割分担を決め、次の３つの取組みを実施
・圏域全体の経済成長のけん引（産学金官の共同研究・新商品開発支援、六次産業化支援等）
・高次の都市機能の集積・強化（高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備等）
・圏域全体の生活関連機能サービスの向上（地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成等）

◆ 財政支援措置

○連携中枢都市：（普通交付税）圏域人口７５万の場合、年間約２億円
（特別交付税）人口・面積等を勘案し上限額を設定（対象経費の８割を措置）
○連携市町村：（特別交付税）１市町村あたり年間１，８００万円を上限
（対象経費の８割を措置）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・連携中枢都市圏構想についての詳細は、「連携中枢都市圏構想推進要綱」を参照。

◆ 主な事例

・熊本連携中枢都市圏（熊本市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町）

※下線が連携中枢都市

22.「集落支援員」制度

所 管 省 庁 等 ： 総 務 省

○県主管課：総務部市町村・税務局市町村課
企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と協力して集落の巡回、状況把握等を実施。集落支援員が、集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間で話し合いの促進等を実施。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施
※点検項目の例：「人口・世帯の動向」、「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」、「地域資源、集落外との人の交流、ＵＩターン、他集落との連携の状況など」
・集落点検の結果を活用し、集落のあり方について話し合い
・集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策を実施
※施策の例「デマンド交通システムなど地域交通の確保」、「都市から地方への移住・交流推進」、「特産品を生かした地域おこし」、「農山漁村教育交流」、「高齢者見守りサービスの実施」、「伝統文化継承」、「集落の自主的活動への支援」など

◆ 財政支援措置

支援員１人当たり５００万円を上限
（自治会長等が兼務する場合、１人当たり４０万円を上限。ただし、支援員の活動時間が週１５時間３０分以上ある旨を地方公共団体の設置要綱等に規定して委嘱する場合を除く。）

【特別交付税の算定対象】
・集落支援員の設置に要する経費
・集落点検の実施に要する経費
・集落における話し合いの実施に要する経費
・地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・この制度は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。
・通年実施

◆ 主な事例

【県内の支援員（専任のみ）※特別交付税ベース】

Ｈ３０	高森町（１名）、西原村（１名）、南阿蘇村（３名）、山都町（１名）、多良木町（１名）
Ｒ１	高森町（１名）、南阿蘇村（３名）、山都町（１名）、多良木町（１名）
Ｒ２	高森町（２名）、南阿蘇村（２名）、山都町（１名）、多良木町（１名）
Ｒ３	高森町（８名）、南阿蘇村（１名）、甲佐町（１名）、山都町（１名）、多良木町（１名）
Ｒ４	南小国町（１名）、高森町（１０名）、南阿蘇村（１名）、甲佐町（２名）、山都町（１名）、多良木町（１名）
Ｒ５	南小国町（２名）、高森町（１５名）、甲佐町（１名）、多良木町（１名）、相良村（１名）、球磨村（１名）
Ｒ６	山鹿市（１名）、南小国町（２名）、高森町（１７名）、甲佐町（２名）、山都町（１名）、多木町（１名）、相良村（１名）、球磨村（１名）苓北町（２名）

23.「外部専門家（地域力創造アドバイザー）」派遣制度

所 管 省 庁 等 ： 総 務 省

○県主管課：総務部市町村・税務局市町村課
企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について総務省が支援。

◆ 事業主体

□県　■市町村（定住自立圏を実施する市町村、又は条件不利地域を有する市町村）
□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

市町村外在住の外部専門家（地域力創造アドバイザー）を年度内に延べ１０日以上又は５回以上（※１）招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合、市町村（※２）に対して特別交付税措置

※１：日帰りの場合は１回当たり６時間程度を確保すること、リモートも可

※２：対象市町村

次のうち、いずれかに該当する地方自治体

・三大都市圏外の市町村

・三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

◆ 財政支援措置

【特別交付税の算定対象等】

【対象経費】

・外部専門家及び外部専門家の活動を支援する者（※３）に対する旅費・謝金（報償費）

※３：地域人材ネット登録者もしくは外部専門家に『準ずる』指導を行うことができる者

・ワークショップ等に係る経費（印刷費、車両・会場借上費に限る。）

・先進自治体職員（組織）を活用する場合、謝金（報償費）は対象外

【上限額等】

・民間専門家等活用　５９０万円を上限

・先進自治体職員（組織）活用　２４０万円を上限

※財政力指数による補正あり

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・外部専門家（地域人材ネット登録者）については、総務省ホームページに掲載

・令和７年４月現在、６５９名（組織を含む）を登録

（民間専門家６３３名、先進市町村の職員２６名、先進自治体の組織２組織）

・募集スケジュール

５月　募集

６月～２月　事業実施

１２月　中間報告

３月　最終報告

◆ 主な事例

※特別交付税ベース

Ｒ１　水俣市、天草市　Ｒ２　水俣市、天草市　Ｒ３　天草市　Ｒ４　なし

Ｒ５　宇土市、美里町

Ｒ６　荒尾市、宇土市、南関町、南阿蘇村、氷川町

24.「地域活性化起業人制度」

所 管 省 庁 等 ： 総 務 省

○ 県 主 管 課：総務部市町村・税務局市町村課
企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

三大都市圏に所在する企業等の社員が、そのノウハウや知見を活かし、一定期間、地方自治体において、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、安心・安全につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して、地方圏へのひとの流れを創出。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

【地域における起業人の活動事例】
・観光連携組織（DMO、観光協会等）において、滞在型観光や外国人観光客誘客など企画商品の開発や運営に従事
・職務経験を活かし、接遇講座の講師や企業が運営する広報誌やマルシェと連携した特産品販売事業に対する助言を実施
・既存事業についてマーケティング分析やビッグデータの活用により検証し、今後の事業の方向性について提案

【活動地域】
次のうち、いずれかに該当する地方自治体
・三大都市圏外の市町村
・三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

◆ 財政支援措置

【特別交付税の算定対象等】
＜対象＞
・企業派遣型：①自治体と企業が協定を締結②受入自治体区域内での勤務日数が月の半分以上
・副業型：①自治体と企業に所属する個人が協定を締結②月４日以上かつ月２０時間以上勤務
③受入自治体における滞在日数は月１日以上
・シニア型：①自治体と企業を退職した個人が協定を締結②月４日以上かつ月２０時間以上勤務
③受入自治体における滞在日数は月１日以上

＜特別交付税＞
・起業人の受入の期間前に要する経費　上限額　年間１００万円（措置率０.５）／団体
・受入の期間中に要する経費　上限額　年間５９０万円／人
（副業型及びシニア型は報酬上限１００万円／人＋旅費上限１００万円／人の合計２００万円／人）
・起業人が発案、提案した事業に要する経費　上限額　年間１００万円（措置率０.５）／人

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・Ｒ７から新たに「シニア型地域活性化起業人」が追加され、企業で活躍し退職した個人が自治体の業務に従事し、地域活性化や定住促進、関係人口の創出・拡大等につながる業務に従事することが特別交付税措置の対象となる。
・通年実施

◆ 主な事例

※特別交付税ベース
Ｈ３０：天草市　Ｒ１：天草市、南小国町　Ｒ２：天草市、南小国町、高森町、多良木町
Ｒ３：玉名市、宇城市、高森町など（１２市町村）Ｒ４：玉名市、合志市、益城町など（１７市町村）
Ｒ５：宇土市、天草市、大津町など（１７市町村）Ｒ６：宇土市、天草市、大津町など（１８市町村）

25.「移住定住」の促進

所 管 省 庁 等 ： 総 務 省

○ 県 主 管 課：総務部市町村・税務局市町村課
企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるためには、地方から大都市への人口流出に歯止めをかけ、地方への新しい人の流れを生み出すことが重要であり、そのためには地方移住を希望する国民の様々なニーズに応えるため、地方移住についての支援施策の体系的・一体的な推進が必要である。そのため、地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について地方財政措置を創設。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

①移住希望者等に対する情報発信
・移住相談会、移住セミナー等の開催に要する経費、移住関連イベント等への相談ブースの出展に要する経費、移住関連パンフレット等の制作に要する経費、職員旅費　等
②移住体験の実施や受入地域における移住者の受入環境の整備
・移住希望者等又は移住者等と地域住民との交流イベントの開催経費、移住体験ツアーの実施に係るバス借上げ料等の経費、就職支援、住宅改修への助成　等
③移住コーディネーター又は定住支援員の設置に要する経費

◆ 財政支援措置

【特別交付税の算定対象等】
「地方自治体が実施する移住・定住対策の推進について」
（平成２７年１２月１４日総行応第３７９号）
Ⅰ 地方自治体が実施する移住・定住対策に要する経費
・上記①～②の対象事業に要する経費（人件費を除く。）
・算入率０.５×財政力補正
Ⅱ 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費
・上記③の「移住コーディネーター」又は「定住支援員」を設置する場合の報償費等及び活動経費
・１人当たり３５０万円上限（兼任の場合４０万円上限）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

上記の対象経費については、当該地域への移住・定住の推進を目的として実施する事業に限るものであること。

◆ 主な事例

※特別交付税ベース
Ｈ３０　天草市、菊池市、氷川町　など（３２市町村）
Ｒ１　天草市、菊陽町、南阿蘇村　など（３４市町村）
Ｒ２　天草市、山鹿市、南阿蘇村　など（３１市町村）
Ｒ３　天草市、和水町、御船町　など（３６市町村）
Ｒ４　天草市、南小国町、南阿蘇村　など（３５市町村）
Ｒ５　熊本市、山鹿市、天草市　など（３５市町村）
Ｒ６　熊本市、山鹿市、菊池市　など（３６市町村）

26.「地域おこし協力隊」制度

所 管 省 庁 等 ： 総 務 省

○県主管課：総務部市町村・税務局市町村課
企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員はおおむね１年以上３年程度地域で生活し、地域協力活動に従事。

また、それらの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図ることを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

地域協力活動：地域力の維持・強化に資する活動
（地域協力活動の例）地域おこし活動の支援、農林水産業の応援、住民の生活支援　等

◆ 財政支援措置

【特別交付税の算定対象等】
・募集に係る経費として、１自治体当たり３５０万円を上限
・住民との交流を含む、２泊３日以上の地域協力活動の体験プログラム（おためし地域おこし協力隊）に要する経費として、１自治体当たり１００万円を上限
・地域おこし協力隊インターンのプログラム作成等に要する経費について、１自治体当たり１００万円を上限、参加者の活動に要する経費として１人／１日あたり１．２万円を上限
・隊員１人あたり５５０万円を上限（報償費３５０万円・活動費２００万円）
※ただし、隊員のスキル等を考慮したうえで、報償費を最大４５０万円まで支給可能（１人当たりの上限５５０万円は変わらない）。
・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費として、１自治体当たり２００万円を上限
・地域おこし協力隊員等の起業・事業継承に要する経費として、任期２年目から任期終了後１年以内に起業する者又は事業を引き継ぐ者１人当たり１００万円を上限
・任期を終了した者が引き続き定住するための空き家の改修に要する経費について、住居とするための空き家の改修に要する経費（措置率０．５）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・委嘱期間は、おおむね１年以上、最長３年とする。
・通年実施

◆ 主な事例

【県内隊員数（※特別交付税ベース）】

Ｈ３０	計１３７名	菊池市、天草市、御船町　など（３６市町村）
Ｒ１	計１６３名	菊池市、高森町、南阿蘇村　など（３９市町村）
Ｒ２	計２０１名	高森町、御船町、南阿蘇村　など（３６市町村）
Ｒ３	計２１５名	高森町、御船町、南阿蘇村　など（３９市町村）
Ｒ４	計２５０名	高森町、御船町、南阿蘇村　など（４０市町村）
Ｒ５	計３０２名	高森町、御船町、南阿蘇村　など（４０市町村）
Ｒ６	計３２７名	高森町、御船町、南阿蘇村　など（４３市町村）

27.新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型 TYPE1)

所 管 省 庁 等 ： 内 閣 府

○県主管課：総務部市町村・税務局市町村課
企画振興部デジタル戦略局デジタル戦略推進課

◆ 事業の目的及び概要

デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援する。

具体的には、他の地域等で既に確立されている優良なモデルやサービスを活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業に取り組む地方公共団体に対し、その立ち上げに必要なハード／ソフト経費を単年度に限り、国が交付金で支援する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合　□その他

◆ 対象事業等

以下の要件を満たすものを対象事業とする。（①、②は TYPE1,TYPEV の共通要件）

①デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること
②コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制が確立されているものであること
③他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取り組みであること

◆ 財政支援措置

補助率１／２（交付上限：１億円／１事業）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・年１回募集　１２月～２月（令和７年度実施事業）
・国が①サービス内容（政策目的への適合性）、②推進体制、③事業計画、④政策的優遇措置を評価し、その評価が高かった事業に交付。

◆ 主な事例

令和７年度実施事業の交付決定状況：３０市町村及び１一部事務組合７９事業

28.新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型 TYPEV)

所管省庁等：内閣府、デジタル庁

○県主管課：総務部市町村・税務局市町村課
企画振興部デジタル戦略局デジタル戦略推進課

◆ 事業の目的及び概要

デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援する。

具体的には、デジタル庁が地方公共団体に提供又は推奨するシステム又はサービスを活用して行われる取組、又はブロックチェーン、NFT、Web3.0 等をはじめとする新たなデジタル技術やデジタル公共財を複数の地方公共団体が共同で調達・利用し、効率的かつ効果的に地方創生に取り組むものを支援する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合　□その他

◆ 対象事業等

以下の①～③の要件を満たすものを対象事業とする。（①、②は TYPE1,TYPEV の共通要件）

①デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組むもの
②コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制が確立されているものであること
③複数の自治体が必要なツールを共同で調達・利用する取組であって、以下のいずれかに合致するもの

- デジタル庁が地方公共団体に提供又は推奨するシステム又はサービス（デジタル公共財）を活用して行われる取組
  【データ連携基盤、デジタル認証アプリ、マイキープラットフォーム、公的個人認証（JPKI）、デジタル地方創生サービスカタログの掲載サービスの一部などを活用して行われる取組】
- 地方創生 2.0 の趣旨に則り、新技術等を活用したデジタル庁が先駆的と認める取組
  【Web3.0 手法を活用した取組、AI を用いて住民の行動変容を促すサービス又はマイナンバーカードの新規用途開拓など、将来的にデジタル公共財としてのポテンシャルを持つツール（新興型デジタル公共財）を活用した取組】

◆ 財政支援措置

補助率２／３（交付上限：４億円／１事業）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・年１回募集　１２月～２月（令和７年度実施事業）
・国が①サービス内容（政策目的への適合性）、②推進体制、③事業計画、④政策的優遇措置を評価し、その評価が高かった事業に交付。

◆ 主な事例

令和７年度実施事業の交付決定状況：無し

29.ふるさとものづくり支援事業

所管省庁等：（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市町村が補助を行う場合に、ふるさと財団が当該市町村に対し、補助金を交付することで、地域産業の育成・振興に資するよう地域における投資や雇用の創出を図ることを目的とする。

◆ 事業主体

□県　■市町村（企業等に対する補助金は市町村から交付）　□一部事務組合
□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○対象事業

企業等に対して市町村が地域特産品となる新商品開発等に必要な経費の補助を行う場合に、市町村に対して補助金を交付する。

① 新商品開発等支援補助金

将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発を行うことで地域産業の発展が図られる事業（経費の規模に応じて補助金を交付）

（補助対象経費の上限額）１５，０００千円（※）

② 販路開拓支援補助金

これまでに新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた事業化・市場調査・販路開拓等を実施する事業

（補助対象経費の上限額）３，０００千円

※ １年目に①、２年目に②の補助金を申請することも可能。
その場合、①の補助金の補助対象経費の上限額は１２，０００千円

○対象期間　令和７年４月１日～令和８年２月２０日

◆ 財政支援措置

◆ 補助対象経費の1/2～7/１０以内（過疎地域・みなし過疎地域、離島地域、特別豪雪地域においては、7/１０～9/１０以内）

※補助率は、原則として、通常地域にあっては1/2 以内、過疎地域にあっては7/１０以内とするが、市町村が事業者に対し独自に補助を行う場合、財団は市町村補助額と同等額（補助対象経費の1/１０ に相当する額を上限）を上乗せして交付することができる。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○政令指定都市以外の市町村は、県を経由して申請する。
○令和７年度分は、募集終了
○公募期間（令和7年度分）：Ｒ６.９.１３～Ｒ６.１１.１５（募集終了）
※年度により公募期間は変わります。

◆ 主な事例

Ｈ２２　高機能性マイクロバブル発生装置の応用展開（荒尾市）
Ｒ１　高精彩テレビモニタ用蛍光量子ドットの開発（上天草市）
Ｒ２　南阿蘇鉄道あか牛せっけんの開発（高森町）

30.地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資）

所管省庁等：（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

民間企業の活力により地域の振興を推進するため、地域の民間企業の事業に対して長期の無利子融資を行う。対象事業の要件は、細かく規定されているものではなく、それぞれの地方公共団体が地域の実情に応じて幅広い分野の事業に対して支援できる制度となっている。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（法人格を有する民間事業者（第三セクターを含む））

◆ 対象事業等

○対象事業

地域振興につながるあらゆる分野の民間事業。以下の要件を全て満たすことが必要。

① 公益性、事業採算性等の観点から実施されるもの

② 事業の営業開始に伴い、事業地域内において以下の新たな雇用の確保が見込まれること

・市町村融資　１人以上　・県、政令指定都市融資　５人以上

・地域脱炭素化促進事業計画　１人以上

・再生可能エネルギー電気事業　１人以上

※除外される事業

・ 第三者に売却又は分譲することを予定する施設

・ 風営法に規定する風俗営業等の用に供される施設

③ 融資下限額：１００万円以上

○対象費用

① 設備の取得等に係る費用

② 試験研究開発費等、当該設備の取得に伴い必要となる付随費用

※工期が複数年度にわたる事業については、そのうち連続する４ヶ年以内が対象期間。

◆ 財政支援措置

・貸付利率　無利子

・融資比率　通常の地域：５０％　過疎地域等：６０％

・融資限度額　県、政令指定都市融資：８０億円　市町村融資：２０億円

・融資期間（償還期間）　５年以上２０年以内（５年以内の据置期間を含む。）

・担保　民間金融機関による連帯保証が必要（保証料が必要）

・借入必要額のうちふるさと融資以外の借入は、民間金融機関、政府系金融機関、地方公共団体の制度融資等から任意に調達。

・償還方法　元金均等半年賦償還

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・融資資金は地方公共団体の起債でまかなわれるが、起債同意された一般事業(地域総合整備資金貸付事業分：充当率１００%)に係る地方公共団体の利子負担分の７５%については、地方交付税により措置される。

◆ 主な事例

○交通・通信基盤整備分野（空港ターミナルビル建設事業等）

○地域産業振興分野（菓子製造工場増設事業等）

○リゾート・観光振興分野（温泉宿泊施設建設事業等）

○文化・教育・福祉・医療分野（病院増改築等事業等）　など

31.移住・定住・交流推進支援事業

所管省庁等：（一財）地域活性化センター

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

地方が都市住民等を受け入れる移住や交流人口の増加等につながる地域交流の推進により、地域を活性化する事業に対し助成を行う。

◆ 事業主体

□県　■市町村（地方自治法の規定に基づき設置された協議会を含む）　■一部事務組合　■広域連合　■その他（ＮＰＯ、ボランティア団体、各種協議会、商工会議所等。ただし、助成対象団体は市町村等に限る。）

◆ 対象事業等

都市住民などの移住交流の推進や住民同士の交流を推進することにより、地域を活性化する事業とし、次の基準に適合するものとする。

①市町村等もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。なお、計画策定のみに係る事業については、対象外とする。

②助成終了後の事業展望が明確であり、継続・発展して実施されると認められるものであること。

③他に国の補助金の交付を受けていないこと。

◆ 財政支援措置

助成対象経費は、市町村等が実施する事業費、又は事業を実施する地域団体等に対して市町村等が行う補助に要する経費とする。

○助成額　２００万円以内（1,０００円未満切り捨て）

○助成率　１０／１０以下

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○市町村等及び地域団体等は、事業成果について各種媒体を通じて積極的に広報するよう努めること。

○事業採択に当たっては、他に見られない先駆的・独創的な事業を優先し、全体事業費に対する委託料の割合が高い事業については、事業内容によっては優先順位を低くする。

○申請件数は、県で３件以内。

○令和７年度事業の募集は終了（Ｒ６．１１．２９～Ｒ６．１２．２０）。

※年度により公募期間は変わります。

◆ 主な事例

Ｈ２７　集落・定住支援センター整備事業（菊池市）

Ｈ２８　ＡＳＯお試し生活体験支援事業（阿蘇市）

移住者・産山体験ツアー「千年草原の守り人になる」（産山村）

Ｈ２９　空き家バンク・移住・定住促進事業（南阿蘇村）

「あらたま魅力体感婚活ツアー」による移住・定住・交流推進事業（有明広域行政事務組合）

Ｈ３０　滞在型婚活ツアー「27時間あらたま満喫！田舎暮らし体験『結』ツアー」による移住・定住・交流推進事業（有明広域行政事務組合）

Ｒ２　人と地球に優しい地域づくり推進事業（上天草市）

Ｒ４　湯島特産品の販売拡大による地域の活性化事業（上天草市）

Ｒ５　「ＤＩＹ木の学校」の仕組み構築による空き家課題解決・移住促進事業（上天草市）

Ｒ６　伝統舞踊「ほたる夜想曲」を核とした地域PRプロジェクト（菊池市）

Ｒ７　「暮らしを味わう宿泊施設」空き家DIYプロジェクト（あさぎり町）

32.地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業

所管省庁等：（一財）地域活性化センター

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

（一財）全国市町村振興協会の助成金を財源に、自治体・地域・集落における交流や移住の促進のために雇用の場の創出や次世代を担う若者や女性が活躍する地域づくりを支援するため、「地方創生」に向けて市町村や地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対し、助成を行う。

◆ 事業主体

□県　■市町村（地方自治法の規定に基づき設置された協議会を含む）　■一部事務組合
■広域連合　■その他（ＮＰＯ、ボランティア団体、各種協議会、商工会議所等。ただし、助成対象団体は市町村等に限る。）

◆ 対象事業等

将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民とともに実施する下表の事業とし、以下の基準に適合するもの。
①助成対象団体、地域団体等が自主的・主体的に実施するもの。
②事業展望が明確で、助成終了後も継続・発展して実施されると認められるもの。
③他に国の補助金を受けていないこと。

事業区分	助成金の上限
ア　地方創生人材育成伴走型支援事業	１件につき１５０万円以内
イ　地域経済循環分析事業	１件につき２００万円以内
ウ　一般事業	１件につき１５０万円以内

◆ 財政支援措置

助成対象経費は、助成対象団体が実施する事業費、又は事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費とする。
○助成額：上表のとおり
○助成率：１０／１０以下

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・事業成果については、各種媒体を通じて積極的な広報に努めること。
採択に当たっては、ほかに見られない先駆的・独創的な事業を優先する。全体事業費に対する委託料の割合が高い事業については、内容によっては優先順位を低くするものとする。
○令和７年度事業の募集は終了（Ｒ６．１１．２９～Ｒ６．１２．２０）。
※年度により公募期間は変わります。

◆ 主な事例

Ｒ４　人吉市　鉄道愛を結集した創造的復興拠点づくり事業
　　八代市　やつしろ未来創造塾事業
Ｒ５　菊池市　住んでよし、訪れてよし、365日キュンなまち菊池温泉街魅力創出事業
　　上天草市　上天草市地方創生人材育成伴走型支援事業
　　苓北町　志岐氏サミット事業
Ｒ６　菊池市　菊池市観光推進体制づくり事業
　　上天草市　上天草市地方創生人材育成伴走型支援事業Ⅱ
Ｒ７　菊池市　菊池市観光推進体制づくり事業
　　上天草市　上天草市地方創生人材育成伴走型支援事業Ⅲ

33.くまもと未来づくりスタートアップ補助金

所管省庁等：熊本県

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

県内各地の魅力ある地域づくりの推進や令和２年７月豪雨からの創造的復興等に向け、市町村や地域団体等による主体的な地域づくりの取組みの始動（スタートアップ）を支援

◆ 事業主体

□県　■市町村（市町村が参画する実行委員会・協議会等を含む）　■一部事務組合
■広域連合　■その他（地域づくり団体、地域コミュニティ組織、NPO 法人等の地域団体等）

◆ 対象事業等

（１）一般枠
県内各地の魅力ある地域づくりを推進するため、市町村等や地域団体等による地域の賑わいやつながりの創出など地域活性化に資する取組みの始動（スタートアップ）

（２）豪雨枠
令和２年７月豪雨からの創造的復興を図るため、市町村等や地域団体等による地域の再生・発展に向けた取組み

（３）地域未来枠
地域未来創造会議の議論などを踏まえた市町村等による地域の未来を創造するための調査、計画策定、実証実験等の取組み

◆ 財政支援措置

補助対象経費の１／２（一部２／３）以内（一部補助率は対象事業によって異なるため、詳細は補助要項を参照）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

令和７年度の補助金の募集は終了しています。

◆ 主な事例

（１）一般枠
・移住者（外部人材）や若者を地域づくりの担い手とする取組み
・地域資源と休眠資源やＩＣＴを組み合わせた地域の宝探しや交流人口拡大の取組み

（２）豪雨枠
・被災した地域が復興していく様子を広く発信し、交流人口の拡大を目指す取組みや、域外への転出者もふるさととのつながりを保つ取組み
・人材確保や地域資源の磨き上げなど、地域共通の課題に対し、広域的に連携して取組むことにより効果的に解決を図る取組み
・球磨川と鉄道の２つのラインを活かし、地域資源を活用したツーリズムのモデルを開発するなど、県南地域ならではの観光振興モデルの創出につながる取組み

（３）地域未来枠
・二地域居住の推進に向けた調査・計画策定の取組み
・地元住民と観光客が共に活用できる公共交通の調査・実証実験

34.熊本県移住定住促進すまい・課題解決等支援補助金

所管省庁等：熊本県

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

移住定住の促進に向けて、移住者への「すまい」の改修等への支援や、移住施策に係る市町村の課題解決に要する経費の一部を市町村に対して助成する。

◆ 事業主体

□県　■市町村（補助金対象事業の実施主体）　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

（1）すまい支援金（ソフト）
市町村における移住者の定住につながる「すまい」に関するソフト面の支援を対象とした各種支援金

（2）すまい支援金（ハード）
市町村における移住者の定住につながる「すまい」に関するハード面の支援を対象とした各種支援金

（3）なりわい支援
市町村における移住者が実施する起業に要する経費の支援

（4）課題解決の取組み
市町村が移住定住に係る課題解決に向けた関係機関との連携等による取組み

◆ 財政支援措置

補助率、補助上限額等は対象事業によって異なるため、詳細は補助要項参照

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

５～６月　要項制定及び市町村からの募集開始
７月　交付決定
２月　変更申請受付
３月　実績報告、額の確定

◆ 主な事例

Ｒ３　玉名市ほか 10 市町村
Ｒ４　熊本市ほか 11 市町村
Ｒ５　熊本市ほか 20 市町村

35.地域再生制度

旧事業名：地域再生事業　　所管省庁等：内閣府

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

国が地域の自主的・自立的な取組みを支援することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図るとともに、その成功事例を全国に示すことにより、全国的な規模での地域の活力の増進を図ることを目的とする制度。

各種の支援措置により、各地域が地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を活かし、官民の適切な連携のもと、地域の創意工夫を凝らした自主的・自発的な取組みの環境整備を行い、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組みを支援する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置

① 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）(（旧デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ））

② 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

③ 地域再生支援利子補給金

④ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等

⑤ エリアマネジメント活動に係る負担金の徴収・交付(地域再生エリアマネジメント負担金制度)

⑥ 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等

⑦ 「小さな拠点」形成に係る手続・課税の特例

⑧ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例

⑨ 農地等の転用等の許可の特例　など

○地域再生計画と連動した支援措置

①過疎地域持続的発展支援交付金

②農山漁村振興交付金（農林水産省）

③地域公共交通確保維持改善事業（国土交通省）　など

◆ 財政支援措置

認定された地域再生計画に基づいて、各省庁が財政的な支援等を行う。（以下はその一部を紹介）

①新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）(（旧デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ））

②新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）(旧地方創生整備推進交付金（道、汚水処理施設、港整の整備））

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

本事業の各種支援措置を利用するには、県、市町村が地域再生計画を作成し、国から同計画の認定を受ける必要がある。

※地域再生計画の認定申請時期は、毎年５月、９月、１月頃（年３回）。

◆ 主な事例

○熊本市　民間活力を活用した健康づくり（介護予防）事業

○天草市　天草市デジタルアートの島創造事業

○錦町　コンパクトSDGｓスタディプログラムプロジェクト

36.過疎地域持続的発展支援交付金

所管省庁等：総務省

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

過疎地域における地域人材の育成、ICT等技術の活用等による地域課題に対応するためのソフト事業を行う「①過疎地域持続的発展支援事業」、過疎地域の集落再編を図るための「②過疎地域集落再編整備事業」、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備を行う「③過疎地域遊休施設再整備事業」及び継続的な集落の維持・活性化を図るための「④過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」について、その経費の全部又は一部を交付することにより、過疎地域の持続的発展を支援することを目的とする。

◆ 事業主体

■県（対象事業①の一部）
■市町村（対象事業①②③　過疎地域）（対象事業④　過疎地域等の各法指定地域）
■一部事務組合（対象事業①③）　□広域連合
■その他（対象事業④　地域運営組織等）

◆ 対象事業等

① 過疎市町村等が実施するICT等技術活用事業又は過疎市町村等及び都道府県が行う人材育成事業。
② 人口の著しい減少、高齢化の進展等によりその基礎的条件が著しく低下した集落を基幹集落等に移転する事業（集落移転事業）。基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に孤立散在する住居を基幹集落等に移転する事業（へき地点在住居移転事業）、地域における定住を促進するための住宅団地を造成する事業（定住促進団地整備事業）、地域における定住を促進するための基幹的集落に点在する空き家を有効活用して住宅を整備する事業（定住促進空き家活用事業）及び漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地を造成する事業（季節居住団地整備事業）。
③ 過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業。
④ 集落ネットワーク圏において、地域運営組織等が住民や各種団体との話合いの結果に基づき作成した、地域の目指すべき将来像とその実現に向けた方策に係る計画に基づき取組む事業。

◆ 財政支援措置

① 補助額：（市町村　１０／１０(上限２，０００万円), 県　６／１０(上限２，０００万円)）
② 補助額：交付対象経費の１／２
③ 補助額：交付対象経費の１／３
④ 補助額：１０／１０（上限１，５００万円　※事業に応じて上乗せ有り）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

１月　募集開始	３月～４月　有識者による評価	６月～７月	交付申請・交付決定
２月　募集締切	５月　選定・内示	交付決定後～	事業開始

◆ 主な事例

R4　水俣市　「つながる拠点」による安心なくらしづくり事業　①
　　相良村　過疎地域定住促進団地整備事業
R5　水俣市　ＩＣＴを活用した医療・介護・福祉サービス提供体制構築事業
　　～平常時から救急時まで、持続可能な地域一体のオンライン連携～　①
　　天草市　過疎地域遊休施設再整備事業　③
R6　人吉市　過疎地域における健康寿命の延伸に向けた保健指導支援システム構築事業　①
　　八代市　ICTを活用した地域コミュニケーション活性化事業　①
　　あさぎり町　テレワーク施設整備　③

37.一般コミュニティ助成事業（コミュニティ助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる宝くじ受託収入を財源とし、コミュニティ活動備品の整備等に対して助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行う。

◆ 事業主体

□県　　■市町村（政令指定都市を除く）　　□一部事務組合　　□広域連合
■その他（市町村が認めるコミュニティ組織（自治会・町内会等））

◆ 対象事業等

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業。

①生活環境の清潔、静かさ、美観の維持等（芝刈機等）
②健康の管理・増進（トレーニング用具、健康管理器具等）
③生活安全の確保推進（屋外放送設備等）
④お祭り、運動会、その他コミュニティ行事（テント、テーブル、イス等）
⑤文化・学習活動（視聴覚機器、調理用機器、椅子、テーブル等）
⑥体育・レクリエーション活動（照明施設､スポーツ用具等）
⑦福祉活動（点訳機、朗読用編集機材等）
⑧その他（コミュニティ掲示板等）
※　用地費、建築費、消耗品は助成対象外

◆ 財政支援措置

○助成率：１０／１０
○助成額：１００万円以上２５０万円以下

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○助成対象となるコミュニティ組織は、市町村における自治会・町内会等の地域的な共同活動を行っている団体又はその連合体であり、特定目的のために組織された宗教団体（宗教団体から派生した団体、傘下団体も含む）、営利団体（企業の体育・文化団体も含む）、公益法人、商工会、社会福祉協議会、観光協会、体育協会、趣味の愛好会・イベント等のために組織された団体、ＮＰＯ、その他その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は除かれる。
○市町村が助成対象となる場合は、コミュニティ組織の数等により、コミュニティ組織が事業実施主体となるよりも、市町村が事業実施主体となることが効率的な場合等でコミュニティ活動等の支援に直結する事業。
○助成対象事業は、国の補助金や地方債を充当していないものであること。
○助成金の交付を受けた者は、当該助成事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、当該施設又は設備若しくはイベント等ソフト事業のポスター・チラシ等にその旨の表示（財団が別に定める）を行うとともに、市町村の広報誌等を通じて宝くじの広報表示を行う必要がある。
○令和７年度事業の募集は終了（Ｒ６．８．２２～Ｒ６．１０．８）
※年度により公募期間は変わります。

◆ 主な事例

○採択件数
Ｒ２：３２件，Ｒ３：４２件　，Ｒ４：４７件，Ｒ５：４９件，Ｒ６：３７件，Ｒ７：２８件

38.コミュニティセンター助成事業（コミュニティ助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる宝くじ受託収入を財源とし、集会施設の整備等に対して助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行う。

◆ 事業主体

□県　■市町村（政令指定都市を除く）　□一部事務組合　□広域連合
■その他（市町村が認めるコミュニティ組織（自治会・町内会等））

◆ 対象事業等

○住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設整備
○対象事業は次の基準に適合するもの
・当該地区のコミュニティ活動推進のために必要な施設
・当該地区住民の協力の下に、コミュニティ計画に基づき実施するコミュニティセンターの建設整備
○助成対象
建設本体工事費、既存施設の修繕、付帯設備（電気、空調、給排水等）工事費及び同一年度に工事費と一体となった設計委託管理費、その施設に必要とされる備品
※土地の取得費・造成費、既存施設の撤去・処理及び外構工事に要する経費は助成対象外

◆ 財政支援措置

○助成率：対象となる総事業費の３／５以内
○助成額：２,０００万円以下

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○助成対象となるコミュニティ組織は、市町村における自治会・町内会等の地域的な共同活動を行っている団体又はその連合体であり、特定目的のために組織された宗教団体（宗教団体から派生した団体、傘下団体も含む）、営利団体（企業の体育・文化団体も含む）、公益法人、商工会、社会福祉協議会、観光協会、体育協会、趣味の愛好会・イベント等のために組織された団体、ＮＰＯ、その他その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は除かれる。
○市町村が助成対象となる場合は、コミュニティ組織の数等により、コミュニティ組織が事業実施主体となるよりも、市町村が事業実施主体となることが効率的な場合等でコミュニティ事業活動等の支援に直結する事業。
○助成対象事業は、国の補助金や地方債を充当していないものであること。
○助成金の交付を受けた者は、当該助成事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、当該施設又は設備若しくはイベント等ソフト事業のポスター・チラシ等にその旨の表示（財団が別に定める）を行うとともに、市町村の広報誌等を通じて宝くじの広報表示を行う必要がある。
○事業実施にあたり、土地の抵当権等の権利関係付着（含む抹消登記未済）や相続手続き未済の土地での事業は対象外。また、土地所有者全員からの承諾書等が得られない場合も対象外。
○申請件数は、県で３件以内。
○令和７年度事業の募集は終了（Ｒ６．８．２２～Ｒ６．１０．８）。
※年度により公募期間は変わります。

◆ 主な事例

○採択件数
Ｒ１：３件，Ｒ２：３件，Ｒ３：４件，Ｒ４：４件，Ｒ５：４件，Ｒ６：３件，Ｒ７：３件

39.青少年健全育成助成事業（コミュニティ助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる宝くじ受託収入を財源とし、青少年健全育成の事業に対して助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行う。

◆ 事業主体

□県　■市町村（政令指定都市を除く）　□一部事務組合　□広域連合
■その他（市町村が認めるコミュニティ組織（自治会・町内会等））

◆ 対象事業等

青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加する次のソフト事業。
①スポーツ・レクリエーション活動に関する事業
②文化・学習活動に関する事業
③その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業
※ただし、自治総合センターが実施している野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するものは対象外

◆ 財政支援措置

○助成率：１０／１０
○助成額：３０万円以上１００万円以下

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○助成対象となるコミュニティ組織は、市町村における自治会・町内会等の地域的な活動を行っている団体又は連合体であり、特定目的のために組織された宗教団体（宗教団体から派生した団体、傘下団体も含む）、営利団体（企業の体育・文化団体も含む）、公益法人、商工会、社会福祉協議会、観光協会、体育協会、趣味の愛好会・イベント等のために組織された団体、ＮＰＯ、その他その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は除かれる。
○市町村が助成対象となる場合は、コミュニティ組織の数等により、コミュニティ組織が事業実施主体となるよりも、市町村が事業実施主体となることが効率的な場合等でコミュニティ事業活動等の支援に直結する事業。
○地区住民のコミュニティ組織が事業実施主体となる場合は、コミュニティ組織の運営費補助とならないよう留意する必要がある。
○助成対象事業は、国の補助金の交付や地方債を充当していないものであること。
○助成金の交付を受けた者は、当該助成事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、当該施設又は設備若しくはイベント等ソフト事業のポスター・チラシ等にその旨の表示（財団が別に定める）を行うとともに、市町村の広報誌等を通じて宝くじの広報表示を行う必要がある。
○令和７年度事業の募集は終了（Ｒ６．８．２２～Ｒ６．１０．８）
※年度により公募期間は変わります。

◆ 主な事例

Ｈ１９　２件　熊本市、宇土市
Ｈ２２　１件　上天草市
Ｒ１　　１件　合志市

40.環境保全促進助成事業

所管省庁等：（一財）自治総合センター

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を財源とし、コミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るための事業に助成を行うことにより、環境にやさしい地域づくりの推進を図る。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（市町村が認めるコミュニティ組織（自治会・町内会等））

◆ 対象事業等

地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るためのソフト事業であって、各種イベント、交流会・発表会及び指導者養成研修等の事業。

なお、書籍類の刊行、本事業に供しない備品の購入等、及び単発的なクリーン作戦等本事業の趣旨になじまないものは除外する。ただし、事業実施に伴う消耗品等の購入は対象とする。

◆ 財政支援措置

○助成率：１０/１０
○助成額：県・市町村が実施団体の場合・・・・・・・・・・・・・・・・２００万円以内
地区住民のコミュニティ組織が実施団体の場合・・・・・・・１００万円以内

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○助成金の交付を受けた団体は、本事業が全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を活用して行われる事業であることの普及広報に努めること。
①イベント等実施会場において使用する看板・横断幕・チラシ・ポスター等参加者に十分周知できる方法で「全国モーターボート競走施行者協議会」の助成事業である旨を告知する。
②県または市町村の広報誌等に当該事業の記事を掲載し、①と同様の告知を行う。
○令和７年度事業の募集は終了（Ｒ６．７．３１～Ｒ６．９．４）。
※年度により公募期間は変わります。

◆ 主な事例

Ｈ２４　熊本市、長洲町
Ｈ２５　荒尾市
Ｈ２６　人吉市

41.シンポジウム等助成事業

所管省庁等：（一財）自治総合センター

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

（一財）自治総合センターが全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を財源とし、シンポジウムの事業に対して助成を行うことにより、活気に満ちた地域社会づくりの推進を図る。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

シンポジウム（「パネルディスカッション」（必須）「基調講演」「事例発表」「展示会」等）ただし、国の補助金の交付を受けない事業で、助成金の交付決定があった年度に完了するもの

◆ 財政支援措置

○助成率：１０／１０
○助成額：３００万円以内
○助成対象経費：シンポジウム等の開催に要する経費。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○主催者は、県、市町村、または実行委員会及び（一財）自治総合センター
○会場は公立の文化施設その他適切な施設とし、入場料は無料とする。
○地方公共団体の担当者及び、関係者並びに参加を希望する地域住民等広く一般の者の参加ができるようにする。
○助成金の交付を受けた者は、広報誌、ポスター・チラシ、看板・横断幕等を利用して、本事業が全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を活用して行われる事業である旨の普及広報を行う必要がある。
○令和７年度事業の募集は終了（Ｒ６．７．３１～Ｒ６．９．４）。
※年度により公募期間は変わります。

◆ 主な事例

Ｈ２４　山都町（第18回全国棚田（千枚田）サミット）
Ｈ２５　相良村（活力あるむらづくりシンポジウムin相良村）
Ｈ２６　荒尾市（世界遺産シンポジウムin三池）
Ｈ２７　あさぎり町（あさぎり町まちづくりシンポジウム（時間・空間・人間とまちづくり～過去から未来へのまなざし）
Ｈ２８　上天草市（天草五橋開通５０周年記念シンポジウム）
Ｈ２９　長洲町（長洲町合併６０周年記念シンポジウム）
Ｈ３０　長洲町（未来へ輝け！金魚サミットｉｎながす～金魚を通じたまちづくり～）
Ｒ２　玉名市（全国薬草シンポジウム２０２０ｉｎ玉名）※新型コロナの影響により中止
Ｒ３　玉名市（全国薬草シンポジウムｉｎ玉名）
Ｒ６　山都町（通潤橋国宝指定記念講演会・シンポジウム）
Ｒ７　南小国町（“きよらの郷”子育てシンポジウム）

42.共生の地域づくり助成事業（コミュニティ助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる宝くじ受託収入を財源とし、共生のまちづくりの推進等に対して助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行う。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な事業

【事業の参考例】

○ハード事業　：ユニバーサルデザインに配慮した設備整備のうち以下のようなもの
移動入浴車、障がい者の外出を促進するためのリフト付き車両等の整備、障がい者・高齢者の利用に配慮した情報通信機システム（視覚障がい者用パソコン等）整備、「タウンモビリティ」のため　の歩行補助車の整備、公共施設のバリアフリー化等

○ソフト事業
子育て相談の実施、少子化問題キャンペーン等の普及啓発、子育て支援情報システム等の整備、子育てサポーターの育成、子育てサークルの構築、子育て支援センターと公立幼稚園・保育園の連携・交流の場の創設、高齢者の生きがいづくり事業､障がい者・高齢者と子どものふれあい事業､地域福祉のコーディネーター設置

◆ 財政支援措置

○助成率：１０/１０

○助成額：１，０００万円以内（ソフト事業は５００万円以内）
※用地取得費は助成対象外

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○本事業の趣旨から著しく逸脱しているもの（テレビゲーム・カラオケ機器など娯楽性の高い備品の購入等）については、助成対象外。

○助成金の交付を受けた者は、当該助成事業が宝くじの受託事業収入を財源として助成されるものであることから、当該施設又は設備若しくはイベント等のポスター・チラシなどにその旨の表示（財団が別に定める）を行うとともに、市町村の広報誌等を通じて宝くじの広報表示を行う必要がある。

○令和７年度事業の募集は終了（Ｒ６．８．２２～Ｒ６．１０．８）。
※年度により公募期間は変わります。

◆ 主な事例

Ｈ２８　玉名市（福祉車両（リフト付きバス）の整備）
Ｈ２９　合志市（移動図書館車の整備）
Ｒ１　人吉市（移動図書館車の整備）
Ｒ２　水俣市（移動図書館車の整備）、水上村（バリアフリー対応車両の整備）
Ｒ３　長洲町（ユニバーサルデザイン遊具の整備）
Ｒ４　南関町（公共施設へのユニバーサルデザイン遊具の整備）
Ｒ５　八代市（移動図書館車両の整備）
阿蘇市（移動図書館車両の整備）
あさぎり町（バリアフリー対応車両の整備）
Ｒ７　南関町（移動図書館車両の整備）

43.宝くじスポーツフェア

所管省庁等：（一財）自治総合センター

○県主管課 ：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

元プロ野球選手、バレーボール・サッカーの元日本代表による開催地チームとの親善試合、野球（バレーボール・サッカー）教室等を全国各地で行い、もって健全な家庭の育成と長寿社会に対応した明るいまちづくりに資するとともに、これらの事業を通じて宝くじの普及広報を行う。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（自治総合センター）

◆ 対象事業等

①ドリーム・ベースボール
日本プロ野球名球会及び社団法人全国野球振興会（日本プロ野球ＯＢクラブ）の会員の元プロ野球選手による開催地チームとの親善試合、野球教室等（指導者クリニック、少年少女ふれあい野球教室、ふれあい講演会、ドリーム抽選会、アトラクション、ドリーム・ゲーム）

②ドリーム・バレーボール
バレーボール世界大会、オリンピック等出場経験者からなるドリームチームと開催地ママさんチームとの親善試合、バレーボール教室等（バレーボール教室、バレーボール指導者クリニック、ドリーム抽選会、アトラクション）

③ドリーム・サッカー　～日本代表ＯＢがやってくる！～
サッカーの元日本代表選手を中心としたドリームチームと開催地チームとの親善試合、サッカー教室等（サッカー指導者クリニック、少年少女サッカー教室、ドリーム抽選会、アトラクション）

◆ 財政支援措置

この事業の実施に要する経費は、原則として（一財）自治総合センターが負担するが、開催地の主たる業務に要する経費は開催地の負担

【開催地の主たる業務】
①会場及び付帯施設、設備の提供と運営（野球・サッカーの音響費を除く）
②運営スタッフの提供
③参加者、出場者の募集と管理
④開催告知及び集客（告知用のポスター・チラシは自治総合センターで作成・提供）
⑤選手等の送迎（２日間の選手送迎用のバス借り上げ費用は自治総合センターで負担、それ以外は開催地の負担）
⑥選手、スタッフの昼食等手配　等

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○本事業の財源が宝くじの普及広報事業費を活用して実施する事業であることから、当該事業のポスター・チラシ等は別に定めるものを使用するほか、市町村の広報誌には必ず掲載し、「宝くじの助成金で開催する、または開催した」旨の広報に努めること。
○令和７年度事業の募集は終了（Ｒ６．７．３１～Ｒ６．９．４）。
※年度により公募期間は変わります。

◆ 主な事例

ドリーム・ベースボール（Ｈ１４：荒尾市、Ｈ２１：人吉市、Ｒ２：上天草市、Ｒ４：上天草市、Ｒ７：山鹿市）、
はつらつママさんバレーボール（Ｈ１６：熊本市、Ｈ２２：上天草市、Ｈ２４：山鹿市）
ドリーム・サッカー（Ｈ１８：熊本市）

44.活力ある地域づくり助成事業（コミュニティ助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

○県主管課 ：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる宝くじ受託収入を財源とし、活力ある地域づくりの推進等の事業に対し助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行う。

◆ 事業主体

□県　　■市町村　　■一部事務組合　　■広域連合

■その他（地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会等）

◆ 対象事業等

【助成区分】

①地域資源活用助成事業

地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業

②広域連携推進助成事業

複数の市町村等が共同して広域的な連携を目的として実施するソフト事業及び平成１１年7月１６日以降に合併してできた市町村が住民の一体感の醸成等を目的として実施するソフト事業

◆ 財政支援措置

①助成率：１０／１０　助成額：２００万円以内

②助成率：１０／１０　助成額：２００万円以内

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○申請件数

①～②事業の区分にかかわらず、1助成対象団体当たり1件とする。

市町村の場合は各事業につき1件とする。

○令和7年度事業の募集は終了（R6．8．22～R6．10．8）。

※年度により公募期間は変わります。

◆ 主な事例

①地域資源活用助成事業

Ｈ２５　五木・五家荘地域広域連携によるGO！GO！特産品ブランドづくり事業（五木村）

郷土の歴史学習マンガ「合志義塾」製作事業（合志市）

Ｈ２８　球磨川再生シルバー事業（八代市）

海達公子生誕１００年記念祭（荒尾市）

Ｈ２９　下浦石工歴史本の漫画製作事業（天草市）

Ｒ４　地域活性化＆ＳＤＧｓ推進事業（有明広域行政組合）

Ｒ６　天草市（街の集いの場づくりアカデミー）

45.地方創生アドバイザー事業

所管省庁等：（一財）地域活性化センター

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

市町村等が、地方創生に向けて適切な助言を行う専門家等を招聘して実施する自主的、主体的な地域づくり活動を支援するため、その受け入れに要する経費（報償費、交通費及び宿泊費）を助成する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合

□その他（地方自治法の規定に基づき設置された協議会）

◆ 対象事業等

地域の活性化を推進するため、以下に例示するような事業において、アドバイザーを招聘して指導若しくは助言を受ける事業又は研修会等を開催する事業でテーマに具体性があるもの。

多数の聴講者を対象とした地域づくり全般についての講演会等は、原則として除く。

① 地域の総合的な振興に関する事業

（例）市町村基本構想・基本計画、広域市町村圏計画等の策定、広域市町村の連携推進、市町村合併、地域の総合診断、市民活動支援等

② 地域経済の振興に関する事業

（例）観光資源の整備、特産品の開発、商店街の活性化、コミュニティビジネス等

③ 地域文化の振興に関する事業

（例）イベントの実施、文化施設の整備等

④ 情報化対策に関する事業

（例）ＣＡＴＶ事業の基本構想・基本計画の策定、ＩＴ活用による情報発信等

⑤ その他

（例）健康増進･福祉計画の策定、国際交流、環境エネルギー対策、過疎地域対策、第３セクター施設の管理・運営等

◆ 財政支援措置

○助成率：１０／１０以下

○助成額：２０万円上限

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○申請件数は１助成対象団体につき１件

○令和７年度事業の募集は終了（Ｒ６．１１．２９～Ｒ６．１２．２０）。

※年度により公募期間は変わります。

◆ 主な事例

Ｈ２４　氷川町総合振興計画（地区別計画編）の後期５年計画見直し事業（氷川町）
Ｈ２５　「コミュニティビジネス」について（八代市）
Ｈ２６　地域活性化を目指した住民自治組織のあり方について（御船町）
Ｈ２７　協働に関する条例を考える研究（八代市）
Ｈ２８　荒尾市観光振興計画の策定（荒尾市）
Ｈ２９　五木村ならではの資源を活用した交流人口拡大に向けて（五木村）
Ｒ３　玉名市自治のあり方研究会
Ｒ４　ＳＤＧｓ推進事業
Ｒ５　ふるさと未来創造事業（山鹿市）
Ｒ６　ふるさと未来創造事業（山鹿市）
Ｒ７　ふるさと未来創造事業（山鹿市）

46.人生１００年時代づくり・地域創生ソフト事業

旧長寿社会づくりソフト事業　　所管省庁等：（公財）地域社会振興財団

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

高齢社会対策大綱のほか、こども大綱やデジタル田園都市国家構想総合戦略などの実現に資するために行う「人生１００年時代づくり・地域創生ソフト事業」に対し、交付金を交付することを目的とする。

◆ 事業主体

■県（一部事業は含む）　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

① 雇用・就業対策事業
② 健康づくり推進事業
③ 介護保険制度等充実支援事業
④ 医療対策事業
⑤ 福祉対策事業
⑥ 学習・社会参加活動促進事業
⑦ 住宅・生活環境事業
⑧ 高齢社会研究開発推進のための事業
⑨ こども・若者・子育て支援事業
⑩ 地方移住・関係人口創出事業
⑪ その他

◆ 財政支援措置

○交付率：１０／１０以下
○交付額：都道府県の申請　１，６００万円以内（複数の事業申請可。）
　　市(区)町村の申請　３００万円以内

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○国、地方公共団体の補助金を受けている事業は対象外。
○令和７年度事業の募集は終了（Ｒ６．１２．１７～Ｒ６．１２．２７）。
※年度により公募期間は変わります。

◆ 主な事例

介護保険制度等充実支援事業（八代市）
Ｒ３　地域医療技術向上推進事業（天草市、八代市）
保健・医療・福祉事業等推進調査事業（西原村、芦北町）
Ｒ４　地域医療従事医師養成事業（天草市）
苓北町スマホ教室事業（苓北町）
子ども医療費助成事務体制強化事業（熊本市）
Ｒ５　地域医療従事医師養成事業（天草市）
第４期芦北町健康づくり推進計画策定に係る実態調査及び健康づくり実態調査及び計画策定（芦北町）
Ｒ６　地域医療従事医師養成事業（天草市）
Ｒ７　地域医療従事医師養成事業（天草市）
こども総合相談事業（山鹿市）
あさぎり町「野菜をもう一皿！食習慣改善事業（あさぎり町）
「宇土市の通いの場にｅスポーツを取り入れ、元気で意欲的な高齢者を増やそう」プロジェクト（宇土市）

47.地域再生マネージャー事業

所管省庁等：（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

地域再生に取り組む市町村等に対して、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部の専門家を活用する費用の一部を支援する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

①【外部専門家短期派遣事業】

現地調査を行い、地域課題の抽出及び課題解決に向けた方向性の提言を行う。

・１件当たり１回（１人）、現地調査を連続する２日間で実施し、後日オンラインで報告会又は、現地調査と報告会を連続する３日間で実施（外部人材への謝金・旅費は原則財団負担）

・派遣実施期間　通年で実施

②【ふるさと再生事業】

地域住民主体による持続可能な実施体制の構築、地域資源等を活用したビジネス創出への助言・指導及び事業の具体的なマネジメント等を行う。

・市町村が単独で取り組む事業　助成率２／３以内、助成額 ７００万円以内

・複数の市町村が共同で取り組む事業　助成率２／３以内、助成額１，０００万円以内

・助成対象期間　令和７年４月１日 ～ 令和８年２月２０日

③【まちなか再生事業】

まちなかの維持保全・環境改善・施設整備、インバウンド需要の活用を含む地域資源のプロモーショ ン、それらの担い手たるコミュニティの再生・人材の育成・組織の設立等に向けた活動等、事業全体の総合的な企画、 調整、統制等を行う。

・市町村が単独で取り組む事業　助成率２／３以内（上限 ７００万円）

・複数の市町村が共同で取り組む事業　助成率２／３以内（上限１，０００万円）

・助成対象期間　令和７年４月１日 ～ 令和８年２月２０日

◆ 財政支援措置

助成対象経費

①【外部専門家短期派遣事業】

外部人材の派遣に係る費用（旅費・謝金）について、原則として財団が負担し、外部人材へ直接支払い

②【ふるさと再生事業】

１．外部専門家の活用に関する経費（複数人も可）

２．その他の経費

③【まちなか再生事業】

１．外部専門家の活用に関する経費（複数人も可）

２．その他の経費

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

公募期間（令和７年度分）

①【外部専門家短期派遣事業】　令和６年１０月１日 ～ 令和７年７月３１日

②【ふるさと再生事業】令和６年１０月１日 ～ 令和６年１２月６日（令和７年度分は終了）

③【まちなか再生事業】令和６年１０月１日 ～ 令和６年１２月６日（令和７年度分は終了）

◆ 主な事例

48.公民連携アドバイザー派遣事業

所管省庁等：（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

公民連携手法による公共施設等の整備・維持管理や運営等を推進する地方公共団体の要請に応じ、シンクタンク等の専門家、実績を有する地方公共団体職員又はふるさと財団職員をアドバイザーとして派遣し、必要な助言を行う。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

公民連携手法について高度な専門知識、ノウハウ、経験を有する専門家等が、地方公共団体に対し下記についてアドバイスを行う。１地方公共団体当たり１回を限度とする。

（1）ＰＰＰ／ＰＦＩ　：ＰＦＩ法に基づくＰＦＩ事業の他、公民連携（ＰＰＰ）による公共施設等の整備、運営・管理等を行う取組み
（2）公共施設マネジメント：地方公共団体が保有する公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動しながら管理・活用する取組み
（3）地域イノベーション連携：地域課題・行政課題をデジタル技術等で解決するソフト分野の取組みを公民連携で実施するもの。
（4）そ　の　他　：民間提案制度、サウンディング調査等、既存のＰＰＰ／ＰＦＩや公共施設マネジメントによらない公民連携全般。

◆ 財政支援措置

アドバイザーの派遣に要する経費（謝金・旅費）は、原則として財団が全額負担。
（派遣実施確認後、財団からアドバイサーへ直接支払い）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○財団へ直接提出
○令和７年度分は募集終了
○公募期間（令和７年度分：令和６年１２月２日～令和７年１月３１日）
※年度により公募期間は変わります。

◆ 主な事例

Ｈ２８
・荒尾市　ＰＰＰ／ＰＦＩ　アドバイザー：秦野市
Ｒ１
・八代市　公共施設マネジメント　アドバイザー：浜松市
Ｒ３
・八代市　公共施設マネジメント　アドバイザー：東洋大学

49.防災集団移転促進事業

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、当該地方公共団体に対し、事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転促進事業の円滑な推進を図る。
根拠法令：防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭４７年）

◆ 事業主体

■県（特別な場合）　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○事業計画の策定等

市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、国土交通大臣に協議し、その同意を得て、集団移転促進事業計画を定める。

移転促進区域　：災害が発生した地域又は災害危険区域（建築基準法第３９条）のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域。

住宅団地の規模：１０戸以上（移転しようとする住居の数が２０戸をこえる場合には、その半数以上の戸数）の規模であることが必要。
浸水想定区域・土砂／津波／火山災害警戒区域（地域）であって、堤防等の治水施設整備が不十分な場合は、５戸以上（事前移転の促進）

○国の補助　：以下の経費について、事業主体に対して補助を行う（補助率：３／４）

①住宅団地の用地取得及び造成
②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）
③住宅団地の公共施設の整備
④移転促進区域内の土地の買取
⑤移転者の住居の移転経費に対する補助
⑥事業計画等の策定（補助率：１／２）

◆ 財政支援措置

国庫補助率：３／４
地方負担について、一部地方財政措置あり。
（①一般補助施設整備等事業債の対象（充当率 90%）その元利償還金の 80%を特別交付税措置
②一般財源分についても５０%を特別交付税措置）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○市町村の配慮

市町村は、事業計画の策定に当たり、①移転促進区域内の住民の意向を尊重、②移転促進区域内にあるすべての住居が移転されるように配慮しなければならない。

○災害発生時等において、その都度、国と協議。

◆ 主な事例

主な実施地区

Ｈ１３	北海道 虻田町	１５２戸	Ｈ１２.３有珠山噴火災害
Ｈ１７～１８	新潟県 長岡市	３０戸	Ｈ１６.１０平成１６年新潟県中越地震災害等
Ｈ１７～１８	新潟県 川口町	２５戸	Ｈ１６.１０平成１６年新潟県中越地震災害
Ｈ１７～１８	新潟県 小千谷市	８０戸	Ｈ１６.１０平成１６年新潟県中越地震災害
Ｒ４～６	球磨村	４６戸	Ｒ２．７令和２年７月豪雨災害

50.離島活性化交付金

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進等のためのソフト事業を実施し、離島の振興を図る。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　□広域連合
■その他（商工会議所、商工会、中小企業団体、観光協会、農業協同組合、漁業協同組合等）

◆ 対象事業等

① 定住促進事業
産業活性化事業、定住誘引事業、流通効率化事業、デジタル技術等新技術活用促進事業（R5新規）、小規模離島等生活環境改善事業（R5新規）、安全安心向上事業（ソフト事業）

② 交流促進事業
地域情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり、島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進

※流通効率化関連施設整備、定住基盤強化事業などのハード事業については、令和５年度から社会資本整備総合交付金（離島広域活性化事業）による支援に変更。

◆ 財政支援措置

補助率１／２以内（国）
※事業実施主体が民間団体の場合の交付率は１／３以内とし、かつ、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額まで。
※流通効率化事業については、事業実施主体が民間団体であっても、その １／２以内を都道県又は市町村に交付する。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

※離島振興法第２条の規定に基づき指定された「離島振興対策実施地域」が対象。
※事業実施主体が民間団体の場合、離島活性化協議会を設置する必要がある。
※国へ直接交付申請。事業採択スケジュールは以下のとおり。（直近の例）

１月下旬　事業事前提案
３月中旬　事業実施計画等の提出
３月下旬　採択内示
４月初旬　交付申請、交付決定

◆ 主な事例

平成２５年度	上天草市	湯島におけるエネルギー自給自足による地域振興
平成２７年度	天草市	御所浦島における避難路整備
平成２７年度	上天草市	湯島における農産物の輸送に係る費用支援
平成２８年度	熊本県	御所浦地域における定住促進支援
平成２８年度	熊本県	御所浦地域における交流促進支援
平成２８年度	天草市	御所浦島における貯水槽整備
平成２９年度	天草市	御所浦島における避難路整備
令和　元年度	熊本県	御所浦地域における観光の目玉づくり事業
令和　４年度	熊本県	御所浦の地域資源を活用した交流促進事業　※令和６年度も継続
令和　５年度	熊本県	御所浦地域海上タクシー効率化事業

51.半島振興広域連携促進事業

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

人口減少・高齢化の進行等に直面する半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住促進を図るため、半島地域の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を実施し、半島地域の自立的発展を図る。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　□広域連合
■その他（商工会議所又は商工会、中小企業団体、観光協会、農業協同組合、漁業協同組合等）

◆ 対象事業等

① 交流促進事業
- パンフレットの作成、ＷＥＢ・アプリの作成運用、ＰＲ活動その他の地域情報の発信のために行う事業
- インストラクター、世話人等の確保のためのシステムの構築及び同人材の育成のための研修その他の交流促進に資する人材育成のために行う事業
- 先進事例の調査、交流拡大のための手法検討その他の効果的な交流促進に資する調査検討のために行う事業
- 体験学習事業、伝統芸能・伝統工芸体験事業、農林水産業体験事業、シンポジウム、体験モニターツアー、スポーツイベント、コンサートその他の交流活動の実施のために行う事業（当該交流活動におけるプログラムの検討・作成を含む）

② 産業振興事業
- 特産品開発のための調査、研究開発、研修の実施その他の特産品の開発のために行う事業
- 特産品のブランド化支援、テスト販売の実施、広報活動その他の販売促進のために行う事業

③ 定住促進事業
- ＵＪＩターン希望者のための相談窓口の設置、セミナー・フェアの開催、空家情報の提供、定住体験ツアーの開催その他の定住情報の提供のために行う事業
- 移住・定住のための取組に係る研修実施、安全な環境づくりのための防災講習の実施、避難計画の策定その他の定住環境の整備のために行うソフト事業（簡易な施設整備を含む）

◆ 財政支援措置

補助率１／２以内（国）
※取組主体が民間団体の場合の交付率は１／３以内とし、かつ、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額まで。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

※半島振興法第２条の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域が対象。
※事業の円滑な実施に資するため、半島振興広域連携促進協議会を設置するよう努めること。
※国へ直接交付申請。事業採択スケジュールは以下のとおり。（直近の例）
　１月下旬　事業事前要望
　４月以降　交付申請、交付決定

◆ 主な事例

令和元年度　天草市　「南島原市・天草市連携事業」　※令和６年度も継続

52.デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））

所管省庁等：内閣府

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

東京圏への過度な一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的として、県及び市町村が連携して東京圏から移住し、マッチングサイトに掲載された企業への就職または地域課題解決に資する起業を行う移住者等に対し、支援金の支給を行う。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

東京圏から移住し、以下の１～４のいずれかに該当する場合には、移住に係る経費として、以下の金額を支援金として支給する。

（要件）

１　①県のワンストップジョブサイトくまもとに掲載された求人に就業する場合
　　②プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業する場合
（①、②のいずれか）

２　地域の課題解決に資する起業を行う場合

３　自己の意思によって移住し、テレワークにより移住先で移住前の業務を継続する場合

４　市町村が地域や地域の人々と関わりがある者（関係人口）として認める場合
（※要件１－②、３、４はR3年度に拡充）

（金額）

単身での移住の場合：６０万円
世帯での移住の場合：１００万円
１８歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、次の市町村に移住した場合にのみ、１８歳未満の者一人につき最大１００万円を加算する（Ｒ５年度に拡充）。
※熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、五木村、山江村、球磨村、苓北町

◆ 財政支援措置

【デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））】
国１／２、県１／４、市町村１／４

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

通年実施

53.地域イノベーション連携モデル事業

所管省庁等：(一財)　地域総合整備財団(ふるさと財団)

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

ふるさと財団が、地域イノベーション連携についてモデル市町村によるケーススタディを行うため、モデル市町村に対して、その取組み全体を総合的にマネジメントする外部の専門的人材に業務の委託等をする費用の一部を助成する。

◆ 事業主体

□県　■市町村(指定都市を除く)　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

① 市町村が令和７年度に実施するもの（令和６年度以前から継続している事業も対象とする）。
② 市町村が外部専門家を活用して地域イノベーション連携を実施するもの。
③ 市町村または代表団体が外部専門家または外部専門家が所属する法人と業務の委託契約を締結するもの。
④ 他の市町村における地域イノベーション連携のモデルとなり得るもの。
⑤ 当該事業に係る補助金等を国、独立行政法人又は他の公益法人等から受けないものであること。
【対象事業件数】２件程度
【対象期間】令和７年４月１日～令和８年２月２０日

◆ 財政支援措置

【助成内容】
○助成金額
１事業　７００万円以内(助成対象事業に係る契約金額の３分の２以内)
○助成対象経費
・外部専門家の活用に関する経費
・その他の経費（その他の委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、旅費、消耗品費、通信運搬費等に係る経費（消費税及び地方消費税を含む）原則として耐用年数が１年以上の物品に係る費用は含まない。）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○財団へ直接提出(県へは別途報告)
○令和７年度分は募集終了
○公募期間(令和６年１０月１日～令和６年１２月６日)

◆ 主な事例

R3　宮城県塩竈市　浦戸再生プロジェクト
　　愛知県岡崎市　データ駆動型イノベーション創出事業
R4　愛知県豊橋市　官民一体型新ビジネス創出事業（Urban Innovation TOYOHASHI）
　　福岡県新宮町　SSX 推進イノベーション事業
R5　熊本県苓北町　メタバース連動型エイジテックサービス創出事業
　　高知県日高村　日高村まるごとデジタル 2.0&みらくるプロジェクト 2.0
R6　北海道石狩市　地域イノベーション連携モデル石狩
　　高知県日高村　プロジェクト検討実験的コミュニティ創出事業

54.特定地域づくり事業協同組合制度

所管省庁等：総務省

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図るため、「特定地域づくり事業協同組合」の認定及び事業推進のための措置等を行うことで、地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

◆ 事業主体

□県　■市町村（交付金対象事業の実施主体）　□一部事務組合　□広域連合
■その他（事業実施者：特定地域づくり事業協同組合）

◆ 対象事業等

人口急減地域（過疎地域に限らない）において、マルチワーカー（事業協同組合が季節毎の労働需要等に応じて複数の事業に従事させるため無期雇用した者）に係る労働者派遣事業等を行う事業協同組合（組合員は、一般的な法人、社会福祉法人及び農家などの個人事業者も含む）で、「特定地域づくり事業協同組合」として知事の認定を受けた組合に対し、市町村が財政支援を行う。

◆ 財政支援措置

【国庫補助】
○名　　称：特定地域づくり事業推進交付金
○公費支援：組合運営経費の１／２の範囲内で支援（国１／２、市町村１／２）
○対象経費：①派遣職員人件費(上限４００万円／年･人)、②事務局運営費(上限６００万円／年)
【地方財政措置】
○特定地域づくり事業推進交付金に係る地方負担（措置率１／２）
○特定地域づくり事業協同組合の設立支援に関する地方単独事業に係る市町村負担（対象経費の上限額３００万円、措置率１／２）
※既存の移住・定住対策に係る特別交付税措置(措置率１／２(財政力補正あり)等)も活用可能

＜１組合当たりの財政支援のイメージ＞　派遣職員６名　運営費２，４００万円／年の場合

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

事前準備(事業者、労働者及び事務局スペースの確保、財政支援確認) → 事業計画(案)の作成(収支見通し、予定派遣先、教育訓練等) → 関係機関への事前相談(中小企業団体中央会、県、労働局) → 事業協同組合の設立認可(発起人選定、定款案作成、創立総会開催) → 特定地域づくり事業協同組合認定(県への事前相談･確認) → 労働者派遣事業の届出(県労働局に事前相談・確認) → 事業開始

◆ 主な事例

令和３年９月　五木村複業協同組合が特定地域づくり事業協同組合認定
令和５年３月　やまがＢＡＳＥ事業協同組合、天草市特定地域づくり事業協同組合、あさぎり地域づくり協同組合が特定地域づくり事業協同組合認定
令和７年３月　TOBASE Island works 協同組合認定

55.「地域プロジェクトマネージャー」制度

所管省庁等：総務省

○県主管課：企画振興部地域振興・地域振興課

◆ 事業の目的及び概要

地方自治体が自らの地域を活性化させるため重要プロジェクトを実施する際、行政、地域、民間及び外部専門家等の関係者間を橋渡ししながら現場責任者としてプロジェクトを推進する地域プロジェクトマネージャーを任用し、着実に成果をあげていくことができるよう、地方財政措置を創設。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

地方自治体が、自らの地域を活性化させるため、行政、地域、民間及び外部専門家等により地方創生の実現に向けて取組む事業。

◆ 財政支援措置

【特別交付税の算定対象等】

・地方自治体に会計年度任用職員として任用され、市町村長等の事業責任者の意図を理解し事業の目標を共有したうえで、行政、地域、民間及び外部専門家等の関係者間を橋渡ししながらチームとしてまとめあげ、地域活性化に資するプロジェクトとして市町村が主体的に、かつ、地方創生の実現に向けた事業の柱として実施する重要プロジェクトの推進に現場責任者の立場で従事する地域プロジェクトマネージャーの報償費等（期末手当等の各種手当を含む。）を対象に６８０万円を上限に財政措置を行う。

※ただし、１市町村あたり２人、１人あたり３年間が上限。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・従事期間は、概ね１年以上、３年以下であること。

・任用に当たっては委嘱状の交付等による委嘱を行うとともに、その対象者及び従事するプロジェクトの内容等をウェブサイト、広報誌等で公表するものであること。

・生活の拠点を３大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を異動させた者であること。ただし、以下のいずれかに該当する者については、この限りでない。

①プロジェクトを実施する市町村において過去に「地域おこし協力隊員」、「地域おこし企業人」又は「地域活性化起業人」として活動した経験があり、かつ、任用時に当該市町村に生活の拠点があるとともに当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者

②プロジェクトを実施する市町村以外の市町村において過去に「地域プロジェクトマネージャー」として活動した経験があり、かつ、任用時にプロジェクトを実施する市町村に生活の拠点があるとともに当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者

・通年実施

◆ 主な事例

令和３年度　制度開始
令和３年度　県内活用実績なし
令和４年度　あさぎり町（１名）
令和５年度　山江村、あさぎり町、苓北町（３名）
令和６年度　山江村、あさぎり町、苓北町（３名）

56.芸術文化振興基金助成金（文化会館公演活動）

所管省庁等：（独）日本芸術文化振興会

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

地域の文化施設の活動の充実を図り、地域の文化の振興に資する文化会館等の文化施設が行う公演活動を支援する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（法人格を有する団体【一般社団法人、一般財団法人等】、一定の要件を満たす任意団体、実行委員会）

◆ 対象事業等

文化会館等の文化施設において自ら主催し、経費を負担して行う地域の文化の振興普及に係る公演活動。

【留意点】

地域性を活かした特色ある公演、周年・記念的な公演、地域の住民が多様な芸術文化に親しむ環境の醸成に資する特別な活動が対象。

◆ 財政支援措置

助成金額－助成金算定基礎経費及び助成対象経費総額を基準とする４区分（５０万円、１００万円、２００万円、３００万円）からひとつの区分を選択して応募する。

【助成対象経費】

出演料、音楽費、文芸費、舞台費、運搬料、謝金、旅費、通信費、宣伝費、印刷費、記録費、感染対策費

（なお、助成金の額は予算の範囲内で算定されるので、要望額全額を満たすとは限らない。）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

１０月　募集要項送付

１１月　交付要望書の提出（地方公共団体等→日本芸術文化振興会）

３月　審査結果公表

Ｒ７年度の募集はＲ６.１１月に終了

（独）日本芸術文化振興会ホームページ　https://www.ntj.jac.go.jp/

◆ 主な事例

Ｈ２１	合志市	「１１ぴきのねことこぶた」公演
Ｈ２２	菊池市	「狂言の世界」
	合志市	「エルマーのぼうけん」
	宇城市	「宇城市民創作ミュージカル『不知火』」
Ｈ２３	合志市	「アラジンと魔法のランプ」（影絵劇）
	宇城市	宇城市民創作肥後にわか劇「まつばせ物語」
Ｈ２４	（公財）熊本県立劇場	熊本県立劇場開館３０周年記念コンサート
	宇城市	宇城市民創作肥後にわか劇「おがわ物語」
Ｈ２５	合志市	「気のいいイワンと不思議な子馬」（音楽劇）
Ｈ２６	合志市	「ズッコケ時間漂流記」（人形劇）
Ｈ２７	合志市	「宝島」（影絵劇）公演
	熊本市	「ストラヴィンスキー　トリプル・ビル」公演
Ｒ　５	荒尾市	「荒文子ども劇団「ステージ☆キッズ」・ＪＮダンスクラシック・一般参加コラボ作品「コッペリア」～新たなるであい～

57.芸術文化振興基金助成金（美術館展示活動）

所管省庁等：（独）日本芸術文化振興会

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

地域の文化施設の活動の充実を図り、地域の文化の振興に資する美術館等の文化施設が行う展示活動を支援する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（法人格を有する団体【一般社団法人等】、一定の要件を満たす団体）

＊地域文化の振興普及を目的とした美術館、博物館等の設置者または管理者で、上記に該当する者。

◆ 対象事業等

美術館等の文化施設において自ら主催し、経費を負担して行う、絵画、彫刻、工芸、デザイン、書、建築、写真、メディア芸術等の美術展示活動。

【留意点】

地域性を活かした特色ある活動、地域の住民が多様な芸術文化に親しむ環境の醸成に資する特別な活動を対象。

（ただし、展示作品の販売を行うもの、当該美術館等の所蔵品のみの展示、常設展、コンクール・コンテストを主たる目的とする活動等は助成対象とならない。）

◆ 財政支援措置

助成金額－助成算定基礎経費及び助成対象経費総額を基準とする４区分（５０万円、１００万円、２００万円、３００万円）からひとつの区分を選択して応募する。

【助成対象経費】

作品借料、設営費、運搬料、謝金、旅費、通信費、宣伝費、印刷費、記録費

（なお、助成金の額は予算の範囲内で算定されるので、要望額全額を満たすとは限らない。）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

１０月　募集要項送付

１１月　交付要望書の提出（地方公共団体等→日本芸術文化振興会）

3月下旬　審査結果公表

Ｒ７年度の募集はＲ６.１１月に終了

（独）日本芸術文化振興会ホームページ　https://www.ntj.jac.go.jp/

◆ 主な事例

Ｈ２７	（公財）熊本市美術文化振興財団	「一距離を巡る物語　アートで感じる私と世界との関係性一」
Ｈ２９	（公財）熊本市美術文化振興財団	「魔都の誘惑　上海当代芸術展」
Ｈ３０	（公財）熊本市美術文化振興財団	大竹伸朗　ビル景 1978-2019
Ｒ２	玉名市歴史博物館こころピア	企画展「田代順七　生誕 120 年記念展」」
Ｒ３	エビハラがいた時代展実行委員会（県立美術館）	海老原美術研究所創立７０周年記念エビハラがいた時代
Ｒ４	（公財）熊本市美術文化振興財団	paper：かみと現代美術

58.アマチュア等の文化団体活動

所管省庁等：（独）日本芸術文化振興会

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

住民が主体的に参加するアマチュア、青少年等の文化団体による芸術文化の創造普及活動を支援する。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（助成の対象となる活動について実績を有する国内のアマチュア等の文化団体。一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人等）

◆ 対象事業等

助成対象となる者が、自ら主催し、出演（美術等展示活動の場合は出品）、経費の負担を行い、日本国内において実施する音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、美術他の活動、青少年による芸術文化の公開活動など国民の文化活動の促進に資する活動であること。

・周年的・記録的な活動で、内容・規模等において通年の活動を凌ぐ活動

・実績要件―助成の対象となる者が、過去に今回応募する活動と同一分野の活動を、自ら主催した実績が必要である。

◆ 財政支援措置

助成金額は、助成算定基礎経費及び助成対象経費総額を基準とする４区分（２０万円、５０万円、１００万円、２００万円））からひとつの区分を選択して応募する。

【助成対象経費】

出演料、音楽費、文芸費、設営費、舞台費、会場費、運搬費、謝金、旅費、通信費、宣伝費、印刷費、記録費

（なお、助成金の額は予算の範囲内で算定されるので、要望額全額を満たすとは限らない。）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

１０月　募集要項送付

１１月　交付要望書の提出（団体→日本芸術文化振興会）

※電子申請にて応募団体から直接申請

３月下旬　審査結果公表

＊Ｒ７年度の募集はＲ６.１１月に終了。

（独）日本芸術文化振興会ホームページ　https://www.ntj.jac.go.jp/

◆ 主な事例

Ｈ２７　九州沖縄作曲家協会　第３５回　九州・沖縄現代音楽 in 熊本

YMKミュージカル体験クラブ　２０１５新作公演「ほんとうのこと」

雨笠屋　雨笠屋　vol.６　「すなあそび」

59.地域の文化・芸術活動助成事業（創造プログラム）

所管省庁等：（一財）地域創造

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

創造性豊かな地域づくりの推進を目指し、地域の活性化に寄与する長期的展望を有し、発展的・継続的に実施するうえで、他の地域の参考となるような顕著な工夫が認められる公演・展覧会事業等に助成する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合
■その他（公立文化施設の指定管理者等）
＊企画制作力向上特別分：都道府県、政令指定都市に関するのみ対象
＊地域課題対処特別分（新設）

◆ 対象事業等

市町村等が独自性・主体性をもって実施する次に掲げる事業
（1）音楽分野(クラシック、邦楽など)
（2）演劇・ダンス分野（演劇、ミュージカル、バレエなど）
（3）伝統芸能分野（能､狂言､歌舞伎などの古典芸能のほか、地域で伝承されている芸能など）
（4）美術分野（絵画、彫刻・工芸、写真など）
（5） その他（地方公共団体等が制作に関与した映像作品の巡回上映など）

◆ 財政支援措置

助成対象事業に係る直接経費（入場料等収入は控除）の２分の１以内。
上限額1,０００万円。（＊地域課題対処特別分　５００万円）
【事業に係る直接経費】
出演費又は展示品等借上料、音楽・文芸費、設営・舞台費、謝金・旅費・通信費、宣伝・印刷費、記録費、保険料、企画制作費　等

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

８月　事業募集案内送付
９月　事業実施申請書の提出（市町村等→県観光文化政策課→（一財）地域創造）
１２月　内定通知
Ｒ７年度の募集はＲ６.９月に終了
（一財）地域創造ホームページ　https://www.jafra.or.jp/

◆ 主な事例

Ｈ２９	津奈木町　「アーティスト・イン・レジデンスつなぎ」
Ｈ３０	津奈木町　「アーティスト・イン・レジデンスつなぎ」
Ｒ１	津奈木町　「アーティスト・イン・レジデンスつなぎ」
Ｒ１	熊本市　～文化の力で心を豊かに～地域振興事業
Ｒ３	（公財）熊本市美術振興財団　段々降りてゆくー　九州現代作家展
Ｒ４	（公財）熊本市美術振興財団　坂口　恭平（仮）
Ｒ５	熊本市　地域交流事業～文化の力で踏み出す一歩～
	（公財）熊本市美術振興財団　「コレクションを探して」
Ｒ６	熊本市　地域交流事業～文化の力で踏み出す一歩～
	（公財）熊本市美術振興財団　ライフ２　それぞれの未来展（仮）

60.地域の文化・芸術活動助成事業（連携プログラム）

所管省庁等：（一財）地域創造

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

地方公共団体等の自主事業の企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、本プログラムのために新たに自ら企画し、３以上の地方公共団体等が連携し、共同で制作する公演・展覧会のうち、「地域交流プログラム」を伴う事業に助成する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合
■その他（公立文化施設の指定管理者等）

◆ 対象事業等

（１）３以上の地方公共団体等が連携して自ら企画し、共同で制作して行う次に掲げる分野のソフト事業で、アーティストと地域住民との交流を図るワークショップ、レクチャー等を伴う公演、展覧会等（地域創造による提案や助言を受けて企画・制作する事業を含む）。
①音楽分野（クラシック、邦楽など）
②演劇・ダンス分野（演劇、ミュージカル、バレエなど）
③伝統芸能分野（能、狂言、歌舞伎などの古典芸能のほか、地域で伝承されている芸能など）
④美術分野（絵画、彫刻・工芸、写真など）
⑤その他（地方公共団体等が制作に関与した映像作品の巡回上映など）
（２）上記（１）の事業を実施するための連絡調整事業で地域創造が特に認めるもの。

◆ 財政支援措置

助成対象事業に係る直接経費（入場料等収入は控除）の３分の２以内。
・上記（１）については１地方公共団体ごと上限額５００万円。連携事業全体で3,０００万円。
・上記（２）については、上限額１００万円（代表する１団体が対象）。
【事業に係る直接経費】
出演費又は展示品等借上料、音楽・文芸費、設営・舞台費、謝金・旅費・通信費、
宣伝・印刷費、記録費、保険料、企画制作費　等

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

８月　事業募集案内送付
９月　事業実施申請書の提出（市町村等→県観光文化政策課→（一財）地域創造）
１２月　内定通知
Ｒ７年度の募集はＲ６.９月に終了
（一財）地域創造ホームページ　https://www.jafra.or.jp/

◆ 主な事例

Ｈ２７	（公財）熊本県立劇場	シュトゥットガルト室内楽団
Ｈ２８	（公財）熊本県立劇場	日本、シンガポール、インドネシア国際共同制作「三代目、りちゃあど」
Ｈ３０	（公財）熊本県立劇場 長洲町	「竹取」 愛知県芸術劇場・ＳＰＡＣ（静岡県舞台芸術センター）共同企画『寿歌』全国ツアー
Ｒ２	（公財）熊本県立劇場	鼓童×ルパージュ「ＮＯＶＡ」
Ｒ３	（公財）熊本県立劇場	２５１年目のベートーヴェン
Ｒ５	（公財）熊本県立劇場	エブリ・ブリリアン・シング

61.地域の文化・芸術活動助成事業（研修プログラム）

所管省庁等：（一財）地域創造

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

地方公共団体等の自主事業の企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、公立文化施設等の企画・運営に携わる者及び「地域コーディネーター」など地域の文化・芸術活動を担う者のスキルの向上・ノウハウの習得などを目指す、地方公共団体等が自ら主体的に企画・実施する実践的な人材育成事業に助成する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合
■その他（公立文化施設の指定管理者等）

◆ 対象事業等

公立文化施設等で企画運営に携わる職員や、地域の文化・芸術活動を担う者に対し実践的な研修の場を提供することを目的として、市町村等が自ら企画、実施する広域的な研修事業。

◆ 財政支援措置

助成対象事業に係る直接経費（参加料等収入等は控除）の３分の２以内。上限額２００万円
【直接経費】
会場借上料、講師等謝金（講師に係る交通費及び宿泊・日当を含む）、研修用資料の印刷製本費（ただし、書籍購入費は除く）、チラシ・ポスター印刷費

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

８月　事業募集案内送付
９月　事業実施申請書の提出（市町村等→県観光文化政策課→（一財）地域創造）
１２月　内定通知
Ｒ７年度の募集はＲ６.９月に終了
（一財）地域創造ホームページ　https://www.jafra.or.jp/

◆ 主な事例

Ｈ２２　（財）熊本県立劇場
演劇アウトリーチ事業「演劇ワークショップ・リーダー育成の講習会～実践編～」
Ｈ２４　（公財）熊本県立劇場
アートの新たな可能性発掘プロジェクト
「アウトリーチ推進事業―福祉編―」
Ｈ２５　（公財）熊本県立劇場
アートの新たな可能性発掘プロジェクト
「アウトリーチ推進事業―続・福祉編―」
Ｈ２６　（公財）熊本県立劇場
アートの新たな可能性発掘プロジェクト
「アウトリーチ推進事業―高齢者福祉編―」
Ｈ２７　（公財）熊本県立劇場
劇場サポーター育成事業
「アウトリーチコーディネーター養成講座―音楽編―」

62.地域の文化・芸術活動助成事業（公立文化施設活性化計画プログラム）

所管省庁等：（一財）地域創造

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

創造性豊かな地域づくりの推進を目指し、地方公共団体等が地域において自主的に実施する文化・芸術活動を支援する。

公立文化施設の利活用の推進等を図るため、地域において果たすべき公立文化施設の役割と、それを実現するための方策を登載した計画を地方公共団体等が自ら企画し、策定する事業に助成する。

◆ 事業主体

■県　■市町村（公共文化施設を管理・運営）　■一部事務組合　■広域連合
■その他（公立文化施設の指定管理者、特定公益法人）

◆ 対象事業等

公立文化施設の地域において果たすべき役割と、それを実現するための方策を登載した計画を策定する事業で、以下のいずれかの内容を含むもの。

①公立文化施設の政策評価
②市町村合併に対応した公立文化施設の管理・運営方策
③公立文化施設による地域振興効果調査

◆ 財政支援措置

助成決定年度を含め２ヶ年以内とし、対象事業に係る直接経費の３分の２以内。
上限額は２００万円。
【直接経費】
謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信費、賃借料　等

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

８月　事業募集案内送付
９月　事業実施申請書の提出（市町村等→県観光文化政策課→（一財）地域創造）
１月　内定通知
Ｒ７年度の募集はＲ６.９月に終了
（一財）地域創造ホームページ　https://www.jafra.or.jp/

◆ 主な事例

※熊本県内での事例なし

63.市町村立美術館活性化事業（市美活）

所管省庁等：（一財） 地域創造

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

創造性豊かな地域づくりの推進を目指し、市町村が設置する美術館の企画制作能力の向上、連携の促進や、公立美術館の所蔵作品の利活用等を図るため、複数の市町村美術館による、地域創造が企画提示する共同巡回展の実施を支援し、準備年度及び開催年度に係る経費に対して助成する。

◆ 事業主体

□県　　■市町村（政令指定都市を除く）　　□一部事務組合　　□広域連合

■その他（公立文化施設の指定管理者、事業実施にあたっては、実行委員会（市町村、指定管理者等）を設置する必要あり。

◆ 対象事業等

（一財）地域創造が企画提示する巡回展事業。なお、地域の人々の芸術に対する理解・共感を深めるような普及関連事業（ワークショップ、ギャラリートーク、バックヤードツアー等）を含むこと。

◆ 財政支援措置

準備年度：当該年度の助成対象事業に係る直接経費とし、１００万円を上限とする。

開催年度：当該年度の助成対象事業に係る直接経費（入場料等収入を控除した額）の３分の２以内とし、１，２００万円を上限とする。

【直接経費】

企画費（コーディネーター、アドバイザー、巡回展学芸事務費等を含む）、普及活動費、作品調査・借上料、会場設営費、展示工作・撤去費、作品運搬費、照明費、作品補修費、会場警備費、宣伝広告費、図録作成費、保険料、記録費、通信連絡費

助成期間は単年度とする。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

（２年度前）	９～１０月	企画案検討、決定（（一財）地域創造）
	１０～１２月	開催館募集、応募（市町村等→（一財）地域創造）
	３月	事業実施内諾
（１年度前）	５月～	募集要項送付
	１１月	事業申請書の提出（市町村等→（一財）地域創造）
	３月	内定通知
（開催年度）	４月	決定通知
	４月～	事業実施

Ｒ７年度準備・Ｒ８年度市町村立美術館活性化事業募集はＲ６.１１月に終了

（一財）地域創造ホームページ　https://www.jafra.or.jp/

◆ 主な事例

※熊本県内での事例なし

64.公立美術館共同巡回展開催助成事業

所管省庁等：（一財）地域創造

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

創造性豊かな地域づくりの推進を目指し、地方公共団体が設置する美術館の企画・制作能力の向上、公立美術館の利活用の促進や、所蔵作品の活用等を図るため、複数の公立美術館を会場とし、自主的な企画・制作により、所蔵作品等の巡回展示する、共同巡回事業を支援する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（公立文化施設の指定管理者、事業実施に当たっては、実行委員会（市町村、指定管理者等）を設置する必要あり。）

◆ 対象事業等

３館以上の公立美術館の自主的な企画・製作により、各美術館を会場として実施される共同巡回展事業。（＊２か年プログラムと単年度プログラムがある。）

別に、２館以上の公立美術館の自主的な企画製作により開催される共同巡回展の企画検討を支援する「公立美術館共同巡回展企画支援事業」と「公立美術館共同地域交流プログラム助成事業」がある。

◆ 財政支援措置

当該年度の助成対象事業に係る直接経費（入場料等収入を控除した額）の３分の２以内で、準備年度は１５０万円、実施年度は2,０００万円を上限とする。

【直接経費】

企画費（コーディネーター、アドバイザー、巡回展学芸事務費等を含む）、普及活動費、作品調査・借上費、会場設営費、展示工作・撤去費、作品運搬費、照明費、作品補修費、会場警備費、宣伝広告費、図録作成費、保険料、記録費、通信運搬費

助成期間は２ヵ年度とする。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

（２年度前）　４～８月　実行委員会の設立（開催美術館）

６月　募集要項送付（巡回展準備に係る要項）

（準備年度）　５月　事業申請書（１年目）の提出（市町村等→（一財）地域創造）

６月　決定通知（１年目）

６～３月　事業実施（１年目）

１１月　事業申請書（２年目）の提出（市町村等→（一財）地域創造）

１月　内定通知（２年目）

（開催年度）　４月　決定通知（２年目）

４～３月　事業実施（２年目）

・公立美術館共同巡回展開催助成事業R7年度単年度プログラムはR6年10月、R7・8年度2ヵ年度プログラムはR6年11月に募集終了

・R7年度公立美術館共同巡回展企画支援事業及び公立美術館共同地域交流プログラム助成事業についてはR6年10月に募集終了

（一財）地域創造ホームページ　https://www.jafra.or.jp/

◆ 主な事例

Ｒ６　湯前まんが美術館（湯前町）　近現代漫画家記念館共同巡回展（Ｒ６準備、Ｒ７開催）

65.地域伝統芸能等保存事業

所管省庁等：（一財）地域創造

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

地域の伝統芸能等（伝統芸能、伝統技能、祭り、伝説、神話、民謡、習俗等）を映像に記録・保存・収蔵・発信するとともに、地域伝統芸能等の発表の場としての公演等を開催することにより、地域住民のふるさとづくりへの取組や、地方公共団体の文化を通じた地域づくりの向上に寄与することを目的とする。

◆ 事業主体

□県（イベント実行委員会等）　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

（1）地方フェスティバル事業
対象となっていた公演事業は、令和７年度から No. 62「創造プログラム」一般分、企画制作力向上特別分による助成に変更。

（2）映像記録保存事業
各地域の失われつつあり、かつ、記録の少ない伝統芸能等を映像に記録・保存する。（助成対象者－市町村。１市町村当たり１事業。）

（3）保存・継承活動支援事業
市町村が実施する、地域固有の伝統芸能等の保存・継承のために活動している団体等への支援事業を助成する。

※国指定文化財に該当する伝統芸能等は対象外。

◆ 財政支援措置

（1）映像記録保存事業
１事業当たり、次に掲げる助成対象事業経費の３分の２以内で２００万円を上限とする。
【助成対象事業経費】
企画台本費、機材費、演出制作人件費、技術人件費、制作費、取材関係費、編集関係費　等

（2）保存・継承活動支援事業
助成対象事業経費の２分の１以内とし、３０万円を上限額とする。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

７月　事業募集案内送付
９月　事業実施申請書の提出（市町村等→県観光文化政策課→（一財）地域創造）
１２月　内定通知
Ｒ７年度の募集はＲ６.９月に終了
（一財）地域創造ホームページ　https://www.jafra.or.jp/

◆ 主な事例

（1）地方フェスティバル事業
※熊本県内での事例なし

（2）映像記録保存事業
Ｈ２９　熊本市　白浜岩戸神楽

（3）保存・継承活動支援事業
Ｒ５　宇城市、熊本市
Ｒ６　宇城市、天草市、熊本市

66.公共ホール音楽活性化事業

所管省庁等：（一財）地域創造

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

公共ホールの活性化と地域の音楽分野における創造的で文化的な芸術活動のための環境づくりに寄与し、併せて公共ホールスタッフ等の企画・制作能力の向上と創造性豊かな地域づくりに資する。

◆ 事業主体

□県　■市町村（政令指定都市を除く）　□一部事務組合　□広域連合
■その他（市町村の設置する公立文化施設の指定管理者、市町村等が出資する法人で地域創造が特に認めるもの）

◆ 対象事業等

原則として、３日間の連続した日程で次の事業を実施。
派遣されるアーティストは、（一財）地域創造で登録されたアーティスト。

（１）公演（コンサート）
公共ホール等で開催する有料のクラシック音楽演奏会（１回）。

（２）地域交流プログラム（アクティビティ）
学校や福祉施設等でのミニコンサートやワークショップなど、地域との交流を図る事業を原則として４回（１日につき２回）実施。

◆ 財政支援措置

次の費用を（一財）地域創造が負担。

① アーティスト派遣経費
② 地域交流プログラムに係る経費のうち、ピアノ調律料
③ 地域交流プログラムに係る経費のうち、①以外で特に認められたもの（上限１０万円）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

７月　事業募集要項送付
～９月　事業申込書の提出（市町村等　→（一財）地域創造）
１０月　内定通知

Ｒ７年度の募集はＲ６.９月に終了

（一財）地域創造ホームページ　https://www.jafra.or.jp/

◆ 主な事例

Ｈ２９	菊陽町	（菊陽町図書館ホール）	
Ｈ３０	菊陽町	（菊陽町図書館ホール）	
Ｒ１	菊陽町	（菊陽町図書館ホール）	Ｒ２年度　延期事業　【支援プログラム】
Ｒ５	宇土市	（宇土市民会館）	【導入プログラム】
Ｒ６	荒尾市	（荒尾総合文化センター）	【導入プログラム】
	宇土市	（宇土市民会館）	【導入プログラム】

67.公共ホール音楽活性化アウトリーチ・フォーラム事業

所管省庁等：（一財）地域創造

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

地域における芸能活動を担う人材の育成及び環境づくりに寄与し、併せて創造性豊かな地域づくりに資する。

◆ 事業主体

■県　■市町村（政令指定都市）　□一部事務組合　□広域連合

■その他（県又は政令指定都市の設置する公立文化施設の指定管理者）

※事業の一部（市町村公演事業）は、事業主体が管内市町村等から募集・選定した市町村等おおむね６団体（以下「実施団体」という。）が実施する。

◆ 対象事業等

次の事業を２か年で実施。各年度の事業実施スケジュールは、（財）地域創造と協議して決定。

（１）研修事業

① シンポジウム又はセミナー等　※原則として１回
【対象】都道府県又は政令指定都市の設置する公共ホール職員
文化行政担当者及び教育関係者等

② 全体研修会　※原則として１回
【対象】実施団体

③ アウトリーチ研修　※原則として１回（６～７日）
【対象】実施主体の職員及び演奏家

（２）市町村公演事業（４日間の連続した日程で実施）

① 地域交流プログラム　※原則として６回（１日につき２回）
【内容】学校や福祉施設等でのアウトリーチ（ミニコンサート等）。

② コンサート　※原則として１回
【内容】公共ホール等でクラシック音楽コンサート（有料）を実施。

③ 入場料収入は実施団体に帰属。

（３）総括公演プログラム（ガラコンサート）　※原則として１回
【内容】有料公演。入場料収入は実施団体に帰属。

◆ 財政支援措置

次の費用を（一財）地域創造が負担。

① 演奏家派遣経費

② 研究事業・総括公演プログラム事業（ガラコンサート）及び市町村公演事業にかかる費用のうち、音楽・文芸費、舞台・会場費、旅費交通費、諸謝金、印刷製本費、消耗品費等

③ アウトリーチ研修に係る経費のうち、ピアノ調律費及び現地楽器運搬費

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

（前年度）　８月　事前申請（市町村等→（一財）地域創造）

１０月　内定

※**事業内容の変更が予定されているため、募集時期未定**

（一財）地域創造ホームページ　https://www.jafra.or.jp

◆ 主な事例

Ｈ１６　（財）熊本県立劇場（芦北町、あさぎり町、小国町、砥用町、長洲町、本渡市）

68.公共ホール現代ダンス活性化事業

所管省庁等：（一財）地域創造

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

公共ホールの活性化とコンテンポラリーダンスによる創造的で文化的な芸術活動のための環境づくりに寄与し、併せて公共ホールスタッフ等の企画・制作能力の向上と創造性豊かな地域づくりに資する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（市町村の設置する公立文化施設の指定管理者、市町村等が出資する法人で地域創造が特に認めるもの）

◆ 対象事業等

次の事業を実施。（１）と（２）は、原則として、合わせて６泊７日以内。

（１）Aプログラム（地域交流プログラム）

連続する４日間、学校や福祉施設等でのアウトリーチと公募ワークショップを４～５回実施する。

（２）Bプログラム（市民参加作品創作・公演プログラム）

原則、全９日間の事業日程を連続３日間及び６日間など２回に分けて、市民参加作品を創作し１回上演する。また、公募ワークショップを１回実施する。公演は有料とし、入場料収入は実施団体に帰属する。

（３）Cプログラム（公演プログラム）

連続する４日間の事業日程で、コンテンポラリーダンスの公演を１回上演する。また、公募ワークショップを１回実施する。公演は有料とし、入場料収入は実施団体に帰属する。

◆ 財政支援措置

次の費用を（一財）地域創造が負担。

① 登録アーティスト等派遣経費

（登録アーティスト、アシスタント、公演共演者及びテクニカルスタッフ等の出演料又は謝金、交通費、宿泊費、日当、派遣対象者に係る損害保険料）

② 公演負担金

B・Cプログラムは、対象経費の３分２以内、５０万円を上限に負担。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

４月　事業申込書の提出（市町村等→（一財）地域創造）

６月　締切

７月　内定

Ｒ７年度の募集はＲ６.７月に終了

（一財）地域創造ホームページ　http://www.jafra.or.jp/

◆ 主な事例

Ｈ２７　長洲町（ながす未来館）

Ｈ３０　長洲町（ながす未来館）

Ｒ１　長洲町（ながす未来館）

Ｒ４　天草市（天草市民センター）

69.公共ホール演劇ネットワーク事業

所管省庁等：（一財）地域創造

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

公共ホールの活性化、情報発信能力の向上を図るとともに、地域の演劇分野における創造的で文化的な芸術活動のための環境づくりに寄与し、併せて公共ホールスタッフ等の企画・制作能力の向上と創造性豊かな地域づくりに資する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（公共施設の指定管理者等）

◆ 対象事業等

（１）演劇公演
公立文化施設、その他公演を実施するに当たり適当な施設を会場とし、演劇公演（再演作品）を実施。公演は原則有料とし、入場料収入は、開催地の主催団体に帰属する。

（２）地域交流プログラム
公立文化施設、その他公演を実施するに当たり適当な施設を会場とし、公募型のワークショップまたは学校でのアウトリーチ（いずれか最低１回）を実施。ただし、演劇公演より前に実施するものとし、公演と別日程の開催も可能とする。また、２回以上の実施にかかる費用は、開催地主催団体の負担とする。

◆ 財政支援措置

次の費用を（一財）地域創造が負担。

① 公演事業に関する助成
公演事業（ホール使用量、現地宣伝費、上演に係る著作権料、現地増員人件費などの現地経費以外）及び地域交流プログラムにかかる費用の３分の２以内で、１，２００万円（原則、講演事業１，１００万円、地域交流プログラム１００万円）を上限とする。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

（実施の前々年度）　２月　事業説明会申込み（市町村等→（一財）地域創造）
（実施前年度）　６月　参加意向票提出
９月　事業参加団体の決定

※リニューアル検討中のため、令和２年度以降の募集停止中

（一財）地域創造ホームページ　http://www.jafra.or.jp

◆ 主な事例

Ｈ１２　（財）熊本県立劇場　「サド伯爵夫人」
Ｈ１６　（財）熊本県立劇場　「天の煙」
Ｒ１　（公財）熊本県立劇場　「めにみえない　みみにしたい」

70.公共ホール邦楽活性化事業

所管省庁等：（一財）地域創造

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

地域における芸術活動を担う人材の育成及び環境づくり、並びに日本の伝統音楽（以下、「邦楽」という。）の継承発展に寄与し、併せて創造性豊かな地域づくりに資する。

◆ 事業主体

□県　　■市町村（政令指定都市を含む）　　□一部事務組合　　□広域連合

■その他（市町村の設置する公立文化施設の指定管理者）市町村等が出資する法人で地域創造が特に認めるもの）

※事業の一部（地域交流プログラム）は、事業主体が管内市町村等から募集・選定した市町村等（原則として3団体。以下「実施団体」という。）が実施する。

◆ 対象事業等

実施団体は、原則３日間連続した日程で地域創造が派遣した演奏家により次の事業を行う。

実施団体、地域創造及び演奏家による３者契約を締結する。

（1）ホールプログラム

コンサート又は公募型ワークショップ等を１回実施する。入場料収入は実施団体に帰属。

（2）地域交流プログラム（アクティビティ）

学校等でのミニコンサートやワークショップなど地域との交流を図る事業を原則４回（１日につ２２回）実施する。

◆ 財政支援措置

次の費用を（一財）地域創造が負担。

①演奏家派遣経費

事業参加に係る報酬（出演料、謝金等を含む）、交通費（現地移動費を除く）、宿泊費、日当、損害保険料及び現地までの楽器運搬費。

② 地域交流プログラム負担金

楽器運搬費及びその他地域創造が認めるもの（限度額１０万円）。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

７月　　事業申込書の提出（市町村等→（一財）地域創造）

１０月　　内定

Ｒ７年度の募集はＲ６.９月に終了

（一財）地域創造ホームページ　https://www.jafra.or.jp

◆ 主な事例

Ｈ２２　　（財）熊本県立劇場（荒尾市、人吉市、宇城市）

Ｈ２９　　（公財）熊本県立劇場（天草市、荒尾市、山鹿市）

Ｒ２　　市民会館シアーズホーム夢ホール（熊本市民会館）

Ｒ５　　宇土市（宇土市市民会館）

Ｒ６　　益城町（益城町文化会館）

71.優秀映画鑑賞推進事業

所管省庁等：（独）国立美術館東京国立映画アーカイブ館

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

広く国民に優れた映画の鑑賞の機会を提供するため、東京国立映画アーカイブ館（以下「映画アーカイブ館」）が所蔵する映画フィルムを各地の公立文化施設等において公開上映する。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（文化庁、東京国立映画アーカイブ館、公立文化施設等）

◆ 対象事業等

【実施方法】
映画アーカイブ館が選定した映画フィルムのうちから希望する作品を公立文化施設等で公開上映。（必要に応じて専門家による講演等を行うことができる）

【会場】
３５ミリ映写設備を有する公立文化施設、もしくはこれに準ずる適当な設備を有する施設。
ただし、映写設備を有しない施設にあっても、熊本県興行生活衛生同業組合の協力により、映写技師の斡旋及び映写機の借上げを行うことで実施可能。

【事業分担】
（フィルムセンター）映画フィルムの提供、輸送等
（公立文化施設等）上映活動、広報、公演等

◆ 財政支援措置

【経費負担】
公立文化施設等が負担する経費は次のとおり。
会場使用料、会場設営及び整理に要する経費、上映に伴う謝金（映写技師を外部に依頼した場合）

【観覧料】
公立文化施設等は、公開上映の観覧者から成人１人５００円の範囲内で観覧料を徴収可。
徴収した観覧料は、公立文化施設等がこの事業の実施に必要とする経費の一部に充当。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

１１月　実施希望調査送付
１月　実施希望調査回答（公立文化施設等→県観光文化政策課→文化庁）
４月　決定通知
Ｒ７年度の募集はＲ７.１月に終了
東京国立映画アーカイブ館ホームページ　http://www.nfaj.go.jp/learn/yusyueiga/

◆ 主な事例

Ｈ３０	八千代座、本渡第一映劇、ながす未来館、山都町立図書館ホール 荒尾総合文化センター、玉名市民会館
Ｒ１	八千代座、本渡第一映劇、ながす未来館、荒尾総合文化センター、玉名市民会館
Ｒ２	八千代座、本渡第一映劇、ながす未来館
Ｒ３	ながす未来館、八千代座、玉名市民会館、本渡第一映劇、荒尾総合文化センター
Ｒ４	ながす未来館、八千代座、玉名市民会館、本渡第一映劇
Ｒ５	ながす未来館、八千代座、本渡第一映劇、荒尾総合文化センター
Ｒ６	荒尾総合文化センター、玉名市民会館大ホール、本渡第一英劇、 八千代座、ながす未来館

72.劇場・音楽堂等機能強化推進事業

所管省庁等：（独）日本芸術文化振興会

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

◆ 事業主体

■県（劇場・音楽堂等を設置又は運営する者）　■市町村（県と同様）
□一部事務組合　□広域連合　■その他（ 法人格を有する劇場・音楽堂等を設置又は運営する者）※その他、各事業により要件の詳細あり。

◆ 対象事業等

（１）劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業
　我が国のトップレベルの劇場･音楽堂等が自らの強み･特色を活かし、我が国の実演芸術の水準向上、並びに地域コミュニティの創造及び再生をはじめとする様々な社会的課題の解決を目指す戦略的な事業計画(５年間)
（２）地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業
　地域の中核的役割を担う劇場・音楽堂等が、地域の特性・ニーズを踏まえ、地域の文化拠点としての機能を最大限発揮する取組（公演事業、人材養成事業、普及啓発事業）
（３）共同制作支援事業
　実演芸術の創造発信力を高めることを目的として、複数の劇場・音楽堂等が複数又は単一の実演芸術団体等と共同して行う実演芸術の新たな創造活動（新作、新演出、新振付、翻訳初演等の公演事業）
（４）劇場・音楽堂等間ネットワーク強化事業
　劇場・音楽堂等相互の連携・協力を促進するとともに、国民及び外国人がその居住する地域等にかかわらず等しく実演芸術を鑑賞できるよう、劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が企画制作する実演芸術の巡回公演
　※平成２４年度までの文化庁「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」から移行した事業

◆ 財政支援措置

補助対象経費の１/２以内、かつ自己負担金の範囲内で、上限は、（１）年度毎７，０００万円、（２）は４，０００万円である。（４）１団体あたり３，０００万円。
（４）補助の対象となる事業に要する旅費及び運搬費の合計額を上限とする
※バリアフリー・多言語対応については、上記事業とは別に、（１）年間２００万円、（２）５０万円、（３）２５０万円（４）５０万円を上限とし別途実費で助成。
※各事業により要件が異なるため、詳細は要領を要確認

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

９月　　申請内容の周知、募集（日本芸術文化振興会）
１１月　　募集締切
３月上旬　採択通知
Ｒ７年度の募集はＲ６.１１月に終了
日本芸術文化振興会ホームページ https://gekijo-ongakudo.ntj.jac.go.jp/index.php

◆ 主な事例

Ｒ３　（公財）熊本県立劇場　公演事業、人材養成事業、普及啓発事業
Ｒ３　（公財）熊本県立劇場「能ですよ～漱石と八雲～」ほか
Ｒ４　（公財）熊本県立劇場「清和文楽×ONE PIECE」ほか
Ｒ５　（公財）熊本県立劇場
Ｒ７　（公財）熊本県立劇場

73.文化芸術創造拠点形成事業

所管省庁等：文部科学省文化庁

○県 主 管 課：観光文化部観光文化政課

◆ 事業の目的及び概要

地方公共団体が主体となって行う文化芸術創造拠点の形成に向けた取組を支援することにより，地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに,我が国の文化芸術の基盤を形成してきた多様で特色ある文化芸術の振興を図り，ひいては地域の活性化にも寄与する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合
□その他

◆ 対象事業等

文化芸術分野の専門的人材を活用して地域のアーツカウンシル機能の強化等に取り組みながら行う，地域アーティストの活動支援，地域住民との協働，地域の芸・産学官との連携，地域の文化芸術資源を活用した文化芸術活動の実施等，文化芸術創造拠点形成に向けた総合的な事業

◆ 財政支援措置

(1) 補助金の額は地方公共団体が実施する事業に必要な経費のうち、下記①～④の全ての条件を満たす金額を補助する。
① 補助対象経費の２分の１以内の額を上限とする。
② 6,000 万円を上限とする。
③ 申請者自己負担額の５倍以内の額を上限とする。
④ 自己収入額（入場料、協賛金、助成金等）が補助対象経費の２分の１を超える場合には補助対象経費から自己収入額を控除した金額を上限とする。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

１２月　募集要項送付
１月　申請書の提出（市町村→文化庁）
３月下旬　採択の決定

◆ 主な事例

※熊本県内での事例なし。

74.宝くじ文化公演

所管省庁等：（一財）自治総合センター

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

交響楽団等による演奏会、演劇及び文化に関する講演会その他の文化事業を全国各地で開催することにより、地方文化の振興に資するとともに、宝くじの普及広報を行うことを目的とする。本事業は、市町村等と自治総合センターとの共催事業であるが、市町村等は自主事業としての主体的な取組みが求められる。

◆ 事業主体（主催者）

■県（（主催者に加えることが可））　■市町村（開催地）　□一部事務組合　■広域連合
■その他（（一財）自治総合センター）
※都道府県及び事業の実質的な実施主体や会場となる文化施設を管理する公益法人等も主催者に加えることが出来る。

◆ 対象事業等

【公演種目】
交響楽団等による演奏会、演劇（ミュージカル等を含む）、演奏家等によるリサイタル、落語・漫才・奇術等、文化講演会

【開催地】
同一内容の１事業につき、原則、連続する２日間で各都道府県内２市町村とする。申請件数は、原則１都道府県につき２事業４公演。

【実施期間】
毎年４月から翌年３月まで

【会場】
２つの会場の規模が概ね同程度の公立文化施設等

◆ 財政支援措置

文化公演に関する経費の負担区分は概ね次のとおり。

【（一財）自治総合センター】
出演料（旅費、宿泊費を含む）、特殊音響・特殊照明経費、著作権使用料、ポスター・チラシ・プログラム・入場券等作成費、入場券売捌手数料（売捌率５０％までの額）

【開催地市町村】
会場使用料、音響・照明を含む会場の設備・備品使用料、会場要員費（アルバイト賃金、食費を含む）、ケータリング費用、花束代、ピアノ調律料（演目により必要となる）ポスターの掲示・チラシの配布に要する経費、新聞・広報誌等への広報宣伝費、入場料収入（売捌手数料控除）は、（一財）自治総合センターと開催地側に、それぞれ５０％ずつ帰属。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

７月　開催希望調査
９月　開催希望調書の提出（市町村→県観光文化政策課課→(一財)自治総合センター）
１１月　内定通知
Ｒ７年度の募集はＲ６.９月に終了
（一財）自治総合センターホームページ　http://www.jichi-sogo.jp/

◆ 主な事例

Ｒ５	玉名市、宇城市	コロッケコンサート
	水俣市、益城町	ドラゴンクエストオーケストラコンサート
Ｒ６	玉名市、八代市	元気が出る１オーケストラコンサート
	長洲町、大津町	EBIKEN と UniCirecle Flow による総合エンターテインメント

75.宝くじまちの音楽会

所管省庁等：（一財）自治総合センター

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

地域の人々に上質な音楽を提供し、地元合唱団等と一流プロとの共演の場を設けることにより、人々の豊かな心の育成に資するとともに、宝くじの普及広報を行うことを目的とする。

◆ 事業主体（主催者）

■県（主催者に加えることが可）■市町村（開催地）　□一部事務組合　■広域連合
■その他（（一財）自治総合センター）※公立文化施設の指定管理者も含む。
※公立文化施設を管理する公益法人等を主催者に加えることが可

◆ 対象事業等

【公演種目】
（一財）自治総合センターで毎年演目を設定（３演目）
【公演構成】
２部構成とし、第２部において出演者と地元合唱団等との共演コーナー（２曲）を設ける。
【実施期間】
毎年４月から翌年３月まで
【会場】
収用人員が概ね８００人以上の公立文化施設等

◆ 財政支援措置

音楽会に関する経費は、次に掲げるものを開催地市町村の負担とし、それ以外の経費を原則として（一財）自治総合センターが負担する。
【開催地市町村負担】
会場使用料、音響・照明を含む会場の設備・備品使用料、ピアノ（フルコン）使用料及び調律料、会場要員費（搬入搬出要員、カゲアナ、会場整理要員他）、ケータリング経費、花束代、ポスターの掲出・チラシの配布に要する経費（制作は自治総合センターが実施）新聞・広報誌等への広報宣伝費、第２部の地元出演者の募集及び参加に関する経費、入場料収入（売捌手数料控除）は、（一財）自治総合センターと開催地側に、それぞれ５０％ずつ帰属

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

７月　開催希望調査
９月　開催希望調書の提出（市町村→県観光文化政策課→（一財）自治総合センター）
１１月　開催地内定
Ｒ７年度の募集はＲ６.９月に終了
（一財）自治総合センターホームページ　http://www.jichi-sogo.jp/

◆ 主な事例

Ｈ１８	熊本県立劇場	「南こうせつ with ウー・ファン　心のうたコンサート」
Ｈ２０	合志市	「サーカスとともに」
Ｈ２３	水俣市	「南こうせつ with ウー・ファン　心のうたコンサート」
Ｈ２５	宇城市	「南こうせつ with ウー・ファン　心のうたコンサート」
Ｈ２９	宇城市	「岩崎宏美 with 宗次郎～心のふるさとを求めて～」

76.宝くじふるさとワクワク劇場

所管省庁等：（一財）自治総合センター

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

地域の人々に明るく健康的な笑いを提供し、活気あふれる元気な地域社会を創出することにより、地域の活性化に資するとともに、宝くじの普及広報を行うことを目的とする。

◆ 事業主体（主催者）

■県（主催者に加えることが可）　■市町村（開催地）　□一部事務組合　■広域連合
■その他（（一財）自治総合センター）※公立文化施設の指定管理者も含む。
※公立文化施設を管理する公益法人等も加えることが可

◆ 対象事業等

【公演内容】
「第１部お笑いオンステージ」「第２部ほのぼのコメディ劇場」の２部構成。内容については宝くじを題材に取り上げるなど、宝くじの普及広報に務める。
【実施期間】
毎年４月から翌年３月まで
【会場】
収用人員が概ね８００人以上の公立文化施設等

◆ 財政支援措置

本事業の実施に係る経費のうち、次に掲げるものを開催地市町村の負担とし、それ以外の経費を原則として（一財）自治総合センターが負担する。
【開催地市町村負担】
会場使用料、音響・証明を含む会場の設備、備品使用料、会場要員費（アルバイト賃金・食費等）、ケータリング経費、飾花代、ポスターの掲出、チラシの配布等に要する経費、新聞・広報誌等への広報宣伝費、地元出演者の募集及び参加に関する経費等、入場料収入（売捌手数料控除）は、（一財）自治総合センターと開催地側に、それぞれ５０％ずつ帰属

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

７月　開催希望調査
９月　開催希望調書の提出（市町村→県観光文化政策課→（一財）自治総合センター）
１１月　開催地内定
Ｒ７年度の募集はＲ６.９月に終了
（一財）自治総合センターホームページ　http://www.jichi-sogo.jp/

◆ 主な事例

Ｈ１６　水俣市（水俣市文化会館）
Ｈ１９　荒尾市（荒尾総合文化センター）
Ｈ２５　荒尾市（荒尾総合文化センター）
Ｈ２７　菊池市（菊池市文化会館大ホール）
Ｈ２８　水俣市（水俣市文化会館）

77.宝くじおしゃべり音楽館

所管省庁等：（一財）自治総合センター

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

地域の人々に、楽しい“おしゃべり”とともに上質な音楽を提供し、地域文化の振興及び明るいまちづくりに資するとともに、宝くじの普及広報を行うことを目的とする。

◆ 事業主体（主催者）

■県（主催者に加えることが可）　■市町村（開催地）　□一部事務組合　■広域連合
■その他（（一財）自治総合センター）※公立文化施設の指定管理者も含む
※公立文化施設を管理する公益法人等を加えることが可

◆ 対象事業等

【公演種目】
「宝くじおしゃべり音楽館」
【公演内容】
①出演者は「春風亭小朝」「小原孝」「島田歌穂」及び「おしゃべり音楽館ポップスオーケストラ」とする。
②公演時間は２部構成とし、第２部において、出演者と地元合唱団との共演コーナーを設けることができる。
【実施期間】
毎年４月から翌年３月まで
【会場】
収用人員が概ね８００人以上の公立文化施設等

◆ 財政支援措置

音楽会に関する経費は、次に掲げるものを開催地市町村の負担とし、それ以外の経費を原則として（一財）自治総合センターが負担する。
【開催地市町村負担】
会場使用料、音響・証明を含む会場の設備・備品使用料、ピアノ（フルコン）使用料及び調律料、会場要員費（搬入搬出要員、カゲアナ、会場整理要員他）、ケータリング経費、花束代、ポスターの掲出・チラシの配布に要する経費（制作は自治総合センターが実施）、新聞・広報誌等への広報宣伝費、第２部の地元出演者の募集及び参加に関する経費、入場料収入（売捌手数料控除後）は、（一財）自治総合センターと開催地側にそれぞれ５０％ずつ帰属

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

７月　開催希望調査
９月　開催希望調書の提出（市町村→県観光文化政策課→（一財）自治総合センター
１２月　開催地内定
Ｒ７年度の募集はＲ６.９月に終了
（一財）自治総合センターホームページ　http://www.jichi-sogo.jp/

◆ 主な事例

Ｈ２３　熊本市（崇城大学市民ホール）
Ｈ２６　八代市（八代市厚生年金会館）
Ｈ３０　玉名市（玉名市民会館ホール）

78.地域の芸術環境づくり助成事業（コミュニティ助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

○県主管課：観光文化部観光文化政策課

◆ 事業の目的及び概要

地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として、企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うものに対して助成する。

◆ 助成対象団体

□県　■市町村（政令指定都市は除く）　■一部事務組合　■広域連合

■その他（地方自治法の規定に基づき設置された協議会）

＊事業の実施主体：指定管理者、特定公益法人、実行委員会

◆ 対象事業等

市町村等が単独で自ら企画・制作し、地域の人々の文化・芸術に対する理解・共感を広げるような参画を伴いながら取り組む次に掲げる分野のソフト事業。

①音楽分野（クラシック、邦楽など）
②演劇・ダンス分野（演劇、ミュージカル、バレエなど）
③伝統芸能分野（能、狂言、歌舞伎などの古典芸能のほか、地域で伝承されている芸能など）
④美術分野（絵画、彫刻・工芸、写真など）
⑤その他（地方公共団体等が制作に関与した映像作品の巡回上映など）

◆ 財政支援措置

【助成額】

助成対象事業に係る直接経費の３分の２以内。上限額５００万円。

【直接経費】

出演費又は展示品等借上料、音楽・文芸費、設営・舞台費、謝金・旅費・通信費、宣伝・印刷費、記録費、保険料、企画制作費　等

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

９月　事業募集案内送付
１１月　事業実施申請書の提出（市町村→県観光文化政策課→（一財）自治総合センター）
３月　内定通知

Ｒ７年度の募集はＲ６.１１月に終了

◆ 主な事例

※平成２２年度まで、（一財）地域創造が行っていた「地域の文化・芸術活動支援事業（単独事業）」が改編されて移行した事業。

Ｈ２８	宇土市	熊本バレエ劇場「くるみ割り人形」
Ｒ３	津奈木町	ユージン＆アイリーン・スミス写真展
Ｒ４	天草市	天草の子どもたちに伝統芸能をつなごう
	津奈木町	秋の企画展
Ｒ５	津奈木町	アーティスト・イン・レジデンス　沖縄から見える熊本・水俣（仮称）

79.生活交通維持・活性化総合交付金

所管省庁等：熊本県

○県主管課：企画振興部交通政策・統計局交通政策課

◆ 事業の目的及び概要

地域において必要なコミュニティ交通等生活交通の導入・改善や確保・維持を通じ、地域住民の福祉の向上を図るため、これらの取組みを行う市町村に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

市町村が、生活交通の導入・改善や確保・維持を目的に実施する以下の事業

（1）コミュニティ交通の導入・改善に関する事業
① 路線バスからコミュニティ交通への転換に関する事業
② 複数市町村によるコミュニティ交通の共同運行に関する事業
③ 既存の輸送サービスを組合せた交通体系の効率化に関する事業
④ 新たなモビリティ技術の活用に関する事業
⑤ 自家用有償旅客運送の活用に関する事業
⑥ その他知事が必要と認める事業

（2）コミュニティ交通等の確保・維持に関する事業
① コミュニティ交通を対象とした欠損等補助事業
② コミュニティ交通の運行委託事業
③ 交通空白輸送として実施される市町村営のコミュニティ交通事業
④ 路線バスを対象とした欠損等補助事業（令和６年度までの経過措置）

◆ 財政支援措置

（1）補助対象経費の１／２（上限５００万円）
（2）補助対象経費の総額又は知事が別に定める算定方法に基づき算出する額のいずれか少ない額

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

交付金の交付を受けるには、交付要項に定める以下の書類の提出を要する。
○生活交通維持、確保等に係る事業計画書　１２月頃
○交付金交付申請書　２月頃

◆ 主な事例

Ｒ６実績　１８４，２７６千円（４５市町村）

R７新規事業様式

80.広域連携支援事業交付金

所　管　省　庁　等　：熊本県

○県主管課：企画振興部交通政策・統計局交通政策課

◆ 事業の目的及び概要

複数の市町村による広域的な移動手段の導入・確保や、地域の交通と福祉、教育等の他分野が連携した取組みを通じ、地域住民の生活交通に係る利便性の向上を図るため、市町村に対し予算の範囲内において交付金を交付する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他　※詳細は該当箇所の後ろに（　　）で記入してください

◆ 対象事業等

市町村が実施する次のいずれかの事業
（１）　２以上の複数の市町村間での広域的な生活交通の共同運行を行うための調査・検討事業
（２）　交通と福祉、教育等の他分野が連携し、生活交通の導入や活性化を図るための調査・検討事業

◆ 財政支援措置

充当対象経費 10/10 以内の額又は 1,000 万円のいずれか少ない額

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○事業の募集	５月上旬～６月中旬
○事業の採択又は不採択の決定	７月～８月
○交付金交付申請書の提出	９月頃
○実績報告書の提出	３月末頃

◆ 主な事例

新規事業のため実績なし

81.無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）

所管省庁等：総務省

○県主管課：企画振興部デジタル戦略局デジタル戦略推進課

◆ 事業の目的及び概要

携帯電話等の無線通信を利用することが困難な地域の解消を図るため、無線通信用施設及び設備を設置する事業（基地局施設整備事業）、高度化通信を行うため、５Ｇ等の携帯電話の基地局を設置する事業（高度化施設整備事業）、災害等により損壊した携帯電話等の基地局施設を復旧する事業（基地局施設復旧事業）、通信環境の安定性確保のため、携帯電話等の基地局施設の高度化に伴う更新をする事業（基地局施設更新事業）並びに無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業（伝送路施設設置事業）に対して、国がその整備費用の一部を補助する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　■その他

◆ 対象事業等

①施設・設備費（鉄塔・局舎・外構施設・受電設備・送受信アンテナ・送受信機・伝送用専用線・ケーブル・電源設備・監視装置・制御装置・測定器等）

②用地取得費・道路費（施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費、附帯工事費）

③賃借費（他人の所有する光ファイバ等を賃借するために必要な経費）

※事業実施地域は、過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村及び豪雪地帯のいずれかを含む市町村に限る。

◆ 財政支援措置

・基地局施設整備事業・高度化施設整備事業・基地局施設復旧事業・基地局施設更新事業
補助対象経費の２分の１に相当する額
ただし、以下の場合は、それぞれで定める額
（１）無線通信事業者が複数参画する場合：３分の２に相当する額
（２）離島地域を整備する場合：５分の３に相当する額

・伝送路施設設置事業
補助対象経費の２分の１に相当する額
ただし、離島地域を整備する場合は４分の３に相当する額

※地方負担について、地方財政措置あり。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

（募集スケジュール）

事業実施予定年度の前々年度に実施される「現状調査」及び前年度に実施される「要望調査」において実施希望調査を行う。

（留意事項等）

交付決定の額は、交付決定単位ごとに、１件当たり１００万円を下限とする。

◆ 主な事例

Ｈ２４ 水上村　Ｈ２５ 五木村、八代市　Ｈ２６ 八代市　Ｈ２７ 八代市、多良木町
Ｈ２８ 天草市、五木村　Ｈ２９ 山江村

82.無線システム普及支援事業（高度無線環境整備推進事業）

所管省庁等：総務省

○県主管課：企画振興部デジタル戦略局デジタル戦略推進課

◆ 事業の目的及び概要

５ＧやＩｏＴ等の高度無線環境の実現に向け、地域活性化や地域の課題解決を支援するため、地理的に条件不利な地域において、地方公共団体、第３セクター法人、電気通信事業者が高速大容量無線局の前提となる光ファイバ等の整備を実施する場合に、国がその整備費用の一部を補助する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（第３セクター法人）

◆ 対象事業等

①施設・設備費（鉄塔・局舎・外構施設・受電設備・送受信機・伝送用専用線・ケーブル・中継増幅装置・電源設備・監視装置・制御装置・測定器等）
②用地取得費・道路費（施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費、附帯工事費）

※事業実施地域は、過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村及び豪雪地帯のいずれかを含む市町村に限る。

◆ 財政支援措置

・離島
　・地方公共団体：補助対象経費の５分の４
　・第３セクター・民間事業者：補助対象経費の４分の３
・離島以外の条件不利地域
　・地方公共団体（財政力指数０．５未満）：補助対象経費の２分の１
　・地方公共団体（財政力指数０．５以上）：補助対象経費の３分の１
　・第３セクター・民間事業者：補助対象経費の４分の３
※地方負担について、地方財政措置あり。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

（募集スケジュール）
原則年１回募集
（留意事項等）
交付決定の額は、交付決定単位ごとに、１件当たり１００万円を下限とする。

◆ 主な事例

Ｒ１　天草ケーブルネットワーク株式会社
Ｒ２　芦北町、天草ケーブルネットワーク株式会社、人吉市、球磨村、山江村
Ｒ３　山江村
Ｒ４　天草ケーブルネットワーク株式会社
Ｒ５　天草ケーブルネットワーク株式会社

83.地域福祉総合支援事業

所 管 省 庁 等 ： 熊 本 県

○県主管課：健康福祉部健康福祉政策課地域支え合い支援室

◆ 事業の目的及び概要

誰もが集い、支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」の整備に取り組む団体等を支援し、多様な福祉サービスが育つきっかけづくりを推進する。

また、地域福祉活動団体等が行う創意と工夫を凝らした先駆的又はモデル的な福祉活動への支援を行い、地域福祉の増進を図る。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（社会福祉法人、ＮＰＯ法人、地域福祉活動団体等）

◆ 対象事業等

地域福祉支援計画の推進に寄与する事業等（ソフト補助）

〈対象事業〉①見守り活動、　②生涯現役を支えるための健康づくり事業、
③買い物・移動支援事業、④会食・配食サービス、　⑤学びの縁がわ事業、
⑥「＋α」として新たな取組み「ICT を取り入れた地域福祉活動」「防災を意識した地域づくり」

◆ 財政支援措置

地域福祉支援計画の推進に寄与する事業等へ補助（ソフト補助）

補助率2/3、補助上限額1,000千円

「＋α」として新たな取組み「ICT を取り入れた地域福祉活動」「防災を意識した地域づくり」を行う場合は、補助上限額 500 千円上乗せ

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

令和７年度（予定）

・募集案内（７月）

・交付申請（８月）～交付決定（９月）

・実績報告、交付確定（３月）

◆ 主な事例

令和６年度交付決定団体数　１７団体（２団体はハード及びソフトの両方を補助）

・ハード補助　　３件

・ソフト補助　１６件

84.感染症予防事業

所管省庁等：厚生労働省

○県主管課：健康福祉部健康危機管理課

◆ 事業の目的及び概要

感染症の予防等の事業を行うことにより、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及びまん延を防止する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

・市町村が行う感染症の病原体に汚染された場所及び物件の消毒に要する費用
・市町村が行うねずみ族、昆虫等の駆除に要する経費

◆ 財政支援措置

国１／３、県１／３　（激甚災害の場合、国２／３、県１／３のかさ上げの場合あり）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・交付申請は事例発生時後
　参考：Ｒ２　事例発生（７月豪雨）、費用調査（９月）、交付申請の提出依頼（１月）
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第２７条第２項、第２８条第２項、第２９条第２項に基づく消毒等であることが必要

◆ 主な事例

Ｈ２８　御船町他５市町
Ｒ　２　八代市他９市町村

85.予防接種救済給付金（補助）

所管省庁等：厚生労働省

○県主管課：健康福祉部健康危機管理課

◆ 事業の目的及び概要

予防接種法に基づく定期の予防接種により生じた健康被害に係る医療費・医療手当・障害年金等の給付を市町村が行うが、それに対し、国（市町村が支弁する費用の１／２）・県（同１／４）が負担するもの。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

国からの健康被害認定を受けた者に対して医療費等を支給する。

◆ 財政支援措置

国１／２、県１／４

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

令和７年度（予定）

５月中旬～末　令和６年度実績報告
１１～１２月　令和７年度分交付申請
３月　令和６年度分交付確定および令和７年度分交付決定

◆ 主な事例

Ｒ　３　救済事業分（熊本市他７市町）
Ｒ　４　救済事業分（熊本市他７市町）
Ｒ　５　救済事業分（熊本市他７市町）
Ｒ　６　救済事業分（熊本市他７市町）

86.予防接種事故発生調査事業

所管省庁等：厚生労働省

○県主管課：健康福祉部健康危機管理課

◆ 事業の目的及び概要

予防接種法に基づく定期の予防接種により健康被害が生じた場合、市町村において予防接種健康被害調査委員会が開催されるが、調査等の費用に対して、国（市町村が支弁する費用の１／２）・県（同１／４）が補助するもの。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

健康被害発生時に開催する調査委員会に要する費用

◆ 財政支援措置

国１／２、県１／４

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

交付申請は事例発生時後

◆ 主な事例

Ｈ３０　阿蘇市
Ｒ　１　荒尾市
Ｒ　３　熊本市
Ｒ　４　熊本市
Ｒ　６　八代市他３市町

87.風しん予防接種助成事業

所 管 省 庁 等 ： 熊 本 県

○県主管課：健康福祉部健康危機管理課

◆ 事業の目的及び概要

先天性風しん症候群を防止するため、風しん予防接種助成事業を実施する市町村（熊本市を除く。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

◆ 事業主体

□県　■市町村（熊本市を除く）　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

先天性風しん症候群を防止するため、熊本県が行う風しん抗体検査等の結果、予防接種が必要と判断された者に対して、市町村が行う風しんの予防接種助成事業に対する助成事業。

◆ 財政支援措置

補助率：県１／２

補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された合計額に１,０００円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（１）ワクチンごとに、１０,０００円に接種人数を乗じた額と、市町村が接種費用に対して助成を行った額の総額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）（１）により選定された額と、ワクチンごとに事業の実施に要した経費から寄付金その他収入額及び実費徴収額を控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額の合計額を補助額とする。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・交付申請（令和７年１２月頃）

◆ 主な事例

Ｒ　４　　実施市町村：３９市町村
Ｒ　５　　実施市町村：３６市町村
Ｒ　６　　実施市町村：３５市町村

88.造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助金

所管省庁等：熊本県

○県主管課：健康福祉部健康危機管理課

◆ 事業の目的及び概要

感染症の発生を予防するとともに患者の症状軽減を図るため、造血幹細胞移植により定期の予防接種で得た免疫が低下または消失した者に再接種費用を助成する市町村に対し、補助金を交付するもの。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

市町村が行う再接種者への接種費用の助成事業に対する経費

◆ 財政支援措置

補助率　1／2

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

１２月頃　交付申請案内
　２月頃　交付申請
３月上旬　交付決定
３月下旬　実績報告
　３月末　交付確定

◆ 主な事例

Ｒ　４　熊本市他４市
Ｒ　５　熊本市他２市
Ｒ　６　熊本市他４市

89.市町村老人クラブ連合会助成事業

所管省庁等：厚生労働省

○県主管課：健康福祉部長寿社会局高齢者支援課

◆ 事業の目的及び概要

市町村老人クラブ連合会において、高齢者の生きがいづくりや社会参加、介護予防を推進するため、老人クラブ及び県老人クラブ連合会と連携して実施する調査研究、啓発広報活動、催物、研修などの各種事業に対して助成する。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（市町村老人クラブ連合会）

◆ 対象事業等

老人クラブ（単位）の活動を促進する各種事業を実施する。

○友愛訪問活動（独居高齢者への一声運動）
○清掃奉仕（道路等清掃、草花植え）
○地域見守り（児童の登下校時の交通活動）
○教養講座開催
○スポーツ活動
○その他

◆ 財政支援措置

○補助率
国庫１／３、県１／３、市町村１／３
○国庫補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較してその少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２／３を乗じて得た額。算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

市町村と県との事前協議（５月下旬）
国からの内示（９月上旬）
募集（９～１０月頃）
※県が奨励する地域貢献活動（友愛訪問活動、清掃・美化活動、防犯・交通安全活動、世代間交流活動、コミュニティビジネス、その他の地域貢献活動）やＩＴ活用に１つ以上取り組む。

◆ 主な事例

Ｒ６　市町村適正クラブ数計：１，２２９クラブ（４４市町村）
市町村適正クラブ会員数計：５６，２３５人（４４市町村）
県補助交付決定額：１１，５４０，０００円（４４市町村）

90.市町村老人クラブ連合会健康づくり推進事業

所管省庁等：厚生労働省

○県主管課：健康福祉部長寿社会局高齢者支援課

◆ 事業の目的及び概要

高齢者の生きがいと健康づくりに資するとともに社会参加の促進を目的とする等、市町村老人クラブ連合会が行う事業として適当と認められる事業に対し助成する。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（市町村老人クラブ連合会）

◆ 対象事業等

老人クラブ（単位）の健康づくりに対する取組みを推進するため、市町村老人クラブ連合会が実施する各種事業。

①健康づくり・介護予防事業（・いきいきクラブ体操等高齢者向け体操の普及　・安全に配慮したウォーキングマップの作成とウォーキングの普及　・高齢者向けスポーツの普及を図る講習会・大会の開催　・男性の一人暮らし高齢者対象の料理教室）等

②地域支え合い事業（・高齢者の孤立を防ぐ友愛訪問員の組織化・養成　・認知症や高齢者虐待について正しい理解をすすめる学習活動　・認知症の高齢者やその家族を支えるサポーターの養成・子ども見守り活動や食育等の次世代育成支援）等

③若手高齢者組織化・活動支援事業（・若手高齢者による組織の設置　・若手高齢者を対象としたサークル・グループ活動・若手高齢者及び段階の世代の活力を生かしたボランティア活動のコーディネイト）等

④市町村老人クラブ連合会活動支援体制強化事業（・上記事業を総合的に実施するための推進員の設置）

◆ 財政支援措置

○補助率

国庫１／３、県１／３、市町村１／３

○国庫補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較してその少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２/３を乗じて得た額。算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

市町村と県との事前協議（５月下旬）

国からの内示（９月上旬）

募集（９～１０月頃）

※事業毎に事業計画書の作成及び提出を行う。

◆ 主な事例

Ｒ６　実施市町村：２５市町村（９１事業）

① 健康づくり（介護予防事業）：５１事業（八代市ほか２４市町村）

② 地域支え合い事業：３４事業（人吉市ほか１６市町）

③ 若手高齢者組織化・活性化事業：２事業（宇土市ほか１町）

④ 市町村老人クラブ連合会活動支援体制強化事業：４事業（山鹿市ほか２市町）

91.介護基盤緊急整備等事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：健康福祉部長寿社会局高齢者支援課

◆ 事業の目的及び概要

熊本県高齢者福祉計画・熊本県介護保険事業支援計画（以下、県計画という。）に基づき、地域密着型介護施設等の施設整備を行う市町村に対し、施設整備に要する費用の一部を助成。

介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、介護施設等の簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化に要する費用を助成。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○県計画や市町村介護保険事業計画等に基づき行う以下に掲げる補助対象施設の創設等を行う事業
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、施設内保育施設、小規模な介護付きホーム、空き家を活用した整備（認知症高齢者グループホーム等）、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備、災害レッドゾーン等に所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修、特別養護老人ホーム（多床室）及び併設ショート用居室のプライバシー保護のための改修、介護施設等の看取り環境の整備、共生型サービス事業所の整備、介護職員の宿舎施設整備

○以下に掲げる補助対象施設の新型コロナウイルス感染拡大防止対策を支援する事業
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、生活支援ハウス

◆ 財政支援措置

○補助対象施設の創設、増築又は改修を行う事業
１床あたりの補助単価×対象とする床数（地域密着型特別養護老人ホーム及び併設ショート用居室、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備、災害レッドゾーン等に所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修、特別養護老人ホーム（多床室）及び併設されるショート用居室のプライバシー保護のための改修）
補助率１／３（介護職員の宿舎施設整備）
１施設あたりの定額（上記以外）

○補助対象施設の新型コロナウイルス感染拡大防止対策を支援する事業
１台あたりの補助単価×対象とする台数（簡易陰圧装置の設置）
１箇所あたりの補助単価×対象とする箇所数（ユニット玄関室設置、従来型個室等のゾーニング）
１施設あたりの定額（家族面会室の整備等経費支援）
１床あたりの補助単価×対象とする床数（多床室の個室化）
補助率２／３

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

年１回募集予定（５～６月頃（予定））
※事業計画は、県計画に合致していること、利用見込み・資金計画が適正であること等が必要。

◆ 主な事例

○Ｒ６　補助対象施設の創設、増築又は改修を行う事業（次年度への繰越を含む）
１４市町村（認知症高齢者グループホーム１施設、介護予防拠点１９ヵ所等）

○Ｒ６　簡易陰圧装置の設置を支援する事業
５市町村（簡易陰圧装置の設置６施設等）

92.老人福祉施設整備等事業

所 管 省 庁 等 ： 熊 本 県

○県主管課：健康福祉部長寿社会局高齢者支援課

◆ 事業の目的及び概要

熊本県高齢者福祉計画・熊本県介護保険事業支援計画（以下、県計画という。）等に基づき、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設等の施設整備を行う市町村及び社会福祉法人等に対し、施設整備（個室ユニット化、個室化）に要する費用の一部を助成。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（社会福祉法人等）

◆ 対象事業等

県計画等に基づき、以下に掲げる、補助対象施設の改築等を行う事業（施設種別により対象とする整備区分は異なる）。

特別養護老人ホーム（定員３０人以上）、養護老人ホーム
※いずれも熊本市内に所在する施設は除く。

◆ 財政支援措置

１床当たりの補助単価×対象とする床数

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

老人福祉施設を整備しようとする法人等は、整備しようとする年度の前年度の８月頃までに事前協議書を提出すること（７月頃に事前協議説明会を実施予定）。
※事業計画については、県計画等に合致していることはもちろんのこと、利用見込みや資金計画等が適正で、地元市町村と連携がとれていること等が必要である。

◆ 主な事例

Ｒ５年度（予算措置分）
養護老人ホームの移転改築　１施設
Ｒ６年度（予算措置分）
特別養護老人ホームの移転改築　１施設

93.施設開設準備経費助成特別対策事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：健康福祉部長寿社会局高齢者支援課

◆ 事業の目的及び概要

高齢者施設の円滑な開設のためには、施設のハード整備と一体的に、早期からの開設準備が重要であり、その開設準備経費を助成することで、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援する。

介護施設等の大規模修繕と介護ロボットやICT機器等の導入には親和性があることを踏まえ、介護施設等が大規模修繕を実施する際の介護ロボットやICT機器等の導入を支援する。

市町村が地域住民の介護予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置を図り、もって新たな地域コミュニティ（地域のつながり）の構築を支援する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　■その他（社会福祉法人等）

◆ 対象事業等

○以下に掲げる補助対象施設の円滑な開設等のため、開設前６ヶ月に係る開設準備に要する経費（需用費、使用料及び賃借料、給料等）について助成を行う。

（地域密着型）特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、（小規模な）介護老人保健施設、（小規模な）介護医療院、（小規模な）ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム、（小規模な）介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）、施設内保育施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、都市型軽費老人ホーム、小規模な養護老人ホーム

○以下に掲げる補助対象施設の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に要する経費について助成を行う。

（地域密着型）特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、（小規模な）介護老人保健施設、（小規模な）介護医療院、（小規模な）ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム、（小規模な）介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、都市型軽費老人ホーム、小規模な養護老人ホーム、施設内保育施設

○介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に要する経費について助成を行う。

◆ 財政支援措置

○開設前６ヶ月に係る開設準備に要する経費の助成
補助単価×定員数
※訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所及び施設内保育施設にあっては、１施設当たりの定額

○大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に要する経費の助成
補助単価×定員数
※定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所及び施設内保育施設にあっては、１施設当たりの定額

○介護予防拠点における防災意識啓発の取組に要する経費の助成
１か所当たりの定額

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

年１回募集予定（５～６月頃（予定））
※補助事業の内容について変更事由（開設日の変更等）が生じたときは、変更申請が必要。

◆ 主な事例

○Ｒ６　開設前６ヶ月に係る開設準備に要する経費の助成
７施設（次年度への繰越分を含む）

○Ｒ６　大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に要する経費の助成
６施設（次年度への繰越分を含む）

94.地域支援事業交付金交付事業

所管省庁等：厚生労働省

○県主管課：健康福祉部長寿社会局認知症施策・地域ケア推進課

◆ 事業の目的及び概要

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○地域支援事業

＜事業の構成及び内容の概要＞

１　介護予防・日常生活支援総合事業

（１）介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス（配食等）、介護予防支援事業

（２）一般介護予防事業

２　包括的支援事業

（１）地域包括支援センターの運営、（２）在宅医療・介護連携の推進、（３）認知症施策の推進

（４）生活支援サービスの体制整備

３　任意事業

◆ 財政支援措置

負担割合

介護予防・日常生活支援総合事業：保険料５０％、国２５％、県１２．５％、市町村１２．５％

包括的支援事業、任意事業：保険料２３％、国３８．５％、県１９．２５％、市町村１９．２５％

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・交付申請（令和７年度２月予定）

・地域支援事業の上限設定

以下の二つの区分で上限設定を行う。地域支援事業全体の上限は設定されない。

①　介護予防・日常生活支援総合事業

【①当該市町村の事業開始の前年度の（予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援）＋介護予防事業）の総額】　×　【②当該市町村の７５歳以上高齢者の伸び】

②　包括的支援事業、任意事業

【基本事業分】　前年度の上限額　×　当該市町村の「６５歳以上高齢者数の伸び率」

【重点事業分】　別枠で設定。

◆ 主な事例

○全ての市町村が介護予防・日常生活支援総合事業を実施。

○地域包括支援センターの運営（全市町村で実施）

95.介護保険低所得者対策特別事業

所管省庁等：厚生労働省

○県主管課：健康福祉部長寿社会局認知症施策・地域ケア推進課

◆ 事業の目的及び概要

介護保険制度導入に伴い、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免を目的として、市町村等が行う低所得者への利用者負担の軽減の取組みに対して支援を行うもの。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（社会福祉法人等）

◆ 対象事業等

○障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業
障害者自立支援法によるホームヘルプサービス利用者で一定の要件を満たす者については、利用者負担額を全額免除するもの

○社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業
低所得者で特に生計が困難である者及び生活保護受給者に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担額を軽減する場合に、当該社会福祉法人等に対して軽減額の一部（原則として利用者負担額の４分の１、老齢福祉年金受給者は２分の１）を助成するもの

○中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業
中山間地域等に所在する小規模事業所の訪問系の介護サービスを利用する場合、一定の要件を満たす者について、利用者負担額の一部を減額するもの

◆ 財政支援措置

負担率
国１／２、県１／４、市町村１／４

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・交付申請（令和７年　１２月予定）
・社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業については、全ての市町村において実施することが必要であり、市町村は、対象サービス事業所を運営する全ての社会福祉法人がこの事業に基づく軽減制度を実施するよう働きかける必要がある。

◆ 主な事例

令和６年度実施市町村　４５市町村

96.高齢者生きがい活動促進事業

所管省庁等：厚生労働省

○県主管課：健康福祉部長寿社会局認知症施策・地域ケア推進課

◆ 事業の目的及び概要

企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割をもっていきいきと生活できるよう、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりにつながる活動を行うとともに、介護予防や生活支援のサービス基盤ともなる活動を促進するため、当該活動を行う団体等の立ち上げの支援を行う。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

ボランティア団体やＮＰＯ法人等の団体が、以下の取組を通じて高齢者等の生きがいを創出するボランティア活動を立ち上げる際に必要となる経費（初度設備整備等）に対する助成を行う。

ただし、助成期間は、１年以内とし、他の国庫負担（補助）制度により、当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業は対象としない。

ア　農福連携推進事業

高齢者が農作業や農作物の調理・販売等をとおして、運動機能低下・認知症・閉じこもり等の介護予防を図るなど、農福連携を通じ、高齢者が地域で交流し生き生きと活動できる場の提供に資する活動

イ　ア以外の地域の支え合い活動

◆ 財政支援措置

【補助上限額（定額補助）】
アの取組：２００万円
イの取組：１００万円

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

【スケジュール】
Ｒ７年度の募集は５月に終了

【留意事項】
本事業は、高齢者が地域社会の中で役割を持っていきいきと生活できるよう、高齢者自らが（有償）ボランティアを行うことに着目した補助制度であるため、例えば支え手がすべて若者である取組み等は補助対象外となる。

◆ 主な事例

（活動の例）
- 農福連携を通じ、高齢者が地域で交流し生き生きと活動できる場の提供に資する活動（高齢者への配食サービスのための農産物の生産活動等）
- 協議体等の活動を通じて創出された住民主体によるサービス
- 見守り、配食等の生活支援
- 高齢者スポーツの指導活動
- 多世代による共生の居場所づくり

97.高齢者を支える地域活動支援事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：健康福祉部長寿社会局認知症施策・地域ケア推進課

◆ 事業の目的及び概要

山間部や離島などの中山間地域等では、介護サービスの利用者が広範囲に点在し、介護サービス事業所の参入が採算性・効率性の観点から進まない現状があり、医療や介護が必要となった際には、住み慣れた家や地域を離れざるを得ない状況である。

このため、中山間地域等において、高齢者が住み慣れた家や地域で安心して生活を継続することができるよう、地域の実情に応じた在宅サービス拠点や生活支援サービスの基盤づくりを支援することにより、本県の中山間地域等における地域包括ケア体制づくりを推進する。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（中山間地域等で在宅サービス拠点や生活支援サービスの基盤づくりに取り組む団体で、次の要件を全て満たす団体（個人を除く）。）

①補助対象となる事業を着実に実行できる組織体制が熊本県内にあること

②宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団または暴力団員の統制化にある団体でないこと

③適切な事業運営が確保できると認められる団体で、事業実施にあたり市町村と連携した取組みが期待できる団体であること

◆ 対象事業等

1　施設整備費

在宅サービス拠点、生活支援サービスの提供体制の整備等に要する経費

2　運営費

サービス立上げ後、経営安定に必要な運営費

◆ 財政支援措置

1　施設整備費用　補助率１／２以内（補助限度額１０万円以上１５０万円以内）

2　運営費　１月あたり１０万円以内（最大６カ月間）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

例年６月中旬から約１か月間募集

Ｒ７年度の募集は７月４日まで

◆ 主な事例

Ｒ５年度実績　１事業者（認知症カフェ）

Ｒ６年度実績　１事業者（生活支援サービス）

98.権利擁護人材育成事業

所　管　省　庁　等　：厚生労働省

○県主管課：健康福祉部長寿社会局認知症施策・地域ケア推進課

◆ 事業の目的及び概要

「熊本県権利擁護人材育成事業実施要項」に基づき、市町村が実施する市民後見人の養成及び活動に関する事業や法人後見を効率的に運用するための広域的な実施体制の整備に係る経費に対して補助するもの。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

１　市民後見人の養成及び活動に関する事業の実施
（１）市民後見人養成のための研修の実施
（２）市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
（３）市民後見人の適正な活動のための支援
（４）その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
２　法人後見を効率的に運用するための広域的な実施体制の整備

◆ 財政支援措置

補助率
１については、県が適当と認める金額の１／２以内。ただし、（１）については、広域的に研修を実施する場合に限り１０／１０以内。
２については、県が適当と認める金額の１／２以内。ただし、備品購入に要する経費は３０万円以内。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

１２月頃　交付申請案内
２月頃　交付申請
３月上旬　交付決定
３月下旬　実績報告
３月末　交付確定

◆ 主な事例

令和５年度実施市町村　１８市町村
令和６年度実施市町村　１９市町村

99.高齢者・障がい者住宅改造助成事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：健康福祉部長寿社会局認知症施策・地域ケア推進課
子ども・障がい福祉局障がい者支援課

◆ 事業の目的及び概要

在宅の要介護等高齢者、重度の身体障がい児（者）及び重度の知的障がい児（者）（以下「要介護高齢者等」という。）がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要介護高齢者等の在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

◆ 事業主体

□県　■市町村（熊本市を除く）　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

○事業の対象世帯

生計中心者の前年分の所得税額が７万円以下の世帯であって、次のいずれかに該当する要介護高齢者等がいる世帯。

・事業実施年度の４月１日現在で、６５歳以上の者で介護保険法の要介護認定を受けた者及びこれと同等の程度と認められる者
・事業実施年度の４月１日現在で、６５歳未満の者で身体障害者手帳１級又は２級を所持する者（児を含む。）
・事業実施年度の４月１日現在で、６５歳未満の者で療育手帳のＡ１又はＡ２を所持する者（児を含む。）

○事業の対象経費

玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等在宅の要介護高齢者等が利用する部分であって、当該要介護高齢者等向けに実施する改造に要する経費。なお、新築、増築及び改築は原則として助成の対象としない。

◆ 財政支援措置

○補助基準限度額　＜高齢＞５０万円＜障がい＞９０万円

○負担割合

生活保護法による被保護世帯又は世帯の生計中心者が市町村民税非課税である世帯
県１／２　市町村１／２

生計中心者の前年分の所得税額が７万円以下の世帯　県１／３　市町村１／３　本人１／３

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

＜高　齢＞Ｒ７年度は、８月に内示協議、１２月に追加協議予定
＜障がい＞Ｒ７年度は、予算の上限に達した段階で内示協議予定。

◆ 主な事例

Ｒ６年度実施市町村
＜高　齢＞２０市町村
＜障がい＞１１市町

100.放課後児童健全育成事業等補助金（児童健全育成事業）

所管省庁等：内閣府こども家庭庁

○ 県 主 管：健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課

◆ 事業の目的及び概要

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）への支援のため、市町村が実施する各種事業について助成する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

（１）放課後児童健全育成事業
（２）放課後子ども環境整備事業
　①放課後児童クラブ設置促進事業
　②放課後児童クラブ環境改善事業
　③放課後児童クラブ障がい児受入促進事業
（３）放課後児童クラブ支援事業
　①障がい児受入推進事業
　②放課後児童クラブ運営支援事業
　③放課後児童クラブ送迎支援事業
（４）放課後児童支援員等処遇改善等事業
　①家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置
　②①に加えて、地域との連携・協力等の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置
（５）障がい児受入強化推進事業
（６）小規模放課後児童クラブ支援事業
（７）要支援児童等対策推進事業
（８）育成支援体制強化事業
（９）第三者評価受審推進事業
（１０）放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業
（１１）放課後児童クラブ長期休暇受入支援事業
（１２）放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

◆ 財政支援措置

国、県、市町村　各１／３

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

令和７年度予算は、令和６年９月の所要額調査で終了。交付申請（令和６年１０月）
詳細は別途要項等で内容を御確認ください。

◆ 主な事例

Ｒ６年度
（１）放課後児童健全育成事業　　４２市町村　５５７クラブ
（２）環境整備事業　①２市町村３クラブ　②１１市町村２４クラブ　③１市町村１クラブ
（３）支援事業　①３３市町村３２６クラブ　②７市町村１９クラブ　③１５市町村　４６クラブ
（４）放課後児童支援員等処遇改善等事業　①１７市町村　２３７クラブ　②４市町村　１０クラブ
（５）障がい児受入強化推進事業　　１７市町村　１０８クラブ
（６）小規模放課後児童クラブ支援事業　　１１市町村　４８クラブ
（７）要支援児童等対策推進事業　　実施なし
（８）育成支援体制強化事業　　１２市町村　８０クラブ
（９）第三者評価受審推進事業　　実施なし
（１０）放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業　１７市町村　３１４クラブ
（１１）放課後児童クラブ長期休暇受入支援事業　　２市町村　　３クラブ
（１２）放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）　３２市町村４２８クラブ

101.放課後児童クラブ整備費補助金

所管省庁等：内閣府こども家庭庁

○県主管課 ：健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課

◆ 事業の目的及び概要

放課後児童クラブの整備を促進することにより、児童の福祉の向上を図る。

◆ 事業主体

□県　　市町村（放課後児童クラブを設置する市町村）　　□一部事務組合　　□広域連合
■その他（児童クラブを設置する社会福祉法人・公益社団法人・公益財団法人・特例社団法人・特例財団法人。）

◆ 対象事業等

放課後児童クラブ室の創設・改築・拡張・大規模修繕

◆ 財政支援措置

市町村が設置する場合　　国・県・市町村 各１／３
（国庫嵩上げ　国 ２／３、県・市町村 各１／６）
社会福祉法人等が設置する場合　　国・県・市 各２／９、社会福祉法人等（設置者） １／３
（国庫嵩上げ　国 １／２、県・市町村 各１／８、設置者 １／４）
待機児童の解消を目的とした整備において、国庫補助率の嵩上げが行われた。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

子ども・子育て支援施設整備交付金にて内示を受けたものに対し、本補助金の交付申請を受付ける。
【子ども・子育て支援施設整備交付金の令和７年度協議のスケジュール】
第１回：令和７年２月（交付決定は４月）
第２回：令和７年３月（交付決定は５月）
第３回：令和７年６月
※今後の協議は、予算の執行状況に応じて行われる。

【放課後児童クラブ整備費補助金】
交付申請：８月～１０月の予定
翌年度所要額調査：９月

◆ 主な事例

Ｒ６年度
公立：宇土市、大津町
私立：菊池市、宇城市

102.病児保育施設整備費補助金

所管省庁等：内閣府こども家庭庁

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課

◆ 事業の目的及び概要

病児保育事業（子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合において、一時的に保育する）を実施する施設の整備について市町村へ補助を行うことで、児童の福祉の向上を図る。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

① 病児保育施設整備
② 体調不良児保育施設整備

◆ 財政支援措置

① 市町村が設置する場合（国１／３、県１／３、市町村１／３）
社会福祉法人等が設置する場合（国３／１０、県３／１０、市町村３／１０、設置者１／１０）
② 国、県、市町村　各１／３

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

① 子ども・子育て支援施設整備交付金にて内示を受けたものに対し、本補助金の交付申請を受付ける。
【子ども・子育て支援施設整備交付金の令和７年度協議のスケジュール】
第１回：令和７年２月（交付決定は４月）
第２回：令和７年３月（交付決定は５月）
第３回：令和７年６月
※今後の協議は、予算の執行状況に応じて行われる。

【放課後児童クラブ整備費補助金】
交付申請：８月～１０月の予定
翌年度所要額調査：９月

② 国からの通知に合わせ、県から市町村に交付申請案内（通知）を行う。
（交付申請時期は定まっていない。）

◆ 主な事例

① Ｒ６年度：合志市、高森町
② Ｒ４年度：湯前町

103.熊本県多子世帯子育て支援事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課

◆ 事業の目的及び概要

子育て負担の大きい世帯（３人以上の児童を扶養している世帯）の保育料を軽減（無料化）する市町村へ補助することにより、多子世帯の子育て支援を行うことを目的とする。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

認可保育所等に入所している第３子以降の就学前の子どもの保育料を軽減又は無料化
（保護者の市町村民税所得割が３０１,０００円以上及び住民税非課税世帯は対象外）
※平成３０年度から、第３子以降の対象年齢を就学前までに拡充し、対象施設として新たに幼稚園を追加

※Ｒ１．１０．１から国の幼児教育・保育の無償化制度が開始されたため、住民税非課税世帯の０～２歳児、全世帯の３～５歳児については、第何子かにかかわらず無償化。

◆ 財政支援措置

県、市町村　各１／２

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

補助金交付申請の期限：熊本県多子世帯子育て支援事業補助金交付要領第４第１項に定める日
（具体的な期限については決定次第、市町村に通知を行う。）

◆ 主な事例

対象児童　Ｒ６年度　６，１９４人

104.子ども医療費助成事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課

◆ 事業の目的及び概要

子どもの疾病の早期治療を促進し、健全な育成と保護者の経済的負担の軽減並びに子育て支援を図るため、医療費の自己負担を助成した市町村に対し補助を行う。

※令和５年度より対象年齢を拡充したことに伴い、乳幼児医療費助成事業から子ども医療費助成事業に名称変更。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○助成対象者：（通院の場合）小学校就学前まで（満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の者
（入院の場合）中学生まで（満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の者

○給付範囲：入院又は通院に要した医療費の一部負担金の額から自己負担額等を控除した額。ただし、保険対象外医療費、食事療養費、家族療養費付加金、高額療養費は控除する。

○自己負担額：３,０００円／月
市町村民税非課税世帯に属する助成対象者にあっては、入院の場合２，０００円／月、通院の場合１,０００円／月とする。

○所得制限：養育者の所得が、児童手当の一般給付又は特例給付に基づく所得制限を超える者は対象としない。

◆ 財政支援措置

補助率　１／２

※政令指定都市（熊本市）は除く。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

【例年のスケジュール】

交付申請（７月～８月頃）

変更交付申請及び実績報告（１２月～１月頃）

◆ 主な事例

Ｒ６（２０２４）年度　４４市町村

105.認可外保育施設児童等健康管理支援事業補助金

所管省庁等：内閣府こども家庭庁

○県主管課：健康福祉部 子ども・障がい福祉局 子ども未来課

◆ 事業の目的及び概要

保育所に対するニーズの多様化の中、認可外保育施設が認可保育所の補完的役割を果たしている現状に鑑み、一定の基準に達している認可外保育施設において入所児童及び職員の健康診断の経費に対して補助を行う。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

次の条件を満たしている認可外保育施設

・熊本市以外に所在
・届出制対象施設
・「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成１３年3月２９日付け雇児発第１７７号）の別添「認可外保育施設指導監督基準」中の第１～第４に概ね適合する施設

◆ 財政支援措置

①入所児童分

補助基準額：１施設当たり 133,000 円（経費に３／４を乗じた額との比較上限額）

※運営費負担金の嘱託医手当額 176,410 円×運営費の国・県負担割合３／４　133,000 円

負担割合：県１／２、市町村１／２

②職員分

補助基準額：職員１人当たり 5,100 円

※１市町村当たりの上限基準額 354,000 円

負担割合：国１／３、県１／３、市町村１／３

対象職員：児童の処遇に従事する職員（調理員、看護師等を含む）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

国からの通知にあわせ、県から市町村に交付申請案内（通知）を行う。
（交付申請時期は定まっていない。）

詳細は別途要項等で内容を御確認ください。

◆ 主な事例

Ｒ６（２０２４）年度　実施

① 入所児童分　対象施設数：５施設

② 職員分　対象施設数：６施設

106.就学前教育・保育施設整備交付金

所管省庁等：内閣府こども家庭庁

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課

◆ 事業の目的及び概要

国の「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用して、市町村の事業実施計画に基づき民間保育所等の緊急整備を促進する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

保育所及び認定こども園等の創設、改築、大規模修繕等の施設整備

◆ 財政支援措置

補助率

補助対象経費のうち国１／２（２／３）　市町村１／４（１／１２）　設置者１／４

【5.5／１０】　【１／４】　【１／５】

※（）内は「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けているなどの要件に該当する場合の補助率。

【】内は、過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業として行う場合の補助率。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・募集は原則年１回、年度末に次年度分の協議案件登録を行い、採択予定事業を仮決定し、仮決定された事業のうち、着手時期等に応じて順次協議書類を提出する。

詳細は別途要綱等で内容を御確認ください。

◆ 主な事例

Ｒ６（２０２４）年度　１２市町村　２０施設

107.保育補助者雇上強化事業

所管省庁等：内閣府こども家庭庁

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課

◆ 事業の目的及び概要

保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育補助者の雇上げに必要な費用を支援する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

保育士の労働環境改善のために保育補助者を雇上げる保育事業者に対し、雇上げに必要な費用を補助する事業。

【対象施設】

保育所（公立を除く）、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所等

【保育補助者の要件】

・保育士資格を有していない者であること
・有資格保育補助者は、保育士資格を有する者であって、現に保育士として就業していないものであること。なお、有資格保育補助者としての従事期間は採用から１年を限度とする。
・４０時間の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると市町村が認めた者

【その他】

・保育事業者は、保育補助者に保育士資格の取得を促すこと
・保育事業者は、保育補助者の配置による具体的な労働環境改善計画を市町村に提出し、かつ、当該計画に基づき改善を行うこと

◆ 財政支援措置

補助額＜経験年数に応じた補助基準額に見直し＞

利用定員１２１人以上の施設	（～３年未満）	１，９５３千円
	（３年以上７年未満）	２，４４１千円
	（７年以上）	３，２５５千円
利用定員１２１人未満の施設	（～３年未満）	３，９０６千円
	（３年以上７年未満）	４，８８２千円
	（７年以上）	６，５１０千円

補助率　国3/4、県1/8、市町村1/8

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

国からの通知に合わせ、県から市町村に交付申請案内（通知）を行う。
（交付申請時期は定まっていない。）

詳細は別途要項等で内容を御確認ください。

◆ 主な事例

Ｒ６（２０２４）年度　２３市町　１６３施設

108.保育体制強化事業

所管省庁等：内閣府こども家庭庁

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課

◆ 事業の目的及び概要

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とする。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

保育士の業務負担軽減のため保育支援者の配置を行う保育事業者に対し、補助支援者の配置に要する費用を補助する事業。

【対象施設】
保育所（公立を除く）及び幼保連携型認定こども園
【保育支援者の業務】
・保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒や清掃
・給食の配膳や後片付け
・寝具の用意や後片付け
・外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
・児童の園外活動時の見守り等
・その他保育士の負担軽減に資する業務

◆ 財政支援措置

補助単価　１施設当たり月額　１０万円（児童の園外活動の見守り等の加算月額４．５万円）
補 助 率　国1/2、県1/4、市町村1/4

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

国からの通知に合わせ、県から市町村に交付申請案内（通知）を行う。
（交付申請時期は定まっていない。）

詳細は別途要項等で内容を御確認ください。

◆ 主な事例

Ｒ６（２０２４）年度　２０町村　１０７施設

109.少子化対策総合交付金事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課

◆ 事業の目的及び概要

結婚、妊娠、出産に係る支援施策の充実を図り、県内全市町村と一体となって少子化対策に取り組むことで、出生数の増加（人口自然増）につなげることを目的とする。

◆ 事業主体

□県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合　□その他

◆ 対象事業等

①結婚チャレンジ事業
・地域団体等が行う婚活イベントへ費用助成
・市町村における結婚支援に資する事業へ費用助成
②不妊治療費助成
・一般不妊治療費（人工授精）（妻の年齢41歳未満）
・生殖補助医療費（先進医療）（妻の年齢43歳未満）
　} 市町村ごとに選択
③早産予防対策
・早産予防のために行う、膣分泌物細菌検査及び歯科健康診査の費用助成
④新生児拡大スクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）事業
・有料検査（ＬＳＤ、ＳＭＡ及びＳＣＩＤ）に要する経費
　※熊本市のみ対象
⑤市町村事務費
・少子化対策事業を実施するための事務費を交付

◆ 財政支援措置

①結婚チャレンジ事業：
（婚活イベント）１イベントあたり上限100,000円
（結婚支援に資する事業）若年人口規模により上限が異なる
※合算額（補助率：３／４）
②不妊治療費助成事業：
（人工授精）夫婦１組につき上限40,000円
（先進医療）夫婦１組につき上限50,000円
（補助率：３／４）
③早産予防対策：
膣分泌物細菌検査１回あたり上限2,210円、歯科健康診査1回あたり上限3,720円
（補助率：３／４）
④新生児拡大スクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）事業：
新生児１人につき１回まで（補助率：１／２※熊本市のみ）
⑤市町村事務費：
基本分100,000円に①～③の交付決定額の５％を加算（補助率：定額）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

交付申請（７～８月頃を予定）
詳細は別途要項等で内容を御確認ください。

◆ 主な事例

Ｒ６（２０２４）年度　全市町村（４５市町村）実施。うち全事業実施　２４市町村

110.熊本県放課後児童クラブ利用料減免事業補助金

所管省庁等：熊本県

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課

◆ 事業の目的及び概要

低所得世帯等に対する利用料を支援することで、育児の精神的・経済的負担を軽減するとともに、経済的理由から放課後児童クラブの利用を控えることがないようにし、児童の健全な育成を図る。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

①放課後児童クラブを利用する者（小１～小３および障がいのある児童）のうち低所得世帯（就学援助の対象となる要保護世帯、準要保護世帯）への利用料減免分を助成
②兄弟姉妹が同時に放課後児童クラブを利用している世帯の第３子以降の子どもへの利用料助成（市町村民税所得課税額３０１千円以上の世帯を除く。）

◆ 財政支援措置

①１人あたり月額５，０００円（補助率：１／２）※熊本市を除く。
②１人あたり月額２，５００円（補助率：１／２）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

令和７年度予算は、令和６年９月の所要額調査で終了。交付申請（令和７年７～８月頃を予定）
詳細は別途要項等で内容を御確認ください。

◆ 主な事例

①R６（２０２４）年度　１３市町村
②R６（２０２４）年度　１２市町村

111.出産・子育て応援交付金事業

所管省庁等：内閣府こども家庭庁

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課

◆ 事業の目的及び概要

妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に対し、出産・育児等の見通しを寄り添って立てるための面談や継続的な情報発信等により必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（計10万円相当）を一体として実施する事業を実施する市町村に対する助成。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他　※詳細は該当箇所の後ろに（　）で記入してください

◆ 対象事業等

出産・子育て応援給付金
妊娠届出時/妊婦１人当たり５万円、出生届出時/こども１人当たり５万円
給付対象者：R６年度に出生した児を養育する者（Ｒ６年度に申請していない者が対象）

◆ 財政支援措置

国２／３、県１／６、市区町村 １／６

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

【例年のスケジュール】
交付申請（６月～７月）
変更交付申請（１１月～１２月）
実績報告（３月～４月）

◆ 主な事例

Ｒ６：全45市町村で実施

112.子ども・子育て支援交付金

所管省庁等：内閣府こども家庭庁

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課
健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課

◆ 事業の目的及び概要

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される、各種子ども・子育て支援事業の実施を支援する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

1．利用者支援事業
2．延長保育事業
3．実費徴収に係る補足給付を行う事業
4．多様な事業者の参入促進・能力活用事業
5．放課後児童健全育成事業
6．子育て短期支援事業
7．地域子育て支援拠点事業
8．一時預かり事業
9．病児保育事業
10. 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）
11. 産後ケア事業
12. 乳児家庭全戸訪問事業
13. 養育支援訪問事業
14. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
15. 子育て世帯訪問支援事業
16. 児童育成支援拠点事業
17. 親子関係形成支援事業

※対象事業のうち１～11 は子ども未来課、12～17 は子ども家庭福祉課が所管

◆ 財政支援措置

国１／３、県１／３、市町村１／３
（上記１：国２／３、県１／６、市町村１／６，上記 11：国１／２、県１／４、市町村１／４）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

【例年のスケジュール】
交付申請（７月～８月）
変更交付申請（１１月～１２月）
実績報告（３月～４月）

◆ 主な事例

Ｒ６（２０２４）年度　各事業の内訳
１．２７市町村　　９．２５市町村
２．３８市町村　　10. ２６市町村
３．１３市町　　12. ３１市町村
４．　６市町　　13. １３市町
５．４２市町村　　14. 　６市町
６．３０市町　　15. ２０市町村
７．３１市町村　　16. 　９市町村
８．３１市町村　　17. 　３市町村

113.子ども食堂ネットワーク団体活動支援事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課

◆ 事業の目的及び概要

地域における子どもの貧困対策を推進するため、複数の子ども食堂で構成し、広域（２以上の市町村の区域にまたがる地域その他これに類する地域をいう。）で活動する子ども食堂ネットワーク団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（子ども食堂ネットワーク団体）

◆ 対象事業等

県内の子ども食堂ネットワーク団体が行う広報及び食材等運搬支援に係る取組に要する経費を補助

◆ 財政支援措置

補助率
県１０／１０（1団体あたり５０万円上限）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

年１回程度募集

◆ 主な事例

Ｒ５　５団体
Ｒ６　５団体

114.児童福祉施設整備補助事業

所管省庁等：内閣府こども家庭庁

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課

◆ 事業の目的及び概要

児童福祉施設等の整備に要する費用を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（社会福祉法人等）

◆ 対象事業等

下記に掲げる施設の創設、改築、増築、大規模修繕等の施設整備

対象施設
○児童福祉法に基づき設置される助産施設、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所

◆ 財政支援措置

補助率
補助対象経費のうち国１／２、県１／４、設置者１／４

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

募集については個別事例毎に受付。
整備補助申請に際しては、事前に整備内容を御相談ください。

◆ 主な事例

Ｈ３０　児童養護施設の整備（建物の一部改築）　１件
Ｒ１　実績なし
Ｒ２　児童養護施設の整備（建物の新築）　１件
Ｒ３　実績なし
Ｒ４　児童家庭支援センターの整備（建物の改築）　１件
Ｒ５　児童養護施設の整備（建物の新築）　２件
Ｒ６　児童自立支援施設の整備（建物の改築）　１件

115.熊本県ひとり親家庭等日常生活支援事業

所管省庁等：内閣府こども家庭庁

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課

◆ 事業の目的及び概要

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、技能習得のための通学、疾病、出張、入院及び学校等の公的行事の参加などにより、一時的に生活援助、保育のサービスが必要となった場合に「家庭生活支援員」を派遣し、支援する。

また、乳幼児又は小学校に就学する児童を養育している母子家庭の母又は父子家庭の父が、就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合等に、定期的に生活援助、保育サービスを行う「家庭生活支援員」を派遣し、支援する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

（1）対象者

下記に掲げるひとり親家庭等（離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父も含む。）

①母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、残業、転勤及び出張や学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭等及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている家庭等

②乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭。

（2）提供するサービスの種類及び内容

①生活援助：家事、介護その他の日常生活の便宜

②子育て支援：保育サービス及びこれに付帯する便宜

◆ 財政支援措置

補助率

基準額（交付要領で規定）の３／４を補助（負担割合：国２／４、県１／４、市町村１／４）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

当初の事業計画書、所要額調書及び補助金交付申請書の提出は６月頃。

補助金変更交付申請書の提出は１１月頃（熊本市以外は県経由で提出）。

◆ 主な事例

Ｒ２　菊池市、宇土市、芦北町等１２市町で実施

Ｒ３　菊池市、天草市、芦北町等１１市町で実施

Ｒ４　人吉市、合志市、芦北町等９市町で実施

Ｒ５　八代市、人吉市、菊池市等７市で実施

Ｒ６　八代市、人吉市、菊池市等６市で実施

116.母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

所管省庁等：内閣府こども家庭庁

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課

◆ 事業の目的及び概要

母子家庭の母又は父子家庭の父が、事業主体が指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座修了後に支払った受講経費の一部を支給することにより、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な職業能力開発の取組みを支援する。

○支給額　①雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格がない方
受講経費の６割相当額（上限２００,０００円、下限１２,００１円）
②雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の受給資格がない方
受講経費の６割相当額または修学年数×４０万円の少ない方の額
（上限１，６００，０００円、下限１２,００１円）
③①及び②以外の方（雇用保険法による教育訓練の受給資格がある方）
①及び②の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額

○対象講座　雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○対象者
県内在住の母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の要件すべてを満たす者
①児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
②その講座を受けることが適職に就くために必要であると認められること。

◆ 財政支援措置

補助率
３／４（負担割合：国３／４、県又は市１／４）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

当初の事業計画書、所要額調書及び補助金交付申請書の提出は６月頃。

補助金変更交付申請書の提出は１１月頃（熊本市以外は県経由で提出）。

◆ 主な事例

Ｒ２　県、荒尾市、玉名市、宇土市等１０市で実施
Ｒ３　県、八代市、玉名市、合志市等１２市で実施
Ｒ４　県、八代市、玉名市、山鹿市等１２市で実施
Ｒ５　県、八代市、玉名市、山鹿市等１０市で実施
Ｒ６　県、八代市、荒尾市、山鹿市等５市で実施

117.母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

所管省庁等：内閣府こども家庭庁

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課

◆ 事業の目的及び概要

母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師等の資格を取得するため、修業年限６月以上の養成機関に通う場合に、市町村民税非課税世帯は月額１００,０００円、課税世帯は月額７０,５００円の高等職業訓練促進給付金を支給し、経済的自立に向けた資格取得をめざした取組みを支援する。また、修了支援給付金として市町村民税非課税世帯５０，０００円、課税世帯２５，０００円を支給する。
※、養成機関における課程の修了までの期間の最後の１２月の支給月額について４０，０００円増額。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

（１）対象者

母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の要件全てを満たす者
①児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある者
②養成機関において６月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者
③就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者
④求職者支援制度における職業訓練受講給付金など本給付金と趣旨を同じくする給付を受けていない者

（２）対象資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士　等

◆ 財政支援措置

補助率

３／４（負担割合：国３／４、県又は市１／４）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

当初の事業計画書、所要額調書及び補助金交付申請書の提出は６月頃。

補助金変更交付申請書の提出は１１月頃（熊本市以外は県経由で提出）。

◆ 主な事例

Ｒ２　県、八代市、菊池市、宇城市等１３市で実施
Ｒ３　県、八代市、宇土市、宇城市等１３市で実施
Ｒ４　県、八代市、人吉市、荒尾市等１３市で実施
Ｒ５　県、八代市、玉名市、山鹿市等１２市で実施
Ｒ６　県、八代市、荒尾市、玉名市等１０市で実施

118.ひとり親家庭等医療費助成事業

所 管 省 庁 等 ： 熊 本 県

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課

◆ 事業の目的及び概要

ひとり親家庭等の父又は母及び児童の健康を保持し生活の安定を図るため、ひとり親家庭等の医療費助成事業を行う市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

◆ 事業主体

□県　■市町村（熊本市を除く）　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

市町村が国民健康保険及び社会保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額から附加給付を差し引いた額の２／３を助成する場合に、その１／２を県が助成する。

◆ 財政支援措置

自己負担額１／３、市町村負担額１／３、県補助額１／３
（熊本市は自己負担額１／３、市負担額２／３）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

補助金交付申請書の提出期限：５月３１日。
補助金変更交付申請書の提出期限：１月２０日。

◆ 主な事例

Ｒ２　県内４５市町村
Ｒ３　県内４５市町村
Ｒ４　県内４４市町村
Ｒ５　県内４４市町村
Ｒ６　県内４４市町村

119.市町村地域生活支援事業

所管省庁等：厚生労働省

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課

◆ 事業の目的及び概要

障害者総合支援法に基づき、市町村が、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する、地域生活支援事業等に要する経費の一部を補助する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

（1）地域生活支援事業

①必須事業

法律上、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて必ず実施しなければならない事業（理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業）

②任意事業

市町村の判断により、障がい者の自立した日常生活又は社会生活のために実施する事業（福祉ホームの運営、訪問入浴サービス、生活訓練等、日中一時支援、地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業、相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保、協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援、地域生活定着支援センターとの連携強化事業、レクリエーション活動等支援、芸術文化活動振興、点字・声の広報等発行、奉仕員養成研修、複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進、家庭・教育・福祉連携推進事業、盲人ホームの運営、知的障害者職親委託、特別支援事業）

（2）地域生活支援促進事業

発達障害児者地域生活支援モデル事業、障害者虐待防止対策支援事業、成年後見制度普及啓発事業、発達障害児者及び家族等支援事業、意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業、地域における読書バリアフリー体制強化事業、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業、特別促進事業

◆ 財政支援措置

負担割合

国１／２（直接補助）、県１／４、市町村１／４

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

国からの通知にあわせ、県から市町村に交付申請案内（通知）を行う。

（交付申請時期は定まっていない。）

【参考】令和６年度の交付申請期限：１２月中、交付決定：３月末

◆ 主な事例

令和６年度交付決定額：市町村計（国）１８４，１４８千円、（県）１７３，４８７千円

120.障がい者福祉施設整備費

所管省庁等：厚生労働省

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課

◆ 事業の目的及び概要

障がい者福祉施設の整備を促進し、障がい者の生活基盤の充実を図るため、障がい者福祉施設整備を行う社会福祉法人等に対し、その経費の一部を補助する。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（社会福祉法人等）

◆ 対象事業等

①対象施設

障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等を実施する事業所、障害者支援施設

②整備内容

施設の創設、増築、改築、老朽改築及び大規模修繕等

◆ 財政支援措置

補助基準額に対し、次の割合で補助を行う。

国１／２、県１／４、事業主体１／４

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

障がい者福祉施設を整備しようとする法人は、整備しようとする年度の前年度の７月末日頃までに事前協議書を提出すること。

◆ 主な事例

令和６年度補助額（支払額）：１，０２８，６１８千円（４件）

121.自立支援医療（更生医療）

所管省庁等：厚生労働省

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課

◆ 事業の目的及び概要

身体障がい者の福祉の増進を図るため、身体障がい者の障がいを軽くしたり、回復させたりする手術等を行う場合に必要な医療に対し、公費負担を行う。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

受給資格者が更生医療の対象となる医療を、指定医療機関で受けた場合、一部負担金の額から自己負担額等を控除した額を市町村が給付する。

・受給資格者　身体障害者手帳所持者
・対象医療　肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害等に対する治療等（具体的な対象医療内容については、福祉総合相談所で判定。）
ただし、医療費助成の対象となるのは、県の指定を受けた医療機関で医療を受けた場合のみ。
・自己負担額　市町村民税の課税状況及び本人収入額等により異なる。

◆ 財政支援措置

補助率　国１／２、県１／４、市町村１／４

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

交付申請（６月頃）
変更交付申請（１月頃）

◆ 主な事例

４５市町村

122.重度障害者に係る市町村特別支援事業

所管省庁等：厚生労働省

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課

◆ 事業の目的及び概要

訪問系サービス利用者全体に占める重度障害者の割合が高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障害者の割合が一定以上の市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行うことにより、重度の障害者の地域生活を支援することを目的とする。

◆ 事業主体

■県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

次のいずれにも該当する市町村に係る訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準額を超過した額について助成する。

① 訪問系サービスの全体の利用者に占める重度訪問介護対象者の割合が１０％を超える場合
② 訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している場合

◆ 財政支援措置

補助率　国１／２、県１／２

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・県の地域生活支援事業として実施。
所要額調査（６月頃）
交付額確定（３月頃）

◆ 主な事例

５市町

123.熊本県市町村等自殺対策推進事業

所管省庁等：厚生労働省

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課

◆ 事業の目的及び概要

市町村又は民間団体が独自に取り組む「地域の自殺対策力」を強化するための自殺予防事業に要する経費を補助する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　■その他（法人格を有し、これまで県と協働して自殺対策に取り組む等の実績がある民間団体に限る。）

◆ 対象事業等

○　対象事業

①対面相談事業（国補助率：１／２）
②電話・ＳＮＳ相談事業（国補助率：１／２）
③人材養成事業（国補助率：１／２）
④普及啓発事業（国補助率：１／２）
⑤自死遺族支援機能構築事業（国補助率：１／２）
⑥計画策定実態調査事業（国補助率：１／２）
⑦若年層対策事業（国補助率：２／３）
⑧ＳＮＳ地域連携包括支援事業（国補助率：２／３）
⑨深夜電話相談強化事業（国補助率：２／３）
⑩自殺未遂者支援事業（国補助率：２／３）
⑪災害時自殺対策継続支援事業（国補助率：２／３）
⑫自殺未遂者支援・連携体制構築事業（国補助率：１０／１０）
⑬災害時自殺対策事業（国補助率：１０／１０）
⑭ハイリスク地対策事業（国補助率：１０／１０）
⑮地域特性重点特化事業（国補助率：１０／１０）
⑯新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業（国補助率：３／４）

◆ 財政支援措置

負担割合：国（地域自殺対策強化交付金）　前記補助率による。
・市町村への補助残については、市町村負担
・民間団体への補助残については、県負担　※ いずれも県予算の範囲内で補助を実施

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・国からの通知にあわせ、県から市町村に交付申請案内（通知）を行う。
（交付申請時期は定まっていない。）
【参考】令和５年度の申請期限：７月末
・市町村及び民間団体への補助は県補助金として交付

◆ 主な事例

○　弁護士や臨床心理士等の専門家による相談会
○　多重債務相談を担当するスタッフのためのメンタルヘルス研修会
○　自殺予防講演会
○　熊本市連携中枢都市圏が実施するＳＮＳ（ＬＩＮＥ）を活用した相談対応

124.重度心身障がい者医療費助成事業

所 管 省 庁 等 ： 熊 本 県

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課

◆ 事業の目的及び概要

重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、重度心身障がい者の医療費助成を行う市町村に対して補助を行う。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

受給資格者（重度の心身障がい者）が社会保険等により医療を受けた場合、一部負担金の額から自己負担額等を控除した額を市町村が助成する。

・受給資格者　身体障害者手帳１、２級所持者
療育手帳Ａ１、Ａ２所持者
精神障害者保健福祉手帳１級所持者
福祉手当受給相当者

・自己負担額　一医療機関につき、入院２,０００円／月、入院外１,０００円／月
※一部市町村においては、自己負担額が異なる。

◆ 財政支援措置

補助率　県１／２　市町村（熊本市を除く）１／２

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

交付申請（９月頃）
変更交付申請、実績報告（１月２０日）
（毎年度の補助金の算定は、１月から１２月までの市町村の助成決定分を対象として行う。）

◆ 主な事例

４４市町村

125.難聴児補聴器購入費助成事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課

◆ 事業の目的及び概要

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童（難聴児）に対して、補聴器の装用による音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確保し、コミュニケーション能力等の成長に寄与するため、補聴器の購入費用の一部を助成し、もって難聴児の福祉の増進を図る。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

市町村は、新たに補聴器を購入する経費又は下記の表に定める耐用年数（５年）を経過した後に補聴器を更新する経費から寄付金その他の収入額を控除した額と、下記の表に定める１台当たりの基準価格（補装具費支給に係る国の基準額を準用）とを比較して、少ない方の額に３分の２を乗じた額を助成し、県はその助成額の２分の１を市町村に補助する。なお、修理費は対象外とする。

補聴器の種類	1台当たりの基準価格　(円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度･中等度難聴用ポケット型	43,200　円	①補聴器本体（電池を含む。） ②イヤーモールド （注）イヤーモールドを必要としない場合は、基準価格から 9,000 円を除く。	原則として5年
軽度･中等度難聴用耳かけ型	52,900　円		
高度難聴用ポケット型	43,200　円		
高度難聴用耳かけ型	52,900　円		
重度難聴用ポケット型	64,800　円		
重度難聴用耳かけ型	76,300　円		
耳あな型（レディメイド）	87,000　円	補聴器本体（電池を含む。）	
耳あな型（オーダーメイド）	137,000　円		
骨導式ポケット型	70,100　円	①補聴器本体（電池を含む。） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200　円	①補聴器本体（電池を含む。） ②平面レンズ （注）平面レンズを必要としない場合は、基準価格から１枚につき 3,600 円を除く。	

※デジタル式補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は２，０００円加算すること。

◆ 財政支援措置

負担割合：県１／３、市町村１／３、本人１／３

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

令和７年度は、予算の上限に達した段階で内示協議予定

◆ 主な事例

Ｒ６実績　熊本市ほか１５市町　６７台

126.障がい児福祉施設整備費

所管省庁等：内閣府こども家庭庁

○県主管課：健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課

◆ 事業の目的及び概要

障がい児福祉施設の整備を促進し、障がい児の生活基盤の充実を図るため、障がい児福祉施設整備を行う社会福祉法人等に対し、その経費の一部を補助する。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（社会福祉法人等）

◆ 対象事業等

①対象施設

児童福祉法第６条の２の２第１項から第７号に規定する障害児通所支援事業等を行う事業所及び、第７条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター

②整備内容

施設の創設、増築、改築、老朽改築及び大規模修繕等

◆ 財政支援措置

補助基準額に対し、次の割合で補助を行う。

国１／２、県１／４、事業主体１／４

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

障がい児福祉施設を整備しようとする法人は、整備しようとする年度の前年度の７月末日頃までに事前協議書を提出すること。

◆ 主な事例

令和６年度補助実績なし

127.へき地医療施設等補助事業

所管省庁等：厚生労働省

○県主管課：健康福祉部健康局医療政策課

◆ 事業の目的及び概要

へき地医療拠点病院及びへき地診療所の運営費並びに施設や設備の整備に対して補助し、へき地における医療を確保する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　■その他（医療機関（自治体立を含む））

◆ 対象事業等

① へき地医療拠点病院運営費補助
「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき知事が指定したへき地医療拠点病院が行う運営事業に要する経費（医療活動費、研究費、研修費、医療費、伝送装置経費、総合的な診療能力を有する医師育成関係経費）に対する補助

② へき地医療拠点病院設備整備費補助
「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき知事が指定したへき地医療拠点病院が行う医療機器整備事業に要する経費に対する補助

③ へき地医療拠点病院施設整備費補助
「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき知事が指定したへき地医療拠点病院が行う施設整備事業に要する経費に対する補助

④ へき地診療所運営費補助
「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき市町村が行う「へき地診療所運営事業」に要する経費（事務費、研究費、医療費、伝送装置経費）に対する補助

⑤ へき地診療所設備整備費補助
「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき市町村が実施する「へき地診療所設備整備事業」に要する経費（へき地診療所として必要な医療機器購入費）に対する補助

⑥ へき地診療所施設整備費補助
「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき市町村が実施する「へき地診療所施設整備事業」に要する経費（診療所、医師住宅、看護師住宅）に対する補助

◆ 財政支援措置

①へき地医療拠点病院運営費補助	負担割合：国１／２、県１／２
②へき地医療拠点病院設備整備費補助	負担割合：国１／２、県１／２
③へき地医療拠点病院施設整備費補助	負担割合：国１／２、県１／２
④へき地診療所運営費補助	負担割合：国２／３、市町村１／３
⑤へき地診療所設備整備費補助	負担割合：国１／２、市町村１／２
⑥へき地診療所施設整備費補助	負担割合：国１／２、市町村１／２

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・予算編成のための事業要望調査書の提出は、前年度の８月下旬頃までに行うこと。
・例年の交付申請は８～９月頃。
・単年度要領のため、内容が変更になる場合あり。

◆ 主な事例

Ｒ６実績
①へき地医療拠点病院運営費補助　：５病院
②へき地医療拠点病院設備整備費補助：５病院
③へき地医療拠点病院施設整備費補助：１病院
④へき地診療所運営費補助　：１１診療所
⑤へき地診療所設備整備費補助　：４診療所

128.国民健康保険保険給付費等交付金

所管省庁等：厚生労働省、熊本県

○県主管課：健康福祉部健康局国保・高齢者医療課
健康づくり推進課

◆ 事業の目的及び概要

国民健康保険の保険給付の実施その他国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施のため、市町村に交付する法定の交付金。

◆ 事業主体

□県　■市町村（国民健康保険の保険者）　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

事業１　普通交付金
市町村が行った保険給付の実績に応じる。

事業２　特別交付金
県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた調整として、個別の事情に着目した財政調整を行う。
次の４つのメニューにより構成
（１）国の特別調整交付金のうち、市町村に交付される部分
（２）県繰入金のうち、市町村に交付される部分
（３）国の保険者努力支援交付金のうち、市町村に交付される部分
（４）特定健診及び特定保健指導の実施費用

◆ 財政支援措置

事業１　市町村が行った保険給付費の全額を措置

事業２　（１）国から県に市町村分として交付された額を、当該市町村に全額措置
（２）熊本県健康福祉補助金等交付要項に定める基準に従って算定した額を全額措置
（３）国から県に市町村分として交付された額を、当該市町村に全額措置
（４）特定健診及び特定保健指導の実施費用の 2/3（国 1/3、県 1/3）を措置

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

事業１　毎年度４月に当該年度の当初交付申請額を県から市町村に内示し、４月中に交付申請及び交付決定を行う。交付金の交付は、４月以降、毎月、概算払いにより分割して交付し、２月まで１１回の概算払いを行う。その後、実績に基づき、変更交付申請及び変更交付決定、実績報告及び額の確定を行い、２月までに交付済の交付金の精算を、出納整理期間中に行う。

事業２　４つのメニューの申請時期等は以下のとおり。交付時期は、全て３月～４月（出納整理期間中）
（１）国の交付基準に基づき、毎年度２月頃に算定。県が市町村分を取りまとめ、国に交付申請を行い、国の交付決定を受ける。
（２）熊本県健康福祉補助金等交付要項に定める基準に従って毎年度２～３月頃に算定。
（３）国の交付基準に基づき、交付年度に国の交付決定を受ける。
（４）特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成１９年厚生労働省令第１５７号）を満たす市町村に対し、毎年示される国の交付要綱に基づき算定（毎年スケジュールが異なる）。

◆ 主な事例

毎年度算定ルールに基づき算定し、全市町村に交付している。

129.むし歯予防対策事業補助金

所管省庁等：熊本県

○県主管課：健康福祉部健康局健康づくり推進課

◆ 事業の目的及び概要

「歯及び口腔の健康づくり推進条例」及び「第４次熊本県歯科保健医療計画」の理念に基づき、喫緊の課題である子どものむし歯対策を進めるため、乳幼児、児童生徒を対象にフッ化物を用いたむし歯予防対策を実施する市町村に対し、事業費の一部を助成する。

◆ 事業主体

□県　■市町村（熊本市を除く）　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

（１）フッ化物塗布事業
　乳幼児（４歳未満の子どもをいう。）に対するフッ化物塗布を推進するために市町村が行う事業（１歳児及び１歳６か月を必ず含む。）。

（２）フッ化物洗口事業
　幼児（４歳児及び５歳児をいう。）及び小・中学校等（小学校、中学校並びに特別支援学校小学校部、中学校部及び高等部をいう。）の児童生徒に対し、保育所、幼稚園、小・中学校等、学童保育を実施する場所その他公共施設において市町村が行うフッ化洗口事業。

◆ 財政支援措置

補助率：県１／２、市町村（熊本市を除く）１／２
（補助基準額）
（１）フッ化物塗布
　上限１回当たり３万円　１市町村３０万円以内

（２）フッ化物洗口
・保育所・幼稚園（５回法）：一人当たり７００円／年間
・小中学校（１回法）：一人当たり５００円／年間

※市町村における事業実施期間が１年に満たない場合は、月数割とする。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・交付申請（予定）（　８月頃）
・交付決定（予定）（１２月頃）
　詳細は熊本県補助金交付要領等を参照。

◆ 主な事例

Ｒ６実績（市町村数）
（１）フッ化物塗布　２６市町村
（２）フッ化物洗口　４４市町村

130.健康増進事業費補助金

所管省庁等：厚生労働省

○県主管課：健康福祉部健康局健康づくり推進課

◆ 事業の目的及び概要

住民の健康増進及び疾病の予防を図るため、健康教育等の健康増進事業を総合的に実施し、住民の健康づくりを推進することを目的とする。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

①健康教育：健康づくりや生活習慣病の予防等について、正しい知識の普及や教育等を行う。（個別健康教育は特定保健指導の対象者を除く）
②健康相談：心身の健康に関する個別の相談に応じ、医師や保健師等が必要な指導・助言等を行う。
③健康診査：医療保険に加入していない者を対象とした内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査（４０歳以上）、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診等を行う。
④訪問指導：療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行う。
⑤総合的な保健事業：健康増進法第１９条の２の規定に基づき市町村が実施する各健診等に追加の項目を実施する。

◆ 財政支援措置

補助率…国１／３、県１／３、市町村（熊本市を除く）１／３
国１０／１０（肝炎ウイルス検診のうち、４０歳以上５歳刻みの者に対する無料検診を実施する場合の自己負担相当額に限る）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・交付申請（予定）（１０月～１１月）
・交付決定（予定）（　３月）
・対象者がそれぞれの事業により異なるので、対象事業となるか確認が必要
・詳細は、国の事業実施要領及び県の補助金交付要領等を参照

◆ 主な事例

Ｒ５実績（市町村数）

①健康教育	３６
②健康相談	３８
③健康診査	４４
④訪問指導	３８
⑤総合的な保健事業	３

Ｒ７新規事業様式

131.がん患者ＱＯＬ向上事業

所 管 省 庁 等 ： 熊 本 県

○県主管課：健康福祉部健康局健康づくり推進課

目標 1

◆ 事業の目的及び概要

外見の変化が生じたがん患者が購入するウィッグや乳房補整具等、若年がん患者が利用する在宅介護サービス等に要する費用を助成する市町村に対し、補助金を交付するもの。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

①がんの治療によって外見の変化が生じたがん患者の方が、ウィッグや乳房補整具等の購入に要した費用を助成する事業

②若年がん患者が利用する在宅介護サービスの利用に要した費用を助成する事業

◆ 財政支援措置

○補助率１／２

市町村の対象経費実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と別に定める補助基準額とを比較していずれか少ない額に２分の１を乗じた額。なお、算出額の1,000円未満は切り捨てる。

①の基準額の上限：20,000円、②の基準額の上限：60,000円

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

【スケジュール】

交付申請時期は定まっていない（県から市町村に交付申請案内を行う。）

◆ 主な事例

令和６年度申請市町村

①２２市町村

②５市町村

132.骨髄等移植ドナー助成支援事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：健康福祉部健康局薬務衛生課

目標 1

◆ 事業の目的及び概要

市町村が行う骨髄等移植ドナー助成制度を支援することで、ドナーの負担軽減と職場の理解を促進し、ドナー登録者の拡大と骨髄などを提供しやすい環境を整備する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

県内の市町村が行うドナー及びドナーを雇用する事業所に対する助成に要した経費に対して補助を行う。

（1）ドナーに係る助成

県内に住所のあるドナーが、骨髄等の提供に要した日数（有給休暇等を除く。）に応じて行う助成に要した費用。

（2）事業所に係る助成

県内に住所のあるドナーを雇用する国内の事業所（国及び地方公共団体並びに独立行政法人を除く。）が、ドナーが骨髄等の提供に要した期間に有給休暇等を付与した日数に応じて行う助成に要した費用。

◆ 財政支援措置

○補助率

県１／２、市町村１／２

ただし、（1）ドナーに対する助成額は１日につき２万円及び日数は１０日を上限とする。また、（2）事業所に対する助成額は１日につき１万円及び日数は１０日を上限とする。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

２月　交付申請
３月上旬　交付決定
３月下旬　実績報告
３月末　交付確定

◆ 主な事例

Ｒ４　実施市町村：７
Ｒ５　実施市町村：１１
Ｒ６　実施市町村：１２

133.地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

所管省庁等：環境省

○県主管課：環境生活部環境局環境立県推進課

◆ 事業の目的及び概要

地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とすることで、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合　■その他（民間事業者・団体等）
（地方公共団体との共同申請に限る）

◆ 対象事業等

設備導入事業
公共施設（避難施設、防災拠点等）に再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省 CO_2 設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助
※都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入は PPA 等に限る。

◆ 財政支援措置

設備導入事業
≪補助率等≫
○ 都道府県及び政令指定都市：１／３　○ 市町村（太陽光発電又はCGS）：１／２
○ 市町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：２／３　（注）共同申請する民間事業者も同様

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

令和７年度の募集スケジュール等について、当該補助事業の執行団体（一般財団法人環境イノベーション情報機構）のウェブサイトに随時公表。

そのほか、地方公共団体だけではなく、事業者も対象とした各種の環境省補助事業等については、以下のウェブサイトに掲載された事業概要を参照。
https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/

◆ 主な事例

令和３年度　熊本県、宇城市
令和４年度　熊本県、人吉市、上天草市
令和５年度　南阿蘇村

134.地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金）

所管省庁等：環境省

○県主管課：環境生活部環境局環境立県推進課

◆ 事業の目的及び概要

民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援を行う。

1　地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

（1）脱炭素先行地域づくり事業：2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを20年前倒しして達成する「脱炭素先行地域」に選定された地方公共団体等を支援。

（2）重点対策加速化事業：再エネ発電設備を一定以上導入するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」の複合的実施について事業計画が選定された地方公共団体等を支援。

2　特定地域脱炭素移行加速化交付金

脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ設備等の導入を支援。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合　■その他（民間事業者等）

◆ 対象事業等

1　地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

（1）脱炭素先行地域づくり事業

①CO2排出削減に向けた設備導入事業（アは必須）

ア）再エネ設備整備（自家消費型、地域共生・地域裨益型）：地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入

イ）基盤インフラ整備：地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入

ウ）省CO2等設備整備：地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入

②効果促進事業：①と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業等

（2）重点対策加速化事業

次の①～⑤のうち２つ以上を実施（①②は必須）

①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電／②地域共生・地域裨益型再エネの立地／③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導／④住宅・建築物の省エネ性能等の向上／⑤ゼロカーボン・ドライブ

※2030年度までに事務事業の電力消費に伴うCO_2排出量実質ゼロを達成すること

2　特定地域脱炭素移行加速化交付金

脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ設備等の導入を支援。

◆ 財政支援措置

補助対象　地方公共団体等

補助率　１（１）原則２／３　１（２）２／３～１／３、定額

２　原則２／３

実施期間　令和４年度～令和１２年度

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

当該交付金に係る公募スケジュールについて、環境省HP等で随時公表。脱炭素先行地域については、令和７年６月３日（月）～６日（木）に第６回募集を実施。第７回については未定。

◆ 主な事例

1　脱炭素先行地域：球磨村、あさぎり町、熊本県

2　重点対策加速化事業：荒尾市、熊本県、熊本市、天草市

135.地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業

所管省庁等：環境省

○県主管課：環境生活部環境局環境立県推進課

◆ 事業の目的及び概要

地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の 設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を 全国的・集中的に行う。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　□広域連合
■その他（地方公共団体との共同実施に限り民間事業者も対象）

◆ 対象事業等

（1）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
（2）地域共生型再エネ導入促進事業
①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援

◆ 財政支援措置

補助対象
（1）①（2）①　地方公共団体　（1）② 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
（1）③ 地方公共団体、民間事業者・団体等
補助率
（1）①3／4、2／3（上限 800 万円）、②3／4（上限 800 万円）、
③2／3、1／2、1／3（上限 2,000 万円）
（2）①3／4（上限 2,500 万円）、②1／2（上限 800 万円）
実施期間
令和３年度～令和７年度（（1）②は令和４年度～、（2）②は令和６年度～）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

令和７年度の募集スケジュール等について、当該補助事業の執行団体（一般社団法人地域循環共生社会連携協議会）のウェブサイトに随時公表。

◆ 主な事例

令和４年度　五木村、あさぎり町
令和５年度　上天草市、天草市、南小国町、山江村
令和６年度　苓北町

136.簡易水道等施設整備費補助金

所　管　省　庁　等　：国土交通省

○県主管課：環境生活部環境局環境保全課

◆ 事業の目的及び概要

市町村等が行う簡易水道施設（給水人口１０１人以上5,０００人以下）及び飲料水供給施設（給水人口５０人以上１００人以下）の整備事業。

◆ 事業主体

□県　■市町村　■一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

水道未普及地域解消、水道事業の統合、水道施設の改良等に伴う水道施設整備のための次の事業を国庫補助の対象とする。

○水道未普及地域解消事業（新設、広域簡易水道、飛地区域、給水区域内無水源、区域拡張）
○簡易水道再編推進事業（統合簡易水道、簡易水道統合整備事業）
○生活基盤近代化事業（増補改良、基幹改良、水量拡張）
○閉山炭鉱水道施設

◆ 財政支援措置

国庫補助率

①簡易水道：財政力指数、１人当たり管延長の区分等により１／４、１／３、４／１０
②飲料水供給施設：４／１０
③閉山炭鉱水道施設：１／３
ただし、①及び②の離島については１／２

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・概算要望（前年６～７月）、要望書提出（前年１２月）、交付申請（当年４～５月）
・事業着手に当たっては、事前に水道事業経営認可が必要な場合があり、特に水源の水量及び水質の確認が重要である。
・令和６年度から所管省庁が厚生労働省から国土交通省に移管

◆ 主な事例

令和６年度
生活基盤近代化事業（基幹改良）　和水町、山都町、五木村、球磨村
（増補改良）　山都町
（区域拡張）　相良村

137.水道水源開発等施設整備費補助金

所　管　省　庁　等　：国土交通省

○県主管課：環境生活部環境局環境保全課

◆ 事業の目的及び概要

市町村等が行う上水道施設（給水人口５,００１人以上）又は水道用水供給事業の用に供する水道施設整備事業。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

地方公共団体が行う水道施設整備事業で、補助採択基準等を満足するものに対し国庫補助の対象とする。

○水道水源開発等施設整備費（水道水源開発施設整備費、遠距離導水等施設整備費、水道機能維持施設整備費）

○水道基幹施設耐震化事業費（水道基幹施設耐震化事業費）

○水道広域的災害対応支援事業費（水道広域的災害対応支援事業費）

○高度浄水施設等整備費（高度浄水施設等整備費）

◆ 財政支援措置

国庫補助率

補助採択基準によって、１／４、１／３、１／２

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・概算要望（前年６～７月）、要望書提出（前年１２月）、交付申請（当年４～５月）

・資本単価、上下水道耐震化計画策定の有無や施設の耐震化率等により、事業の採択の可否や補助率が決定する。

・令和６年度から所管省庁が厚生労働省から国土交通省に移管

◆ 主な事例

・令和４年度　水道水開発等施設整備費（水道施設機能維持整備費）　湯前町（浄水場）

・多目的ダムにより水道水源を確保した例

①氷川ダム　→　八代生活環境事務組合（氷川町、八代市一部）

②亀川ダム　→　天草市（本渡地区）

③石打ダム　→　宇城市（三角地区）

138.防災・安全交付金（水道事業）

所　管　省　庁　等　：国土交通省

○県主管課：環境生活部環境局環境保全課

◆ 事業の目的及び概要

市町村等が行う、水道事業（給水人口５００１人以上）、簡易水道事業（給水人口１０１人以上５０００人以下）及び水道用水供給事業の用に供する施設並びに飲料水供給施設（給水人口５０人以上１００人以下）の耐震化等事業。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合　□その他

◆ 対象事業等

市町村等が行う水道施設整備事業で、交付採択基準等を満足するものに対し国庫交付の対象とする。

○水道未普及地域解消事業（新設、広域簡易水道、飛地区域、給水区域内無水源、区域拡張）
○簡易水道再編推進事業（統合簡易水道、簡易水道統合整備事業）
○生活基盤近代化事業（増補改良、基幹改良、水量拡張、重要施設配水管）
○高度浄水施設等整備費
○水道総合地震対策事業（導水管・送水管耐震化事業、重要施設配水管、給水車等）
○緊急時給水拠点確保等事業（取水施設耐災害性強化事業、水道施設耐災害性強化事業）
○水道施設アセットマネジメント推進事業（水道管路緊急改善事業、管路近代化事業、鉛管更新事業、基幹管路耐震化整備事業、海底送・配水管更新事業、水管橋耐震化等事業）
○水道事業運営基盤強化推進等事業（広域化事業、運営基盤強化等事業、水道施設再編推進事業、水道施設 DX 推進事業、水道基盤強化計画策定事業）
○水道水源自動監視施設等整備事業

◆ 財政支援措置

国庫交付率

交付採択基準によって、１／４、１／３、４／１０、１／２

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・概算要望（前年６～７月）、要望書提出（前年１２月）、交付申請（当年４～５月）
・水道未普及地域解消事業、簡易水道再編推進事業、生活基盤近代化事業の採択基準は簡易水道等施設整備費補助金と同じ。
・水道事業運営基盤強化推進等事業は、広域化に係る施設等の整備に対する事業が対象。
・水道施設アセットマネジメント推進事業の採択基準は、企業債残高や給水収益等に基づく。
・令和６年度から水道施設整備の所管省庁が厚生労働省から国土交通省に移管したことにより、交付金事業は「生活基盤施設耐震化等交付金」から「防災・安全交付金」に移行

◆ 主な事例

令和６年度

緊急時給水拠点確保等事業（重要給水施設配水管）　あさぎり町、荒尾市、水俣市、御船町
水道事業運営基盤強化推進事業（水道施設再編推進）　あさぎり町
水道施設アセットマネジメント推進事業（水道管路緊急改善事業）　荒尾市、湯前町
水道総合地震対策事業（重要施設配水管）　あさぎり町

139.循環型社会形成推進交付金事業

所管省庁等：環境省

○県主管課　　：環境生活部環境局循環社会推進課

◆ 事業の目的及び概要

市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第５条の２に規定する基本方針（廃棄物の減量化や適正な処理に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために国が定めたもの）に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく事業等の実施に要する経費に充てるために、交付金を交付する。

◆ 事業主体

■県　■市町村（ＰＦＩ法に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村）
■一部事務組合（交付対象事業を実施）　■広域連合（交付対象事業を実施）
□その他

◆ 対象事業等

地域計画に掲げられた事業等（循環型社会形成推進交付金等交付要綱別表１に基づく）

（例）　マテリアルリサイクル推進施設：リサイクルセンター等
エネルギー回収型廃棄物処理施設：ごみ焼却施設等
有機性廃棄物リサイクル推進施設：汚泥再生処理センター等
他

◆ 財政支援措置

交付対象経費の１／３。ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については１／２。
なお、県が策定する計画に沿って先進的な広域化・集約化を実施する場合は交付率が嵩上げ。（１／３→２／５、１／２→３／５）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・前年度に要望調査を実施。４月に内示、４～５月に交付申請。
（事業実施に係る交付額の要望調査を前年度２～３回程度実施。ただし、前年度１２月上旬までに「地域計画」を提出することが前提。）
・交付対象は、原則として人口５万人以上又は面積４００㎢以上の地域計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体及び長期広域化集約化計画を策定する都道府県。

◆ 主な事例

Ｈ２９～Ｒ３　宇城広域連合（有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業）
Ｈ３０～Ｒ３　菊池環境保全組合（最終処分場整備事業）
Ｒ２　～Ｒ５　宇城広域連合（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業）
Ｒ４　～Ｒ７　有明広域行政事務組合（廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業）
Ｒ５　～Ｒ８　熊本市（廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業）
Ｒ６　～Ｒ７　宇城広域連合（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業（解体））

140.海岸漂着物等地域対策推進事業

所管省庁等：環境省

○県主管課：環境生活部環境局循環社会推進課

◆ 事業の目的及び概要

近年、本県における海岸域では、河川等から流出した流木や葦等のごみ等が大量に漂流・漂着し、堤防等の海岸保全区域の機能だけでなく、漁業活動や観光面を含めた生活環境、自然環境の保全に重大な影響を及ぼしている。

このため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成２１年法律第82号）の制定を受け、本県の海岸漂着物対策を一層推進するため、「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」を活用し、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業を行う。

市町村等に対しては事業費を補助する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合　□その他

◆ 対象事業等

・県、市町村等が実施する海洋ごみを回収・処理に関する事業及び海洋ごみの回収・処理に係る調査研究事業。
・県、市町村等が実施する海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業。

◆ 財政支援措置

海洋ごみの回収・処理及び発生抑制の対策に係る事業。

１　離島振興対策実施地域　９／１０
２　１以外の過疎地域、半島振興対策実施地域及び有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第２条第６項により規定する指定地域　８／１０
３　上記１、２以外の地域　７／１０

※ただし、海洋ごみの回収・処理に係る事業のうち、漂流ごみ等の海からの持ち帰りが無償で行われている事業については１０／１０（上限：１，０００万円）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・前年度に実施意向調査を行っており、令和７年度分は終了
・令和８年度分の調査は、令和７年１２月に実施予定

◆ 主な事例

令和６年度

熊本市、宇土市、芦北町、津奈木町、水俣市、上天草市、天草市、苓北町、玉名市が実施した海岸漂着物の回収・処理事業及び発生抑制事業に対する補助

141.熊本県プラスチックごみ等分別収集支援補助金

所 管 省 庁 等 ： 熊 本 県

○県主管課：環境生活部環境局循環社会推進課

◆ 事業の目的及び概要

プラスチックごみ及び資源化可能な一般廃棄物（食品ごみ、小型家電、剪定枝、使用済み紙おむつ等）の分別収集の推進を図るため、市町村、一部事務組合及び広域連合等が実施する分別収集の取組みに対し、補助金を交付する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合　□その他

◆ 対象事業等

補助事業者が実施するプラスチックごみ及び資源化可能な一般廃棄物の分別収集の推進に資する次の取組み

（１） 住民への普及啓発等
（２） 住民意向、経費等調査
（３） 分別収集試行に伴う収集運搬・中間処理
（４） その他分別収集の推進に向けた取組であると知事が認めたもの

◆ 財政支援措置

補助対象経費の１０／１０以内の額（１，０００円未満の端数は、これを切り捨てる。）とする。ただし、１市町村あたりの補助上限額は５０万円とし、一部事務組合又は広域連合の補助上限額は５０万円に構成市町村数を乗じて得た額とする。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・募集期間　一次募集：令和７年５月　二次募集：令和７年８月予定
・単年度要項であるため、募集期間や内容が変更となる場合あり。

◆ 主な事例

令和６年度実績

熊本市、八代市、人吉市、美里町、南関町、あさぎり町が実施したプラスチックごみの分別回収拡充等に必要な初期費用の補助

142.男女共同参画アドバイザー派遣事業

所 管 省 庁 等 ： 熊 本 県

○県主管課　　：環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課

◆ 事業の目的及び概要

男女共同参画社会の形成に関する意識づくりや女性の活躍を推進する市町村、事業者、団体、ＮＰＯ、大学等に対し、専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣し、当該取組を促進することにより、本県における男女共同参画社会の形成に資する。

◆ 事業主体

■県（指定管理者が実施）　□市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

市町村、事業所、団体、ＮＰＯ、大学等が所属の職員や従業員、構成員等を対象として行う研修会等で参加者が概ね２０名以上のもの。

◆ 財政支援措置

アドバイザーへの謝金、旅費を県（指定管理者が実施）が負担する。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・通年募集
・参加費を徴収して行う有料の研修会等は対象としない。

◆ 主な事例

令和６年度派遣実績

派遣対象	件数	主なテーマ
企業・団体	１０　件	・女性の活躍について ・男女共同参画の基本と必要性等について ・男女共同参画の視点からの防災等について　など

143.地域女性活躍推進交付金

所管省庁等：内閣府

○県主管課：環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課

◆ 事業の目的及び概要

関係団体・企業等と連携し、女性の活躍推進に資する事業を実施する県・市町村の取組みを支援することにより、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

（1） 活躍推進型
女性役員・管理職を育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援。

（2） デジタル人材・起業家育成支援型
ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につなげる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援。

（3） 寄り添い支援・つながりサポート型
様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるようＮＰＯ等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援、男性相談事業への支援。
（A）寄り添い支援型プラス
（B）つながりサポート型
（C）男性相談支援型

◆ 財政支援措置

【補助率】
（1）活躍推進型：１／２
（2）デジタル人材・起業家育成支援型：３／４
（3）寄り添い支援・つながりサポート型
（A）寄り添い支援型プラス：１／２
（B）つながりサポート型：３／４
（C）男性相談支援型：１／２

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・年１回募集（２月頃）
・事業実施と併せて、実施計画の策定、事業実施による効果の検証及び今後の課題の整理を行うことが採択の要件

◆ 主な事例

令和６年度実績
熊本県　女性の社会参画加速化会議、女性のキャリアアップ総合支援事業
熊本市　女性のキャリアアップ支援事業
菊池市　女性向け自分らしい働き方支援講座
大津町　大津町女性の活躍促進事業
益城町　益城町女性活躍推進事業

144.隣保館施設整備費補助事業

所管省庁等：厚生労働省

○県主管課：環境生活部県民生活局人権同和政策課

◆ 事業の目的及び概要

地方公共団体が整備する隣保館の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、地域住民及び生活困窮者やホームレスの福祉の向上を図ることを目的とする。

◆ 事業主体

□県　■市町村（政令市を除く）　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

補助対象：原則として、１施設の総事業費が「施設延面積（厚生労働大臣が必要と認めた面積）×４，０００円以上」かつ「５００万円以上」であること。

施設整備の種類：①施設の一部改修
②施設の付帯設備の改造
③施設の模様替え
④その他施設における大規模な修繕

◆ 財政支援措置人

補助率　総事業費の３／４　（県１／４、国１／２）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

※前年度募集のため、令和７年度の募集については終了

（スケジュール例）
・予定事業量調査に併せて市町村の意向を確認（前年６月）
・事業概要書類（見積書、図面、写真等）の提出（前年８月）
・翌年度当初予算に向けてのヒアリング（前年９月）
・施設整備計画協議書等の提出（２月）
・厚生労働省から内示（６月）
・交付申請（６月）
・交付決定（１月～２月）

◆ 主な事例

令和６年度（２０２４年度）合志市合生文化会館
令和５年度（２０２３年度）菊池市西部市民センター、大津町人権啓発福祉センター
令和４年度（２０２２年度）大津町人権啓発福祉センター

145.熊本県消費者行政支援補助金

所　管　省　庁　等　：消　費　者　庁

○県主管課：環境生活部県民生活局消費生活課

◆ 事業の目的及び概要

様々な消費者被害の未然防止、拡大防止等に継続的に取り組む等、消費者行政の強化及び推進を行う市町村及び団体に対し、補助金を交付する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（団体）

◆ 対象事業等

（1）推進事業

相談員の人件費、研修費などの基礎的経費に使用可能。平成２９年度末までに立ち上げた事業のみ活用可能で、新規事業の立上げはできない。個別事業ごとに活用期間が定められており、首長表明を毎年度実施することを条件として活用期間が延長（最大１１年）される。令和９年までにすべての事業が活用期間を迎える。

（例）　広域連携による相談体制の拡充、国民生活センター主催の研修参加、相談員人件費、住民向けの相談会の実施、事業所への立ち入り調査、専門家を活用した相談会・勉強会の実施　等

（2）強化事業

「国として取り組むべき重要な消費者政策の推進」に資するものとして、あらかじめ定められた事業に使用可能。単年度事業で次年度、引き継いだ事業を実施する場合は、内容を強化・拡充させる必要がある。相談員人件費等の基盤的経費は対象外。

（例）　相談体制のDX化に資する体制の整備、配慮を要する消費者に対する相談・見守り体制の整備、消費者教育の啓発への取り組み、SDGsへの取り組み、国が指定するテーマの研修への参加、霊感商法対策事業　等

◆ 財政支援措置

＜市町村補助率＞

・推進事業　２分の１　※一部事業は１０分の１０
・強化事業　２分の１　※消費生活相談のデジタル対応体制整備事業、霊感商法を含めた悪質商法対策事業は１０分の１０

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・要望額調査（前年１２月）、次年度事業実施計画書の提出（当年２月）、交付申請（当年４月）
・国から県への交付決定を受け、県から市町村へ配分。
・事業の目的及び主な内容の変更、支出額の増額、減額がある場合は当年１２月まで随時対応。

◆ 主な事例

Ｒ５年度
・推進事業実施自治体数　２４市町村
・強化事業実施自治体数　２０市町村
Ｒ６年度
・推進事業実施自治体数　２２市町村
・強化事業実施自治体数　１９市町村

146.イベント等需要喚起緊急支援事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：観光文化部観光振興課

◆ 事業の目的及び概要

県内で開催されるスポーツイベントや大型コンサート及び映像作品制作等に対し、開催等に係る経費の一部を助成することにより、県内へのイベント等の誘致を促進する。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（下記①②③④のイベント等を実施する団体（市町村が主体となった団体は除く。））

◆ 対象事業等

①スポーツイベント開催助成事業
県内で開催されるアマチュアスポーツのイベントで、九州大会規模以上、かつ延べ宿泊日数が100人泊以上のもの
②大型コンサート等開催助成事業
県内で開催されるコンサート及びコンサートを伴うファッションイベントで、県外からの観客を含め5,000人以上の集客が見込まれるもの
③復興支援大型イベント開催助成事業
県外からの集客を含む、10,000人/年以上の集客が見込まれる大型イベントで以下の条件を満たすもの
・H28年度熊本地震で大きな被害を受けた地域（熊本市、益城町、南阿蘇村）で開催されるもの。
・複数年（3年以上）にわたり継続的に開催されるもの

◆ 財政支援措置

①スポーツイベント開催助成：県内で消費された対象経費の20%以内（上限額30万円）
②大型コンサート等開催助成：県内で消費された対象経費の20%以内（上限額100万円）
③復興支援大型イベント開催助成：県内で消費された対象経費の50%以内（上限額500万円）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○年に1～2回募集
※令和7年度1回目の募集：①～②3/28～4/10、③3/28～4/4
2回目の募集：①～②5/26～予算上限に達するまで　県HPにて募集

◆ 主な事例

○スポーツ：第26回剣聖宮本武蔵旗全国小・中学生剣道大会、ミズノベースボールドリームカップ
○復興イベント：TGC KUMAMOTO 2025 by TOKYO GIRLS COLLECTION
○コンサート：小田和正 Kazumasa Oda Tour 2023「こんどこそ、君と！！」

147.くまもっと観光地域応援社発展事業補助金

所管省庁等：熊本県

○県主管課：観光文化部観光振興課

◆ 事業の目的及び概要

○観光客の多様なニーズに対応するためには、文化、自然、食等、地域の観光資源の活用と磨き上げが必要であり、そのためには受入体制の整備が喫緊の課題。
○地域内での旅行商品化の支援・関係者の連携等、旅行者が快適かつ安全に観光を満喫することができる観光地域づくりや観光産業体制の構築を進める。
○県と（公社）熊本県観光連盟が、DMOの考え方に基づいた持続可能な観光地域形成を推進するため登録した「くまもっと観光地域応援社」が実施する取り組みを支援する。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（くまもっと観光地域応援社）

◆ 対象事業等

地域資源を最大限に活用し、効果的・効率的な集客を図る「稼げる」観光地域づくりを推進する取組み（①現地窓口機能、②着地型旅行商品催行支援機能、③着地型旅行商品開発機能）

○補助事業者「くまもっと観光地域応援社」（R5.4月現在8団体登録）
①水俣・芦北地域雇用創造協議会
②（一社）天草宝島観光協会
③人吉球磨観光地域づくり協議会
④南小国町観光協会
⑤（一社）天草四郎観光協会
⑥（一財）熊本国際観光コンベンション協会
⑦（一社）みなみあそ観光局
⑧（一社）DMOやつしろ

◆ 財政支援措置

補助対象経費の３分の２以内とする。ただしその額が１００万円を超えるときは、１００万円を上限とする。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

令和５年度の募集は終了。

◆ 主な事例

・「食」と「観光」素材を組み合わせた着地型商品の造成（水俣・芦北地域雇用創造協議会）
・自転車レンタル+体験のパッケージ化（（一社）みなみあそ観光局）
・初めてでも楽しめるドローン操作のレクチャー及び操縦体験の提供（南小国町観光協会）
・「ななつ星in九州」における体験プログラムの一つとして、細川流盆石体験プログラムを造成（熊本国際観光コンベンション協会）
・レンタル用電動キックボード、キャンプ用品の整備。電動自転車で巡るアクティビティコース作成（DMOやつしろ）

148.地域一体となった宿泊事業者物価高騰等対策支援事業

所 管 省 庁 等 ： 熊 本 県

○県主管課：観光文化部観光振興課

◆ 事業の目的及び概要

○新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受ける宿泊事業者等が行う、面的DX化につながるシステムの導入等に係る経費への支援を実施し、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の危機に対して強靭で持続可能な観光を実現する。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（宿泊事業者を中心とした、地域の観光事業者、観光団体等３者以上で組織された団体、またはその地域を管轄する市町村）

◆ 対象事業等

面的DXの推進に資するシステム導入等に要する経費

（例）・混雑状況一括把握システムの導入
・地域一括予約サイトの構築
・面的なキャッシュレス化システムの導入
・地域共通アプリ等の導入
・業務効率化ツールの導入
・専門家等の伴走支援に要する経費

◆ 財政支援措置

・補助率：３／４以内
・補助上限：３，０００万円（**１団体あたり**）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・令和６年３月２９日～５月１７日（※予算上限に達しない場合、以降も随時申請受付を実施）

◆ 主な事例

149.観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金

所管省庁等：熊本県

○県主管課：観光文化部観光振興課

◆ 事業の目的及び概要

民間事業者等が取り組む熊本のファンの増加やリピーターの確保、新たな消費機会となる観光商品・メニュー開発の支援や、既存コンテンツや既存サービスの課題解決に向けた取り組みに対する支援など、継続的な観光誘客に寄与する事業を後押しする。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（県内市町村に営業所を有し、国内観光客の誘客促進に取り組む県内の民間事業者、観光協会、商工会議所、商工会、経済同友会、中小企業団体中央会及び協議会等）

◆ 対象事業等

・新たな消費機会を創出する観光コンテンツの制作やサービスであること
（令和６年度において、本事業の補助金の交付を受けた事業者は、令和４年度に適用された事業と類似しないこと）
・テーマ性（ナイト・早朝、グルメ、伝統・文化、自然体験、スポーツ等）があること
・ビジネス戦略や事業計画（3年以上）があること（単発及び恒例イベントは不可）
・情報発信のみの事業ではないこと
・行政庁等の認可・許可が必要な場合は、当該認可・許可等を受けられることが確実に見込まれている事業であること。

◆ 財政支援措置

○補助率：補助対象経費の 1/3 以内
○補助上限額：1社当たり 100 万円を上限（予定）
※残り 2/3 の対象経費は、必要に応じ、県中小企業融資制度の経営革新等支援資金等を活用。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

募集期間：　７～８月頃
プレゼン：　９月上旬頃
交付決定：　９月下旬頃

◆ 主な事例

【R４実績】
・食文化体験＋ファミリーフィッシングを満喫するコテージ（Lit office）
・移動水族館専用のパネル水槽製作（三和コンクリート工業株式会社）
・「星空プロジェクションマッピング」を用いて、天候に左右されない「季節の星空さんぽ」を可能とし、宿泊客へのサービスの充実感を高める（瀬の本高原リゾートホテル株式会社）
・国内外の人が楽しめる日本茶体験の新メニューを開発し、看板商品を思わず買いたくなる観光商品として新たに開発する（立山商店）
・アクティビティ(マリンレジャー)のポテンシャルが高い上天草地区を心地よいエリアにするための観光拠点として発信できる施設設備を創る（天草渚亭株式会社）
・近隣の有機農産物を使ったオリジナル商品の開発(有限会社ライズセットクリエイティブ)
・温泉宿と一体となった豪華な釣り体験グランフィッシング事業（天草観光振興事業協同組合）
【R５実績】
・グラウンドゴルフ場の建設（司観光開発株式会社、玉名温泉つかさの湯）
・宿泊者・スポーツ選手が楽しんで地域の食事が出来る体験型飲食（夢・ドリーム株式会社）
・リクガメの飼育展示のための設備の設置（三和コンクリート工業株式会社）

R７新規事業様式

150. 受入環境費補助金（DX 化支援型）

所 管 省 庁 等 ： 熊 本 県

○県主管課：観光文化部観光振興課

◆ 事業の目的及び概要

○新型コロナウイルス感染症が収束し、国内外ともに観光需要が高まる中、何度でも訪れたくなる魅力ある観光地となるため、地域が一体となって取り組む、県内のモデルとなるような面的 DX 化の推進に資するシステムの導入等に係る経費への支援を実施し、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の危機に対して強靱で持続可能な観光を実現する。

◆ 事業主体

□県　　□市町村　　□一部事務組合　　□広域連合

■その他（宿泊事業者を中心とした、地域の観光事業者、観光団体等３者以上で組織された団体）

◆ 対象事業等

面的 DX の推進に資するシステム導入等に要する経費

（例）・混雑状況一括把握システムの導入
・地域一括予約サイトの構築
・面的なキャッシュレス化システムの導入
・地域共通アプリ等の導入
・業務効率化ツールの導入
・専門家等の伴走支援に要する経費

◆ 財政支援措置

・補助率：３／４以内
・補助上限：５００万円（１団体あたり）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・令和７年７月～（※予算上限に達しない場合、以降も随時申請受付を実施）

◆ 主な事例

151.就農準備資金・経営開始資金（旧農業次世代人材投資事業）

所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部生産経営局農地・担い手支援課

◆ 事業の目的及び概要

就農前の研修期間及び経営が不安定な就農直後の所得を確保するため、資金を交付し、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。

◆ 事業主体

■県（就農準備資金）　■市町村（経営開始資金）　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

１　就農準備資金：就農前の研修時に、就農時４９歳以下（予定）の研修生に１５０万円／年を交付。最長２年間。

２　経営開始資金：就農後に、就農時４９歳以下の認定新規就農者に１５０万円／年を交付。最長３年間。

３　事業に係る市町村事務費

◆ 財政支援措置

１年につき研修生・新規就農者１人当たり１５０万円以内を交付
市町村に対する事務費

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

前年度１月に要望調査を行い、当該年度５月に予算を割り当て、９月に追加要望調査を実施する。

◆ 主な事例

令和５年度交付実績
準備型、準備資金計　　５７人
経営開始型、経営開始資金計　　４４２人

152.経営発展支援事業・初期投資促進事業

所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部生産経営局農地・担い手支援課

◆ 事業の目的及び概要

就農時の生産体制の確立に必要な機械・施設等の導入を支援し、就農者数の増加、就農後の定着の推進を図る。

◆ 事業主体

□県　■市町村（交付主体）　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

就農後の経営発展のため、就農時５０歳未満の認定新規就農者に対して、機械・施設・家畜等を導入する経費を支援。
補助対象事業費上限１，０００万円
（経営開始資金(１５０万円/年)を併せて利用する者は、補助対象事業費上限５００万円）

◆ 財政支援措置

補助率：国１／２、県１／４、新規就農者１／４

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・募集スケジュール
令和６年度（２０２４年度）は、令和６年３月に第１回要望調査を実施。夏ごろに第２回を実施予定。（採択にあたっては、ポイント制で順位をつけ、予算の範囲内で上位から採択）

◆ 主な事例

令和５年度実績　１４市町村３８経営体４５名

153.地域未来投資促進事業（農林水産分野）

所管省庁等：総務省、経済産業省

○県主管課：農林水産部流通アグリビジネス課

◆ 事業の目的及び概要

本県では、「熊本県地域未来投資基本計画」の趣旨に基づき、地域の中核企業が行う地域経済牽引事業を支援している。

本事業は、地域経済牽引事業のなかでも、本県の地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、事業の実施主体である事業者のみならず地域の事業者に対し、高い経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引し、他の事業者のモデルケースとなりうる先進性の高い取組みを重点的に支援する。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（農業分野で、「地域未来投資促進法」における「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた企業等）

◆ 対象事業等

① くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業

県南の強み（豊富な農林水産物）を生かして、より大きな市場（ＢｔｏＢ）を目指すため、地方創生推進交付金（地域未来投資促進法分）を活用し、地域事業者の施設整備を推進する。

※くまもと県南フードバレー構想推進エリア内（八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域）で実施されるもの

＜補助対象経費＞

・施設・設備等の整備・導入
・機械・備品等の購入

◆ 財政支援措置

補助率１／２以内

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

令和６年７月に公募を実施

◆ 主な事例

令和３年度事業	加工施設（相良村）、加工機械（八代市）
令和４年度事業	加工機械（八代市、あさぎり町）
令和５年度事業	加工施設（合志市、湯前町）、加工機械（熊本市、八代市） 原材料製造施設等（あさぎり町）
令和６年度事業	加工施設、加工設備（熊本市）、加工設備（八代市）、加工設備（相良村）

154.鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業

所管省庁等：農林水産省、熊本県

○県主管課：農林水産部農村振興局むらづくり課

◆ 事業の目的及び概要

県内での鳥獣による農作物被害が依然高い水準にあることから、国の交付金等を活用して全県的な対策を講じるとともに、地域ぐるみの被害対策を推進し、被害防止対策への理解促進や市町村（協議会）の活動を支援する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（地域協議会等）

◆ 対象事業等

①えづけＳＴＯＰ！鳥獣被害対策事業【県単独】
・専門家の招聘（専門家を招聘し、研修会等を通じて鳥獣被害対策の正しい知識を普及）
・鳥獣被害対策強化（集落点検やその活動計画に対する取組、複数市町村連携による取組を支援）
②鳥獣被害防止総合対策（推進）事業【国庫】
・国の交付金を活用した「わな」「追い払い活動」「緩衝帯設置」「緊急捕獲活動支援」等のソフト対策の支援
・県が実施する広域的な鳥獣被害対策の推進
③鳥獣被害防止総合対策（整備）事業【国庫】
・国の交付金を活用した「侵入防止柵」「ジビエ加工処理施設」等のハード整備の支援

◆ 財政支援措置

定額もしくは１／２（③のみ１／２～55／100）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

【スケジュール】
①えづけＳＴＯＰ！鳥獣被害対策事業【県単独】
今年度の４月末までに当該年度当初の要望調査を実施（執行状況により追加募集あり）
②鳥獣被害防止総合対策（推進）事業及び③鳥獣被害防止総合対策（整備）事業【国庫】
前年度の１月～２月頃当該年度当初の要望調査を実施（執行状況により追加募集あり）

【留意事項】
・事業期間　令和２年度～
・鳥獣被害防止計画を策定し鳥獣被害防止対策に取り組んでいる市町村が対象

◆ 主な事例

令和５年度実績
・鳥獣被害防止総合対策（推進）事業・・・５５地域協議会等
・鳥獣被害防止総合対策（整備）事業・・・２３地域協議会等
令和６年度実績
・鳥獣被害防止総合対策（推進）事業・・・５５地域協議会等
・鳥獣被害防止総合対策（整備）事業・・・２５地域協議会等

155.都市農村交流対策事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：農林水産部農村振興局むらづくり課

◆ 事業の目的及び概要

近年、都市住民や消費者等が農山漁村で農作業を体験したり、農山漁村の自然や文化・食事等に親しみ住民との交流を楽しむ余暇活動や、田園回帰の潮流による農山漁村滞在型旅行（農泊）の需要が高まっている。そこで、交流を担う人材・組織の育成確保、受け入れ体制の整備、情報発信の拡大、体験学習プログラムの充実等の支援を行うことで、交流・滞在人口の増加を図り地域の活性化につなげる。
また、過疎化・高齢化が進む農村地域の維持や継承に向けて、都市に住みながら農村地域に関わりを持つ者（関係人口）の創出に繋がる農泊事業者等が連携した取組みを支援する。

◆ 事業主体

□県　　■市町村（熊本市を除く）　　□一部事務組合　　□広域連合
■その他（農協、農業者等が組織する団体、任意活動団体、その他知事特認団体（NPO 等））

◆ 対象事業等

① 市町村等推進事業（補助）
農山漁村における都市と農村との交流活動や小中学生等を対象とした農林水産業に関する体験交流型民泊の推進活動を行うために必要な経費、農泊担い手の学び直しを行うために必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する支援

② 農的関係人口創出事業（補助）
都市に住みながら農村地域に関わりを持つ者の創出に繋がる、農泊事業者等が連携した取組みに必要な支援

◆ 財政支援措置

補助率
① １／２以内　補助金上限１，０００千円（市町村間接補助）
② 定額　５００千円

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・募集スケジュール
例年５月頃に募集、応募状況によって２次募集を実施。
※令和５年度は、４月末～５月に１回目を募集。

・留意事項等
ア　受入組織の明確化と調整役（担当者）を設置すること
イ　来訪者数など、成果目標を明確にすること等

◆ 主な事例

Ｈ３０実績	全国及び地域イベントでの情報発信、優良実践地へ視察研修（人吉グリーンツーリズム推進協議会）
Ｒ元　実績	全国及び地域イベントでの情報発信、優良実践地へ視察研修（人吉グリーンツーリズム推進協議会）
Ｒ２　実績	地域イベントの情報発信、受入れ実践研修
Ｒ３　実績	交流体験プログラム実施に必要な簡易な環境整備と情報発信
Ｒ４　実績	交流体験プログラム開発、交流のための施設内安全対策の実施
Ｒ５　実績	交流体験プログラム開発のための地域調査及び体験会の実施
Ｒ６　実績	交流体験プログラムの構築

156.中山間地域等直接支払事業

所管省庁等：農林水産省

○県主管課 ：農林水産部農村振興局むらづくり課

◆ 事業の目的及び概要

農業生産条件の不利な中山間地域等において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、協定に基づき農業生産活動等を行う中山間地域等に交付金を交付することにより、農業生産の維持と多面的機能の確保を図る。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（集落協定及び個別協定に基づき、５年間農業生産活動等を継続する農業者等）

◆ 対象事業等

下記（１）、（２）に該当する一団の農用地において、集落協定等を締結し、５年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、直接支払交付金を交付する。

（１）対象地域

① 一般地域

（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法の指定地域）

② 知事特認地域（６法指定地域に地理的に接する農地、農林統計上の中山間地域等）

（２）対象農用地

傾斜基準（田：急傾斜１／２０以上 緩傾斜１／１００以上、畑等：急傾斜１５度以上 緩傾斜８度以上）等に該当する農業生産条件の不利な農振農用地区域内の農用地であって、１ha以上の団地又は集落協定に基づく農用地保全に向けた共同の取組活動が行われる合計１ha以上の一団の農用地。

◆ 財政支援措置

補助率　①［一般地域］　国：１／２、県：１／４、市町村：１／４

②［知事特認］　国：１／３、県：１／３、市町村：１／３

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

① 事業期間　　平成１２年度～

② ５年間以上継続して農業生産活動等を行うこと。

③ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合は８割単価。

④ 一定の要件を満たす場合は、加算金(3,000～14,000円/10a)の交付を受けることができる。

◆ 主な事例

Ｒ６　実施地区

県内３６市町村　集落協定　１,３０９件　個別協定　１０件

157.多面的機能支払事業（農地維持支払）

所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部農村振興局むらづくり課

◆ 事業の目的及び概要

近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の維持・発揮に支障が生じつつある。

そこで、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を通して、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（農業者等から構成される団体）

◆ 対象事業等

①地域資源の基礎的保全活動

資源の維持保全のために必要な基礎的な活動

・農地法面の草刈り
・水路の泥上げ
・ため池の草刈り
・農道の路面維持　等

②地域資源の適切な保全管理のための推進活動

・構造変化に対応した体制の拡充・強化
・地域資源保全管理構想の作成　等

◆ 財政支援措置

補助率　国：１／２、県：１／４、市町村：１／４

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

①　事業期間　平成２６年度～

②　活動組織は５年間の活動計画を作成し、事業計画書と併せて市町村に提出し認定を受けるとともに、認定後は活動を５年間継続する必要がある。

◆ 主な事例

農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持などの基礎的な共同活動を支援。

（Ｒ６年度県内４４市町村　４３７組織が活動を実施。）

158.多面的機能支払事業（資源向上支払）

所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部農村振興局むらづくり課

◆ 事業の目的及び概要

近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の維持・発揮に支障が生じつつある。

そこで、地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を通して、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（農業者、非農業者、地域住民等から構成される団体）

◆ 対象事業等

（１）資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

①施設の軽微な補修

・畦畔の再構築、水路のひび割れ補修　等

②農村環境保全活動

・生きもの調査、景観作物の植栽　等

③多面的機能の増進を図る活動

・防災、減災力の強化、農村環境保全活動の幅広い展開　等

（２）資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）

水路・農道の長寿命化のための取組（補修・更新）等を行う活動

・土水路のコンクリート二次製品による更新

・砂利道をアスファルト舗装に更新

・揚水ポンプ、ゲートの更新

・開水路、農道の破損部分の補修　　等

◆ 財政支援措置

補助率　１／２、県：１／４、市町村：１／４

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

①　事業期間　　平成２６年度～

②　活動組織は５年間の活動計画を作成し、事業計画書と併せて市町村に提出し認定を受けるとともに、認定後は活動を５年間継続する必要がある。

◆ 主な事例

①共同活動による地域資源（農地、水路、ため池等）の軽微な補修、植栽による景観形成等の活動を支援。

（Ｒ６年度県内４２市町村　２９５組織が活動を実施。）

②施設の長寿命化による地域資源（水路、農道、ため池等）の施設更新を支援。

（Ｒ６年度県内３８市町村　２６４組織が活動を実施。）

159..未来につなぐふるさと応援事業（中山間ふるさと・水と土保全対策事業）

所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部農村振興局むらづくり課

◆ 事業の目的及び概要

中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる市町村等が、農地や土地改良施設の保全・利活用に係る地域住民活動の活性化を図るため、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱及び同要領、中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱及び同要領に基づいて実施する事業に必要な経費を負担するものである。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　■その他（任意団体等）

◆ 対象事業等

１指導員等活動支援事業
指導員等による中山間（棚田）地域の保全対策、保全活動等に関する取組み
２農○連携事業
農と教育、農と健康など、地域資源を活用した他産業と連携した取組み
３ 棚田地域保全活動
地域住民による農地等の維持保全活動やその活動を継承していくための取組み
４地下水かん養機能等保全事業
中山間地域における地下水かん養機能等を良好に発揮することを目的とした取組み

◆ 財政支援措置

○補助の対象者
１は、熊本県ふるさと・水と土指導員、地域住民組織、任意団体等。
２・３は、市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体等。
４は、土地改良区等。
○補助率（補助金額）
１・２・３は定額（上限 500 千円）、４は定額（上限 1,000 千円）
○対象地域
中山間地域（過疎地域、振興山村、離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、及び市町村が行う措置（市町村基金の造成）がされている市町村区域）。
棚田地域（農地が階段状に分布し、主傾斜 1/20 以上の農地の面積が当該地域の全農地の面積の 1/2 以上を占める地域）。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○募集スケジュール
・各年度年１回募集（執行状況によっては追加募集あり）
・Ｒ７年度（２０２５年度）は、４月から募集開始。
○留意事項
補助対象の経費は、報償費・旅費・需用費・役務費・委託費・使用料及び賃借料等

◆ 主な事例

1　熊本県ふるさと・水と土指導員が、田植え、稲刈りなどの農業体験やフットパスを通して中山間地域の多面的機能の理解促進を図る。
2　農業者団体が、小学校と連携し、田植えや草取り、収穫を通した農業体験活動を開催。
4　河川の上下流域の土地改良区が連携し、森と農地と農業用水、そして地下水の関係を啓発

Ｒ７新規事業様式

160.食のみやこ熊本県創造コンソーシアム推進事業

所　管　省　庁　等　：熊　本　県

○県主管課：農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課

◆ 事業の目的及び概要

稼げる農林畜水産業の実現のため、本県の地域資源を活用した生産者や食関連企業、観光業や行政などが一体となった「食のみやこ熊本県」の創造に向けたコンソーシアムの組織化と６次産業化による高付加価値化の取り組みを支援する。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（地域の関係者が一体となって組織したコンソーシアム）

◆ 対象事業等

①コンソーシアム推進事業

コンソーシアムで取組む県産農林畜水産物の高付加価値化、ブランド化、PR 等の取組みへの支援（会議の開催、先進地の視察、構成員間の連携活動、新商品開発、販路開拓、PR 活動、事例調査等）

②コンソーシアム整備事業

コンソーシアム全体で取組む農林畜水産物のブランド化や高付加価値化の拠点となる施設整備や機械導入への支援（加工施設、販売施設、飲食施設等で必要となる施設・設備、機械の導入等）

③にぎわい創出支援事業

県産農林畜水産物を主原料とした食品・料理等の対面加工 販売機器導入への支援（税込 50 万円/台以下の機器に限る）

◆ 財政支援措置

補助率 1/2 以内（ただし①については上限 5,000 千円/団体）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

令和７年度は要望調査〆切６月２７日。R8 以降は前年度末に要望調査実施予定

◆ 主な事例

161.農山漁村振興交付金

所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部農村振興局むらづくり課、農村計画課
生産経営局担い手支援課
食のみやこ推進局流通アグリビジネス課

◆ 事業の目的及び概要

農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市部では農山漁村の価値が再認識されている。こうした中で、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、都市と農山漁村の双方から「知る」機会を創出するとともに、農山漁村がもつ豊かな自然や「食」等の多様な食資源を、農業やその関連施策のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村の就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　□広域連合
■その他（土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、ＮＰＯ法人、地域協議会等）

◆ 対象事業等

１．地域資源活用価値創出対策
①地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）
関係人口の創出、二拠点居住・移住・定住等農山漁村の活性化を推進するための計画策定の支援等
②地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）
地域資源を用いた商品サービスの開発や専門的な人材の派遣・育成等
③地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）
地域の所得と雇用機会の確保を図るための農産物加工・販売施設、地域間交流施設の整備
④地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）
「農泊」を実施できる体制の整備及び観光コンテンツ開発や滞在施設等の整備
⑤地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）
農福連携の推進に向けた障がい者等に配慮した施設整備や農福連携に向けた専門人材の育成
２．中山間地農業推進対策
中山間地域の複数集落の機能を補完する農村 RMO の形成やデジタル技術の導入等の取組みを支援
３．山村活性化対策
山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組み
４．最適土地利用総合対策
地域の話合いを通じた農地の最適な土地利用構想の策定や農用地保全のための各種取組み
５．情報通信環境整備対策
農業水利施設等のインフラ管理の高度化やスマート農業推進のための情報通信環境の整備
６．都市農業機能発揮対策
都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組み

◆ 財政支援措置

１交付率：①③④定額、②⑤定額・１／２等
２交付率：定額
３交付率：定額
４交付率：定額・定率（５．５／１０以内等）
５交付率：定額、１／２等
６交付率：定額

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・本交付金は、農村集落活性化支援交付金、山村活性化支援交付金、都市農村共生・対流総合対策交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を整理統合したもの。
・１②、１⑤及び４の一部、２は都道府県経由事業、その他は国の直接採択事業。

162.農業農村整備推進交付金

所 管 省 庁 等 ： 熊 本 県

○県主管課 ：農林水産部農村振興局農村計画課

◆ 事業の目的及び概要

市町村が自らの自主性と創意工夫により農業農村整備の推進に必要な推進計画を作成し、県が推進計画に基づく事業に対し「農業農村整備推進交付金」として支援する。

◆ 事業主体

□県　　■市町村　　□一部事務組合　　□広域連合
■その他（土地改良区等）

◆ 対象事業等

①農山漁村振興交付金
②水利施設管理強化事業
③団体営調査設計事業
④農村振興総合整備実施計画策定事業
⑤経営体育成促進換地等調整事業
⑥農業農村整備推進交付金特認事業（国庫補助の対象とならない小規模事業）
（１）区画整理事業　　（２）農業用用排水施設整備事業
（３）農道整備事業　　（４）ため池等整備事業
（５）さく井事業　　（６）暗渠排水事業
（７）客土事業

◆ 財政支援措置

県：①15%　②19%　③25%　④10%　⑤15%
⑥一般地域 40%　中山間地域 50%

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

対象事業を実施するには、農業農村整備の推進に係る推進計画を作成した上で、県の承認を受けることが必要。

○次年度要望量調査　９月頃
○次年度推進計画提出時期　１月末まで

※上記日程はあくまで目安であり、随時相談・計画変更に対応している。

◆ 主な事例

○水中ポンプ改修（農業農村整備推進交付金特認事業）Ｒ６　泗水田島地区（菊池市）
○用水路改修（農業農村整備推進交付金特認事業）　Ｒ６　大津地区（大津町）
○ため池改修（農業農村整備推進交付金特認事業）　Ｒ６　平原地区（八代市）

163.熊本県環境保全型農業直接支払事業

所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部生産経営局農業技術課

◆ 事業の目的及び概要

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い環境保全型農業に取り組む農業者に対して支援を行うことで、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させる。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者）

◆ 対象事業等

農業者団体等が化学肥料や化学合成農薬を５割以上低減する取組みに加え、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い「全国共通取組（※１）」、又は有機農業の取組の拡大に向けた活動「取組拡大加算（※２）」を実施した場合、取組みに応じた単価により支援。

※１「全国共通取組」

①堆肥の施用（3,600 円/10a）：主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組み

②緑肥の施用（5,000 円/10a）：主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥を作付けする取組み、主作物の畝間に緑肥を作付けする取組み又は果樹や茶樹の下に緑肥を作付けする取組み

③炭の投入（5,000 円/10a）：農地に炭を施用する取組み

④総合防除（4,000 円/10a（そば等雑穀・飼料作物は 2,000 円/10a））：熊本県 IPM 実践指標について管理ポイントの６割以上を実施する取組み

⑤有機農業（14,000 円/10a（うち、炭素貯蓄効果の高い有機農業を実施する場合に限り 2,000 円追加）（そば等雑穀・飼料作物は 3,000 円/10a））：国際水準の有機農業（有機ＪＡＳに合致する取組み）

※２「取組拡大加算」

⑥新規取組面積（4,000 円/10a）：交付金の支援対象となる農業者団体が、新たに有機農業の取組みを開始する同一農業者団体内の農業者に対して行う、指導・助言・相談対応の活動を支援

◆ 財政支援措置

補助率　国：５０%、県：２５%、市町村：２５%

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

① 令和７年度の事業主体から市町村への申請は令和６年６月末。（例年６月末期限）

② 支援の対象者は、環境負荷低減のチェックシートの各取組を実施していること

③ 支援の対象となる農地は、農業振興地域又は生産緑地地区内の農地であること　他

◆ 主な事例

令和３年度（２０２１年度）	令和５年度（２０２３年度）	令和６年度（２０２４年度）
実施市町村数：３４	実施市町村数：３４	実施市町村数：３４
取組面積：１，９３４ha	取組面積：１，９５３ha	取組面積：２，０８１ha

164.地下水と土を育む農業育成事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：農林水産部生産経営局農業技術課

◆ 事業の目的及び概要

地下水と土を育む農業を推進することを目的として、土づくりを基本とした適正施肥に必要な土壌診断費用の助成を行い、化学肥料及び化学農薬を低減する技術の導入・普及に関する活動やさらなる削減に取り組む産地を支援すること、表示マークの貼付強化を支援することにより、グリーン農業のより一層の拡大と高度化を進める。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（農業協同組合、農業者の組織する団体（規約があること）、ＮＰＯ法人、物産館等）

◆ 対象事業等

１　適正施肥推進

農業者が負担する作付前土壌診断に要する経費

２　くまもとグリーン農業生産拡大支援

（１）推進事業

①技術導入検討会の開催、有機ＪＡＳ認証取得、消費者との交流会等に要する経費、国際水準ＧＡＰ認証の更新（団体のみ）

②マーク活用支援：グリーン農業表示マーク及び地下水と土を育む農畜産物等認証マーク作成に伴う掛増経費、表示マークを貼付した農産物の販売促進及びマーケティングに要する経費

③購入機会拡大支援：マークを活用した農産物の店舗等における PR に関する資材等作成に要する経費

（２）技術導入支援

①土づくり、減化学肥料栽培・減化学農薬栽培に資する資材・機材等の導入

堆肥散布機、局所施肥機、防蛾灯等の減化学肥料・農薬に資する資材、機械の導入費

②化学肥料・農薬を慣行レベルより５割以上削減する技術の導入に要する経費

③有機農業の取組に資する資材、機会等の導入

◆ 財政支援措置

補助率

１：１／２以内（上限１千円／診断１件、ただし、CEC 及び腐食を測定する場合は上限１．５千円/診断１件）

２の（１）の①②：１／２以内

２の（１）の③　：定額(上限５０万円)

２の（２）の①　：１／３以内

２の（２）の②③：１／２以内

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・例年４月に募集し、令和６年度分は当年度４月に募集終了。なお、追加募集を６月実施予定。

・単年度予算であるため、内容が変更となる場合があること。

・採択要件

事業主体がくまもとグリーン農業生産宣言を行っていること、主な受益農業者数がおおむね５戸以上であること等

◆ 主な事例

Ｒ６実績：土壌分析、グリーン農業マーク活用支援、減農薬栽培に係る天敵資材導入、有機農業に係る機械導入等　計２４団体

165.自給飼料増産総合対策事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：農林水産部生産経営局畜産課

◆ 事業の目的及び概要

地域飼料基盤に立脚した畜産への転換を推進するため、飼料生産・調製の外部支援組織（コントラクター等）の育成・強化や自給飼料並びに国産子実用とうもろこし、未利用資源等の利用拡大、広域放牧や耕作放棄地放牧等への理解促進及び放牧技術の向上等への取組みについて支援する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、農業者の組織する団体）

◆ 対象事業等

1　飼料生産組織育成・強化等支援事業

① コントラクター等の作業の効率化及び安定的な運営の取組み、
② コントラクター等の設立・体制整備・運営に必要な情報収集、
③ オペレーター技術向上に向けた講習会・先進地事例研修会
④ 作業受託促進のためのコントラクター等の PR 資料作成等
⑤ 既存の TMR センターによる TMR の広域流通の取組み
⑥ 新規 TMR センター整備に向けた取組み
⑦ 輸入とうもろこしの代替となる国産子実用とうもろこし等の生産利用、
⑧ 未利用資源の活用
⑨ 広域放牧、耕作放棄地放牧等への理解促進及び放牧技術の向上に関する取組み

◆ 財政支援措置

補助率　１／２以内

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

①例年９月頃に次年度の要望調査を実施。
②農業者の組織する団体の場合、３戸以上の農家で構成されていること。また、代表者の定めがあり、組織及び運営について規約が定めてあること。
③事業実施による成果目標を定めていること。
④事業の実施にあっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されていること。

◆ 主な事例

Ｈ３０	①コントラクター等育成の取組	宇土市・玉名市
Ｒ　元	①コントラクター等育成の取組	宇土市・菊池市
Ｒ　２	①コントラクター等育成の取組	宇城市・菊池市
Ｒ　３	①コントラクター等育成の取組	菊池市・多良木町
	②自給飼料の利用拡大	天草市・錦町
Ｒ　４	①コントラクター等育成の取組	菊池市・多良木町・熊本県畜産農業協同組合連合会
	②自給飼料の利用拡大	熊本県酪農業協同組合連合会
Ｒ　５	①コントラクター等育成の取組	菊池市
	②自給飼料の利用拡大	菊池市
Ｒ　６	①コントラクター等育成の取組	菊池市
	③ オペレーター技術向上の取組	阿蘇市

166.団体営農業農村整備事業

所管省庁等：農林水産省

○県主管課 ：農林水産部農村振興局農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

農業の生産性や競争力向上のため、農地の大区画化や汎用化、水管理の効率化や省力化に必要な整備等の基盤整備を実施し、農業の構造改革を推進する。

◆ 事業主体

□県　　■市町村　　□一部事務組合　　□広域連合
■その他（土地改良区等）

◆ 対象事業等

①集落基盤整備型：生産基盤と集落基盤の一体的な整備
②農地防災型：農地、農業施設について災害を防止するための整備
③水利施設等保全高度化型：水管理の管理省力化のため水利施設に付帯する施設の整備
④農業水路等長寿命化・防災減災型：農業水利施設の長寿命化に係る整備
⑤農地耕作条件改善型：農地の区画拡大や汎用化を行い、農地集積を推進するために必要な整備
⑥道整備型：既存の農道の保全対策を実施
⑦農村整備型：農業集落排水施設や農道・集落道等、農村に安心して住み続けられる条件の整備

◆ 財政支援措置

補助率
国：５０（５５）％　県：１４%等
※（　）は、地域振興６法指定地域の場合の補助率
県分補助率については、農村振興局長通知「土地改良事業における地方公共団体の指針について」による

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

国の事業名は、
①農山漁村地域整備交付金
②農村地域防災減災事業
③水利施設等保全高度化事業
④農業水路等長寿命化・防災減災事業
⑤農地耕作条件改善事業
⑥地方創生道整備推進交付金
⑦農村整備事業
※募集スケジュールについては、本事業の要綱要領による。

◆ 主な事例

① 集落基盤整備型：Ｒ５ 玉名地区（実施主体：玉名市）
② 水利施設等保全高度化型：Ｒ６ 井手口地区（実施主体：宇城市）ほか
③ 農業水路等長寿命化・防災減災型：Ｒ６ 内田沖田（２期）地区（実施主体：熊本市）ほか
④ 農地耕作条件改善型：Ｒ６ 第８山鹿地区（実施主体：山鹿土地改良区）ほか
⑤ 道整備型：Ｒ５ 上益城平坦地区（実施主体：御船町）ほか
⑥ 農村整備型：Ｒ６ 産山村地区（実施主体：産山村）

167.土地改良施設突発事故復旧・防止事業

所管省庁等：農林水産省

○県主管課 ：農林水産部農村振興局農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

土地改良事業等によって造成された施設について、突発的な事故により機能の低下又は喪失が生じた場合及び事故の兆候が認められた場合における機能回復・類似の被害を防止する対策を行い、農業被害をはじめとする地域への被害を防止し、もって農業者の経営安定に資することを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（土地改良区、土地改良区連合）

◆ 対象事業等

①県営土地改良施設突発事故復旧事業
②団体営土地改良施設突発事故復旧事業
③基幹水利施設復旧事業
④地域水利施設復旧事業
⑤単県土地改良施設突発事故復旧事業

◆ 財政支援措置

補助率
①国：５０（５５）％　県：３２％
②国：５０（５５）％　県：２１％
③国：５０％　県：１４％
④国：５０（５５）％　県：１４％
⑤県：１００％
※（　）は、地域振興５法指定地域の場合の補助率

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

国の事業名は、
①、②土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）
③農山漁村地域整備交付金（水利施設整備事業基幹水利施設保全型）
④農山漁村地域整備交付金（水利施設整備事業地域農業水利施設保全型）

※交付申請は、対象事例発生後

◆ 主な事例

①土地改良施設突発事故復旧事業（補助）
Ｒ６　大開第２地区（実施主体：玉名市）
Ｒ６　八代南部地区（実施主体：八代市）
②基幹水利施設復旧事業
Ｒ６　分田頭首工地区（実施主体：山鹿土地改良区）
①　地域水利施設復旧事業
Ｒ６　小島地区（実施主体：熊本市西南土地改良区）
Ｒ６　うてな台地地区（実施主体：七城町土地改良区）
Ｒ６　小宮地新田地区（実施主体：小宮地新田土地改良区）

168.農村地域防災減災事業（防災ダム整備事業）

旧事業名：防災ダム事業　　所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部農村振興局農村計画課、農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（団体）

※市町村、団体は実施計画策定に限る。

◆ 対象事業等

○防災ダム整備事業

・洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む。）の新設又は改修及び併せ行う関連整備。

・実施要件は、防災受益面積が１００ha 以上。ただし、台風常襲地帯等の一定の要件に該当する場合は７０ha 以上。

・農業以外の事業効果が見込まれる場合は、全体の事業効果の５０%未満であること。

○実施計画策定等

・実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定

◆ 財政支援措置

補助率

防災ダム整備事業

国：５５%　県：３９%　地元：６%

実施計画策定等

国：５０%　県：未　地元：未

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項１号に定める農用地区域内の区域であることが原則。

○土地改良法に基づく土地改良事業計画を定めることが原則。

○農村地域防災減災総合計画及び同推進計画の作成が必要。

※市町村からの要望を受けた時点で事業化に向けた検討を開始する。

◆ 主な事例

○Ｈ１９（２００７）～Ｒ３（２０２１）　清願寺地区（あさぎり町）

○Ｒ５（２０２３）～Ｒ８（２０２６）　第２清願寺地区（あさぎり町）

169.農山漁村地域整備交付金（中山間地域総合整備事業）

所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部農村振興局農村計画課、農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

農業の生産条件等が不利な地域の実情を踏まえ、農業を中心とした地域の活性化に意欲のある地域を対象として、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤、農村生活基盤等の整備を総合的に行い、農業・農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境の保全等に資する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

＜事業種類＞

（1）農業生産基盤整備

①ほ場整備　②農業用用排水施設整備　③農道整備　④農用地開発　⑤農地防災　⑥客土　⑦暗渠排水　⑧農用地の改良又は保全

（2）農業生活環境基盤整備

①農業集落道整備　②営農飲雑用水施設整備　③農業集落排水整備　④農業集落防災安全施設整備　⑤用地整備　⑥活性化施設整備　⑦集落環境管理施設整備　⑧交流施設基盤整備　⑨情報基盤施設整備　⑩市民農園等整備　⑪生態系保全施設等整備　⑫交換分合

＜事業区分＞※型により、面積要件の設定あり

○　一般型事業・・・農業生産基盤と農村生活環境等の一体的整備を実施する事業。

○　生産基盤型事業・・・農業生産基盤整備のみを実施する事業。

○　生活環境型事業・・・農村生活環境整備を中心に実施する事業。

○　広域連携型事業・・・市町村全域から複数市町村に及ぶ広域地域を対象として活性化を図る事業。

○　実施計画型事業・・・農業生産基盤整備の実施に際し、実施計画を策定するための事業。

◆ 財政支援措置

補助率

県　営：　国５５％　県３０％　地元１５％

団体営：　国５５％　県２０％　地元２５％

（対象事業の（1）、（2）の①～⑤）

団体営：　国５５％　県　０％　地元４５％（上記以外の全て）

※実施計画型事業については、国５０％　県２５％　地元２５％

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○地域振興５法の指定を受けている市町村であること。

○農村振興基本計画（生産基盤型においては地域活性化構想）を策定していること。

◆ 主な事例

○生産基盤型事業

Ｈ２７（２０１５）～Ｒ１２（２０３０）　立野地区（南阿蘇村）　他２地区実施中

○広域連携型事業

Ｈ２７（２０１５）～Ｒ８（２０２６）　第二上益城中央地区（御船町、益城町、甲佐町）

170.農業競争力強化農地整備事業

農地整備事業
中山間地域型

所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部農村振興局農村計画課、農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

農業の生産条件等が不利な中山間地域において、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤と併せて担い手への農地集積等を図りながら一体的に実施する。

本事業は、農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）が平成２６年度に拡充されたもので、担い手への農地集積等の要件を達成するためにハード事業と一体的に実施するソフト事業（農業経営高度化支援事業）を併せて実施する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

農業生産基盤整備事業に係る受益面積がおおむね１０ha 以上であり、集積促進整備計画等が策定されていること。

（１）農業生産基盤整備事業
- ・農業用用排水施設整備　・農道整備　・区画整理　・農用地造成　・暗渠排水
- ・客土　・除礫

（２）農業生産基盤整備附帯事業
- ・土壌改良　・高付加価値農業施設移転等　・交換分合
- ・耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備　・埋蔵文化財調査

（３）営農環境整備事業
- ・農業集落道整備　・農業集落排水施設整備　・農業集落防災安全施設整備
- ・農業集落環境管理施設整備　・用地整備　・環境整備　・生態系保全空間整備
- ・営農用水施設　・農作業準備休息施設　・地域資源利活用基盤

（４）農業経営高度化支援事業
- ・高度土地利用調整事業（指導事業、調査・調整事業）・中心経営体農地集積促進事業
- ・耕地利用高度化推進事業　・水田貯留機能向上推進事業
- ・水田貯留機能向上支援事業（指導事業、調査・調整事業）

◆ 財政支援措置

補助率

国：５５％　県：２７．５％　地元：１７．５％

※　農家負担金については、「担い手育成農地集積事業」による無利子融資の制度あり。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○地域振興５法の指定を受けている市町村であること。

○事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が当該地区に係るアクションプログラムに定める目標割合以上となるか又は、認定農業者数が事業採択時に比べ３０％以上増加すること。

○農業生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積が、一定の割合以上増加すること。

○農業経営高度化支援事業を実施する場合は、「農業経営高度化計画」が策定されていること。

◆ 主な事例

Ｈ２９（２０１７）～Ｒ１０（２０２２）　矢部中部地区（山都町）　他１５地区実施中

171.農山漁村地域整備交付金

水利施設整備事業
（基幹水利施設保全型）

旧事業名：基幹水利施設ストックマネジメント事業　　所管省庁等：農林水産省

○県主管課 ：農林水産部農村振興局農村計画課、農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

国営、県営の土地改良事業で造成された基幹的農業水利施設は、安定的な食糧供給には欠かせない社会資本ストックとなっているが、これらの多くは今後順次更新時期を迎えるため、施設の長寿命化などにより既存ストックの有効利用を図る観点から、施設の機能診断、予防保全計画作成、計画に基づく対策工事を一貫して実施し、施設機能を効率的に保全するものである。

◆ 事業主体

■県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

既存施設を有効活用し、施設機能の向上を主な目的としないもので、土地改良法施行令第５０条第１項第１号の２に基づいて行う場合は、末端支配面積が１００ha 以上（田以外の場合は末端支配面積２０ha 以上）のもの。

（１）機能保全計画の策定（計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む。）
機能保全計画は次の事項を定める。
・施設現況調査の概要及び結果　・施設機能診断の概要及び結果
・劣化原因究明のための構造物の監視　・機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概費）

（２）対策工事
機能保全計画に基づいて実施する。

（３）緊急補修工事等の対策
・現地仮復旧　・機能回復を行う緊急補修工事

◆ 財政支援措置

補助率
国：５０%、県：２５%〈２９%〉、地元：２５%〈２１%〉
※〈 〉は更新事業であって R3 以降の新規地区に適用

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○採択基準は農振農用地区域のみで決定。
○県営造成施設について機能保全計画策定を行う造成施設を選定し、当該計画の策定に関する実施方針を策定している。
○国営造成施設について対策工事を実施する場合は、国営造成水利施設保全対策指導事業実施要領に従って策定される機能保全計画に基づき実施する。

※募集スケジュールについては、本事業の要綱要領による。

◆ 主な事例

○排水路　Ｈ２５～Ｒ２
百太郎溝地区（多良木町、あさぎり町、錦町）
○排水機場　Ｈ２６～Ｈ３０　横島地区（玉名市）
○頭首工　Ｈ２６～Ｒ３
氷川下流地区（八代市、氷川町）

172.農村地域防災減災事業（ため池整備事業）

旧事業名：ため池等整備事業、防災ダム事業　　所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部農村振興局農村計画課、農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（団体）

◆ 対象事業等

○ため池総合整備工事
- ・地震・豪雨対策型・・・耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、附帯施設の整備など
- ・一般整備型・・・・・・築造後の自然、社会的状況の変化や人命、人家もしくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池（災害防止用のダムを含む。）の新設、変更、新設と併せて行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備または管理施設の整備など
- ・長寿命化型・・・・・・施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事

○実施計画策定等
実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定、ため池群調査計画策定

※工事には防災受益面積、受益面積等の要件あり。詳細は、農村地域防災減災事業実施要領を参照のこと。（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号　農林水産省農村振興局長）

◆ 財政支援措置

補助率

ため池総合整備工事				
・地震・豪雨対策型	大規模	国：５５％	県：３４％	地元：１１％
	小規模	国：５０（５５）％	県：３４％	地元：１６％
・一般整備型	大規模	国：５５％	県：２８％	地元：１７％
	小規模	国：５０（５５）％	県：２９％	地元：２１％
・長寿命化型		国：５０（５５）％	県：未	地元：未
実施計画策定等		国：５０％	県：未	地元：未

※（　）は中山間地域
※団体営の場合、別途、県の「農業農村整備推進交付金」による支援措置あり。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項１号に定める農用地区域内の区域であることが原則。
○土地改良法に基づく土地改良事業計画を定めることが原則。
○農村地域防災減災総合計画及び同推進計画の作成が必要。
※市町村からの要望を受けた時点で事業化に向けた検討を開始する。

◆ 主な事例

○	地震・豪雨対策型	Ｒ５（２０２３）～Ｒ７（２０２５）	下小森地区　（西原村）
○	地震・豪雨対策型	Ｒ５（２０２３）～Ｒ８（２０２６）	野中ため池地区（御船町）

173.農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業）

旧事業名：ため池等整備事業、湛水防除事業　　所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部農村振興局農村計画課、農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　■その他（団体）

◆ 対象事業等

○湛水防除事業

・排水施設整備工事・・・・既存の農業用用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生じるおそれのある地域で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水地等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設または改修。

・排水管理施設整備工事・・排水施設の一元管理を必要とする地域で、排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修。

・湛水防除施設改修工事・・耐用年数が経過した以後において、その機能低下により湛水被害が生じるおそれがある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更。

○用排水施設整備事業

・築造後における自然的、社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場もしくは水路等の変更又は当該施設に代わる農業用用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備。

・流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用用排水施設の新設又は変更

※工事には防災受益面積、受益面積等の要件あり。詳細は、農村地域防災減災事業実施要領を参照のこと。（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号　農林水産省農村振興局長）

◆ 財政支援措置

補助率

湛水防除事業

	大規模	国：５５％	県：３７％	地元：　８％（受益面積４００ha 以上）
	小規模	国：５０（５５）％	県：３２％	地元：１８％（受益面積　３０ha 以上）

用排水施設整備事業

県営	大規模	国：５５％	県：２８％	地元：１７％
	小規模	国：５０（５５）％	県：２９％	地元：２１％
団体営	小規模	国：５０（５５）％	県：　１％	地元：４９％　※（　）は中山間地域

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項１号に定める農用地区域内の区域であることが原則。

○土地改良法に基づく土地改良事業計画を定めることが原則。

○農村地域防災減災総合計画及び同推進計画の作成が必要。

※市町村からの要望を受けた時点で事業化に向けた検討を開始する。

◆ 主な事例

○排水施設整備　　：Ｈ２２（２０１０）～Ｈ２８（２０１６）　梅洞地区（熊本市）

○湛水防除施設改修：Ｈ２５（２０１３）～Ｒ　２（２０２０）　野崎地区（八代市）

174.農村地域防災減災事業（農地保全整備事業）

旧事業名：農地保全整備事業　　所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部農村振興局農村計画課、農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（団体）

◆ 対象事業等

○本工事

急傾斜地帯（土地の平均傾斜度が１５度以上の地域）若しくはこれに準じる地帯又は特殊土壌地帯（浸食を受けやすい性状の土壌地帯）における農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設若しくは改修、又は、風食若しくは風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備

○関連工事

・本工事と併せて行うことが技術的経済的に適当と認められる排水施設、農道、農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修。
・人家、人命、公共施設に及ぼす災害を未然に防止することができる農業用用排水路、土留工等の新設または改修。（シラス地域等保全対策工事）
・農用地及び農業用施設の災害の未然防止、農村地域の安全性の維持等に資する排水路、土留工等の新設または改修（農村地域防災施設整備工事）

※工事には受益面積等の要件あり。詳細は、農村地域防災減災事業実施要領を参照のこと。（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号　農林水産省農村振興局長）

◆ 財政支援措置

補助率

本工事	県　営	国：５０（５５）％	県：２９（３０）％	地元：２１（１５）％	
	団体営	国：５０（５５）％	県：未	地元：未	
	※　（　）はシラス対策				
関連工事	県　営	（傾斜度１５%以上）	国：５０％	県：未	地元：未
		（傾斜度１５%未満）	国：４５％	県：未	地元：未
	団体営		国：４５％	県：未	地元：未

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項１号に定める農用地区域内の区域であることが原則。
○土地改良法に基づく土地改良事業計画を定めることが原則。
○農村地域防災減災総合計画及び同推進計画の作成が必要。
※市町村からの要望を受けた時点で事業化に向けた検討を開始する。

◆ 主な事例

○急傾斜対策	Ｈ２４（２０１２）～Ｒ　８（２０２６）	黒石２期地区（熊本市）
	Ｈ２２（２０１０）～Ｒ　６（２０２４）	東門寺２期地区（熊本市）
○特殊土壌対策	Ｈ　８（１９９６）～Ｈ１１（１９９９）	大利地区（産山村）
	Ｈ１１（１９９９）～Ｈ１９（２００７）	岩坂南地区（大津町）
○シラス対策	Ｈ　２（１９９０）～Ｈ１５（２００３）	梨ノ木地区（湯前町）
	Ｈ　７（１９９５）～Ｈ１８（２００６）	大鶴地区（錦町）

175.農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業）

旧事業名：特定農業用管水路等特別対策事業　　所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部農村振興局農村計画課、農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進する。

◆ 事業主体

■県（受益面積２０ha以上）　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（団体（団体営は１０ha以上））

◆ 対象事業等

○石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む）及びこれと一体的に行う農業用用排水路の変更
○上記の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用用排水路の変更
○石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更
○事業の実施に必要な施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定
※石綿等が使用されている農業用管水路の撤去及びこれと一体的に行う農業用用排水路の変更を対象とするものにあっては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が５０%以上必要。

◆ 財政支援措置

補助率

県　営　　国：５０（５５）%　県：３５%　地元：１５%
団体営　　国：５０（５５）%　県：　１%　地元：４９%

※調査、実施計画の策定等は、国：５０%　県：未　地元：未
※（　）は中山間地域
※団体営の場合、別途、県の「農業農村整備推進交付金」による支援措置あり。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項１号に定める農用地区域内の区域であることが原則。
○土地改良法に基づく土地改良事業計画を定めることが原則。
○農村地域防災減災総合計画及び同推進計画の作成が必要。
※市町村からの要望を受けた時点で事業化に向けた検討を開始する。

◆ 主な事例

H２７（２０１５）～R　２（２０２０）	秋津地区（熊本市）
H２７（２０１５）～R　２（２０２０）	仁原地区（湯前町、多良木町）
H２５（２０１３）～R　４（２０２２）	砥用地区（美里町）
R　１（２０１９）～R　８（２０２６）	飯野中部地区（益城町）
R　５（２０２３）～R１１（２０２９）	砥用二期地区（美里町）

176.農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業）

旧事業名：農業用河川工作物応急対策工事

所管省庁等：農林水産省

○県主管課 ：農林水産部農村振興局農村計画課、農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（団体）

◆ 対象事業等

○農業用河川工作物応急対策事業

頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等の農業用河川工作物の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備

○農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

農業用道路横断工作物の耐震補強整備

○実施計画策定等

実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定

◆ 財政支援措置

補助率

県営	大規模	国：５５％	県：３７％	地元：　８％
	小規模	国：５０（５５）％	県：３２％	地元：　１８％
団体営	小規模	国：５０（５５）％	県：３２％	地元：　１８％

※（　）は中山間地域

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項１号に定める農用地区域内の区域であることが原則。

○農村地域防災減災総合計画及び同推進計画の作成が必要。

○農業用河川工作物応急対策については、河川管理者から改善要求等が出されたものであること。

※市町村からの要望を受けた時点で事業化に向けた検討を開始する。

◆ 主な事例

○農業用河川工作物	Ｈ２８（２０１６）～Ｈ２９（２０１７）	中ノ田地区（苓北町）
	Ｈ２８（２０１６）～Ｈ２９（２０１７）	渕の上（苓北町）

177.水利施設等保全高度化事業

所管省庁等：農林水産省

○県主管課 ：農林水産部農村振興局農村計画課、農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

農業水利施設の整備や長寿命化対策に加え、畑地化・汎用化やパイプライン化・ICT 化等による水利用の効率化・水管理の省力化に向けた整備等を行い、農業の高付加価値化や高収益作物の導入、担い手への農地集積・集約化等を推進する。

◆ 事業主体

■県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

（1）水利施設整備事業

① 基幹水利施設保全型：基幹水利施設において機能保全計画に基づく対策工事を実施する。

②農地集積促進型：水管理の省力化のための農業水利施設整備等を実施し、農地集積・集約を促進する。

（2）畑地帯総合整備事業

○畑地帯における総合的な整備や高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化を実施する。

◆ 財政支援措置

補助率

（1）水利施設整備事業

①基幹水利施設保全型　国：５０%、県２５%〈２９%〉、地元：２５%〈２１%〉

②農地集積促進型　国：５０%（５５%）、県：２７.５%、地元：２２.５%（１７.５%）

（2）畑地帯総合整備事業

○国：５０%（５５%）、県：２７.５%、地元：２２.５%（１７.５%）

※（　）は地域振興６法指定地域に適用

※〈　〉は更新事業であって R3 以降の新規地区に適用

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

【要件】

（1）水利施設整備事業

①基幹水利施設保全型：受益面積 100ha 以上　等

②農地集積促進型：事業完了時における担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べて一定の割合（実施要領別表４参照）以上を増加させること　等

（2）畑地帯総合整備事業

①畑地帯総合整備型（担い手育成対策）：受益面積:20ha 以上　等

②畑地帯総合整備型（担い手支援対策）：受益面積 30ha 以上　等

◆ 主な事例

Ｈ２７～　松の木堰地区（熊本市）

Ｈ２７～　第二多良木地区（多良木町）

Ｈ２９～　分田地区（山鹿市）

Ｈ３０～　旭志中央地区（菊池市）

Ｈ２８～　大口西部地区（宇城市）

178.農地中間管理機構関連農地整備事業

所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部農村振興局農村計画課、農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

高齢化の進行に伴い、農地中間管理機構への貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地について、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性があることから、農地中間管理機構が借り入れている農地について、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を実施する。

◆ 事業主体

■県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

１．農地整備
【対象工種】
○区画整理、農用地造成、農業用用排水施設整備、農道整備、暗渠排水、客土、除礫
【主な附帯事業】
○機構集積推進事業（推進費）
基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、事業費の１２．５%等を交付
２．実施計画策定等
農地整備に必要な実施計画の策定等

◆ 財政支援措置

国：５０%（５５%）、県２７．５%、地元２２．５%（１７．５%）※
※（　）は6法指定地域等の場合。
※地元負担のうち、市町村分の負担が事業費の１０%であり、１２．５%（７．５%）は全額国費で交付されるため、実質農家負担額は0となる。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

【採択要件】
・事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること又は地域計画の区域内において農業の経営若しくは農作業の委託を受けていること
・事業対象農地面積：10ha以上（中山間地域等は５ha以上）
（事業対象農地を構成する各団地は１ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）の連坦化した農地）
・農地中間管理権の設定期間又は農業経営等のすべてに係る委託の期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること
・事業対象農地の８割以上を事業完了後５年以内に担い手に集団化（機構の方針として設定）
・事業実施地域の収益性が事業完了後５年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上
※市町村からの要望を受けた時点で事業化に向けた検討を開始する。

◆ 主な事例

Ｒ１～　湯貫新田地区（天草市）
Ｒ５～　矢護川地区（大津町）、久重南（南関町）

179.農山漁村地域整備交付金（水利施設整備事業　基幹水利施設整備型）

所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部農村振興局農村計画課、農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

農業生産の基礎となる農業用水の確保、農地排水の改良を図るため、水田、畑、樹園地等において、ダム、頭首工、用排水機場、排水樋門及び用、排水路等の基幹的な農業水利施設や水管理省力化施設の整備、更新を行うことで、農業の持続的発展を図るものである。

◆ 事業主体

■県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

（1）農業用用排水施設を単独で実施し、既存施設を有効活用し、施設機能の向上を主な目的としないものは除く。
①農業用用排水施設の新設、廃止又は変更。
・受益面積が２００ｈａ（畑地は１００ｈａ）以上で、末端支配面積が１００ｈａ（畑地は２０ｈａ）以上
②国営事業施行部分に接続する農業用用排水施設の新設、廃止又は変更。
・末端支配面積１００ｈａ（畑地は２０ｈａ）以上のものの受益面積の合計が２００ｈａ（畑地は１００ｈａ）以上
③畑地を受益地とする 農業用用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設を伴う農業用用排水施設の新設又は変更。
・受益面積が１００ｈａ以上
④河川に設置されている取水施設において、その取水機能に障害が生じている場合に、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わる施設の新設
・受益面積が２００ｈａ以上で、要する費用の額が５千万円以上
⑤①と併せて行う必要がある農地防災排水施設の新設、廃止又は変更
（2）農業用用排水施設を単独で実施し、水管理改良施設、パイプライン、分水施設、揚水機場、除塵機等の省力化施設の更新・整備と一体的に行う基幹的農業水利施設の更新・整備を行うもの。
・受益面積が２００ｈａ以上で、末端支配面積が１００ｈａ（「農業水利システム保全計画」の策定が確実な場合は１０ｈａ）以上。

◆ 財政支援措置

補助率
国：５０%、県：２５%〈２９%〉、地元：２５%〈２１%〉
※〈　〉は更新事業であって R3 以降の新規地区に適用

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○採択基準は農振農用地区域のみで決定。
○排水受益は、湛水及び湿害が直接及び間接的に軽減される地域。
○交付金対象事業を実施するときは、農山漁村地域整備計画を策定するもの。
※市町村からの要望を受けた時点で事業化に向けた検討を開始する。

◆ 主な事例

○用水路	Ｈ２５～Ｒ１	第二糸田地区（嘉島町、御船町、甲佐町）
○用水路	Ｈ７～Ｈ１５	幸野溝地区　（錦町、あさぎり町、湯前町）
○ダム	Ｈ３～Ｈ１７	五和東部地区（天草市）
○用水管	Ｈ１８～Ｈ２５	楠浦地区　（天草市）
○用水路、遠隔操作、監視システム	Ｈ２１～Ｈ３０	下井手地区　（大津町、菊陽町）

180.農山漁村地域整備交付金（水利施設整備事業　排水対策特別型）

旧事業名：県営かんがい排水事業（排水対策特別型）　　所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部農村振興局農村計画課、農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

水田の排水条件が不良で転作が困難な地域を対象に、水田の畑利用としての排水改良を目的とした排水機場、排水樋門、排水路等の新設又は改修及びこれらに附帯して行う用水路の整備、区画整理、暗渠排水等を行うことで、転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るものである。

◆ 事業主体

■県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために、排水対策施設の更新、整備を行うもの。【旧事業：県営かんがい排水事業（排水対策特別型）】

① 排水機場、排水樋門、排水路等の更新又は整備

② ①に附帯して行う用水路の整備、区画整理、暗渠排水等

①、②とも以下の全てに該当するもの。

・「水田の利活用計画」が策定されており、水田の有効活用に向けた方向性が盛り込まれていること。

・受益地が原則として次のいずれかに該当するものであり、かつア又はイに該当する水田面積が、受益地内のおおむね５０％以上であること。

ア　降雨時に排水機、排水樋門、排水路等の排水能力が不十分なため湛水する水田。

イ　常時地下水位が高い水田。

ウ　ア又はイの水田と一体的に整備されることが必要な水田。

・受益面積（水田）が２０ha 以上で、末端支配面積が５ha 以上。

◆ 財政支援措置

補助率

国：５０％、県：２５％〈２９％〉、地元：２５％〈２１％〉

※〈 〉は更新事業であってR3 以降の新規地区に適用

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○本事業に附帯し行う区画整理、客土及び暗渠排水の区域は、計画路線沿いの必要最小限、一体不可分な範囲。

○交付金対象事業を実施するときは、農山漁村地域整備計画を策定するもの。

※市町村からの要望を受けた時点で事業化に向けた検討を開始する。

◆ 主な事例

○Ｈ１８～Ｈ２７　画図南部地区　（熊本市）

○Ｈ２０～Ｈ２６　大河洲地区　（宇土市）

○Ｈ２１～Ｈ２６　芦北地区　（芦北町）

○Ｈ２７～Ｒ８　第一海路口地区（熊本市）

181.農山漁村地域整備交付金（海岸保全施設整備事業）

旧事業名：海岸保全施設整備事業　　所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部農村振興局農村計画課、農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とし、堤防の嵩上げ、消波ブロックの設置、老朽箇所の補修等を実施する。

◆ 事業主体

■県（海岸管理者）　■市町村（海岸管理者）　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

○高潮対策

津波、高潮、波浪等により被害が発生する恐れのある地域について、過去における高潮、波浪、津波等の実態及び背後地の状況等を勘案し、堤防・離岸堤・消波堤等の海岸保全施設の新設又は改良を行う。

○津波・高潮危機管理対策

津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の暫定的な防災機能の確保及び避難対策を推進する。

◆ 財政支援措置

補助率

○高潮対策　　国：５０％　県：４５％　地元：５％
○津波・高潮危機管理対策　国：５０％　県：４５％　地元：５％

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

海岸法の改正（平成１１年）により、「防護」だけではなく、「環境」「利用」を目的とした調和のとれた海岸整備が必要。

※市町村からの要望を受けた時点で事業化に向けた検討を開始する。

◆ 主な事例

継続事業

金剛地区（八代市）外１３地区を実施中。

182.農山漁村地域整備交付金（農地整備事業通作条件整備型）

旧事業名：県営農道整備事業　　所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部農村振興局農村計画課、農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

農道網を有効かつ合理的に整備することで、高生産性農業の促進、農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するとともに、既存農道ストックの予防保全対策を行うことで、施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図る。

◆ 事業主体

■県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

農道整備事業は、受益面積・施工延長・車道幅員等により下記のとおり区分される。

○　基幹農道（一般型）　：受益面積５０ｈａ（３０ｈａ）以上、施工延長　規定なし、車道幅員４ｍ（３ｍ）以上、総事業費１億円以上

○　基幹農道（保全対策型）：既設農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うもの
受益面積５０ｈａ以上、事業費３千万円以上
ただし、点検診断については、この限りではない

（　）は振興山村、指定棚用地域等に適用

◆ 財政支援措置

補助率

○　基幹農道（一般型）　国：５０％　県：４０％　市町村：１０％

○　基幹農道（保全対策型）　国：５０％　県：未　市町村：未

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○土地改良法に基づく土地改良事業計画を定めることが必要。（農道保全等一部は除く）

○本事業で整備される農道が、県道又は幹線市町村道の路線若しくは区間又は機能と重複しない範囲で実施することが原則。

○交付金対象事業を実施するときは、農山漁村地域整備計画を策定する必要がある。

○当該事業は、平成２１年度までに着手している地区が対象であり、平成２２年度以降新規地区については、農山漁村地域整備交付金（経営体育成基盤整備事業　通作条件整備型）での対応となる。

※市町村からの要望を受けた時点で事業化に向けた検討を開始する。

◆ 主な事例

○　基幹農道（一般型）　Ｈ２６～　植木東部地区（熊本市）

183.農業競争力強化農地整備事業

農地整備事業
経営体育成型

旧事業名：経営体育成基盤整備事業　　所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部農村振興局農村計画課、農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、必要となる生産基盤及び生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施する。

本事業は従来の県営ほ場整備事業と県営土地改良総合整備事業を「地域農業の将来を担う経営体の育成等を目指す」方向でＨ１５年度から事業体系が見直されたもので、経営体の育成等の要件を達成するためにハード事業と一体的に実施するソフト事業（農業経営高度化支援事業）も併せて実施する。

◆ 事業主体

■県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

農業生産基盤整備事業に係る受益面積がおおむね２０ha以上であり、基盤整備関連経営体育成等促進計画等が策定されていること。

（１）農業生産基盤整備事業
- 農業用用排水施設整備　・農道整備　・区画整理　・農用地造成　・暗渠排水
- 客土　・除礫

（２）農業生産基盤整備付帯事業
- 土壌改良　・高付加価値農業施設移転等　・交換分合
- 耕作放棄地解消、発生防止のための簡易な整備　・埋蔵文化財調査等

（３）営農環境整備
- 農業集落道整備　・農業集落排水施設整備　・農業集落防災安全施設整備
- 農業集落環境管理施設整備　・用地整備　・環境整備　・生態系保全空間整備
- 営農用水施設　・農作業準備休憩施設　・地域資源利活用

（４）農業経営高度化支援事業
- 高度土地利用調整事業（指導事業、調査・調整事業）
- 中心経営体農地集積促進事業
- 耕地利用高度化推進事業
- 水田貯留機能向上支援事業（指導事業、調査、調査事業）・水田貯留機能向上推進事業

◆ 財政支援措置

補助率　国：５０（５５）％　県：２７.５％　地元：２２.５（１７.５）％

（　）は地域振興５法指定地域の場合の補助率

※農家負担金については「担い手育成農地集積事業」による無利子融資の制度あり。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が当該地区に係るアクションプログラムに定める目標割合以上となるか又は、認定農業者数が事業採択時に比べ３０％以上増加すること。

○農業生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積が、一定の割合以上増加すること。

○農業経営高度化支援事業を実施する場合は、「農業経営高度化計画」が策定されていること。

※市町村からの要望を受けた時点で事業化に向けた検討を開始する。

◆ 主な事例

○区画整理、農業用用排水施設	Ｈ２２～Ｒ３	両併西部（阿蘇市）
○区画整理	Ｒ１～	元三・木部（熊本市）

184.中山間地域農業農村総合整備事業

所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部農村振興局農村計画課、農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

中山間地域の生産性の向上、農業者の所得確保、生産基盤の維持等の課題を行い、地域の特色を活かした営農を確立することを目的として、農地や農業水利施設、農道等の生産基盤の整備により、土地基盤の再編や整序化、地域活性化を図ることを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

中山間地域農業農村整備事業に係る受益面積がおおむね１０ha 以上であり、中山間地域農業農村総合整備計画等が策定されていること。

１　中山間地域総合整備事業

農業生産条件等が不利な中山間地域における、農業生産基盤及び農村振興環境の整備及び再編並びにこれに関連する事業

（１）　農業生産基盤整備事業（①～⑧を２以上行うもの）

①　農業用用排水施設整備　②農道整備　③ほ場整備　④農用地開発　⑤農地防災
⑥　客土　⑦暗渠排水　⑧農地の改良又は保全　⑨土地基盤の再編・整序化

（２）　農村振興環境整備事業

①　農業集落道整備　②営農飲雑用水施設整備　③農業集落防災安全施設整備
④　用地整備　⑤生産・販売・交流・農泊等施設整備　⑥情報基盤施設整備
⑦　農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備　⑧交換分合

２　実施計画等策定事業

１の中山間地域総合整備事業に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査、調整等を行う事業

◆ 財政支援措置

補助率

県営　：　国５５％　県３０（３２）％　地元１５（１３）％
団体営：　国５５％　県１７％　地元２８％
（　）は R3 以降の新規地区の場合の補助率

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○事業実施区域が当該事業要綱・要領に定める要件を満たす中山間地域等であること。
○事業実施区域が次に定める要件を満たす地域であること。

（１）地域の特色を活かした農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保を図る地域で、①販売額の増加　②営農コストの削減　③集出荷・加工コストの削減のいずれかの要件を満たす地域

（２）地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域で、①耕作の維持が難しい農地の粗放的利用等の土地基盤の再編整序化を計画し取り組む　②水管理の省力化等を図るための水利施設の再編・統廃合等を計画し取り組むのいずれかを満たす地域

◆ 主な事例

○区画整理，農業用用排水施設等　Ｒ２~Ｒ７　美里地区（美里町）他４地区実施中

185.海岸保全施設整備連携事業

所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部農村振興局農村計画課、農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

大規模地震や高潮の発生の危険性が高く重要な背後地を抱え、河川改修や港湾整備等の異なる事業との計画的な連携が必要な箇所において、海岸堤防の整備を実施し、津波・高潮対策等を計画的・集中的に推進することで、早期に背後地の人名・資産の防護を図る。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

○海岸保全施設整備連携事業
・堤防、護岸等の海岸保全施設の新設又は改良の実施。
・防護ラインの見直し、既存施設の撤去。

○事業間連携計画の策定
・連携事業を含む事業全体の計画を作成。

◆ 財政支援措置

補助率
国：５０％　県：４５％　市町村：５％

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・海岸法第 40 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に規定する海岸保全区域内の区域であることが原則。
※市町村からの要望を受けた時点で事業化に向けた検討を開始する。

◆ 主な事例

Ｒ３（２０２１）～Ｒ８（２０２６）　文政海岸

186.海岸メンテナンス事業

所管省庁等：農林水産省

○県主管課：農林水産部農村振興局農村計画課、農地整備課

◆ 事業の目的及び概要

海岸保全施設の老朽化対策、施設機能の向上を図る整備を実施し、背後地の人名及び資産の防護を図るとともに、維持管理・更新等の高度化・効率化を進め、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図ることを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

農地保全に係る海岸メンテナンス事業

○長寿命化計画の策定、変更

新技術等を活用した施設の点検方法等の新たな位置づけを行い、維持管理・更新の高度化・効率化を進め、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図る計画を策定。

○老朽化対策の実施

長寿命化計画に基づき、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持・修繕を計画的に実施。

◆ 財政支援措置

補助率

国：５０％　県：４５％　市町村：５％

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・海岸法第 40 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に規定する海岸保全区域内の区域であることが原則。

※市町村からの要望を受けた時点で事業化に向けた検討を開始する。

◆ 主な事例

Ｒ４（２０２１）～Ｒ８（２０２６）　八代海岸

Ｒ４（２０２２）～Ｒ８（２０２６）　天草海岸

187.地籍調査事業

所管省庁等：国土交通省

○県主管課 ：農林水産部農村振興局技術管理課

◆ 事業の目的及び概要

地籍調査とは、国土調査法に基づき一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界、地積の測量を行い、地籍図及び地籍簿を作成することです。

調査を行うことで、国土の有効活用、保全のため土地の実態を正確に把握し、民間土地取引の円滑化、各種公共事業の効率化、災害復旧の迅速化など多岐に渡る効果が発現されます

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

地籍調査事業

◆ 財政支援措置

負担率

国：５０％　県：２５％　市町村：２５％

※県及び市町村の負担分については、その８０％が特別交付税で措置される。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

実施市町村においては、年度当初に事業計画を作成。

国土交通省への申請時期

４月　事業計画承認申請

４月　補助金交付申請

◆ 主な事例

進捗率：８６％　(令和５年度迄)

令和５年度現在　　完了市町村 ：３１市町村

実施市町村 ：１４市町村

188.森林環境保全整備事業

所管省庁等：農林水産省林野庁

○県主管課 ：農林水産部森林局森林整備課

◆ 事業の目的及び概要

森林は林産物を供給するとともに、国土の保全、水源のかん養、保健休養の場の提供、自然環境の保全・形成等の多様な公益的機能を有しており、これらの機能の総合的な発揮を通じて国民生活と深く結びついている。このため、民有林において植栽、下刈り、除伐、間伐等の一連の造林施業を推進し、森林資源の充実、公益的機能の確保、林業従事者の雇用の安定、山村経済の振興を図る。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（森林組合、森林整備法人等）

◆ 対象事業等

・森林環境保全直接支援事業
面的にまとまって計画的に行う搬出間伐等の森林施策と、これと一体的となった作業道の開設及び植栽、下刈り、除伐等を行う事業

・特定森林再生事業
自然条件等の理由で更新困難な森林について、緊急的な森林造成等を行う事業

◆ 財政支援措置

補助率：原則として国３０%、県１０%
査定係数：９０～１８０

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

予算編成に係る事業予定計画書は、前年度の７月末までに各広域本部・地域振興局林務課へ提出。

◆ 主な事例

森林経営計画等を樹立した事業主体の多くが、この計画に基づき実施している。

189.防災・減災・景観保全森林整備事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：農林水産部森林局森林整備課

◆ 事業の目的及び概要

森林所有者による管理が困難な人工林について、事業主体が市町村及び森林所有者との三者協定に基づき行う強度の間伐（４０%程度）及び間伐木の安全な場所への移動集積に対して県が助成を行い、この強度間伐により針広混交林化への誘導を促進し、流木被害も含めた山地災害防止等の森林の公益的機能を高度に発揮できる多様で健全な森林の育成を図る。

間伐と併せて、樹木の生育を阻害する侵入竹の除去を支援する。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（森林組合、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく県の認定事業体、NPO 法人、森林組合員、林研グループ会員）

◆ 対象事業等

事業の対象となる森林の要件

（1）事業主体と森林所有者、市町村とが１０年間の皆伐禁止等を事項とする協定を締結した森林であること

（2）過去１０年以上間伐等が行われていない森林であること。ただし、本事業による２回目以降の間伐を実施する場合は、前回の間伐実施から５年経過していること

（3）１６年生以上のスギ・ヒノキ人工林（国有林、県有林、市町村有林、財産区有林を除く。）であること

（4）１施行地の面積が０．１ヘクタール以上であること。

（5）原則として保安林以外の森林（治山事業の採択要件を満たさない森林を除く。）であること。

（6）林業経営を行ううえで、地利的な条件が不利な箇所に存在する森林であること。

◆ 財政支援措置

定額補助

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

毎年度、４～５月に要望調査を実施。

協定を締結している森林については、４月１日から事業実施可能。

◆ 主な事例

平成 17 年度の事業創設から令和５年度までの１９年間で、約１４，３００ヘクタールの間伐を実施。

平成 29 年度までの事業名は、針広混交林化促進事業。

令和元年度までの事業名は、森林機能高度発揮の森づくり事業

令和６年度までの事業名は、防災・減災・景観保全森林整備事業

190.美しい森林づくり基盤整備交付金

所管省庁等：農林水産省林野庁

○県主管課 ：農林水産部森林局森林整備課

◆ 事業の目的及び概要

地域の森林整備について、森林所有者の施業意欲の減衰等の課題に対応し、地域に密着した基礎的自治体である市町村が森林所有者等に働きかけ、事業を取りまとめるとともに、地域の提案と自主的な運用による事業実施に対して、国から市町村に交付金を直接交付する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

市町村等が定める間伐の実施区域における、間伐等の促進に必要な条件整備（作業路網、森林の施業等）に要する経費に対する助成

◆ 財政支援措置

補助率１／２

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

市町村が当交付金の交付を受けるためには、令和３年４月に制定された「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づく「特定間伐等促進計画」を策定する必要がある。

◆ 主な事例

作業路網等への補助

191.林業・異業種連携路網整備促進事業

所 管 省 庁 等 ： 熊 本 県

○県主管課 ：農林水産部森林局森林整備課

◆ 事業の目的及び概要

森林組合等と建設業者等異業種との連携を支援し、異業種から林業への参入を促進するとともに、適正な森林管理や効率的な木材搬出等に必要な林業専用道（規格相当）等の路網整備を促進する。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（林建・異業種等連携促進対策に取り組む森林組合等）

◆ 対象事業等

① 軟弱地盤対策事業
間伐等森林整備促進対策事業（国非公共）で整備する林業専用道（規格相当）について、連携する建設業者に発注し、軟弱地盤により路盤を通常より厚く施工する場合のかかり増し経費に対する助成

② 森林作業道整備推進事業
森林環境保全整備事業（国公共）で整備する森林作業道について、連携する建設業者に発注して開設する場合の事業費に対する助成

◆ 財政支援措置

① 県定額：　５千円／メートル
② 補助率：１５／１００以内

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

毎年度、４～５月に要望調査を実施。ただし、補助対象となる森林作業道については、森林環境保全整備事業の事業予定計画（前年７月末提出）に掲載していること。

◆ 主な事例

平成 28 年度から令和５年度までの８年間で、約３３，４９０メートルの森林作業道の開設等を実施。

192.森林整備地域活動支援交付金事業

所管省庁等：農林水産省林野庁、熊本県

○県主管課 ：農林水産部森林局森林整備課

◆ 事業の目的及び概要

森林経営計画作成及び施業集約化を促進するため、森林所有者や境界の確認、森林調査、合意形成活動等の地域活動に取り組む者を支援し、適切な森林整備の促進を図る。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

メニュー毎に定められた地域活動に対し、上限額の範囲内で市町村が交付金を交付する。

①森林経営計画作成促進　［上限額　8,000円～52,000円／ha］
　森林経営計画の作成に必要な森林調査や合意形成活動、不在村森林所有者等の現地立会等に必要な経費

②森林境界の明確化　［上限額　45,000円～75,000円／ha］
　境界不明瞭となっている森林において、森林所有者等の現地立会等に必要な経費

③森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備　［上限額　40,000円／ha］
　森林経営計画の作成や森林境界の明確化に必要となる既存路網の簡易な改良等に必要な経費

④推進事務費

◆ 財政支援措置

①②③：国１／２、県１／４、市町村１／４、④：国１０／１０

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・前年度の５月に要望調査を実施。
・地方公共団体の負担分については、総務省において地方財政の措置あり。
・「交付決定前着手承認の適用除外」及び「事業計画承認申請不要」（熊本県農林水産業補助金等交付要項第２条の別表参照）。

◆ 主な事例

Ｒ２実績　①森林経営計画作成促進（和水町外６市町村）
　②森林境界の明確化（山都町）
　③森林経営計画作成及び施業集約化の条件整備（山都町）

Ｒ３実績　①森林経営計画作成促進（和水町外５市町村）
　②森林境界の明確化（山都町）

Ｒ４実績　①森林経営計画作成促進（和水町外５市町村）

Ｒ５実績　①森林経営計画作成促進（和水町外５市町村）

Ｒ６実績　①森林経営計画作成促進（和水町外５市町村）

193.主伐・植栽一貫作業システム支援事業

所管省庁等：農林水産省林野庁、熊本県

○県主管課 ：農林水産部森林局森林整備課

◆ 事業の目的及び概要

成熟期を迎えたスギ・ヒノキ人工林の皆伐利用が進む中で、再造林経費の低減が見込まれる主伐・植栽一貫作業システムを県内民有林へ定着させ、林業の低コスト化と成長産業化を促し「持続可能な林業経営を確立」するとともに、当該システムの推進に必要な林業用コンテナ苗の増産を図るため、苗木生産体制を整備する。

◆ 事業主体

□県　　■市町村　　□一部事務組合　　□広域連合

■その他（森林組合、森林整備法人等）

◆ 対象事業等

①低コスト再造林対策

一貫作業による造林、低密度植栽、エリートツリー等の植栽などにより低コスト再造林の取組に対する支援。

②コンテナ苗生産基盤施設等整備

コンテナ（育苗箱）の購入、施設整備、機械導入、苗畑整備等に要する経費の補助。

◆ 財政支援措置

①定額補助

②２分の１以内

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・補助要件

①対象

・一貫作業による造林については、末木枝条の集材と植栽の両方を実施した場合のみとし、原則として、末木枝条の集材と植栽の実施年度が同一年度であること（伐採者と植栽者が異なる事業体である場合は、施業内容に関する協定締結が必要）。

・低コスト造林の支援については、低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する経費。

・１施工地は０．１ヘクタール以上であること。

②対象

・林業用苗木生産計画が作成されていること。

・コンテナ苗生産目標量が年間１万本以上であること。

・受益戸数は５戸以上であること。

・事業費はおおむね５０万円以上。等

◆ 主な事例

取組みが始まった平成30年度から令和５年度までの６年間で、約５２ヘクタールの主伐・植栽一貫作業に支援を実施した。

194.間伐等森林整備促進対策事業

所管省庁等：農林水産省林野庁

○県主管課 ：農林水産部森林局森林整備課

◆ 事業の目的及び概要

森林資源の質的充実と公益的機能の維持増進のための間伐等を推進し、併せて木材の安定供給体制を確立して地域材の競争力を強化することを目的とする。

国事業名

(1) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業
(2) 林業・木材産業循環成長対策交付金（林業・木材産業生産基盤強化対策）
(3) 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（森林組合、森林整備法人等、知事が選定した林業経営体　等）

◆ 対象事業等

1　間伐材生産
（1）伐倒・搬出
（2）関連条件整備活動（同意取付け及び森林調査、森林作業道整備、鳥獣害防止施設整備）
2　路網整備
（1）林業専用道（規格相当）整備
（2）森林作業道整備

◆ 財政支援措置

補助上限（実行経費と定額単価を比較していずれか低い額を補助）
・間伐材生産：４１４千円／ヘクタール以内※（間接費を別途加算）
※搬出材積に応じて、事業主体毎に設定
・林業専用道（規格相当）：３５千円／メートル又は４９千円／メートル
・森林作業道：２千円／メートル

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・体質強化・花粉削減計画又は事業構想の参画事業体が実施するものであること。
・原則として森林経営計画対象森林で実施すること。
・間伐材生産は、全ての施行地で搬出を行うこと。また、事業実施面積の過半から搬出すること。
・木材加工流通施設又は木質バイオマス利用施設との協定に基づき原木の安定供給を図るものであること。
・路網整備は、間伐材生産目標の達成に資するものであること。

◆ 主な事例

令和６年度においては、約７９０ヘクタールの間伐（間伐材生産）を実施した。

195.林業・木材産業振興施設等整備事業

所管省庁等：農林水産省林野庁

○県主管課：農林水産部森林局林業振興課

◆ 事業の目的及び概要

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、森林資源の循環利用を推進するとともに、森林の適正な管理と、森林資源の持続的な利用を一層推進する必要がある。

このため、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現を図るべく、川上から川下までの総合的な取組に対して支援を行う。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（地方公共団体が出資する法人、森林組合、農業協同組合、林業者等の組織する団体、森林所有者の協業体、木材関連業者等の組織する団体、林業事業体、社会福祉法人、医療法人、学校法人、ＰＦＩ事業者等）

◆ 対象事業等

○林業・木材産業生産基盤強化対策

林業・木材産業の生産基盤強化に向けた川上から川下までの総合的な取組（高性能林業機械の導入、木材加工流通施設、特用林産振興施設、木質バイオマス利用促進施設、木造公共建築物の整備）を支援する。

◆ 財政支援措置

交付率

国：１／２、４／１０、１／３、１５／１００、３.７５／１００

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・一般的基準、上限事業費、その他施設毎の基準あり。
・事業は、単年度で完了することを原則とする。
・募集締切については、前年度の７月末。
※詳細は問い合わせること

◆ 主な事例

＜Ｒ６実績＞　林業・木材産業生産性強化対策事業（国補正）を含む

・高性能林業機械の整備　１箇所
・木材加工流通施設の整備　４箇所
・バイオマス利用施設の整備　１箇所

196.くまもと間伐材安定供給対策事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：農林水産部森林局林業振興課

◆ 事業の目的及び概要

本県の森林資源は成熟し、令和４年度の県内素材生産量は 957 千㎥となっているが、林業担い手の減少や運搬コストの上昇等により採算が取れず、間伐を控える森林所有者も存在する。また、近年では、外材の輸入リスクの顕在化に伴う国産材利用の機運が高まりをみせている。

さらに、令和３年１０月に施行された都市の木造化推進法では、民間建築物を含めた建築物一般に木材利用を促進することが明記され、今後、建築用に供される原木の需要の高まりが予想されることから、ニーズに即した原木の安定供給を行う必要がある。

このため、間伐材流通経費の一部を助成することで、森林所有者の間伐意欲を喚起し、適正な森林整備に資するほか、安定供給体制の構築を図る。

◆ 事業主体

□県　　■市町村（補助事業者）　　□一部事務組合　　□広域連合

■その他（事業実施主体：①森林所有者と間伐材生産出荷に係る委託契約を締結した県内の森林組合、②森林経営計画、森林施業計画の認定を受けた県内の森林所有者等、③「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、知事の認定を受けた林業事業体）、④「くまもとの森林を守り育てる林業経営体」の選定要領に基づき認定を受けた経営体

◆ 対象事業等

５～１８齢級（２１～９０年生）のスギ、ヒノキの人工林を間伐し、その間伐材を原木市場や製材工場等へ出荷した際に、該当森林が所在する市町村が森林所有者等に対して間伐材生産流通経費の一部を助成した場合に要した費用とする。

◆ 財政支援措置

① 出荷先が市場までの生産経費補助：間伐材１㎥当たり３，４００円を上限として補助
（県１／２、市町村１／２：県１，７００円、市町村１，７００円）

② 出荷先が製材工場等の加工場までの生産経費補助：間伐材１㎥当たり２，４００円を上限として補助
（県１／２、市町村１／２：県１,２００円、市町村１,２００円）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

※１ha あたり、A・B材で８０㎥を上限とする。

◆ 主な事例

◆ ＜令和６年度実績＞
◆ 取組み市町村数：３１市町村
◆ 補助間伐材積実績：４３，５４５㎥（間伐実施面積：１，０６２ha）

197.市町村営林道開設事業

所管省庁等：農林水産省林野庁

○県主管課 ：農林水産部森林局林業振興課

◆ 事業の目的及び概要

森林整備の効率化や木材生産性の向上を図るための基盤となる林道の開設を推進する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

市町村が実施する林道開設事業

◆ 財政支援措置

補助率

① 過疎地域、振興山村地域に係るもの　５１／１００以内（国：１／２、県１%）
②その他の地域に係るもの　４６／１００以内（国：４５／１００、県１%）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

募集スケジュール
事業実施前年度の８月（令和６年度事業の募集は令和５年９月に終了）
主な採択要件
①地域森林計画に登載されている林道であること
②林道規程に規定する自動車道であること
③全体計画延長等
全体計画延長１㎞(０.８㎞)以上、利用区域面積５０ha(３０ha)以上、
開設効果指数０.９以上
※(　)内は過疎、振山
④着工後１０年以内に、利用区域内森林面積に対し、延べ面積で１０%以上に相当する森林整備が見込まれること

◆ 主な事例

Ｒ６年度　実績
大窪線（美里町）、榎迫支線（水俣市）、東俣線（球磨村）

198.市町村営林道改良事業

所管省庁等：農林水産省林野庁

○県主管課 ：農林水産部森林局林業振興課

◆ 事業の目的及び概要

既設林道の風化等による法面保全や林道の機能向上を図るための局部改良、路面浸食防止を防止し、走行性の向上を図る舗装を実施することにより、木材輸送力の向上や通行車両の安全確保と山村地域の生活環境の改善、リダンダンシーを確保する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

市町村が実施する林道改良事業及び林道舗装事業

◆ 財政支援措置

林道改良補助率

① 幹線林道　５１／１００以内（国：１／２、県１%）

②その他林道　３１／１００以内（国：３／１０、県１%）

林道舗装補助率

① 幹線林道　５１／１００以内（国：１／２、県１%）

② その他林道　３４／１００以内（国：１／３、県１%）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

募集スケジュール

事業実施前年度の８月（令和６年度事業の募集は令和５年９月に終了）

主な採択要件

①地域森林計画に登載されている林道であること

②林道規程に規定する自動車道の改良又は舗装であること

③１箇所の事業費が林道改良は９００万円以上、林道舗装は２，４００万円以上であること

④利用区域面積等

幹　線　利用区域面積　　５００ha(２００ha)以上　改良効果指数１.２以上

その他　利用区域面積　　５０ha(３０ha)以上　改良効果指数０.９以上

なお、山村強靭化林道整備事業については、５０ha(３０ha)以上から可能

※(　)内は過疎、振山

◆ 主な事例

Ｒ６年度　林道改良実績

菊池人吉線（大津町）、八方ヶ岳西線（山鹿市）、深水線、南川内線、観音線（八代市）、夜狩尾線（相良村）、浪人越線（五木村）、川島大岩線（球磨村）

Ｒ６年度　林道舗装実績

久留見尾線（山都町）、深水線（八代市）、木々子日光線（八代市）

199.市町村営林道点検診断・保全整備事業

所管省庁等：農林水産省林野庁

○県主管課 ：農林水産部森林局林業振興課

◆ 事業の目的及び概要

インフラ長寿命化計画に基づく個別施設計画を策定した林道の橋梁やトンネルの点検診断（健全性、耐震性）及び施設の補修及び更新を行い、施設の長寿命化を図る。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

点検診断：個別施設計画等に基づくトンネルや橋梁等の点検診断（健全性、耐震性等）
保全整備：点検診断に基づく測量・設計並びに施設の補修及び更新

◆ 財政支援措置

補助率　１／２（国）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

募集スケジュール
　事業実施前年度の８月（令和６年度事業の募集は令和５年９月に終了）
主な採択要件
　①林道台帳に登載された橋梁、トンネル及びその他重要な施設
　②個別施設計画の策定された施設
　③一箇所あたりの事業費が４０万円以上、９００万円未満

◆ 主な事例

Ｒ６年度　実施市町村
　点検診断（美里町、玉名市、南関町、山鹿市、高森町、錦町、あさぎり町、水上村、相良村
　　五木村、天草市）
　保全整備（相良村）

200.現年林道災害復旧事業・過年林道災害復旧事業

所管省庁等：農林水産省林野庁

○県主管課：農林水産部森林局林業振興課

◆ 事業の目的及び概要

自然災害により被災した市町村の管理する林道施設の災害復旧。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

市町村が実施する林道災害復旧事業

◆ 財政支援措置

基本補助率

①奥地幹線林道　６．５／１０

林道の全幅員が３ｍ以上かつ利用対象森林面積が５００ha以上ある路線

②その他の林道　５．０／１０

奥地幹線林道以外の林道

高率補助

①基本補助率に加えて、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）」による（ア）単年災高率補助又は（イ）連年災高率補助に嵩上げ措置。

③ 激甚災害の適用を受ける災害については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による激甚災高率補助の嵩上げ措置があります。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

募集スケジュール

災害発生後５０日以内に復旧計画概要書を知事に提出

主な採択要件

①国庫補助の対象となる林道

林地の利用又は保全上必要な市町村が維持管理する林道

②国庫補助の対象となる災害

暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害

③国庫補助の対象となる災害復旧事業

１箇所の工事の費用が４０万円以上のもの。ただし、１箇所とは、被災箇所が１５０ｍ以内の間隔で連続しているものも含む。

◆ 主な事例

Ｒ６年度　現年林道災害復旧事業実績

災害査定箇所数　３７箇所

災害査定決定額　５４６百万円

補助率（高率補助①、②適用後）　奥地幹線林道：0.828～0.962、その他の林道：0.555～0.812

201.単県林道事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：農林水産部森林局林業振興課

◆ 事業の目的及び概要

国庫補助事業の採択要件に該当しない林道整備や作業道を林道化することにより、国庫補助事業を補完し、効率的な林道整備を推進する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

○改良事業
林道台帳に登載され適切に維持管理されているもの、または通行の安全を確保するため緊急に改良が必要なもの

○舗装事業
沿線に家屋・公共用施設・農地等が存在するもの、または縦断勾配が急で路面損傷が著しいもの

○林道化促進事業
開設後５年以上を経過した作業道等で、林道としての位置づけが適当と認められる路線

◆ 財政支援措置

補助率
県４／１０以内

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

募集スケジュール
事業実施前年度の８月（令和６年度事業の募集は令和５年９月に終了）
採択要件（共通）
①地域森林計画に登載されている路線であること
②市町村が国の補助を受けないで実施するもの
採択要件（事業別）
② 改良事業：利用区域面積１０ha 以上かつ１箇所当たりの年度計画事業費が２００万円以上
②舗装事業：全体計画延長２００m以上かつ利用区域面積 10ha 以上で、全体計画事業費５００万円以上かつ単年度事業費が２００万円以上
③林道化促進事業：舗装事業に同じ

◆ 主な事例

Ｒ６年度　実績
・改良事業：向鶴線（山江村）

202.竹たけのこ生産支援事業

所 管 省 庁 等 ： 熊 本 県

○県主管課 ：農林水産部森林局林業振興課

◆ 事業の目的及び概要

当事業は、たけのこ・竹材生産を行う体制を整備し、竹産業の振興を図るため、意欲ある生産者や伐竹業者が、地域の竹林所有者の協力のもと合意形成を図り、計画的な竹林整備や、新規生産者等が行う生産技術向上のための講習等に係る経費に対して助成を行うもの。

事業実施に当たっては、地域の竹林所有者（３戸以上）の竹林を集約化、竹林整備計画(３カ年)を策定し、竹林整備に対する伐採経費や伐竹機械のレンタル・リースに関する補助や、安全・省力化作業のための装備の導入、講習会の開催等に係る経費の補助を行う。

◆ 事業主体

□県　　□市町村　　□一部事務組合　　□広域連合

■その他（意欲ある伐竹業者、森林組合、林業研究グループ、ＮＰＯ法人等）

◆ 対象事業等

補助対象

① 竹林整備計画作成
② 竹林整備
③ 簡易作業道整備
④ 伐竹機械等導入（レンタル・リースに限る）
⑤ 安全・省力化装備の導入
⑥ 講習会の開催
⑦ 伐竹用チェンソー等の導入

◆ 財政支援措置

① 竹林整備計画作成：定額（上限 500 千円）
② 竹林整備：2 分の 1 以内
③ 簡易作業道整備：定額 400 円/m（但し、ha 当たり 200mを上限とする）
④ 伐竹機械等導入（レンタル・リースに限る）
⑤ 安全・省力化装備の導入（防護ズボン、アシストスーツ等導入）：2 分の 1 以内
⑥ 講習会の開催：2 分の 1 以内
⑦ 伐竹用チェンソー等の導入：2 分の 1 以内

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・要望調査（6 月）
・事業実施計画承認（7 月）
・交付決定（8 月）

事業実施に当たっては、地域の竹林所有者（３戸以上）の竹林を集約化、竹林整備計画(３カ年)を策定することを補助要件とする。

◆ 主な事例

＜Ｒ６実績＞

① 竹林整備（御船町、湯前町）
② 伐竹機械導入（御船町）
③ 伐竹用チェーンソー等の購入（湯前町）

203.シカによる森林被害地域対策支援事業

所　管　省　庁　等　：熊　本　県

○県主管課：農林水産部森林局森林保全課

◆ 事業の目的及び概要

シカによる森林被害に対し効果的な防除や捕獲対策を実施するため、地域協議会が行う情報共有等検討会や捕獲技術向上の研修会等地域独自のシカ被害対策の取組みに対して支援を行う。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（市町村、森林組合、猟友会及び森林所有者等で構成される地域協議会）

◆ 対象事業等

1　林業者によるシカ捕獲技術向上に向けた取組み

（1）地域協議会設立・検討会開催

（2）基礎知識セミナー、技術講習会開催

2　ＩＣＴ導入による効率的な捕獲手法の検証

（1）モデル地域における捕獲手法の検討（箱わなリース・設置、くくりわな購入・設置、囲いわな購入・設置等）

（2）ＩＣＴ導入促進・技術向上（センサー機器設置・管理、管理・運用講習会の開催、ドローンによる撮影等）

◆ 財政支援措置

補助率：10/10以内（千円未満切り捨て）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・年1回募集（5～6月）

・補助の採択要件等、詳細についてはお問い合わせください。

◆ 主な事例

Ｒ5実績　実施団体数　3団体

Ｒ6実績　実施団体数　3団体

204.未来につなぐ森づくり事業

所 管 省 庁 等 ： 熊 本 県

○県主管課 ：農林水産部森林局森林保全課

◆ 事業の目的及び概要

県民参加の森づくり活動の推進、森林環境学習活動への支援、森林空間整備を行うことにより、森林の公益的機能の維持増進を図るとともに、次世代の森づくりを担う人材を育成する。

◆ 事業主体

□県　　□市町村　　□一部事務組合　　□広域連合

■その他（ＮＰＯ法人、農林業者の組織する団体、住民等の組織する団体、学校教育法第１条に定める学校（ただし、大学、高等専門学校、県立高等学校を除く）、ＰＴＡ等（保護者会等を含む）、保育所、児童養護施設（県施設を除く）、市町村等が参画する地域協議会及び森林組合（対象事業２に限る））

◆ 対象事業等

１　県民みんなによる森づくり活動の支援

（１）団体等による森づくり

植栽や間伐などの直接的な森林整備活動

（２）森林環境教育推進

森林観察教室や炭作り・間伐材利用施設作製などの森づくりに繋がる間接的活動、小中学生等による学校林等を活用した体験活動

２　森林空間整備

森林サービス産業創出推進事業の取組実績がある団体等が行う、森林や路網の整備、標識や休憩施設等の整備

◆ 財政支援措置

１　県民みんなによる森づくり活動の支援

1,000 千円以下は 10/10、2,000 千円以下の 1,000 千円を超える部分は 5/10

２　森林空間整備

補助率 10/10 上限 2,000 千円

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・募集期間　５月～１０月

・補助の採択要件等、詳細についてはお問い合せください。

◆ 主な事例

Ｒ６年度　実施団体数

１　県民みんなによる森づくり活動の支援

（１）団体等による森づくり　９団体

（２）県民応募型活動支援　１１団体

（３）学びの森活動推進　　１１団体

２　森林公園整備・活用の支援　１７団体

205.浜の活力再生加速化支援事業（水産業共同利用施設整備交付金事業）

所 管 省 庁 等 ： 熊 本 県

○県主管課：農林水産部水産局水産振興課

◆ 事業の目的及び概要

持続的な漁業生産の確保を目的として「浜の活力再生プラン」、「浜の活力再生広域プラン」に位置付けた共同利用施設の整備や、市町村や漁業協同組合が実施する共同利用施設の補修・改修の取組みに対して支援を行う。

◆ 事業主体

□県　　■ 市町村　　□一部事務組合　　□広域連合
■その他（漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会）

◆ 対象事業等

漁業協同組合や市町が実施する共同利用施設の整備・改修等について、既存施設の有効活用や長寿命化を図るとともに、国庫補助事業の採択要件とはならない施設の整備を支援する。

◆ 財政支援措置

・補助の対象者　　：市町、漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会
・補助率（補助金額）：1/3 以内

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

前年度 9 月頃に要望調査、ヒアリングを実施。

◆ 主な事例

令和 6 年度実績：船揚施設の改修、浮桟橋の改修、給油タンクの防腐塗装工事、バッテリーフォークリフトの導入ほか

206.未来の漁村を支える人づくり事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：農林水産部水産局水産振興課

◆ 事業の目的及び概要

本県の水産業は、漁業就業者の減少と高齢化の進行とともに漁村の活力が低下しており、将来にわたって本県の水産業が持続的に発展していくためには、意欲のある担い手の確保・育成が必要である。

そのため、漁業就業前からワンストップで支援するとともに、新たに経営発展や就労環境改善を目指す漁業者を支援する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（熊本県漁業就業支援協議会、漁業協同組合）

◆ 対象事業等

①新規就業者育成支援

・市町・漁協が新規漁業就業者を確保・育成する仕組みづくりを支援。

②マッチング支援

・国事業等を活用した研修前に新規就業者と受入地域とのマッチングを支援。

③着業後のフォローアップ研修支援

・営漁計画認定者に対し、漁業技術の習熟、複数漁法による経営安定に向けた研修を支援。

④漁業経営発展支援

・着業後 10 年以内の漁業者が経営改善を目的として、新たな漁業への参入等に対する支援。

◆ 財政支援措置

①新規就業者育成支援

・補助の対象者　：市町、熊本県漁業就業支援協議会
・補助率（補助金額）：1/2 以内（ただし、熊本県漁業就業支援協議会は定額）

②マッチング支援

・補助の対象者　：市町
・補助率（補助金額）：10/10 以内（ただし、 事業主体に係る補助対象経費の 1/2 以内を限度）

③着業後のフォローアップ研修支援

・補助の対象者　：市町
・補助率（補助金額）：10/ 10 以内（ただし、 事業主体に係る補助対象経費の 1/2 以内を限度）

④漁業経営発展支援

・補助の対象者　：市町
・補助率（補助金額）：1/2 以内（ただし、上限は 500 千円）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

令和 7 年 4 月以降　交付申請を受付

◆ 主な事例

令和 6 年度実績　新規就業者育成支援 2 件（熊本県漁業就業支援協議会、天草市）
マッチング支援 4 件（天草市）

207.水産環境整備事業

所管省庁等：農林水産省水産庁

○県主管課：農林水産部水産局漁港漁場整備課

◆ 事業の目的及び概要

水産資源の多くが低位水準にあるとともに、藻場・干潟の減少、赤潮の発生、漂流・漂着ゴミの増加等によって漁場の環境が悪化しており、水産資源の生産力の向上とともに豊かな生態系の維持・回復を図ることが求められている。

このため、漁場の整備と水域の環境保全対策を総合的かつ一体的に実施することにより、水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間を創出し、水産資源の持続的利用と水産物の安定供給を図る。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　■その他

◆ 対象事業等

事業内容

①利用が広範囲にわたる規模の大きな漁場施設の整備

魚礁、増殖場（着定基質、消波施設等）、養殖場（消波施設、区画施設等）等の整備

②水域環境保全のための事業

堆積物の除去、底質改善（しゅんせつ、耕うん、覆砂等）、作れい、藻場・干潟の整備等

◆ 財政支援措置

補助負担割合

事業名		区分		県営						市町営					
				本土			離島			本土			離島		
				国	県	市町	国	県	市町	国	県	市町	国	県	市町
水産環境整備事業 ＊義務補助	漁場	魚礁		50	50	-	50	50	-	1/2	2/6*	1/6	1/2	2/6*	1/6
		増殖場	地先種		40	10		40	10		1/10*	4/10		1/10*	4/10
			広域種		50	-		50	-		1/10*	4/10		1/10*	4/10
		養殖場			40	10		40	10		2/6*	1/6		2/6*	1/6
		保全	地先種	50	40	10	50	40	10	50	-	50	50	-	50
			広域種	50	50	-	50	50	-						

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

採択要件

①利用が広範囲にわたる規模の大きな漁場施設の整備

・計画事業費が一事業につき３億円を超えるもの（一部メニューを除く）

②水域環境保全のための事業

・計画事業費が一事業につき５千万円（市町村、漁協等が行う事業は１千万円）を超えるもの

その他、詳細については「水産物供給基盤整備事業等実施要領」に定める。

申請時期等

前年度５～６月　概算要望書提出

１～２月　実施要望書提出

当該年度４月初　内示（内定通知）

４月　交付申請

５～６月　交付決定

◆ 主な事例

Ｒ２～　熊本有明地区（県）

Ｒ２～　熊本天草地区（県）

Ｈ３０～　熊本八代地区（県）

208.農山漁村地域整備交付金（漁村再生交付金事業）

所管省庁等：農林水産省水産庁

○県主管課：農林水産部水産局漁港漁場整備課

◆ 事業の目的及び概要

漁村における漁業情勢の変化等による地域の活力低下に柔軟に対応し、地域が主体となった活力ある漁村の再生を図るため、地域の既存ストックの有効利活用等を通じた漁業生産基盤及び漁村の生活環境施設の総合的な整備を推進し、個性的で豊かな漁村の再生を支援する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

・補助対象

事業主体が作成する「漁村再生計画」に基づいていること。

・事業内容

漁港、漁場、漁港環境、漁業集落環境及び地域創造型による施設整備並びに水域の環境保全対策を実施する。

◆ 財政支援措置

補助負担割合

事業名	区分		県営 本土 国	県営 本土 県	県営 本土 市町	県営 離島 国	県営 離島 県	県営 離島 市町	市町営 本土 国	市町営 本土 県	市町営 本土 市町	市町営 離島 国	市町営 離島 県	市町営 離島 市町
漁村再生交付金	漁港	外郭・水域	50	40	10	60	35	5	50	-	50	60	-	40
		係留												
		機能												
	漁場	魚礁	50	50	-	60	40	-	50	-	50	60	-	40
		増殖場 地先種		40	10		35	5						
		増殖場 広域種		50	-		40	-						
		養殖場		40	10		35	5						
	地域提案		50	50	-	60	40	-	50	-	50	60	-	40

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・事業主体は、この事業で達成すべき目標及び達成状況を客観的に評価できる指標及び事業計画を定めた漁村再生計画を策定するものとする。

・漁村再生計画を作成するに当たっては、漁業者を含めた地域住民、水産業協同組合、水産物の流通業者等により構成される協議会その他これに準ずる組織を設置し、地域の関係者の意向を十分反映するものとする。

・漁村再生計画の計画期間はおおむね６箇年以内とする。

申請時期等

前年度５～６月　概算要望書提出
　　１～２月　実施要望書提出
当該年度４月初　内示（内定通知）
　　４月　交付申請
　　７月初　交付決定

◆ 主な事例

Ｈ２８～　塩屋漁港（県）
Ｒ１～　二江漁港（県）
Ｒ２～　佐伊津漁港（県）
Ｒ３～　住吉漁港（宇土市）

209.水産物供給基盤機能保全事業

所管省庁等：農林水産省水産庁

○県主管課 ：農林水産部水産局漁港漁場整備課

◆ 事業の目的及び概要

漁港・漁場施設の長寿命化を図りつつ更新コストを平準化するため、施設の老朽化状況等の機能保全状況を調べる機能診断の実施及び機能診断結果に基づき、施設の機能を保全するために必要な日常管理や保全・更新工事を盛り込んだ機能保全計画を策定し、機能保全計画に基づいた保全工事の実施により、効率的効果的に漁港・漁場施設の更新を図る。

◆ 事業主体

■県（漁港管理者）　■市町村（漁港管理者）　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

補助対象

漁港漁場整備法第３条に規定する漁港施設のうち、外郭施設・水域施設・係留施設・輸送施設（道路・橋りょうに限る）・漁港施設用地（護岸及び人工地盤に限る）・漁港浄化施設・増殖場（消波施設等及び中間育成施設に限る）・養殖場（消波施設等及び区画施設に限る）における機能診断、機能保全計画の策定、機能保全計画に基づく保全工事とする。

◆ 財政支援措置

補助負担割合

事業名		区分	県営						市町営					
			本土			離島			本土			離島		
			国	県	市町	国	県	市町	国	県	市町	国	県	市町
水産物供給基盤機能保全事業	漁港	外郭・水域	50	50	-	80	20	-	50	-	50	80	-	20
		係留				60	40	-				60	-	40
		輸送・用地				55	45	-				55	-	45
		漁港浄化施設				50	50	-				50	-	50
	漁場	増殖場	50	50	-	50	50	-	50	-	50	50	-	50
		養殖場												

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

事業採択基準

・第１種又は第２種漁港にあっては、１港当たりの港勢が以下のいずれかを満たすもの

① 登録漁船数若しくは利用漁船数の実隻数が５０隻程度以上

② 陸揚金額が１億円程度以上

③ 水産業の進行を図る上で、水産基盤の機能保全を行うことが特に必要と認められるもの

・第３種又は第４種漁港であること

・計画事業費が、漁港ごとに２０億円未満のもの

申請時期等

前年度５～６月　概算要望書提出

１～２月　実施要望書提出

当該年度４月初　内示（内定通知）

４月　交付申請

５～６月　交付決定

◆ 主な事例

Ｈ３０～　海路口漁港　他９漁港（保全工事：市町）

Ｒ１～　合串漁港　他４漁港（保全工事：市町）

Ｈ３０～　串漁港　他３漁港（保全工事：市町）

Ｒ３～　内潟片島漁港（保全工事：市町）

210.農山漁村地域整備交付金（海岸保全施設整備事業）

所管省庁等：農林水産省水産庁

○県主管課：農林水産部水産局漁港漁場整備課

◆ 事業の目的及び概要

漁港区域内の海岸保全施設において、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。

◆ 事業主体

■県（漁港海岸管理者）　■市町村（漁港海岸管理者）　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○高潮・侵食対策

高潮、波浪、津波及び侵食等により被害が発生する恐れがある地域について、実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良を行う。

○海岸耐震対策

堤防・護岸等の耐震対策等を海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施する。

○津波・高潮危機管理対策

津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の策緊急的な防災機能の確保及び避難対策等を行う。

○海岸環境整備

国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う。

◆ 財政支援措置

補助負担割合

事業名	区分	県営						市町営					
		本土			離島			本土			離島		
		国	県	市町	国	県	市町	国	県	市町	国	県	市町
海岸保全施設整備事業	高潮・侵食対策	50	45	5	55	40	5	50		50	55		45
	海岸地震対策	50	45	5	55	40	5	50	－	50	55	－	45
	津波・高潮危機管理対策	50	45	5	50	45	5	50		50	50		50
	海岸環境整備	1/3	3/6	1/6	1/3	3/6	1/6	1/3		2/3	1/3		2/3

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

海岸管理者は、新たに交付金を充当して本事業を実施する場合は、事業計画書を作成し提出する必要がある。

申請時期等

前年度５～６月　概算要望書提出
　　１～２月　実施要望書提出
当該年度４月初　内示（内定通知）
　　４月　交付申請
　　７月初　交付決定

◆ 主な事例

Ｈ２８～　老朽化対策：長寿命化計画（県、天草市、宇土市、津奈木町、上天草市、苓北町、宇城市、芦北町）

Ｒ２～　老朽化対策工事：大島漁港海岸、楠甫漁港海岸（天草市）

211.水産流通基盤整備事業

所管省庁等：農林水産省水産庁

○県主管課 ：農林水産部水産局漁港漁場整備課

◆ 事業の目的及び概要

安全・安心な水産物の安定供給と国民のニーズに的確に対応した衛生管理の高度化等を図るため、水産物の生産・流通の拠点となる第３種漁港等において、水産物の品質・衛生管理の向上及び陸揚げ・集出荷機能の強化等に資する高度衛生管理型荷捌き所や岸壁等の整備を行い、水産物の生産・流通拠点づくりを推進する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

（１）　第３種漁港、第４種漁港等の整備（但し、既に採択され整備中の第２種漁港も含む）

（２）　（１）の対象漁港を本拠地とする漁船が利用する共同漁業権の区域内等地先の漁場施設については、（１）と併せて一体的に整備することができる。

◆ 財政支援措置

補助負担割合

事業名		区分		県営						市町営					
				本土			離島			本土			離島		
				国	県	市町	国	県	市町	国	県	市町	国	県	市町
水産流通基盤整備事業 ＊義務補助	漁港	外郭・水域		50	45	5	80	20	-	50	-	50	80	-	20
		係留					60	35	5				60	-	40
		機能					55	40	5				55	-	45
	漁場	魚礁		50	50	-	50	50	-	1/2	2/6*	1/6	1/2	2/6*	1/6
		増殖場	地先種		40	10		40	10		1/10*	4/10		1/10*	4/10
			広域種		50	-		50	-		1/10*	4/10		1/10*	4/10
		養殖場			40	10		40	10		2/6*	1/6		2/6*	1/6

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

採択要件

（１）計画事業費が一事業につき５億円を超えるもの。

（２）漁港施設については次の要件を全て満たすもの。

①１漁港あたりの計画事業費が５億円を超えるもの

②整備の結果、漁港の港勢について、一定の要件を満たすことが確実に見込まれるもの

（３）機能保全計画が策定され、かつ当該計画に基づき適切に日常管理が実施されていること。

申請時期等

前年度５～６月　概算要望書提出

１～２月　実施要望書提出

当該年度４月初　内示（内定通知）

４月　交付申請

５～６月　交付決定

◆ 主な事例

Ｈ２５～　牛深漁港（県）

212.水産生産基盤整備事業

所管省庁等：農林水産省水産庁

○県主管課 ：農林水産部水産局漁港漁場整備課

◆ 事業の目的及び概要

浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と、当該漁場等に密接に関連する漁港の一体的な整備とともに、水域の環境保全対策を総合的に実施することによって、水産資源の維持・増大と水産物の生産機能の確保を図り、もって水産資源の持続的利用と国民ニーズに的確に対応した水産物の安定供給体制の構築を図る。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　■その他

◆ 対象事業等

（1）浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と、当該漁場等に密接に関連する漁港における漁港施設（水産資源の増殖機能付加含む）を一体的に整備する事業

（2）養殖場を含む水域の環境保全のための事業

◆ 財政支援措置

補助負担割合

事業名		区分		県営 本土 国	県営 本土 県	県営 本土 市町	県営 離島 国	県営 離島 県	県営 離島 市町	市町営 本土 国	市町営 本土 県	市町営 本土 市町	市町営 離島 国	市町営 離島 県	市町営 離島 市町
水産生産基盤整備事業 ＊義務補助	漁港	外郭・水域		50	45	5	80	20	-	50	-	50	80	-	20
		係留					60	35	5				60	-	40
		機能					55	40	5				55	-	45
	漁場	魚礁		50	50	-	50	50	-	1/2	2/6*	1/6	1/2	2/6*	1/6
		増殖場	地先種		40	10		40	10		1/10*	4/10		1/10*	4/10
			広域種		50	-		50	-		1/10*	4/10		1/10*	4/10
		養殖場			40	10		40	10		2/6*	1/6		2/6*	1/6
		保全	地先種	50	40	10	50	40	10	50	-	50	50	-	50
			広域種	50	50	-	50	50	-						

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

採択要件

（1）の事業

・計画事業費が一事業につき３億円（漁港施設の整備が含まれる場合は５億円）を超えるもの

・事業規模等が一定の要件を満たすもの　等

（2）の事業

・計画事業費が一事業につき５千万円（市町村、漁協等が行う事業は１千万円）を超えるもの

・事業規模が一定の要件を満たすもの　等

申請時期等

前年度５～６月　概算要望書提出

１～２月　実施要望書提出

当該年度４月初　内示（内定通知）

４月　交付申請

５～６月　交付決定

◆ 主な事例

Ｈ１４～　塩屋漁港（県）

Ｈ２４～　天明漁港（熊本市）

Ｈ２９～　御所浦漁港（県）

Ｒ６～　赤瀬漁港（県）

213.漁港施設機能強化事業

所管省庁等：農林水産省水産庁

○県主管課 ：農林水産部水産局漁港漁場整備課

◆ 事業の目的及び概要

漁港施設において、高潮や波高の増大又は地震や津波の発生等に対して施設の安全が十分に確保されているか検証を行うとともに、安全が確保されていない漁港施設について必要最低限の機能強化、防護対策を行う。

◆ 事業主体

■県（漁港管理者）■市町村（漁港管理者）□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

補助対象

漁港漁場整備法第３条に規定する漁港施設のうち、外郭施設・水域施設・係留施設・輸送施設・漁港施設用地・漁獲物の処理、保存及び加工施設・漁港浄化施設において、近年の高潮、波高の増大等の実測値や気象データに基づく設計沖波又は設計潮位が現況の設計諸元を上回る施設。

◆ 財政支援措置

補助負担割合

事業名		区分	県営						市町営					
			本土			離島			本土			離島		
			国	県	市町	国	県	市町	国	県	市町	国	県	市町
漁港施設機能強化事業	漁港	外郭・水域	50	45	5	80	20	-	50	-	50	80	-	20
		係留				60	35	5				60	-	40
		機能				55	40	5				55	-	45

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・採択要件

次の（ア）、（イ）の要件を満たす地区における、（ウ）の要件に該当する施設を対象とする

（ア）１地区当たりの計画事業費が５千万円以上、２０億円未満であること

（イ）近年の高潮、波高の増大等に対し、現況の施設の設計諸元の不足が要因となり、越波や浸水等の発生状況に係る規模又は頻度が著しく、漁港の安全性に問題が生じていること

（ウ）近年の高潮、波高の増大等の実測値や気象データに基づく設計沖波又は設計潮位が現況の設計諸元を上回る漁港施設

・管理漁港を複数まとめて１地区として事業を実施することができる

＜申請時期等＞

前年度５～６月　概算要望書提出

１～２月　実施要望書提出

当該年度４月初　内示（内定通知）

４月　交付申請

５～６月　交付決定

◆ 主な事例

Ｈ２４～　大浦元浦漁港（天草市）

Ｈ２７～　丸島漁港（県）

Ｈ２７～　鳩之釜漁港（県）

Ｈ２９～　塩屋漁港、二江漁港、樋合漁港（県）

Ｒ６～　合串漁港、鳩之釜漁港（県）

214.漁港機能増進事業

所管省庁等：農林水産省水産庁

○県主管課：農林水産部水産局漁港漁場整備課

◆ 事業の目的及び概要

漁港の安全性の向上・強靭化、漁港ストックの利用適正化や、生産者の就労環境の改善、漁港インフラのグリーン化など、漁港機能の増進を図るもの。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（漁業協同組合又は漁業生産組合）

◆ 対象事業等

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第３条に規定する漁港施設、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第２条第１項に規定する海岸保全施設（漁港区域内に限る。以下同じ。）等のうち、以下に掲げる施設を整備する。

１ 省力化・軽労化・就労環境改善に資する施設
２ 安全対策向上・強靭化に資する施設
３ 漁港ストックの利用適正化に資する施設
４ 漁港インフラのグリーン化に資する施設

◆ 財政支援措置

補助負担割合

事業名		区分	県営						市町営					
			本土			離島			本土			離島		
			国	県	市町	国	県	市町	国	県	市町	国	県	市町
漁港機能増進事業	漁港	外郭･水域	50	50	－	80	20	－	50	－	50	80	－	20
		係留				60	40	－				60	－	40
		機能				55	45	－				55	－	45

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・単一の施設及び単年度整備を原則とする。
・漁業地域の圏域計画が策定されており、漁港相互の役割分担が図られている漁港とする。
・計画事業費の上限は、一事業当たり３億円とする。ただし、海岸保全施設の改良を含む事業の場合は６億円（この場合にあっても海岸保全施設を除いた施設に係る計画事業費の上限は３億円）とする。また、計画事業費の下限は、一事業当たり1,000 万円とする。
・Ｂ／Ｃ（費用対効果分析）は、１以上を必要とする。ただし、補修工事に係るもの、附帯施設のうちはしごや車止め等施設利用の安全上必要なものを除く。
・水産基盤整備事業、海岸事業、浜の活力再生交付金など、関連する他事業との整合性を十分に図るものとする。

＜申請時期等＞

５～６月　概算要望書提出
１～２月　実施要望書提出
４月初　内示（内定通知）
４月　交付申請
５～６月　交付決定

◆ 主な事例

Ｈ３０　牛深漁港、鳩之釜漁港、二江漁港、下桶川漁港（県）
Ｒ３　樋合漁港、大多尾漁港、御所浦漁港、宮田漁港、大江漁港、富岡漁港、佐伊津漁港（県）
Ｒ６～　下桶川漁港（県）

215.海岸メンテナンス事業

所管省庁等：農林水産省水産庁

○県主管課：農林水産部水産局漁港漁場整備課

◆ 事業の目的及び概要

戦略的な維持管理、更新等による予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向け、海岸保全施設の老朽化対策又は施設機能の向上を図るとともに、現場ニーズに合った維持管理、更新等の高度化・効率化を進め、ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図ることを目的とする。本事業の内容は、次に掲げるものとする。

（１） 海岸保全施設の機能診断、長寿命化計画の策定又は変更

（２） 海岸保全施設の老朽化等調査、調査結果を踏まえた老朽化対策等計画の策定、老朽化対策等計画に基づいて実施する老朽化対策等工事

◆ 事業主体

■県（漁港海岸管理者） ■市町村（漁港海岸管理者） □一部事務組合 □広域連合 □その他

◆ 対象事業等

補助対象

海岸法第４０条第１項第２号に規定する海岸保全区域内において実施するものである。なお、長寿命化計画の策定又は変更にあたっては、維持管理費用の見直し、コスト削減内容のほか、新技術等の導入検討を記載するものとする。

◆ 財政支援措置

補助金負担割合

事業名	区分	県営						市町営					
		本土			離島			本土			離島		
		国	県	市町	国	県	市町	国	県	市町	国	県	市町
海岸保全施設整備事業	メンテナンス	50	50	-	55	45	-	50	-	50	55	-	45

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

採択要件

（１） 長寿命化計画の策定又は変更の実施にあたっては、一定の要件を満たすこと。

ア 水門、陸閘等の追加、統廃合の位置づけを反映させて令和５年度までに変更されるものであること

イ 沖合施設の追加を反映させて令和７年度までに変更されるものであること

ウ 新技術等を活用した施設の点検手法等を新たに位置づけて令和７年度までに変更されるものであること

（２） 老朽化対策等の実施にあたっては、一定の要件を満たすこと。

ア 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されている

イ 維持管理費用の見直し、コスト縮減内容等が長寿命化計画に記載されている

ウ 老朽化対策等の総事業費が、５千万円（市町村が行う場合は２千５百万円）を超える

申請時期等

前年度５～６月 概算要望書提出

１～２月 実施要望書提出

当該年度４月初 内示（内定通知）

４月 交付申請

５～６月 交付決定

◆ 主な事例

Ｒ５～ 牛深漁港、佐伊津漁港（県）、田井ノ浦漁港（宇城市）

Ｒ６～ 湯島漁港（上天草市）

216.水産基盤整備交付金

所 管 省 庁 等 ： 熊 本 県

○県主管課 ：農林水産部水産局漁港漁場整備課、水産振興課

◆ 事業の目的及び概要

持続的な漁業生産の確保と水産資源の回復・増大を目的として、市町や漁業協同組合が実施する漁港漁場施設及び共同利用施設の整備、漁場の保全・管理等の取組に対して支援する。

◆ 事業主体

□県　　■市町村　　□一部事務組合　　□広域連合
■その他（漁業協同組合）

◆ 対象事業等

1 漁港漁場整備分
① 漁港施設の整備（新設、改良、補修）及び漁港施設の機能強化に関する事業
② 漁場施設の整備（新設、改良、補修）、水産環境保全のための事業及び漁場施設の効果発現のための事業

2 水産業共同利用施設整備分
水産業の振興や漁村地域の活性化に資する水産業共同利用施設の整備、補修及び改修に関する事業

◆ 財政支援措置

1：補助率：定額
2：補助率：定率（1／3以内）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○ 前年度9月頃：要望調査及びヒアリング

事業内容や留意事項については対象事業に応じ、以下の事業要領を参照ください
1 水産基盤整備交付金事業（漁港漁場整備分）実施要領
2 水産基盤整備交付金事業（水産業共同利用施設整備分）実施要領

◆ 主な事例

＜漁港漁場整備分＞
① 漁港物揚場嵩上工事ほか漁港関連事業
② 藻場造成、食害生物の防除、駆除等
＜水産業共同利用施設整備分＞
・荷捌施設防鳥・遮光ネット設置（漁業協同組合）
・海床路の補修工事（市町）

217.地方創生港整備推進交付金事業

所管省庁等：内閣府、農林水産省水産庁、国土交通省

○県主管課：農林水産部水産局漁港漁場整備課、土木部河川港湾局港湾課

◆ 事業の目的及び概要

地方の自主性・裁量性の向上と地域再生の観点から、地元の利用が主体となっている地方港湾と第１種・第２種漁港において、共通する課題に一層きめ細かく対応するために、地域に裁量性がある連携事業を実施し、港湾・漁港の高度利用を推進する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

・補助対象

地方港湾並びに第１種・第２種漁港において共通する課題に対応する施設の整備

・制度の特徴

○事業間連携の強化

個々の補助制度によらず、地域再生計画に基づき事業間の連携が取れた予算配分が可能

○地方の自主性・裁量性の向上

交付限度額の範囲内で、毎年度所要の交付額の要望（年度間の事業量の変更）調整が可能

○事務手続きの簡素化

計画申請・予算要望等に係る事務手続きの窓口を一本化することにより、手続きが大幅に簡素化

○成果主義的な政策への転換

地方が自ら具体的な目標を設定し、事業完了後に目標の達成状況を評価する仕組みを導入

◆ 財政支援措置

補助負担割合

整備交付金	施設の種類	国の負担割合（以内）	事業主体
地方創生港整備推進交付金	地方港湾	4／10注1）、5／10、1／3	都道府県、市町村等
	漁港（第一種漁港・第二種漁港）	1／2注2）	都道府県、市町村

注1） 離島の場合の国の負担率は、8／10、6／10、5／10、1／3を適用。また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14 年法律第92 号）に基づく津波避難施設については2／3を適用。

注2） 離島の場合の国の負担率は、8／10、6／10、5．5／10、1／2を適用。また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく避難路については2／3を適用。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

実施主体は、事業に係る地域再生計画を策定し、内閣府の計画認定を受けるものとする。認定された計画に基づき、交付金の交付を受け事業を推進する。事業完了後、自ら設定した目標に対する成果について、事後評価を実施しなければならない。事業期間は５ヶ年以内。

＜申請時期等＞

前年度５～６月　概算要望書提出
　　１～２月　実施要望書提出
当該年度４月初　内示（内定通知）
　　４月　交付申請
　　５～６月　交付決定

◆ 主な事例

Ｈ２６～　苓北地区（西河内漁港、坂瀬川漁港：苓北町）
Ｒ６～　横島漁港（玉名市）

218.漁業集落環境整備事業

所管省庁等：農林水産省水産庁

○県主管課：農林水産部水産局漁港漁場整備課（集排外）
土木部道路都市局下水環境課（集排）

◆ 事業の目的及び概要

水産物の安定的な提供を支える、安全で安心な漁村の健全な発展に資する避難路等の防災関連施設や漁業集落排水施設等の衛生関連施設等の整備を推進する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

原則として、漁港区域内において実施する次に掲げるものとする。

衛生関連施設整備：漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設、地域資源利活用基盤施設、漁村環境の改善に必要な施設用地

防災関連施設整備：漁業集落道、防災安全施設、緑地・広場施設、土地利用高度化再編、防災空地を兼ねた緑地や広場等の用地

◆ 財政支援措置

補助負担割合

県　　営：国　５０%、県　不定　　市町村　不定

市町村営：国　５０%、県　　０%、市町村　５０%

また、漁業集落排水施設整備については、国庫補助対象事業費の６.５%を、漁業集落排水事業交付金として後年度に補助。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

事業採択基準

・漁港背後の漁業依存度又は漁家比率１位の漁業集落

・閉鎖性水域に面する漁港背後の漁業集落（集落排水施設の整備を実施する場合に限る。）

・対象集落の規模は、人口３００人以上、５,０００人以下（漁業集落排水施設整備については人口１００人以上５,０００人以下。離島・辺地・振興山村・過疎等の条件不利地については人口５０人以上５,０００人以下。）

・詳細については、「水産基盤整備事業補助金交付要綱」に定める。

＜申請時期等＞

前年度５～６月　概算要望書提出
１～２月　実施要望書提出
当該年度４月初　内示（内定通知）
４月　交付申請
７月初　交付決定

◆ 主な事例

Ｈ２２～　崎津地区（天草市）
Ｈ２４～　本郷地区（天草市）
Ｈ２８～　佐伊津地区（天草市）

219.社会資本整備総合交付金（道路事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局道路整備課、道路保全課

◆ 事業の目的及び概要

社会資本整備の重要な役割を担う道路事業について、社会資本総合整備計画に基づき、日常生活の基盤となる市町村道や県内の都市間を結ぶ県道、全国的な幹線道路網を形成する一般国道に至るまで、計画的な整備を促進するとともに、関連する施設の整備やソフト事業についても、総合的・一体的に支援するための事業である。

◆ 事業主体

■県　■市町村（政令指定都市、市町村）　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○公共公益施設の整備等に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的特性に即して地域住民の日常生活の安全性、利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、一定の地域において一体的に行われる必要のある複数の要素事業から構成される事業。

（１）基幹事業

地方公共団体が作成する社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹的な事業として実施する事業。

（主な事業）観光地へのアクセス道路の整備、バイパス整備、道路改築（現道拡幅等）など

（２）関連社会資本整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するために、基幹事業と一体的に実施することが必要な各種の社会資本整備事業。

（主な事業）観光地の駐車場整備など

（３）効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するために、基幹事業と一体となって道路の効果を一層高めるために必要な事務・事業（経常的な経費への充当を目的とする事業除く）。

（主な事業）照明灯の設置、観光案内板設置、駐車場整備（道の駅等）など

事業期間：社会資本総合整備計画ごとに、社会資本整備総合交付金を受けて交付対象事業が実施される年度からおおむね３年から５年。

◆ 財政支援措置

○補助率

交付金：地方費＝（重点配分対象事業）５.５ ： ４.５、（その他）５.０ ： ５.０

（基準となる配分割合。地方公共団体の財政力に応じ国費割合を引上げ）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

実施に関する計画等

○交付金の交付を受けて対象事業を実施しようとする地方公共団体は、あらかじめ地方公共団体ごとに概ね５年間で行う整備方針を取りまとめる。

○各年度、当該年度の実施内容について、整備計画に沿った「実施に関する計画」等を提出する。

＜申請時期等＞

前年度	６月	概算要望書提出
	１０月	本要望書提出及び社会資本総合整備計画の改訂
	３月末	内示
当該年度	４月	交付申請：「実施に関する計画」及び「交付申請書」の提出
	５月	交付決定

◆ 主な事例

※熊本県内の各市町村で実施

220.防災・安全社会資本整備交付金（道路事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局道路整備課、道路保全課

◆ 事業の目的及び概要

社会資本整備の重要な役割を担う道路事業について、社会資本総合整備計画の目標（命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保に資するものに限る」）の実現のために、日常生活の基盤となる市町村道や県内の都市間を結ぶ県道、全国的な幹線道路網を形成する一般国道の防災・安全対策に係る整備を促進するとともに、関連する施設の整備やソフト事業についても、総合的・一体的に支援するための事業である。

◆ 事業主体

■県　■市町村（政令指定都市、市町村）　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○公共公益施設の整備等に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的特性に即して地域住民の日常生活の安全性、利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、一定の地域において一体的に行われる必要のある複数の要素事業から構成される事業。

（1）基幹事業

地方公共団体が作成する社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹的な事業として実施する事業。

（主な事業）構造物点検補修、通学路対策（歩道整備等）、道路改築（防災対策）など

（2）関連社会資本整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するために、基幹事業と一体的に実施することが必要な各種の社会資本整備事業。

（主な事業）防災公園整備など

（3）効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するために、基幹事業と一体となって道路の効果を一層高めるために必要な事務・事業（経常的な経費への充当を目的とする事業除く）。

（主な事業）通学路の照明灯設置など

事業期間：社会資本総合整備計画ごとに、社会資本整備総合交付金を受けて交付対象事業が実施される年度からおおむね３年から５年。

◆ 財政支援措置

○補助率

交付金：地方費＝（重点配分対象事業）５.５ ： ４.５、（その他）５.０ ： ５.０

（基準となる配分割合。地方公共団体の財政力に応じ国費割合を引上げ）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

実施に関する計画等

○交付金の交付を受けて対象事業を実施しようとする地方公共団体は、あらかじめ地方公共団体ごとに概ね５年間で行う整備方針を取りまとめる。

○各年度、当該年度の実施内容について、整備計画に沿った「実施に関する計画」等を提出する。

＜申請時期等＞

前年度	６月	概算要望書提出
	１０月	本要望書提出及び社会資本総合整備計画の改訂
	３月末	内示
当該年度	４月	交付申請：「実施に関する計画」及び「交付申請書」の提出
	５月	交付決定

◆ 主な事例

※熊本県内の各市町村で実施

221.交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局道路保全課、道路整備課

◆ 事業の目的及び概要

令和３年６月２８日、千葉県八街市の通学路において発生した交通事故を受けて、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策（令和３年８月４日関係閣僚会議決定）」に基づく通学路合同点検（以下、「合同点検」という。）を実施し、対策必要箇所を抽出した。

対策必要箇所については、関係機関が実施する速度規制や通学路の変更等によるソフト面での対策に加え、歩道の設置やガードレール等の防護柵などの交通安全施設等の整備等によるハード面での対策を適切に組み合わせるなど、地域の実情に対応した、効果的な対策を検討し、可能なものから速やかに実施することを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村（政令指定都市、市町村）　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○事業要件

合同点検により抽出された対策必要箇所における交通安全対策であること。

・対策を実施する学区内において学校や警察などによるソフト対策の強化を確認した上、通学路緊急対策推進計画に記載すること。

・道路管理者は、あらかじめ市区町村ごとに推進計画を定めるものとする。

ただし、一の市区町村において道路管理者が二以上である場合には、当該道路管理者が共同して推進計画を策定することができるものとし、これを変更しようとする場合においても同様とする。

○対策メニュー

・「歩道の設置・拡幅」「ガードレール等の防護柵の整備」「物理的デバイス」などを想定

◆ 財政支援措置

○補助率

補助金：地方費＝５．５：４．５

（基準となる配分割合、地方公共団体の財政力に応じて国費割合を引き上げ）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

＜申請時期等＞

前年度	６月	概算要望書提出
	１０月	本要望書提出
	３月末	内示
当該年度	４月	交付申請：「通学路緊急対策推進計画」、「交付申請書」の提出
	５月	交付決定

◆ 主な事例

※熊本県内の各市町村で実施

222.地域産業基盤整備推進交付金（道路事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：道路整備課、道路保全課

◆ 事業の目的及び概要

半導体等の戦略分野に関する国家プロジェクトの生産拠点の整備に際し、必要となる関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援するための交付金であり、半導体等の大規模な生産拠点整備を支える関連インフラの整備を強力に推進することにより、国内投資の促進、雇用機会の創出等を図ることを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他　※詳細は該当箇所の後ろに（　）で記入してください

◆ 対象事業等

○交付対象

（1） 交付金の交付対象
一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕に関する事業。

（2） 事業主体
地方公共団体等

（3） 交付金の交付先
交付金の交付を受けるものは、地方公共団体等。

○プロジェクト選定に当たっての視点
・半導体など、国策的見地から支援すべき大規模な生産拠点整備を行うリーディングプロジェクト
であって、相当規模の立地・投資を伴うものであること
・関連インフラを当該地域に一体的かつ集中的に整備する緊急性・合理性があること
・雇用機会の創出、地域経済の活性化など、周辺地域の地方創生に寄与すること

◆ 財政支援措置

○補助率
交付金：地方費＝５．５：４．５等
（基準となる配分割合。地方公共団体の財政力に応じ国費割合を引上げ）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

交付に係る申請については、交付申請者は、毎年度、国土交通大臣が別に定める日までに、国土交通大臣に対し、別に定める交付申請書を提出する。

◆ 主な事例

Ｒ５補正～熊本県、合志市、菊陽町、大津町

Ｒ７新規事業様式

223. 交通安全対策補助制度（地区内連携）

所 管 省 庁 等 ： 内 閣 府

○県主管課：土木部道路都市局道路保全課、道路整備課、都市計画課

◆ 事業の目的及び概要

一定の区域において、関係行政機関等や関係住民の代表者等との間での合意に基づき、計画的かつ集中的に実施していく必要のある交通安全対策について、国が地方公共団体等に対し補助する制度で、もって車両の速度低下、進入抑制等を促す面的対策や歩道の設置等の生活道路等の交通安全対策の推進に寄与することを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

○事業要件

一定の区域（整備地区）において、関係行政機関等や関係住民の代表者との間での合意に基づく整備計画を定め、計画的かつ集中的に交通安全対策を行うもの。

・道路管理者は、あらかじめ整備地区ごとに整備計画を定めるものとする。
ただし、一の市区町村において道路管理者が二以上である場合には、当該道路管理者が共同して整備計画を策定することができるものとし、これを変更しようとする場合においても同様とする。

・また、整備計画においては、整備地区に関係する地方公共団体の首長、対策を担当する道路管理者、関係する警察、学校・保育園等の教育関係機関、地区住民の代表者等による整備計画に対する合意を得る必要がある。

○対策メニュー

・「車線の拡幅」「歩道の設置」「ボラード・ガードレール等の防護柵の整備」「物理的デバイス」などを想定

◆ 財政支援措置

○補助率

補助金：地方費＝５．５：４．５
（基準となる割合、地方公共団体の財政力に応じて国費割合を引き上げ）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

＜申請時期等＞

前年度	６月	概算要望書提出
	１０月	本要望書提出
	３月末	内示
当該年度	４月	交付申請：「地区内連携整備計画」、「交付申請書」の提出
	５月	交付決定

◆ 主な事例

Ｒ７　大津町、小国町で実施

224.道路メンテナンス事業補助

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局道路保全課、道路整備課

◆ 事業の目的及び概要

今後老朽化する道路構造物の増大に対応するため、地方公共団体が長寿命化修繕計画を策定することにより、従来の事後的な修繕等の対策から予防的な対策へと円滑な政策転換を図るとともに、橋梁等の長寿命化並びに橋梁等の修繕等に係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村（政令指定都市、市町村）　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○対象事業

地方公共団体が管理する橋梁・トンネル及び道路構造物等（横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識）の修繕、更新、撤去

○事業要件

点検を実施し、その診断結果が公表されている構造物であって、地方公共団体が策定する長寿命化修繕計画に基づいて実施される、次のいずれかに該当する事業及び長寿命化修繕計画の策定・更新にかかる事業であること

・構造物の性能・機能の維持・回復・強化を図る修繕
・構造物の架替えや付替えなどにより、性能・機能の維持・回復・強化を図る更新
・複数の構造物において、その性能・機能を一部の構造物に集約することに伴い実施する他の構造物の撤去（集約先の構造物に係る対策等を実施する場合に限る）、または横断する道路施設等の安全の確保のために実施する構造物の撤去（改築または修繕と同時に実施する場合に限る））
・横断する道路施設等の安全の確保のために実施する構造物の撤去（改築または修繕と同時に実施する場合に限る。）
・治水効果の高い橋梁の撤去（河川管理施設等構造令（昭和５１年政令第１９９号）への適合状況や過去の被災歴等により橋梁を撤去した場合の治水効果を確認している場合に限る。）
・道路メンテナンス事業の実施に必要な点検

なお、上記に該当する事業の実施に当たっては、新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むこと。ただし、事業の実施における新技術等の活用の検討の規定については、令和２年度末において既に工事に着手しているなど工法・手法が決定している事業は除く。

◆ 財政支援措置

○補助率　補助金：地方費＝５．５：４．５
（基準となる配分割合、地方公共団体の財政力に応じ国費割合を引上げ）

○債務負担　国庫債務負担行為制度（４箇年以内）の活用も可能

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○地方公共団体は、点検を実施し、その結果を踏まえた概ね５年の長寿命化修繕計画を構造物毎に策定するものとする。また、新たな点検結果を得た場合は、計画の見直しを行い、長寿命化修繕計画の更新を行うものとする。

＜申請時期等＞

前年度	６月	概算要望書提出
	１０月	本要望書提出
	３月末	内示
当該年度	４月	交付申請：「道路メンテナンス事業実施計画」、「交付申請書」の提出
	５月	交付決定

◆ 主な事例

※熊本県内の各市町村で実施

225.踏切道改良計画事業補助制度

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局道路保全課、道路整備課

◆ 事業の目的及び概要

踏切対策については、「踏切道改良促進法」に基づき、国土交通大臣が改良すべき踏切道として指定した踏切道に関して、鉄道と道路の立体交差化や踏切拡幅等の対策を実施してきたところ。しかしながら、依然として開かずの踏切等の事故や渋滞が多い等の課題のある踏切道が多数残っている状況にある。そのため、より早急かつ円滑な対策の実施が求められていることから、計画的かつ集中的に対策を実施することを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村（政令指定都市、市町村）　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○事業要件

踏切道改良促進法第４条第１項に規定する地方踏切道改良計画（同項又は同法第５条第１項の規定に基づき、道路管理者及び鉄道事業者が作成して、国土交通大臣に提出されたものに限る。）に位置づけられた踏切道の改良の方法により行われる道路事業（連続立体交差事業を除く。）について、採択する。

ただし、一の市区町村において道路管理者が二以上である場合には、当該道路管理者が共同して推進計画を策定することができるものとし、これを変更しようとする場合においても同様とする。

○対策メニュー

・歩行者の滞留を考慮した拡幅をすることにより、通学時等の歩行者空間を確保する「踏切拡幅」を想定

◆ 財政支援措置

○補助率

補助金：地方費＝５．５：４．５

（基準となる配分割合、地方公共団体の財政力に応じて国費割合を引き上げ）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

＜申請時期等＞

前年度	６月	概算要望書提出
	１０月	本要望書提出
	１１月	対象踏切の「法指定」手続き
	１２月	踏切道改良計画協議会
	３月	踏切道改良計画書の提出（鉄道事業者との連名による）
	３月末	内示
当該年度	４月	交付申請：「交付申請書」の提出
	５月	交付決定

◆ 主な事例

Ｒ７　熊本県、宇城市、菊陽町で実施

226.無電柱化推進計画事業補助

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局道路保全課、道路整備

◆ 事業の目的及び概要

本事業は、道路の防災性能の向上、通行空間の安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から、国が地方公共団体に対して必要な助成を行う制度を確立し、もって「無電柱化の推進に関する法律」に基づき策定された「無電柱化推進計画」の着実な推進に寄与することを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村（政令指定都市、市町村）　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○対象事業

電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することを目的とした道路管理者が実施する事業で、次のいずれかの手法を伴うもの。

（1）電線共同溝方式または要請者負担方式により、電線を地中化する事業

（2）移設補償として実施される軒下配線や裏配線

○事業要件

①「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成に資する事業であって、「都道府県無電柱化推進計画等」（地方版無電柱化推進計画）に位置づけられている事業。

②低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により、低コスト化に取り組む事業。

※ただし、施行の際、すでに工事に着手しているなど工法・手法が決定している事業は除く。

◆ 財政支援措置

○補助率

補助金：地方費＝５．５：４．５

（基準となる配分割合、地方公共団体の財政力に応じて国費割合を引き上げ）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

実施に関する計画等

○「都道府県無電柱化推進計画等」への掲載をもって事業箇所の決定がなされるものであり、推進計画への掲載にあっては、地方版無電柱化協議会及び九州地区無電柱化協議会（構成員：道路管理者、電線管理者、交通管理者等）により、事業合意を諮る必要がある。

＜申請時期等＞

前年度	６月	概算要望書提出
	１０月	本要望書提出
	１月	地方版無電柱化協議会及び九州地区無電柱化協議会
	３月末	内示
当該年度	４月	交付申請：「無電柱化事業計画」、「交付申請書」の提出
	５月	交付決定

◆ 主な事例

Ｒ７　熊本県、熊本市、八代市、高森町で実施

227.緊急自然災害防止対策事業債

所管省庁等：総務省、国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局道路保全課

◆ 事業の目的及び概要

一般国道、都道府県道及び市区町村道のうち、地方公共団体において災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的とし、特に緊急に実施する必要がある地域内の道路を対象とする。また、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」と連携して実施される以下の地方単独事業を対象とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村（政令指定都市、市町村）　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○対象施設

一般国道、都道府県道及び市区町村道のうち、地方公共団体において災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に緊急に実施する必要がある地域内の道路。

○対象事業

① 道路の法面・盛土の土砂災害防止対策
（例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等）
② 道路施設（小規模構造物等）の予防保全のための対策
（例：防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁等の対策、舗装の表層に係る対策等）
③ 渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
（例：橋梁・道路の洗掘・流失対策）
④ 道路における無停電設備等に関する対策（※）
（例：機械設備の整備、道路照明のLED化等）
⑤ 大雪時の車両滞留危険箇所に関する対策（※）
（例：防雪施設、消融雪施設、除雪機械等の整備等）

◆ 財政支援措置

○充当率１００%、元利償還金に対する交付税措置率７０%

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○事業期間

令和３年度から令和７年度

○起債を利用する際のスケジュール

市町村事業担当者から県事業担当者(道路保全課)への個別計画の提出時期及び
市町村財政担当者から県市町村担当者(市町村課)への個別計画の提出時期

一次協議分　４月中旬頃・・・Ｒ７．４．１８に終了
二次協議分　７月初旬頃
三次協議分　１０月中旬頃
四次協議分　１２月中旬頃
五次協議分　２月初旬頃

◆ 主な事例

※熊本県内の各市町村で実施

228.都市開発資金貸付制度

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局都市計画課

◆ 事業の目的及び概要

都市開発資金貸付制度は、「都市開発資金の貸付けに関する法律」（昭和４１年法律第２０号）に基づき、地方公共団体等による都市整備に必要な資金を貸し付ける制度である。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

（１）用地先行取得資金

地方公共団体等が、道路・公園等の用地、再開発事業等の面整備事業の種地等を取得するために必要な資金の貸付を行う。

①都市施設用地買取資金　②都市機能更新用地買取資金

（２）市街地再開発事業等資金

地方公共団体が、市街地再開発組合等による市街地再開発事業に必要な資金及び保留床管理法人による保留床取得に必要な資金について無利子貸付けを行う場合に、その資金の一部を地方公共団体に対して無利子で貸付けを行う。

①組合等資金貸付金　②保留床取得資金貸付金

（３）土地区画整理事業資金

土地区画整理組合（組合事業を引き継ぐ地方公共団体を含む）・個人施行者・区画整理会社が行う土地区画整理事業の施行に必要な資金、施行者から保留地を取得して運営する一定の法人に対して保留地の取得に要する資金の貸し付けを行う地方公共団体に対して必要な資金の一部について無利子で貸付けを行う。

①事業資金貸付金　②保留地取得資金貸付金

◆ 財政支援措置

（１） 用地先行取得資金　※利率は、令和６年１２月１３日現在

利率　０．８%、　償還期間（据置期間）　１０年以内（４年以内）

（２）市街地再開発事業等資金

利率　無利子、　償還期間（据置期間）　施行者　８年以内（一括償還）

保留床管理法人　２５年以内（１０年以内）

（３）土地区画整理事業資金

利率　無利子、　償還期間（据置期間）　施行者　８年以内（６年以内）

保留地管理法人　２５年以内（１０年以内）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

概算要望　６月頃　　本要望　１２月頃

それぞれに、対象都市や対象事業要件等がある。

◆ 主な事例

荒尾市　…　土地区画整理事業資金　平成１５年　１月２４日貸付決定

八代市　…　都市機能更新用地　　平成　５年１１月１０日貸付決定

229.まち再生出資業務

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局都市計画課

◆ 事業の目的及び概要

市町村が定める都市再生整備計画の区域内及び立地適正化計画に定められる都市機能誘導区域内で、民間事業者が実施する都市開発事業に対して民間都市開発推進機構が出資することにより、市町村と民間が一体となって個性あるまちづくりを推進する。

民間都市開発推進機構の出資により、資金調達全体に占める融資の割合が低くなることで、民間金融機関にとっては融資の担保掛目、事業者にとってはプロジェクト費負担のリスクが大幅に低減する。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（民間事業者）

◆ 対象事業等

○対象区域

市町村が定める①都市再生整備計画の区域及び②都市機能誘導区域

（①は、県が作成する「広域的地域活性化基盤整備計画に記載された重点地区」で国土交通大臣の認定を受けた事業も対象となる）

○事業規模（事業区域面積）

①…事業区域面積が原則０．２ｈａ以上（その他条件により５００m2以上）

②…事業区域面積が原則０．１ｈａ以上（誘導施設を含む事業は５００m2以上）

○整備要件

緑地、広場等の公共施設の整備を伴うもの

○支援対象

１０年以内の配当が確実と見込まれること（事業計画・資金計画等について民都機構が審査）

◆ 財政支援措置

以下の額のうち最も少ない金額を限度額とする

○「公共施設等整備費」※

○「総事業費の５０%」

○「出資等を受ける事業者の資本の額の５０%」

※誘導施設がある場合は、その整備費を「公共施設等整備費」に上積みできる

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・募集は随時

・その他

○民間都市開発推進機構が防災や環境に配慮した優良な民間都市開発事業に対し支援を行う「メザニン支援業務」

○民間都市開発推進機構と地域金融機関が連携して支援を行う「まちづくりファンド支援業務」等もある

◆ 主な事例

熊本城桜の馬場「桜の小路」物販飲食施設整備事業（熊本市）

230.社会資本整備総合交付金（土地区画整理事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局都市計画課

◆ 事業の目的及び概要

土地区画整理事業とは、都市計画区域内の土地について、道路、公園などの公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）で定めるところに従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業である。

また、土地区画整理事業は公共施設と宅地を一体的・総合的に整備する事業であり、大都市から地方都市、既成市街地から新市街地まで多様な地域、多様な課題に応じて活用できる市街地整備の代表的な手法であり、公共投資の効率化の観点からも優れた制度である。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（個人・共同、区画整理組合、区画整理会社、国土交通大臣、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社）

◆ 対象事業等

土地区画整理事業費補助

区画整理区域内の都市計画道路を用地買収方式により整備するとして積算した事業費を限度として補助

◆ 財政支援措置

土地区画整理事業費補助の採択基準

【公共団体等施行】　直接補助（補助率　１／２　等）

・面積５ha 以上。ただし、既成市街地（ＤＩＤ地区内）、被災市街地復興にあっては２ha 以上。
・街路事業の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区。
・補助基本額が３億円以上の地区。

【組合等施行】　間接補助（補助率　１／２）

・都市計画事業として施行されるもの。
・面積１０ha 以上。ただし既成市街地（ＤＩＤ地区内）、被災市街地復興にあっては２ha 以上。
・街路事業の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区。
・補助基本額が３億円以上の地区。
・施行後の公共用地率が２５％以上。
・２０ha 未満の地区にあっては用地買収方式事業費が総事業費の１／３以上。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

概算要望　６月頃　本要望　１２月頃

「市街地整備」の都市再生区画整理事業、都市再生整備計画事業等の制度がある。

◆ 主な事例

公共団体等施行	熊本駅西（熊本市）、菊陽第二（菊陽町）、植木中央（熊本市）、八千把（八代市）、嘉島東部台地（嘉島町）、南新地（荒尾市）、益城中央（熊本県）、御代志（合志市）、青井（熊本県）、紺屋町（人吉市）
組合等施行	武蔵ヶ丘東ＮＴ（菊陽町）、竹迫（合志市）、益城台地西（益城町）益城台地中（益城町）

231.社会資本整備総合交付金（特定地区公園（カントリーパーク）整備事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局都市計画課

◆ 事業の目的及び概要

農山漁村地域の生活観光の向上に資する特定地区公園（カントリーパーク）の整備を行うことを目的とする。

◆ 事業主体

□県　■市町村（町村※都市計画区域を有する町は除く）　□一部事務組合
□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

次に掲げる公園施設の設置に要する施設費及び用地費（都市公園法施行令第３１条）
○園路又は広場
○修景施設
○休養施設のうち、休憩所・ベンチ・野外卓・キャンプ場その他これらに類するもの
○遊戯施設のうち、ぶらんこ・すべり台・シーソー・ジャングルジム・ラダー・砂場・徒渉池その他これらに類するもの
○運動施設（ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物並びに第５条第４項第２号に掲げる運動施設を除く）
○教養施設のうち、自然生態園・野鳥観察所・動植物の保護繁殖施設・野外劇場・野外音楽堂・体験学習施設その他これらに類するもの
○便益施設のうち、駐車場・園内移動用施設・便所・時計台・水飲場・手洗場・その他これらに類するもの
○管理施設のうち、門・柵・管理事務所・苗畑・照明施設・ゴミ処理場・水道・井戸・暗渠・水門・雨水貯留施設・水質浄化施設・護岸・擁壁・発電施設その他これらに類するもの
○展望台・備蓄倉庫その他国土交通省で定める災害応急対策に必要な施設

◆ 財政支援措置

○補助率
（施設）国１／２、町村１／２　（用地）国１／３、町村２／３

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

募集スケジュール
○概算要望　６月頃　本要望　１２月頃
採択要件
○行政区域に都市計画区域の指定がなく、かつ将来においても指定が予想されないこと。
○定住圏又は地方生活圏（二次生活圏を含む。以下同じ。）の中心都市から概ね１０㎞以上離れていること。
○人口規模が原則として、５千人以上であること。ただし、人口１万人未満の町村に設置される公園にあっては、二以上の町村の利用が見込まれること。
○定住圏又は地方生活圏の中心都市における都市公園の整備が、全国の整備水準に達していないこと。
○都市計画施設とされないものであること。
○標準規模が４ha（都市公園における地区公園相当）であること。

◆ 主な事例

森園カントリーパーク（あさぎり町）、吉次峠・半高山公園（玉東町）、
西原村運動公園（西原村）、安津橋総合運動公園（甲佐町）、山都町運動公園（山都町）

232.社会資本整備総合交付金（都市公園事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局都市計画課

◆ 事業の目的及び概要

都市公園事業は、都市公園法第２条第１項第１号に規定する都市公園の整備を行なうことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図ることを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村（市町※都市計画区域を有する）　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

次に掲げる公園施設の設置に要する施設費及び用地費（都市公園法施行令第３１条）
○園路又は広場
○修景施設
○休養施設のうち、休憩所・ベンチ・野外卓・キャンプ場その他これらに類するもの
○遊戯施設のうち、ぶらんこ・すべり台・シーソー・ジャングルジム・ラダー・砂場・徒渉池その他これらに類するもの
○運動施設（ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物並びに第５条第４項第２号に掲げる運動施設を除く）
○教養施設のうち、自然生態園・野鳥観察所・動植物の保護繁殖施設・野外劇場・野外音楽堂・体験学習施設その他これらに類するもの
○便益施設のうち、駐車場・園内移動用施設・便所・時計台・水飲場・手洗場・その他これらに類するもの
○管理施設のうち、門・柵・管理事務所・苗畑・照明施設・ゴミ処理場・水道・井戸・暗渠・水門・雨水貯留施設・水質浄化施設・護岸・擁壁・発電施設その他これらに類するもの
○展望台・備蓄倉庫その他国土交通省で定める災害応急対策に必要な施設

◆ 財政支援措置

○補助率
（施設）　国１／２、市町１／２　　（用地）国１／３、市町２／３

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

募集スケジュール
○概算要望　６月頃　　本要望　１２月頃

採択要件
○原則として２ha 以上であること。
○総事業費が市町の事業は２.５億円以上、県事業は５億円以上
○公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たり敷地面積の合計が１０㎡未満であること。

◆ 主な事例

菊池公園（菊池市）、嘉島町運動公園（嘉島町）、潮井自然公園（益城町）、
熊本県民総合運動公園（熊本県）、水俣広域公園（熊本県）

233.防災・安全交付金（公園施設長寿命化対策支援事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局都市計画課

◆ 事業の目的及び概要

公園施設長寿命化計画に基づき適切に維持管理されている公園施設の改築を実施し、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減を図ることを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

① 対象事業要件
健全度調査等で改善が必要と判断されたもので、地方公共団体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理されている施設の改築。

② 総事業費要件
事業計画期間中における事業の合計国費が１５百万円×計画年数以上であるもの。

③ 面積要件
原則として面積２ha 以上の都市公園における施設の改築を対象とする。なお、都市公園事業における防災公園に該当する都市公園については、防災公園の規模要件を適用する。ただし、遊戯施設については、これを適用しない。

◆ 財政支援措置

○補助率
（施設）国１／２、市町村１／２

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

募集スケジュール
○概算要望　６月頃　　本要望　１２月頃
事業を行うに当たっては、社会資本総合整備計画に、以下の事項を定めた事業計画を記載する。
① 計画期間中の整備方針と目標及びその効果
② 計画期間中の事業実施個所及び整備内容
③ 計画期間中の事業実施個所における概算事業費
計画期間は、社会資本総合整備計画の事業期間と整合を図る。
平成２６年度以降の新規事業。
○公園施設長寿命化対策支援事業については、長寿命化計画を策定後、公園施設の老朽化対策の推進を図るという考えの下、健全度判定Ｄ又はＣの耐用年数９割以上超過したものについて、重点計画として位置づけている。

◆ 主な事例

八代市、人吉市、玉名市、山鹿市、天草市、菊池市、荒尾市、芦北町、大津町、宇城市

234.防災・安全交付金（都市防災総合推進事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局都市計画課

◆ 事業の目的及び概要

避難地・避難路等の公共施設整備や防災まちづくり拠点施設の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組みを支援することを目的とする。

都市防災総合推進事業を実施しようとする市町村は、都市防災事業計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載するものとする。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（地方公共団体から指定を受けた団体等）

◆ 対象事業等

① 災害危険度判定調査・・・各種災害に対する危険度判定調査

② 盛土による災害防止のための調査・・・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握のために必要な調査

③ 住民等のまちづくり活動支援・・・住民等に対する啓発活動、まちづくり協議会活動助成

④ 事前復興まちづくり計画策定支援・・・事前復興まちづくり計画策定

⑤ 地区公共施設等整備※１

・地区公共施設（避難路、避難地（避難地に設置する防災施設を含む））

・地区緊急避難施設（指定緊急避難所（津波避難タワー等）、避難場所の機能強化（防災備蓄倉庫、非常用発電等）

⑥ 都市防災不燃化促進・・・耐火建築物等の建築への助成

⑦ 木造老朽建築物除却事業・・・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成

⑧ 被災地における復興まちづくり総合支援事業※２

・復興まちづくり計画策定及び付随する調査等

・公共施設等整備（地区公共施設、地区緊急避難施設等）

・公共施設の高質化（高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設等）

※１災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂／津波／火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域、重点密集市街地を含む市、ＤＩＤ地区

※２地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村

◆ 財政支援措置

（③地区公共施設等整備の場合）用地：国費率１／３、工事：国費率１／２

・地区公共施設（避難路、避難地（避難地に設置する防災施設を含む））

・緊急地区避難施設（指定緊急避難所（津波避難タワー等）、避難場所の機能強化（防災備蓄倉庫、非常用発電等）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・新規要望の場合：５月照会、６月概算要望、７月九地整ヒア、８月本省ヒア、１２月本要望

・令和４年度から事業メニューが８項目となり、②盛土による災害防止のための調査、④事前復興まちづくり計画策定支援が追加された。

◆ 主な事例

・復興まちづくり計画策定支援及び調査、地区公共施設・・・県内２１市町村

※熊本地震及び令和２年７月豪雨の激甚災害の指定を受け要望

235.官民連携まちなか再生推進事業

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局都市計画課

◆ 事業の目的及び概要

官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図るもの。（令和２年度創設）

◆ 事業主体

□県　■市町村（エリアプラットフォーム構築及び未来ビジョン等策定の準備段階のみ）
□一部事務組合　□広域連合　■その他（エリアプラットフォーム活動支援事業：エリアプラットフォーム、普及啓発事業：都市再生推進法人・民間事業者等）

◆ 対象事業等

○エリアプラットフォーム活動支援事業
①エリアプラットフォームの構築：未来ビジョンの作成を行うエリアプラットフォームの形成・運営に要する費用。
②未来ビジョン等の策定：未来ビジョンやアクションプログラムの策定に要する費用。
③シティプロモーション・情報発信：まちづくりの担い手や就業者、来訪者など国内外の多様な人材を惹きつけるために行うシティプロモーション及び情報発信に要する費用。
④社会実験・データ活用：都市の魅力や国際競争力を強化するための事業実施にあたり必要となる社会実験・実証実験等に要する費用。
⑤交流拠点等整備：地域交流創造施設（コワーキング・交流施設）の整備に要する費用。国際交流創造施設（国内外の多様な人材が交流することでビジネス創出を図る機能を有した施設）の整備に要する費用。
⑥国際競争力強化拠点形成：「国際競争力強化拠点形成計画」に記載された事業に要する費用。
⑦地方都市イノベーション拠点形成：「地方都市イノベーション拠点形成計画」に記載された事業に要する費用。
○普及啓発事業：まちづくり課題に対し、様々なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップの開催、継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営に係る経費。

◆ 財政支援措置

①プラットフォームの構築：定額（新規）
②未来ビジョン等の策定：定額（新規）、１／２（改定）
（新規に取り組むものについては、単年度あたり合計 1,000 万円を上限とする。最大２年間）
③シティプロモーション・情報発信、④社会実験・データ活用：１／２（１事業あたり１年間に限る）
⑤交流拠点等整備：１／３、⑥国際競争力強化拠点形成：定額※、１／２、
⑦地方都市イノベーション拠点形成：定額※、１／２
○普及啓発事業：定額

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

年１回募集（概算要望：５～６月、本要望（公募）：１２～１月）
※Ｒ７年度概算要望についてはＲ６．６に終了。

◆ 主な事例

Ｒ６～　玉名市（エリアプラットフォームの構築、未来ビジョン等の策定）

236.集約都市（コンパクトシティ）形成支援事業

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局都市計画課

◆ 事業の目的及び概要

都市機能の近接化による歩いて暮らせる集約型まちづくりの実現に向け、拡散した都市機能を集約させ生活圏の再構築を進めていくため、医療・福祉施設、教育文化施設等の地域の生活に必要な都市機能の中心拠点への移転や、移転跡地の都市的土地利用からの転換促進を支援する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（鉄道沿線まちづくり協議会、ＰＲＥ活用協議会、市町村都市再生協議会、民間事業者等）

◆ 対象事業等

① 計画策定支援（以下に要する経費）
- 低炭素まちづくり計画、立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針、PRE 活用計画の策定

② コーディネート支援（以下の検討調査等に要する経費）
- 低炭素まちづくり計画、立地適正化計画、ＰＲＥ活用計画の策定に向けた合意形成等
- コア施設又は誘導施設の移転に係る関係者の合意形成等
- 地域住民等の集約地域又は居住誘導地域への移転に関する理解促進や合意形成等
- 低炭素まちづくり計画、立地適正化計画、ＰＲＥ活用計画に位置付けられた都市機能・居住機能の誘導にかかる施策の推進に向けた合意形成等

③ 施設の移転促進
- 集約地域外に立地するコア施設の集約地域への移転に要する経費
- 居住誘導区域外に立地する誘導施設の除却処分に要する経費
- 移転跡地の緑地等整備に要する経費

④ 建築物跡地等の適正管理等支援
- 建物跡地等の適正管理に係る方策を検討するための調査検討に要する経費
- 跡地等管理協定を締結（する見込み）した建物跡地等の管理のための専門家派遣及び管理上必要な敷地整備に要する経費

⑤ 居住機能の移転促進に向けた調査の支援

立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価に要する経費

◆ 財政支援措置

補助事業者及び補助率

①　→地方公共団体等【１／２以内】
　　→人口10万人未満かつ人口減少率20%以上の地方公共団体【事業経費のうち5,500千円まで】

②③④→地方公共団体、民間事業者等　【１／２以内（直接補助）】
　　→民間事業者等　【地方公共団体が民間事業者等へ補助する経費の１／２以内　かつ当該事業の１／３以内（間接補助）】

⑤　→地方公共団体　【１／２以内（上限額 5,000 千円）】

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・新規要望の場合　６月概算要望、１２月本要望

◆ 主な事例

・令和２年度	立地適正化計画策定支援（玉名市、宇城市、益城町）
・令和３年度	立地適正化計画策定支援（玉名市、宇城市）
・令和４年度	立地適正化計画策定支援（宇城市、人吉市）
・令和５年度	立地適正化計画策定支援（八代市）
・令和６年度	立地適正化計画策定支援（菊池市、大津町、菊陽町）

237.社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局都市計画課、建築住宅局建築課

◆ 事業の目的及び概要

都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るものである。

事業の種類としては、従前権利を権利変換方式で行う第一種事業と、管理処分方式で行う第二種事業がある。

◆ 事業主体

■県（第一種・第二種市街地再開発事業）　■市町村（県と同じ）□一部事務組合　□広域連合
■その他（第一種市街地再開発事業：個人、組合、地方住宅供給公社、再開発会社等
第二種市街地再開発事業：地方住宅供給公社、再開発会社等）

◆ 対象事業等

●施行区域の要件

・第１種市街地再開発事業

（ア）　高度利用地区、都市再生特別地区又は特定地区計画等区域内
（イ）　区域内にある耐火建築物の割合が概ね１／３以下
（ウ）　区域内が公共施設未整備、敷地細分化等
（エ）　土地の高度利用を図ることが都市機能の更新に貢献

・第２種市街地再開発事業

第１種事業の要件に加え、０.５ha 以上であること、災害発生の恐れが多いか、又は緊急の施行を要する地区であること

●補助対象

①施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部
・調査設計計画費（事業計画作成や建築設計等に必要な費用等）
・土地整備費（建築物除却、補償等に必要な費用）
・共同施設整備費（空地等、供給処理施設、その他の施設等の整備に必要な費用）
②都市計画道路の整備に要する費用

◆ 財政支援措置

国の補助率
①施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部　１／３
②都市計画道路の整備に要する費用　１／２　等

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

概算要望　６月頃　　本要望　１２月頃

国の所管が都市局と住宅局がある。都市局所管となるのは、幹線道路その他重要な公共施設で都市計画に定められたものの整備を伴うものに限られる。

政策分野は、都市局所管が「市街地整備」、住宅局所管が「地域住宅支援」。

◆ 主な事例

都市局　広町地区（山鹿市、公共団体施行）、熊本駅前北地区（熊本市、組合施行）
熊本駅前東Ａ地区（熊本市、公共団体施行）
住宅局　手取本町地区（熊本市、組合施行）、上通Ａ地区（熊本市、組合施行）、
桜町地区（再開発会社施行）

238.社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局都市計画課、建築住宅局建築課

◆ 事業の目的及び概要

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地及び空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ることを目的とする。

並びにこれらに関連する賑わい空間施設整備や計画策定・コーディネートに要する費用について総合的に支援する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（民間事業者等（間接補助））

◆ 対象事業等

●対象施設要件

コア事業により整備される都市機能導入施設又は公開空地は、再生事業計画区域内に存し、次の各号の全てに適合しなければならない。

①中心市街地活性化法に定める認定を受けた基本計画に位置づけられたもの。

②対象施設の敷地面積等が１,０００㎡以上であること。（緩和あり）

③都市機能導入施設にあっては、公益施設を含むものであること。

④地階を除く階数が原則として３階以上であること。（緩和あり）

⑤耐火建築物又は準耐火建築物であること。（緩和あり）

●補助対象

○コア事業

・都市機能まちなか立地支援《中心市街地に都市機能を導入する》
⑴調査設計計画費 ⑵土地整備費 ⑶まちなか立地に伴い追加的に必要となる施設整備費 ⑷賑わい交流施設整備費 ⑸供給処理施設整備費、空地整備費等（市街地再開発事業等の採択要件を満たすものに限る。） ⑹施設購入費 ⑺事務費

・空きビル再生支援《中心市街地の既存建築物を都市機能導入施設として再生する》
⑴調査設計計画費 ⑵改修工事費 ⑶共同施設整備費 ⑷賑わい交流施設整備費 ⑸施設購入費 ⑹事務費

・賑わい空間施設整備《多目的広場等の整備を行い、中心市街地の賑わいを創出する》
⑴調査設計計画費 ⑵建築物等除却費 ⑶公開空地整備費 ⑷施設購入費 ⑸事務費

○附帯事業

・計画コーディネート支援　再生事業計画の作成及びコーディネート業務に要する費用

・関連空間整備　駐車場の整備費、緑化施設等の整備費、施設購入費

◆ 財政支援措置

国の補助率　１／３　（一定要件を満たせば、１／１５嵩上げがあり補助率２／５となる）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

概算要望　６月頃　　本要望　１２月頃

民間事業者等が交付金事業者である場合にあっては、地方公共団体が民間事業者等に補助する額の１／２以内で、かつ、当該費用の１／３以内の額とする。

政策分野は「市街地整備」。

◆ 主な事例

・山鹿市プラザファイブ地区（山鹿市）　・浜町商店街地区（山都町）

・熊本駅前東Ａ地区（熊本市）　・花畑地区（熊本市）

239.社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局都市計画課、建築住宅局住宅課

◆ 事業の目的及び概要

市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

都市再生整備計画事業を実施しようとする市町村は、都市再生整備計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載するものとする。計画期間については概ね３～５年。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（市町村都市再生協議会）

◆ 対象事業等

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

・道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業　等

・優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、街なみ環境整備事業、公営住宅等整備、都市再生住宅等整備、防災街区整備事業　等

・啓発・研修活動、専門家の派遣、情報収集・提供活動、社会実験等のまちづくり活動の推進に関する事業、その他都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用等

◆ 財政支援措置

国の補助率　４０％（国の重要施策に適合する事業等は４５％に引き上げ）

※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の補助率：４５％

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・年１回募集（照会５～６月、地整ヒア７～８月、本省ヒア９月、正式提出１０月～１２月）

施行地区要件（次のいずれかの要件に該当する地区）

①立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、以下のいずれかの区域。

・市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅から半径１㎞の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径５００mの範囲内の区域。

・市街化区域等内のうち、ＤＩＤ地区かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域。

・市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域。

②歴史的風致維持向上計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域。

③産業促進区域であり、半導体等の戦略分野に関する国策的プロジェクトに関連する区域、もしくは、戦略４分野や特定重要物資を取扱う企業等が立地する区域。（団地面積が概ね 10ha 以上等の要件有り）（令和５年度補正拡充）

◆ 主な事例

＜都市計画課主管＞

大津町：２地区（北部癒しの里地区・南部観光地区）、高森町：１地区（南阿蘇鉄道高森駅周辺地区）、大津町：１地区（大津町産業振興地区）、菊陽町：１地区（原水地区）、益城町：１地区（益城インター北産業団地地区）

240.都市構造再編集中支援事業

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局都市計画課、建築住宅局住宅課

◆ 事業の目的及び概要

人口・世帯減少の本格化、自然災害の頻発・激甚化など、経済社会情勢の大きな変化に直面するなか、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図る必要があることから、市街地の拡散や災害ハザードエリアへの立地を抑制した上で、都市の限られた資源を効果的・効率的に活用し、期間と区域を定めた一体的・集中的なまちづくりを推進するため、立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し、集中的な支援を行うことを目的とする。

都市構造再編集中支援事業を実施しようとする市町村等は、立地適正化計画及び都市再生整備計画を作成するものとする。計画期間については概ね３～５年。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（市町村都市再生協議会、民間事業者等）

◆ 対象事業等

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される事業のうち立地適正化計画の目標に適合するもの。

・道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター等）、都市機能誘導区域内の誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設）、土地区画整理事業等

・啓発・研修活動、専門家の派遣、情報収集・提供活動、社会実験等のまちづくり活動の推進に関する事業、その他都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用等

※なお、以下の市町村を除く

・原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（土砂災害特別区域等）を都市計画運用指針に反して居住誘導区域に含めている市町村。

・市街化調整区域で都市計画法第３４条第１１号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われている市町村。

◆ 財政支援措置

国の補助率　１／２（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）、４５％（居住誘導区域内）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・年１回募集（照会５～６月、地整ヒア７～８月、本省ヒア９月、正式提出１０月～１２月）（地区要件）※令和２年度以降

○都市再生整備計画の区域が都市機能誘導区域内及び居住誘導区域内に定められている地区において行うものとする。なお、次の区域を施行地区に含むことができる。

・「かわまちづくり」支援制度実施要綱に基づくかわまちづくり計画等の水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域。なお、交付対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に限る。

・空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している区域。なお、交付対象事業は緑地等の整備に限る。

◆ 主な事例

＜熊本市＞上熊本地区、桜町・花畑地区、熊本市中心市街地地区、富合地区

＜益城町＞益城町中心市街地地区

＜人吉市＞人吉市青井地区、人吉市中心市街地地区

＜荒尾市＞荒尾駅周辺地区

241.景観改善推進事業

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局都市計画課

◆ 事業の目的及び概要

歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、個性的なまちづくりを推進することで、地域住民にとっての快適性や、内外からの観光客の訪問先としての魅力を向上し、地域活性化や観光立国の実現等を図るため、魅力的かつ快適な「集約型都市」を目指す地域等において、景観計画を策定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を実施。

◆ 事業主体

□県　■市町村（政令指定都市、市町村）　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

（1）対象事業

魅力的かつ住みよい集約型都市を目指すため、景観改善推進事業要綱で定めるところに従って行われる景観計画の策定・改定、既存不適格建築物等への是正措置が対象。

① 景観計画の策定・改定
② 景観計画の策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動
③ 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

（2）事業主体

① 立地適正化計画を策定または下記に掲げる策定に向けた具体的な取組を開始・公表（広報やホームページ等で公表しているものを指す）している市町村
イ 計画作成の着手
ロ 計画案の住民等からの意見聴取（パブリックコメント、公聴会、アンケート等）
ハ 計画案の議会における報告・説明

② 下記に掲げる景観に関連のある計画等を定めている市区町村
イ 歴史的風土保存計画
ロ 歴史的風致維持向上計画
ハ 重要伝統的建造物群保存地区
ニ 観光圏整備計画
ホ 指定棚田地域振興活動計画（棚田地域振興法第７条に基づく指定棚田地域に指定され、同法第８条に基づく指定棚田地域振興協議会を組織し、指定棚田地域振興活動計画の策定が見込まれる市区町村を含む。）

◆ 財政支援措置

補助率　1/3　ただし、事業主体①に該当する市町村は 1/2 以内の額（対象事業③に要する経費を除く）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

募集スケジュール

○今年度の募集：前年度１月意向調査、２月要望調査、今年度５月追加要望調査
○次年度の募集：概算要望　今年度７月頃、本要望　１２月末～１月頃
（社会情勢を踏まえ多少前後する可能性あり）

◆ 主な事例

玉名市

242.社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局都市計画課

◆ 事業の目的及び概要

人口減少、少子超高齢化への備えが必要となり、また、中心市街地の衰退、都市の維持コストの増大、など都市構造に関する課題認識が高まっている。そこで、モータリゼーションの進展に併せて、市街地が全面的に拡がる拡散型都市構造を見直し、環境負荷低減型のコンパクトシティへの展開を図る。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（法定協議会※、独立行政法人都市再生機構、都市再生推進法人、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体）：補助金

※整備計画の作成に関する事業については、法定化を見据えた任意協議会も対象

◆ 対象事業等

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援

対象事業

①整備計画の作成等に関する事業

②公共的空間等の整備に関する事業（全体事業費１億円以上、「バリアフリー交通施設の整備」のみを実施する事業については５０百万円以上）

③公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業（全体事業費１億円以上）

整備地区

① 都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画を策定している区域

② 基幹市町村における都市機能誘導区域と地域生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークを含む区域

③ バリアフリー法に規定する基本構想において定められている又は定められることが確実と見込まれる区域

④ 踏切道改良促進法に規定する地方踏切道改良計画に定められる又は定められることが確実と見込まれる踏切道の改良を行う区域

⑤ 都市・地域の将来像実現のための都市交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通戦略を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域

◆ 財政支援措置

補助率：１／３、１／２（立地適正化計画に位置付けられた事業、滞在快適性等向上区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設整備に係る事業、交通ターミナル戦略に位置づけられた滞在快適性等向上区域等で行われる事業）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・概算要望　６月頃　　本要望　１２月頃

◆ 主な事例

・令和３年度～　益城町（自転車駐車場の整備）

・令和６年度～　玉名市（整備計画）

243.街路交通調査費補助

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局都市計画課

◆ 事業の目的及び概要

人口減少や高齢化社会が進展する中、慢性的な交通渋滞を含め、複雑で多様な都市交通問題が発生している。これらの問題を解決するため、道路計画と合わせて総合的な都市交通マスタープラン等を作成する「総合都市交通体系調査」と特定の重要な街路事業について事業計画の策定を行う「街路事業調査」について、調査を実施する地方公共団体に補助を行うもの。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

1　総合都市交通体系調査

多様な都市交通問題を解決するため、総合的な都市交通マスタープラン等を策定する調査

①都市交通実態調査

各都市圏において、総合的な都市交通マスタープランを策定するため、概ね10年に1度の頻度で都市交通の実態を把握するための調査（パーソントリップ調査等）

②都市交通マスタープラン等策定調査

上記①に基づき、交通実態の分析や都市圏の将来交通量予測を行い、都市交通マスタープランを策定する調査や、都市圏が抱える課題に対応した都市交通計画を検討する調査

2　街路事業調査

特定の重要な街路事業について事業計画の策定を行う調査

①都市交通戦略策定調査：各種協議会等において、ハード・ソフト一体となった都市交通施策等を内容とする都市交通戦略を策定する調査

②地域高規格道路調査　：地域高規格道路として計画すべき区間のうち、街路事業により整備を予定している区間について、具体的な整備計画を策定する調査

③連続立体交差事業調査：連続立体交差事業の必要性が高い都市において、事業の緊急性等を検討し、事業計画作成や総合アセスメント等を行う調査

④歴史的環境整備街路事業調査：歴史的環境と居住環境が調和した良好なまちづくりを推進するため、街路事業等の整備計画を策定する調査

⑤市街地再開発等調査：低層建築物密集地区等で、市街地再開発事業の計画を検討する調査等

⑥土地区画整理事業調査：早急に土地区画整理事業に着手する必要のある区域において、基本構想の作成、現況測量、事業計画案の作成等を行う調査

◆ 財政支援措置

補助率１／３

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

概算要望　　６月頃

本要望　　１１月頃

◆ 主な事例

令和３年度～　県・熊本市（熊本都市圏総合交通体系調査）

令和４年度～　菊陽町（土地区画整理事業調査）

244.都市空間情報デジタル基盤構築支援事業

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局都市計画課

◆ 事業の目的及び概要

３Ｄ都市モデルを活用した都市インフラの整備・管理の高度化や都市サービス創出等を通じて社会的課題の解決や新たな価値創出を図ることを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合（R7～）　■広域連合（R7～）　□その他

◆ 対象事業等

補助対象は、事業計画の目標達成に資する事業であって、次に掲げる事業とする。

一　３Ｄ都市モデルの整備に関する事業
二　３Ｄ都市モデルの活用に関する事業
三　３Ｄ都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業

◆ 財政支援措置

通常タイプ：補助率１／２
補助要件：①ユースケースがあること、②ｃｉｔｙGML形式データを作成すること
③オープンデータ化すること、④3Ｄ都市モデルを維持管理・更新すること
早期実装タイプ：補助率１０／１０（上限１，０００万円までの定額補助）
補助要件：①通常タイプの要件を満たすこと、②事業計画の初年度に限る
③早期に課題解決や新たな価値創造が図られること予算の範囲内において

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

１）本事業の対象として整備される３Ｄ都市モデルは国土交通省都市局が定める標準仕様、作業手順、測量手法その他関係資料に従って作成されるものであること。
２）整備又は更新された３Ｄ都市モデルは、原則として関係法令等に従い適切な範囲でオープンデータとして公開すること。
３）単なる３Ｄ都市モデルの整備のみではなく、活用事業（ユースケース開発）を伴う事業計画を作成すること。なお、活用事業は必ずしも本事業の対象として実施する必要はなく、地方公共団体の単費事業や他の事業の中で実施するもの等を含む。

〈申請時期等〉

前年度	１０月	概算要望書提出
	１２月	本要望書提出
	３月末	内示
本年度	４月	交付申請
	５月	交付決定

◆ 主な事例

Ｒ４～　玉名市（３Ｄ都市モデルを活用した災害リスクの可視化事業他）
Ｒ５～　益城町（３Ｄ都市モデルを活用した災害リスクの可視化事業他）
Ｒ７～　宇城市（３Ｄ都市モデルを活用した災害リスクの可視化事業他）

245.まちなかウォーカブル推進事業

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局都市計画課

◆ 事業の目的及び概要

車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

本事業は市町村が作成する都市再生整備計画に対するパッケージ支援であり、市町村がまちづくりの目標や指標、滞在の快適性の向上を図る区域、目標達成のために必要な都市基盤の整備・都市施設の整備・関連するソフト事業等を「都市再生整備計画」というまちづくりの計画に位置づけることで、計画に基づく事業を行う市町村等が国費による支援を受けることができる。

さらに補助金の場合は、補助対象事業を市町村が作成する都市再生整備計画の関連事業に位置づけた上で、補助対象事業者が「ウォーカブル推進計画」を作成する必要がある。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（市町村都市再生協議会（社会資本整備総合交付金）、民間事業者等（都市再生推進事業費補助））

◆ 対象事業等

【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建築物活用事業、滞在環境整備事業、エリア価値向上整備事業、計画策定支援事業※　等

※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

【施行地区】

次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

①立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等　※ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

②観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域

③立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

◆ 財政支援措置

補助率１／２

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

概算要望　　６月頃

本要望　　１１月頃

◆ 主な事例

令和５年度～　荒尾市（荒尾駅周辺地区）

246.浄化槽設置整備事業

所管省庁等：環境省

○県主管課：土木部道路都市局下水環境課

◆ 事業の目的及び概要

市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と生活雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、市町村が生活排水対策を促進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置又は改築を行う者に対し、設置又は改築に要する費用を補助する場合、国・県がその経費の一部を助成する事業。

◆ 事業主体

□県　■市町村　■一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○浄化槽設置整備事業（循環型社会形成推進交付金）［環境省補助事業］

（補助対象）

浄化槽設置者に対し補助事業を行っている市町村

（対象施設）

浄化槽の構造基準に適合し、かつ生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）除去率９０％以上、放流水のＢＯＤが２０㎎/Ｌ以下の機能を有する浄化槽で、「浄化槽設置整備事業実施要綱」の適用を受けるもの。

（基準額）

浄化槽の規模及び処理能力により基準額を設定。通常型について主要なものは次のとおり※。

（基準額）５人槽：３３２千円、６～７人槽：４１４千円、８～１０人槽：５４８千円

※基準額の特例…①浄化槽の設置に伴い必要となる単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に要する費用を補助。（単独処理浄化槽最大１２万円、くみ取り槽最大９万円）

②単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽へ転換することに伴い必要となる宅内配管工事に要する費用を補助。（単独処理浄化槽、くみ取り槽とも最大３０万円）

○熊本県浄化槽整備事業［県補助事業］

浄化槽設置整備事業の対象であり、既存住宅で浄化槽へ転換する場合を対象に県費補助。

○合併処理浄化槽整備促進事業［県補助事業］

市町村が、単独処理浄化槽及びくみ取り槽から浄化槽へ転換する浄化槽を設置する者に対して、浄化槽設置整備事業による補助に上乗せ補助を行う場合にその１／２を県費補助。

浄化槽の規模及び処理能力により基準額を設定。主要なものは次のとおり。

（基準額）５人槽１６６千円、６～７人槽２０７千円、８～１０人槽２７４千円

◆ 財政支援措置

○浄化槽設置整備事業、熊本県浄化槽整備事業

補助基準額の範囲内で市町村が補助した額について、国１／３以内、県１／３以内※を助成。

（※環境省が定める要件に該当する場合は、国１／２以内、県１／４以内）

○合併処理浄化槽整備促進事業

補助基準額の範囲内で市町村が補助した額について、県１／２以内。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

１回目　例年５月頃、２回目　例年１２月頃に翌年度予算分の要望調査を実施

◆ 主な事例

Ｒ６　合志市、美里町、南関町、長洲町、和水町、芦北町、菊陽町、南小国町、苓北町を除く３６市町村で実施

247.公共浄化槽等整備推進事業

所管省庁等：環境省

○県主管課：土木部道路都市局下水環境課

◆ 事業の目的及び概要

市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が設置主体となって浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と生活雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、市町村が生活排水処理を促進する必要がある地域において、市町村が主体となって浄化槽の整備を行う場合、国・県がその経費の一部を助成する事業。

◆ 事業主体

□県　■市町村　■一部事務組合　□広域連合
□その他市町村

◆ 対象事業等

○公共浄化槽等整備推進事業（循環型社会形成推進交付金）［環境省補助事業］

（補助対象）

浄化槽を設置した市町村

（対象施設）

浄化槽の構造基準に適合し、かつ生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）除去率９０％以上、放流水のＢＯＤが２０㎎/Ｌ以下の機能を有する浄化槽で、「公共浄化槽等整備推進事業実施要綱」の適用を受けるもの。

（基準額）

浄化槽の規模及び処理能力により基準額を設定。通常型について主要なものは次のとおり※

５人槽：８３７千円×基数、６～７人槽：１，０４３千円×基数

８～１０人槽：１，３７５千円×基数

※基準額の特例…①浄化槽の設置に伴い必要となる単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に要する費用を補助。（単独処理浄化槽最大１２万円、くみ取り槽最大９万円）

②単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽へ転換することに伴い必要となる宅内配管工事に要する費用を補助。（単独処理浄化槽、くみ取り槽とも最大３０万円）

◆ 財政支援措置

○公共浄化槽等整備推進事業

市町村が設置主体となって浄化槽を整備する場合、浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費に対して国が１／３以内を助成。

（環境省が定める要件に該当する場合は、国１／２以内を助成。）

○本県公共浄化槽等整備推進事業交付金［熊本県補助事業］

公共浄化槽等整備推進事業については、事業費の６．５％を後年度に補助。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

１回目　例年５月頃、２回目　例年１２月頃に翌年度予算分の要望調査を実施

◆ 主な事例

Ｒ６　八代市、菊池市、美里町、南関町、和水町、南小国町、苓北町で実施

248.社会資本整備総合交付金（都市下水路事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局下水環境課

◆ 事業の目的及び概要

都市下水路は、主として市街地(公共下水道の排水区域外)において、専ら雨水排除を目的とするもので、終末処理場を有しないもの。その規模は、政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が下水道法第２７条の規定により指定したものをいう。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

（1）都市下水路事業で交付対象事業となるものは、次の全てに該当するものであること。
①集水面積５０ha 以上のもの。
②浸水指数５，０００以上の区域を排水するもの。
（浸水指数=浸水戸数×浸水回数×浸水時間）
③全体事業費３億円以上であること。
（2）離島対策事業として交付対象事業となるものは、次の全てに該当するものであること。
①集水面積１０ha 以上のものであること。
②浸水指数２，０００以上のものであること。
③離島振興対策の実施区域内であること。

※基幹事業の交付対象範囲となる施設は、①内法（開水路の場合は）１m以上の排水渠又は内径０.７m以上の排水管（離島振興対策事業は内径又は内法０.５m以上）及びこれに付随する取付管、マンホール、吐口等と、②ポンプ施設及びこれを補完するスクリーン、沈砂池等の施設である。

◆ 財政支援措置

国費率　４／１０

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

概算要望　６月末頃　本要望　１１月末頃
政策分野は、「水の安全・安心基盤整備」

◆ 主な事例

熊本市（Ｓ３３～Ｈ５）、八代市（Ｓ４４～Ｈ２）、人吉市（Ｓ４５～Ｓ５５）、
荒尾市（Ｓ５０～Ｓ６１）、水俣市（Ｓ３６～Ｈ１）、天草市（本渡市）（Ｓ５２～Ｓ６２）、
菊池市（Ｓ５０～Ｈ８）、大津町（Ｓ６２～Ｈ２）、益城町（Ｓ４８～Ｈ６）、
芦北町（Ｓ５６～Ｓ６１、Ｈ２０～Ｈ２３）

249.社会資本整備総合交付金（公共下水道事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局下水環境課

◆ 事業の目的及び概要

公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいい、特定環境保全公共下水道以外の下水道をいう。

（参考）

流域下水道とは二以上の市町村の下水道からの下水を一括して処理するもので、その設置及び管理を原則として都道府県が行うものをいう。

この場合、流域下水道の建設費（終末処理場及び幹線管渠）は、国、県、市町村で分担される。また、流域下水道に接続するものを特に流域関連公共下水道という。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

公共下水道事業が交付対象事業となる地域は、次のいずれかに該当すること。

①既に公共下水道を施行中の都市であり、かつ、特定環境保全公共下水道の採択基準に該当しないもの。

②新たに採択される都市にあっては、都市計画区域内であり、かつ、特定環境保全公共下水道の採択基準に該当しないもの。

◆ 財政支援措置

国費率

管渠等	５０％
終末処理場（低率）	５０％
終末処理場（高率）	５５％

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

概算要望　６月末頃　　本要望　１１月末頃

政策分野は、「水の安全・安心基盤整備」

◆ 主な事例

熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、長洲町、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町

250.社会資本整備総合交付金（特定環境保全公共下水道事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局下水環境課

◆ 事業の目的及び概要

公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるもので、自然公園法第２条に規定されている自然公園の区域内の水域の水質を保全するために施行されるもの（自然保護下水道）、又は公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの（農山漁村下水道）及び、処理対象人口がおおむね１，０００人未満で水質保全上特に必要な地区において施行されるもの（簡易な公共下水道）を「特定環境保全公共下水道」としている。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

特定環境保全公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次のいずれかに該当するものであること。

（１）　事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね１千人以上１万人以下であること。ただし、水質保全上など特に緊急に下水道整備を必要とする地区はこの限りでない。

（２）　自然保護のために施行されるものにあっては、自然公園法第２条に該当する地区であること。（自然保護下水道）

（３）　生活環境の改善を図るために施行されるものにあっては、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。（農山漁村下水道）

イ）　事業の対象地区に係る計画排水人口の密度が原則として１ha当たり４０人以上であること。

ロ）　市街化区域における生活環境の改善を目的として施行される公共下水道又は流域下水道の整備に合わせ、これと一体的に行うことが効率的であること。

（注）　上記（１）のただし書きの適用は、計画排水人口がおおむね１，０００人未満でかつ原則として農業振興地域外の地区とする。

◆ 財政支援措置

国費率

管渠等	５０％
終末処理場（低率）	５０％
終末処理場（高率）	５５％

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

概算要望　６月末頃　　本要望　１１月末頃

政策分野は、「水の安全・安心基盤整備」

◆ 主な事例

八代市、山鹿市、菊池市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、和水町、南関町、南小国町、益城町、氷川町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町、苓北町

251.社会資本整備総合交付金（新世代下水道支援事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局下水環境課

◆ 事業の目的及び概要

近年、下水道の役割として新たに求められている良好な水循環の維持・回復、情報化社会への対応等を積極的に果たしていくため、水環境創造事業及び機能高度化促進事業により構成されるもの。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

（１）水環境創造事業

①水循環再生型

下水処理水の再利用、雨水の再利用や貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、河川事業等との連携・共同事業を行うことにより、身近な水環境はもとより、河川流域レベルの広域的な水環境を良好な状態に維持・回復する施策を広く支援していくもの。

②ノンポイント汚濁負荷削減型

雨天時に宅地や道路などの市街地の面源から公共用水域に流入する汚濁負荷（ノンポイント汚濁負荷）及び下水道未整備地域から発生する生活雑排水により都市下水路等の水路や湖沼等の公共用水域に流入する汚濁負荷を削減し、湖沼等の効果的な水質改善を図るもの。

（２）機能高度化促進事業

①新技術活用型

下水道に関わる新技術を先駆的に導入・評価し、新技術の普及と効率的な事業の執行を図るため、次の技術を活用して行うもの。

・国土交通省又は日本下水道事業団が開発した技術・官民共同で開発した技術・その他

②ＩＣＴ活用型

下水道管渠への一般利用を兼ねた光ファイバーケーブルの設置、光ファイバーケーブルを用いた事業所や一般家庭の排水量等の自動検針に関する情報の提供等を行うため、下水道管理と一般家庭を兼ねた光ファイバーの設置を行うもの。

◆ 財政支援措置

国費率　１／３、４／１０、１／２

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

概算要望　６月末頃　　本要望　１１月末頃

政策分野は、「水の安全・安心基盤整備」

◆ 主な事例

・熊本市　水環境創造事業（水循環再生型）　・荒尾市　機能高度化促進事業（新技術活用型）

252.社会資本整備総合交付金（下水道広域化推進総合事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局下水環境課

◆ 事業の目的及び概要

施設の老朽化や下水道職員の減少、人口減少による使用料収入の減少が見込まれる中、今後下水道施設を持続的に運営していくためには、施設や執行体制の広域化について一層の推進が必要である。

本事業は、下水道や集落排水等、下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の一層の効率化を推進するもの。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

① 計画策定　・下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定
・複数の地方公共団体が共同で利用するシステムの整備

② 施設整備　・共同水質検査施設
・移動式汚泥処理施設、汚泥運搬施設
・汚泥処理施設
・共同管理施設
・し尿受入施設
・汚水処理施設の統合に必要な管きょ等の施設　等

③ 下水道区域から浄化槽区域に転換する際に放置すると道路などの上部構造物に影響を及ぼす恐れのある管渠等の撤去等

◆ 財政支援措置

下水道法施行令第２４条の２に定める補助率
（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）
また、計画策定、し尿受入施設の整備撤去等は１／２

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

概算要望　６月末頃　本要望　１１月末頃

集落排水等、下水道以外の汚水処理施設と共同で汚水処理を実施する場合、下水道の処理人口及び処理水量が対象地域において最大であること。
（ただし、し尿受入施設や、施設統合に必要な管きょ等の施設については、この限りではない）

複数の地方公共団体で事業を実施する場合は、関係する地方公共団体がそれぞれの下水道法に基づく事業計画に位置付ける。

◆ 主な事例

本事業は平成３０年度新規創設（令和４年度一部要件拡充）であるが、前身の２事業である特定下水道施設共同整備事業（通称「スクラム」）、汚水処理施設共同整備事業（通称「ＭＩＣＳ」）の事例は以下のとおり。

・天草市（旧五和町、旧天草町、旧河浦町）、苓北町の公共下水道及び農業集落排水処理施設の汚泥を処理する移動脱水車の導入
・苓北町の公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽等の汚泥処理

また、汚水処理施設の統合事例は以下のとおり。

・菊池市富の原東地区、富の原西地区（いずれも農業集落排水）の泗水処理区（特定環境保全公共下水道）への統合
・合志市西合志処理区（公共下水道）の熊本北部流域下水道への統合

253.社会資本整備総合交付金（下水道リノベーション推進総合事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部道路都市局下水環境課

◆ 事業の目的及び概要

人口減少による使用料収入の減少や、施設の老朽化など、下水道を取り巻く環境が厳しさを増す中、持続可能な事業運営に向けて、下水道が持つ処理水、下水汚泥、下水熱、上部空間等の貴重な資源の有効活用によるリノベーションの取り組みを一層推進することが求められている。

本事業は、下水処理場の統廃合や汚泥処理の集約化等に合わせて、下水道施設を地域のエネルギー供給拠点・防災拠点として再生する「下水道リノベーション」の推進にあたり、従前の複数の事業制度を集約し制度を簡略化することで、計画策定から施設整備までを総合的に支援するものである。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

①計画策定　下水道リノベーションに係る計画策定

②施設整備
- 熱利用のための下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設）及びその付帯施設
- 下水汚泥とその他のバイオマスを投入する消化施設等及びその付帯施設
- 下水道バイオガスを処理場外で活用するために必要なバイオガス精製装置等
- 下水汚泥と他のバイオマスを混合・調整するために必要な施設
- 下水熱を利用した積雪対策に必要な施設等
- 渇水時に下水処理水を緊急的に使用するための取水・送水施設等
- 備蓄倉庫、耐震性貯水槽
- 処理水・雨水再利用に係る送水・貯留・付帯施設等
- その他下水汚泥の有効利用に係る施設

◆ 財政支援措置

下水道法施行令第２４条の２第１項に定める補助率また、計画策定については１／２

下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理する施設の場合は、投入割合に応じ、下水道法施行令第２４条の２第１項に定める補助率と１／４の補助率を按分した補助率

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

概算要望　６月末頃　　本要望　１１月末頃

下水汚泥とその他バイオマスを集約処理しエネルギー有効活用を行う場合は、有効利用するバイオマスの１／２以上を下水汚泥が占める場合に限り交付対象となる。

また、下水汚泥とその他バイオマスを集約処理する場合、事業主体は、あらかじめ事業の内容について、当該事業に関係する県または市町村の廃棄物処理担当部局等と協議を行うとともに、事業の実施について連携を図る。

なお防災拠点に係る施設整備は、地域防災計画に位置付けられた 2ha 以上の下水処理施設が対象。

◆ 主な事例

本事業は令和２年新規創設であるが、前身の事業における下水道資源の有効利用に資する施設整備の事例としては以下のとおり。
- 熊本北部浄化センター（熊本県）、熊本市東部浄化センターにおける消化ガス発電設備の整備
- 熊本市南部浄化センターにおける下水汚泥固形燃料化施設の整備
- 熊本市中部浄化センター等における処理水の農業用水施設への再利用

254.農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）

所管省庁等：農林水産省

○県主管課：土木部道路都市局下水環境課

◆ 事業の目的及び概要

農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿・生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等を整備し、もって、生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資するものとする。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　□広域連合
■その他（土地改良区、農業協同組合等）

◆ 対象事業等

（1）受益戸数が、おおむね２０戸以上を原則とする。また、排水路（管路施設）末端の受益戸数は2戸以上とする。
（2）汚水処理施設は、原則として処理対象人口おおむね1,０００人程度に相当する規模以下を単位として計画・施工するものとする。
（3）対象とする汚水には、重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水、温泉水等は含めないものとする。
（4）汚水処理施設には、汚水､処理水､汚泥等の還元利用を目的としたものを含むものとする。
※処理対象：し尿、生活雑排水、農家の作業排水、雨水等

◆ 財政支援措置

国費率　県　営：国５０%、県２５%、地元２５%
団体営：国５０%、県　０%、地元５０%

また、農業集落排水事業については、国庫補助対象事業費（事務費を除く）の6.5%を、農業集落排水施設整備後年交付金事業として後年度に補助。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

概算要望　6月末頃　本要望　9月末頃
県営事業は、下記要件を全て満たす市町村であること。
○過疎市町村の中で財政力指数が平均値以下であること。
○全人口が8,０００人以下であり、処理人口が５００人以上であること。

◆ 主な事例

県　営	Ｈ１１～Ｈ１５	三井原地区	山鹿市（旧菊鹿町）
	Ｈ１３～Ｈ１７	白川地区	阿蘇郡南阿蘇村（旧白水村）
	Ｈ１４～Ｈ１８	合里・山内地区	山鹿市（旧鹿央町）
	Ｈ１４～Ｈ１９	川地区	球磨郡相良村
	Ｈ１５～Ｈ２０	菊鹿東部Ⅰ期	山鹿市（旧菊鹿町）
団体営	Ｈ１４～Ｈ１９	川地区	球磨郡相良村
	Ｈ１５～Ｈ１９	菊鹿東部Ⅰ期	山鹿市（旧菊鹿町）
	Ｈ１７～Ｈ２３	杉水地区	大津町
	Ｈ１９～Ｈ２４	豊福南部地区	宇城市（旧松橋町）
	Ｈ１９～Ｈ２４	菊鹿東部Ⅱ期	山鹿市（旧菊鹿町）
	Ｈ１９～Ｈ２６	米田東部	山鹿市
	Ｈ２４～Ｈ２６	横島（改築）	玉名市

以降、現在は農業集落排水施設の改築等で活用されている。

255.社会資本整備総合交付金〔総合流域防災事業／準用河川改修事業〕

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部河川港湾局河川課

◆ 事業の目的及び概要

各圏域毎（菊地川圏域、白川・緑川圏域、球磨川圏域、天草圏域）に水害対策と土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進するもので、準用河川の改修事業に係るもの。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○　１事業の総事業費が概ね４億円以上２４億円以内の準用河川に係る河川改修等で、次のいずれかに該当するもの

イ　当該河川工事によって氾濫被害が防止されることとなる区域内に６０ｈａ以上の農地、５０戸以上の家屋又は５ｈａ以上の宅地が存するもの

ロ　過去３ヶ年に氾濫被害が３回以上発生した区域に関するもの

ハ　宅地開発、区画整理、土地改良等の事業に関連して、当該河川改修が必要となるもの

ニ　下水道又は農業用の水路からの排水を処理するため必要となるもの

◆ 財政支援措置

（準用河川改修事業）

国１／３、市町村２／３

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

年１回募集（４月～５月）

※令和７年度の募集は令和６年５月に終了

実施に関する計画等

○交付金の交付を受けて対象事業を実施しようとする地方公共団体は、あらかじめ地方公共団体ごとに概ね５年間で行う整備方針を取りまとめる。

○単年度に実施する内容については、整備計画に沿った「実施に関する計画」を提出する。

◆ 主な事例

船場川・大坪川（宇土市）

256.社会資本整備総合交付金（流域貯留浸透事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部河川港湾局河川課

◆ 事業の目的及び概要

近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進する事業。

◆ 事業主体

■県　■市町村（市）　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○一級河川又は二級河川の流域内において、貯留、浸透又は貯留浸透機能をもつ施設の整備等を地方公共団体が行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもので次のいずれかに該当するもの。

１．公共施設等もしくは民間施設（とその敷地）での５００㎡以上の貯留施設整備

２．既成市街地内の個人住宅敷地内への貯留浸透施設設置（流域全体で２０ｋ㎡以下の区域において、これらの施設を合わせた規模、能力が「１」と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とするもの）

３．新規の住宅開発において対象施設を、一団地内における対象施設を合わせた規模及び能力が「１」と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とする事業

４．既設の暫定調整池等で、公共施設として管理する施設又は民間の施設を改良する事業で、3,000m3 以上の治水容量及び必要に応じて環境容量を確保するため、洪水調節能力の向上等を図るために行うもの。また、当該河川の流域において、複数の溜め池を合わせた規模が3,000 m3 以上の治水容量を確保するもの

※準用河川は対象外

◆ 財政支援措置

負担割合：国１／３、
熊本県では、市が実施する場合は都市基盤河川改修事業に準じている。（県１／３、市１／３）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

年１回募集（４月～５月）　※令和７年度の募集は令和６年５月に終了

実施に関する計画等

○交付金の交付を受けて対象事業を実施しようとする地方公共団体は、あらかじめ地方公共団体ごとに概ね５年間で行う整備方針を取りまとめる。

○単年度に実施する内容については、整備計画に沿った「実施に関する計画」を提出する。

施設設置者（事業主体）は流域の地方公共団体であるが、施設設置後の管理者は敷地の管理者（例えば学校等）に帰属することになるため、維持管理については管理協定を締結のうえ、適切な管理に努める必要がある。流域貯留浸透事業の実施については、これを対象施設又は調節池等の管理者に委託することができる。

◆ 主な事例

健軍川（熊本市）

257.社会資本整備総合交付金（都市基盤河川改修事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部河川港湾局河川課

◆ 事業の目的及び概要

近年の都市化の進展に伴う都市水害の増大に対処し、地域行政との関連を踏まえたきめ細かい治水対策を進めるため、地域に密着した行政主体である市が施工主体となって河川改修を実施するもの。

◆ 事業主体

□県　■市町村（市）　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○　都市基盤河川改修事業の対象となる河川工事は、指定区間内の一級河川又は二級河川においては、その施行の場所より上流の流域面積が概ね 30km2 を超えない改良工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある改良工事とし、指定区間外の一級河川においては、周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある堤防の側帯の整備及び樹林帯の設置を行う改良工事とする。

河川法の規定により施行する特別区又は人口５万人以上の市の長とする。
また、下記の要件に該当するものとする。
・洪水予報河川及び水位周知河川：想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が公表されていること。（令和２年度末までに公表できる見込みである場合を含む）
・その他河川：浸水想定図（簡易的な手法による浸水が想定される範囲や浸水深、浸水実績を示したもの）が公表されていること。（令和３年度末までに浸水実績または浸水想定図を公表できる見込みであ
る場合を含む）

◆ 財政支援措置

負担割合：国１／３、県１／３、市１／３

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

年１回募集（４月～５月）
※令和７年度の募集は令和６年５月に終了
実施に関する計画等
○交付金の交付を受けて対象事業を実施しようとする地方公共団体は、あらかじめ地方公共団体ごとに概ね５年間で行う整備方針を取りまとめる。
○単年度に実施する内容については、整備計画に沿った「実施に関する計画」を提出する。

◆ 主な事例

健軍川・藻器堀川・鷺川・麹川（熊本市）

258.海岸メンテナンス事業

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部河川港湾局河川課

◆ 事業の目的及び概要

海岸メンテナンス事業は、戦略的な維持管理・更新等による予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策又は施設機能の向上を図る整備を実施し、計画的かつ集中的に推進することで、背後地の人命・資産の防護を図るとともに、現場ニーズに合った維持管理・更新等の高度化・効率化を進め、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図ることを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○　長寿命化計画の変更
既に策定されている長寿命化計画について、次の事項等を反映させて令和５年度までに変更されるもの。・水門・陸閘等の施設の追加　・水門・陸閘等の統廃合の位置づけ

○　老朽化対策
事業計画に位置付ける海岸保全区域内において、老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、その機能の強化又は回復を行う必要があるものを対象。

○　事業計画に位置付ける総事業費で県が行う場合は県全体で５千万円以上、市町村が行う場合は２千５百万円以上であること。

◆ 財政支援措置

県が事業主体の場合の補助率：国１／２、県９／２０、市町村１／２０
市町村が事業主体の場合の補助率：国１／２，市町村１／２

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

年１回募集（４月～５月）
※令和７年度の募集は令和６年５月に終了
実施に関する計画等
○交付金の交付を受けて対象事業を実施しようとする地方公共団体は、あらかじめ地方公共団体ごとに概ね５年間で行う整備方針を取りまとめる。
○単年度に実施する内容については、整備計画に沿った「実施に関する計画」を提出する。

◆ 主な事例

県事業：明治新田海岸（八代市）
市事業：天草市管理建設海岸長寿命化計画策定（令和２年度）
　　上天草市管理建設海岸長寿命化計画策定（令和２年度）

259.社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部河川港湾局河川課

◆ 事業の目的及び概要

中心市街地等における快適な居住環境を創出し良好な住宅・宅地の整備・保全を図り、又は大規模地震等の発生により既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図ることを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

１．中心市街地等における良好な居住環境の創出支援型事業

中心市街地活性化基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要であり、かつ、快適な居住環境の創出，良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事であって、次に掲げるいずれかの計画又は当該計画の実現に寄与する治水施設等整備事業計画に位置づけられているもの。

（１）中心市街地活性化法第９条に基づき市町村が作成する基本計画
（２）都市再生法第 15 条に基づき都市再生本部が定める地域整備方針及び同法第 46 条に基づき市町村が定める都市再生整備計画
（３）大都市法第３条の３に基づく供給計画
（４）地方拠点都市法第６条に基づく基本計画
（５）都市再生プロジェクトに関する基本的考え方に基づき都市再生本部が決定したもの

◆ 財政支援措置

当該特定事業と同種の治水施設等の整備に関する事業に係る国の補助割合又は負担割合と同じ割合で補助される。（例：広域河川改修事業の場合　国１／２、地方公共団体１／２）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

年１回募集（４月～５月）
※令和７年度の募集は令和６年５月に終了

（１）要件

イ　治水施設等整備事業計画は、住宅・市街地整備に係る計画の策定主体と十分に調整を行い作成したものであること。
ロ　事業計画は、中心市街地活性化基本計画等の対象地域の治水安全度の向上を主たる目的としているものであること。
ハ　既存の河川の整備計画との整合性がとれていること。

◆ 主な事例

Ｓ５４～　西部第一土地区画整理（熊本市）　河川事業

260.社会資本整備総合交付金（高潮対策事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部河川港湾局河川課

◆ 事業の目的及び概要

高潮、波浪、津波等により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設又は改良を実施する事業。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

以下の①から④までの要件をみたすもの

①海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。

②高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であること。

③防護面積、防護人口が５ｈａ／ｋｍ以上又は５０人／ｋｍ以上であること。
ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。

④総事業費が以下のとおりであること。
（ア）県が行うもの　１億円以上
（イ）市町村が行うもの　１億円以上

◆ 財政支援措置

県が事業主体の場合の補助率：国１／２、県９／２０、市町村１／２０
市町村が事業主体の場合の補助率：国１／２，市町村１／２

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

年１回募集（４月～５月）
※令和７年度の募集は令和６年５月に終了
実施に関する計画等
○交付金の交付を受けて対象事業を実施しようとする地方公共団体は、あらかじめ地方公共団体ごとに概ね５年間で行う整備方針を取りまとめる。
○単年度に実施する内容については、整備計画に沿った「実施に関する計画」を提出する。

◆ 主な事例

県事業：荒尾海岸（荒尾市）

261.社会資本整備総合交付金（海岸耐震対策緊急事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部河川港湾局河川課

◆ 事業の目的及び概要

海岸耐震対策緊急事業は、堤防・護岸等の耐震対策を海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

海岸法第４０条第１項第１号又は第６号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、以下の①から③までの要件を満たすもの

①以下に該当する海岸で、一連の防護区域に地域中枢機能集積地区を有すること。

・朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸

②地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに事業実施内容を記載した社会資本総合整備計画に規定する海岸耐震対策緊急事業計画が策定されている地区であること。

③事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。

（ア）県が行うもの　５千万円以上

（イ）市町村が行うもの　２千５百万円以上

◆ 財政支援措置

県が事業主体の場合の補助率：国１／２、県９／２０、市町村１／２０

市町村が事業主体の場合の補助率：国１／２，市町村１／２

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

年１回募集（４月～５月）

※令和７年度の募集は令和６年５月に終了

実施に関する計画等

○本事業を実施しようとする海岸管理者は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする。また、事業計画は、着手から原則として５年以内に成果目標の達成が見込まれるよう定める。

◆ 主な事例

事例無し

262.緊急自然災害防止対策事業債

所管省庁等：総務省、国土交通省

○県主管課：土木部河川港湾局河川課

◆ 事業の目的及び概要

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で①国庫補助の要件を満たさない事業、もしくは②国庫補助の要件を満たす事業であっても、流域治水プロジェクト又は流域治水計画に位置づけられた事業を対象とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

（1）対象施設

護岸、堤防、排水機場、水門、樋門・樋管、ダム等の河川に係る施設及び河道

（2）対象事業

①国庫補助の要件を満たさない事業の例

・防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事業費４億円未満の準用河川に係る河川改修
・普通河川に係る河川改修
・雨水貯留浸透施設の整備
・防災・安全交付金の流域貯留浸透事業の対象工事とならない500㎥未満の容量の雨水貯留浸透施設の整備、3,000㎥未満の容量の溜め池の整備
・洪水氾濫域減災対策協議会において策定した地域全体の減災計画に位置付けのない二線堤の築造

②国庫補助の要件を満たすもので流域治水プロジェクト又は流域治水計画(※)に位置づけられた事業の例

・河川（ダムに関する事業を除く。）に関する事業
・流域に関する対策

【例：防災・安全交付金の流域貯留浸透事業（雨水貯留浸透施設・溜め池の整備等）、総合流域防災事業（二線堤・移動式排水施設の整備等）等】

・準用河川に係る河川改修
・総合流域防災事業（情報基盤の整備）

※ 流域治水プロジェクトを現在策定中の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和５年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画（「流域治水計画」）を作成することによって流域治水プロジェクトの策定に代えることができるものとする。

◆ 財政支援措置

充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

対象期間：令和３年度から令和７年度

【起債を利用する際のスケジュール】

市町村事業担当者から県事業担当者(河川課)への個別計画の提出時期：一次協議分　4月中旬頃
二次協議分　12月上旬頃

市町村財政担当者から県市町村担当者(市町村課)への個別計画の提出時期：一次協議　4月下旬頃
二次協議　12月上旬頃

◆ 主な事例

牧良川河川改修事業（湯前町）等

263.緊急浚渫推進事業債

所管省庁等：総務省、国土交通省

○県主管課：土木部河川港湾局河川課

◆ 事業の目的及び概要

今後の気候変動に伴う豪雨の頻発化・激甚化を見据えると、河川の維持・管理はより一層重要となる。特に、河道内の土砂堆積（樹木繁茂）の進行等による流下断面の阻害は、住民等の安円・安心が脅かされるとともに、社会経済活動にも甚大な影響を及ぼしかねない。

したがって、堆積土砂（樹木繁茂）対策の計画的な実施により、流下断面を継続的に確保し河川を安全で良好な状態に保つことで出水時の氾濫被害を未然に防ぐ、又は軽減ざせることを目的としている。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

（1）対象施設

・一級河川、二級河川、準用河川、及び普通河川

・ダム（河川管理施設）

（2）対象事業

地方財政法第 33 条の５の 11 に規定する浚渫に関する個別計画（河川維持管理計画等）に基づき、地方単独事業として緊急に実施される浚渫事業

（3）対象経費

・土砂等の除去、樹木伐採等に係る費用（土砂等の除去等の実施に当たり必要となる測量・設計費を含む）

・附帯工事費（仮設道路の設置費（借地費含む）等）

・除去した土砂等の運搬・処理費用（土砂等仮置きのための借地費含む）

・ 土砂等の除去や処分等のために必要不可欠な用地取得費（土砂等の除去箇所への進入路の整備のための必要な用地取得費等）

◆ 財政支援措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

対象期間：令和７年度～令和１１年度まで

【起債を利用する際のスケジュール】

市町村事業担当者から県事業担当課(河川課)への個別計画の提出時期：一次協議分　4 月中旬頃

二次協議分　12 月上旬頃

市町村財政担当者から県市町村担当課(市町村課)への個別計画の提出時期：一次協議　4 月下旬頃

二次協議　12 月上旬頃

◆ 主な事例

球磨川水系万江川（山江村）等

264.社会資本整備総合交付金（総合流域防災事業効果促進事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部河川港湾局河川課

◆ 事業の目的及び概要

効果促進事業は計画の目標実現のため、基幹事業（道路、河川等の１６事業）と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業が対象となり、ソフト事業（ハザードマップ作成・活用等）についても一定の範囲内で実施可能である。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○　ハザードマップ又は防災マップ等の作成、印刷を行うもの

◆ 財政支援措置

（効果促進事業）
国１／２、市町村１／２

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

年１回募集（４月～５月）
※令和７年度の募集は令和６年５月に終了

実施に関する計画等
○交付金の交付を受けて対象事業を実施しようとする地方公共団体は、あらかじめ地方公共団体ごとに概ね５年間で行う整備方針を取りまとめる。
○単年度に実施する内容については、整備計画に沿った「実施に関する計画」を提出する。

◆ 主な事例

ハザードマップ・防災マップ作成（天草市等）

265.社会資本整備総合交付金（海域環境創造・自然再生等事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部河川港湾局港湾課

◆ 事業の目的及び概要

海水が汚染され、ヘドロ等が堆積している海域において良質な土砂で海底を覆う覆砂工事や海浜（砂浜、磯浜、干潟、藻場等）の整備、水質浄化施設及び水質・底質の改善を図る外郭施設・係留施設等の改良を行い、底質から有機物の溶出を抑制し、水質の浄化、赤潮の抑制、生物相の回復等を図るとともに、海浜整備による親水空間の形成を図るなど良好な海域環境を創造する事業である。

◆ 事業主体

■県（港湾管理者）　■市町村（港湾管理者）　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

（1）水質、底質の改善を図り、海域の利用の増進に資するためのもので次に掲げるものとする。
（ア）汚泥上への覆砂、海浜（砂浜、磯浜、干潟、ラグーン、藻場等）及び当該施設を構成するに必要な突堤、離岸堤等の整備
（イ）水質浄化施設の整備に必要な経費のうち、次に掲げる経費とする
○水質浄化設備（循環ポンプ等）及び当該施設を構成するに必要な付帯設備の整備に要する経費
○水質浄化施設の設置に要する経費
○水質の監視に要する経費
（ウ）水質、底質の改善を図る外郭施設、係留施設等の改良（全体事業規模が内地は５００百万円、離島は３００百万円を超える場合に限る。）
（2）沈廃船等処理
（ア）沈廃船
（イ）放置座礁船

◆ 財政支援措置

○負担率及び補助率

県管理	海浜・水質浄化施設	（国　5／10　県　4／10　市町　1／10）
市町管理	海浜・水質浄化施設	（国　5／10　市町　5／10）
	施設改良	（国4／10　市町　6／10）
	沈廃船処理	（国　1／3　市町　2／3）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

事業実施に当たっては、広域的な水質・底質の汚染の実態調査を実施し、「生活環境の保全に関する基準（海域）」及び「水産用水基準」による底質の環境基準を目安に事業実施区域を設定することとなる。

※市町村からの要望を受け付けた時点で事業化に向けた検討を開始する。

◆ 主な事例

・富岡港
・百貫港

266.緊急自然災害防止対策事業債

所管省庁等：総務省、国土交通省

○県主管課：土木部河川港湾局港湾課

◆ 事業の目的及び概要

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で国庫補助の要件を満たさない事業を対象とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

（1）対象施設

○港湾施設（水域施設、外郭施設(護岸については廃棄物埋立護岸、緑地護岸を含む)、係留施設、臨港交通施設、旅客施設及び荷さばき施設（地方財政法施行令第 46 条第１項第７号に規定する港湾整備事業に係る施設を除く。））

○海岸管理者が管理する海岸保全施設

（2）対象事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で国庫補助の要件を満たさない事業を対象とする

○港湾施設の対象事業

①　国庫補助の要件を満たさない事業の例)

・１件あたりの事業規模が、都道府県及び指定都市が行うものにあっては２億円未満、市区町村が行うものにあっては 90 百万円未満の改修事業

・浸水被害を生じさせるおそれがある場合の浚渫及び竹木等の除去作業

○海岸施設の対象事業

①　国庫補助の要件を満たさない事業の例)

・高潮対策・侵食対策に係る事業のうち、総事業費が、以下に該当するもの。

離島・奄美・北海道・沖縄 ５千万円未満

内地 １億円未満

・海岸耐震対策に係る事業のうち、海岸保全施設の新設又は改良で、総事業費が以下に該当するもの。

都道府県が行うもの ５千万円未満

市区町村が行うもの ２千５百万円未満

・津波・高潮危機管理対策に係る事業のうち、海岸保全施設の新設又は改良で、総事業費が以下に該当するもの。

都道府県が行うもの ５千万円未満

市区町村が行うもの ２千５百万円未満

②　災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画（※）に位置づけられた海岸事業（情報基盤の整備）については、①に関わらず、国庫補助の要件を満たす事業も対象とする。

※ 流域治水プロジェクトを現在策定中の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和４年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画（「流域治水計画」）を作成することによって流域治水プロジェクトの策定への位置付けに代えることができるものとする。

◆ 財政支援措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

対象期間：令和３年度から令和７年度

【起債を利用する際のスケジュール】

市町村事業担当者から県事業担当者（港湾課）への個別計画の提出時期：一次協議分　4 月中旬頃

二次協議分　12 月上旬頃

市町村財政担当者から県市町村担当者（市町村課）への個別計画の提出時期：一次協議　4 月下旬頃

二次協議　12 月上旬頃

◆ 主な事例

・河内港

・長洲港

267.災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部河川港湾局砂防課

◆ 事業の目的及び概要

「災害対策基本法」による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地のうち、激甚災害に伴い崩壊等が発生し、これを放置すると人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止事業。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

激甚災害に伴い発生した崩壊等のうち次の各号に該当するもの。

①「災害対策基本法」第５条による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、または記載されることが確実であるがけ地で発生したもの。
②がけ地の高さが５m以上であること。
③人家２戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事に係るもの。
④１箇所の事業費が600万円以上であること。

◆ 財政支援措置

国の補助率　１／２　　県１／４

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・「激甚災害」とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第二条第一項の規定により激甚災害として指定され、かつ同法第三条及び第四条若しくは第五条の規定による措置の適用が指定され、または指定されることが確実である災害をいう。

◆ 主な事例

熊本市（京町１丁目地区）
益城町（寺迫上田平地区）
御船町（小坂地区）
玉名市（唐ノ平地区）
天草市（今村地区）
宇土市（馬立地区）
南阿蘇村（田坪地区）
西原村（河原地区）
山鹿市（北屋敷地区）
津奈木町（平国下地区）
和水町（内田地区）
大津町（外牧地区）
錦町　（大谷地区）
南関町（受地地区）
あさぎり町（西A地区）

268.熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業

所 管 省 庁 等 ： 熊 本 県

○県主管課：土木部河川港湾局砂防課、建築住宅局建築課

◆ 事業の目的及び概要

土砂災害特別警戒区域等内の居住者の生命及び身体を保護するため、土砂災害危険住宅の移転を行う者に対して移転等に要する経費に係る補助金を交付する市町村（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する事業である。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○補助対象住宅

・土砂災害特別警戒区域等内に存する建築物で、その全部又は一部を住宅（賃貸住宅を除く。）の用途に供するもの。

○補助要件

・住宅の除却を行うものであること。
・住宅の居住者が土砂災害警戒区域外に移転すること。
・移転先が熊本県内であること。

○補助内容

・住宅除却費等：危険住宅の除却、動産の移転及び仮住居に要する経費
・移転経費：建築確認等手続費用・登記に係る費用・火災保険加入料等
　賃貸住宅に入居する際に要する経費・賃貸費
・住宅の建設・購入費等：住宅の建設若しくは購入又は空き家等の改修に要する経費
・土地の調査費

◆ 財政支援措置

熊本県（１／１）
限度額：３００万円／戸

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・各市町村において助成制度を創設する必要がある。
・事業の実施にあたっては、市町村において県の振興局と協議し、事業計画を定める必要がある。

◆ 主な事例

・八代市：２３件
・天草市：２３件
・熊本市：２１件
・宇城市：１３件
・山鹿市、山都町、芦北町：各８件　等

269.くまもとアートポリス事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：土木部建築住宅局建築課

◆ 事業の目的及び概要

くまもとアートポリスは、後世に残り得る文化的資産としての優れた建造物を県内各地につくり、地域の活性化や建築文化の向上などを通して、熊本ならではの質の高い生活空間の創造を目標としている。

① プロジェクト事業　　：設計者の推薦及び事業の支援
② 顕彰事業　　：くまもとアートポリス推進賞の実施
③ 企画・広報・人材育成事業：シンポジウムの実施等

プロジェクト事業では、優れた建造物をつくるため、事業主に対して、設計者の推薦や設計者選定方法についてプロポーザル等の提案を行うとともに、建設事業中の支援、メンテナンスの助言及び広報・見学会等を実施し県内外に広く情報を発信する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合
■その他（民間）

◆ 対象事業等

○プロジェクト対象
建築物、橋などの土木構造物、公園やまちなみといった環境整備。
（事業主としては、県、市町村、民間（個人住宅を除く。）が対象。）

◆ 財政支援措置

・設計者の選定に係る費用は県が負担する。
・広報・見学会に係る費用は県が負担する。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

建築物の設計者推薦や完成までのサポート等により、建造物を核とした魅力ある地域づくりに貢献できる事業である。
※交付申請は随時受付

◆ 主な事例

プロジェクト参加：１２１件、竣工等１１９件、設計・工事中２件
（令和７年３月末現在）

完成例：八代市立博物館、熊本市営新地団地、清和文楽館・清和文楽邑道の駅公衆トイレ・清和郷土料理館、苓北町民ホール、美里町林業総合センター、新八代駅前モニュメント「きらり」、芦北町地域資源活用総合交流促進施設、熊本駅新幹線口（西口）駅前広場、宇土市立網津小学校、宇土市立宇土小学校、宇城市立豊野小中学校、菊池市街地ポケットパーク、和水町立三加和小中学校、天草アーバ、みんなの家、災害公営住宅、熊本県総合防災航空センター、立田山憩いの森・お祭り広場公衆トイレ、熊本地震震災ミュージアム、南阿蘇鉄道高森駅・交流施設、芦北町友田団地など多数

受賞例：日本建築学会作品賞、村野藤吾賞、土木学会田中賞、グッドデザイン賞、建築業協会賞、毎日芸術賞など多数

270.熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：土木部建築住宅局建築課

◆ 事業の目的及び概要

誰もが利用しやすい建築物の整備を促進するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（（平成１８年法律第９１号）以下「バリアフリー新法」という。）に規定する特別特定建築物（一部除く。）の整備（改修工事に限る。）に要する費用の一部について、民間事業者等に補助を行う市町村に対して県が補助を行う。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

次の事業（改修に限る。）に要する経費

バリアフリー新法に規定する建築物特定施設をはじめ、利用者に配慮して整備される一連の施設について、建築物移動等円滑化基準等を満たす施設整備に要する費用

◆ 財政支援措置

補助率　：　市町村（２／３）に対して１／２

負担割合：　事業者（１／３）、市町村（１／３）、県（１／３）

限度額　：　１,０００千円／件又は２５０千円／件（県費）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・単年度要項であるため、内容が変更になる場合あり。県予算上限有り。

・各市町村において、補助要項を策定する必要あり。

・随時交付申請受付

◆ 主な事例

飲食店、理容・美容店、物販店、ホテル、公衆浴場など

271.社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部建築住宅局建築課

◆ 事業の目的及び概要

高齢者及び障がい者（以下「高齢者等」という。）の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備及び高齢者等の利用に配慮した建築物の整備を行う事業について、市町村等に補助する制度。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　■その他（民間事業者）

◆ 対象事業等

国の補助対象となる項目は、

（１）基本構想・バリアフリー環境整備計画作成

（２）整備計画に基づく移動システム等の整備

①屋外移動システム整備

②建築物の新築または改修に伴う一定の屋内の移動システム整備

③移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース

（３）認定特定建築物等整備事業

①屋外の移動システム整備（平面通路に限る）

②屋内の一定の移動システム整備

③移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース等

（４）既存建築物バリアフリー改修事業

①不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物※

②バリアフリー条例による規制の対象となる建築物※

※バリアフリー改修工事に要する費用が補助対象となる。

◆ 財政支援措置

○補助率

①基本構想・バリアフリー環境整備計画の作成

（国１／３、市町村２／３）

②移動システム等の整備

１）市町村が整備を行う場合（国１／３、市町村２／３）

２）整備を行う施行者に対して市町村が補助する場合（市町村が補助する額の１／２又は費用の１／３のいずれか低い額）

③認定特定建築物の移動システム等の整備（市町村が補助する額の１／２又は費用の１／３のいずれか低い額）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

概算要望書提出：前年度６月　本要望書提出：前年度の内示：前年度３月末

地区要件に注意が必要である。

【スケジュール】

前年度	６月	概算要望書提出	当該年度	４月	交付申請
	１０月	本要望書提出		５月	交付決定
	３月末	内示			

◆ 主な事例

Ｈ７　熊本市（ムサシ歯科クリニック）

Ｈ８　荒尾市（あらおシティモール）

Ｈ９　荒尾市（あらおシティモール）、八代市（信用保証協会八代支店）

Ｈ１４　熊本市（ＪＲ水前寺駅）

272.社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部建築住宅局建築課

◆ 事業の目的及び概要

市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業について、市町村等に補助する制度。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○国の補助対象となる項目は、

① 調査設計計画費（事業計画作成、地盤調査、建築設計等）
② 土地整備費（既存建築物除去等費、補償費等）
③ 共同施設整備費（空地等整備、供給処理施設整備、防災関連施設整備、駐車場整備等）

※事業のタイプにより補助対象が異なる。

◆ 財政支援措置

○市町村が施行する場合：国１／３　市町村２／３
○民間事業者等が施行する場合：国１／３　市町村１／３　施行者１／３
平成 28 年熊本地震で被災したマンションの建替えは補助率の嵩上げあり
（R2.3.31 までの国費交付申請に係る分まで）　熊本地震復興基金事業
国２／５　県（基金）１／10　市町村２／５　施行者１／10

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

対象地域及び補助事業の要件が、優良建築物等整備事業の各タイプで異なるため、事業の採択に当たっては充分注意することが必要である。また新規事業採択にあたっては、採択時評価（Ｂ／Ｃ≧１．０）が必要である。

民間事業者等が施行する場合は、市町村の民間事業者への補助が前提となるため、市町村においては補助制度を創設する必要がある。

【スケジュール】

前年度	６月	概算要望書提出
	１２月	本要望書提出
	３月末	内示
当該年度	４月	交付申請手続き

◆ 主な事例

Ｈ４～５	熊本市（下通地区「ウィング館」）
Ｈ１０～１１	熊本市（新町地区「塩屋一番館」）
Ｈ１４～１５	宮原町（西上宮Ｂ地区）
Ｈ２０～２１	八代市（本町三丁目）
Ｈ２９～	熊本市（被災マンション建替え）

273.社会資本整備総合交付金（基本計画等作成等事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部建築住宅局建築課

◆ 事業の目的及び概要

地方公共団体等が土地の合理的かつ健全な高度利用及び市街地環境の整備が必要な地区について行う計画の作成等を支援することにより、同事業等の事業化の促進を図り、もって同事業等の円滑かつ効率的な施行による市街地再開発の計画的な推進に資することを目的とする。
（旧市街地総合再生事業・まちなみデザイン推進事業）

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

国の補助の対象となる項目は、

①市街地総合再生基本計画作成
- 地区整備の基本方針
- 現況調査
- 街区ごとの整備手法の検討
- 再開発事業候補選定　等

②基本計画作成
- 基本計画に係る検討
- 施設建築物の概略計画の検討
- 地区施設に係る概略計画の検討　等

③推進計画作成
- 組合定款等案の検討
- 事業計画案の検討
- 権利調整の詳細の検討　等

④コーディネート業務
- 計画コーディネート業務
- 事業コーディネート業務

◆ 財政支援措置

○補助率

国	１／３～１／２
市町村	１／２～２／３

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

地区要件に注意が必要である。

【スケジュール】

前年度	６月	概算要望書提出
	１２月	本要望書提出
	３月末	内示
当該年度	４月～	交付申請手続き

◆ 主な事例

○旧まちなみデザイン推進事業

Ｈ５	水俣市（旭町地区）
Ｈ６	玉名市（高瀬中央地区）、鹿本町（来民地区）
Ｈ７	玉名市（高瀬中央地区、高瀬南部地区）

○旧市街地総合再生事業

Ｈ６～７	熊本市（中心市街地地区）
Ｈ８～１０	玉名市（高瀬地区）
Ｈ８	八代市（松江城町地区）
Ｈ１２～１３	宮原町（西上宮地区）
Ｈ１４～１５	熊本市（中心市街地南地区）
Ｈ１４	人吉市（中心市街地地区）

274.社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部建築住宅局建築課

◆ 事業の目的及び概要

老朽ストックの建替え等の円滑化を図り、狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成を図るため、狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営、安全性を確保する必要性の高い狭あい道路の整備等を行う地方公共団体及び民間事業者に対して国が必要な助成を行う制度。
（狭あい道路）建築基準法第４２条第２項若しくは第３項の規定による指定を受けた道路、同法に基づく道路で種別若しくは位置が明確でないものをいう。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

地方公共団体が行う狭あい道路拡幅整備事業又は民間事業者が実施する場合に地方公共団体が補助する費用、あるいは地方公共団体が行う狭あい道路情報整備等促進事業に要する費用の一部を国が補助する。

（狭あい道路拡幅整備事業）

地方公共団体が定める狭あい道路拡幅整備促進計画に基づき行われる狭あい道路の拡幅整備を行う事業。

（狭あい道路情報整備等事業）

狭あい道路の情報整備及び狭あい道路の拡幅整備に係る普及啓発を行う事業。

◆ 財政支援措置

① （狭あい道路情報整備等事業）
地方公共団体が行う事業に要する費用の１／２以内の額

② （狭あい道路拡幅整備事業）
地方公共団体が実施する場合：事業に要する費用の１／２以内の額
民間事業者が実施する場合：事業に要する費用の１／３以内かつ地方公共団体が補助する額の１／２以内の額

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

狭あい道路拡幅整備等事業実施に当たっては、実施市町村において狭あい道路整備促進計画を定める必要がある。

補助の採択要件等があるので、事業の実施に当たっては、主管課に事前相談が必要。

民間事業者が実施する狭あい道路拡幅整備等事業について、国の補助制度を活用して実施する場合に活用できることから、市町村においては助成制度を創設する必要がある。

① 情報整備　令和 7 年 3 月 31 日まで　② 拡幅等整備　令和 11 年 3 月 31 日まで

◆ 主な事例

Ｈ２７　菊池市、美里町、長洲町、菊陽町、高森町
Ｈ２８　天草市、菊池市、美里町、長洲町、高森町、甲佐町
Ｈ２９　天草市、美里町、長洲町、高森町、甲佐町
Ｈ３０　天草市、菊池市、美里町、長洲町、高森町
Ｈ３１　天草市、菊池市、美里町、長洲町、高森町
Ｒ２　天草市、菊池市、長洲町
Ｒ３　天草市、菊池市、長洲町
Ｒ４　天草市、菊池市、長洲町
Ｒ５　天草市、長洲町、宇城市
Ｒ６　天草市、玉名市、宇城市、長洲町

275.社会資本整備総合交付金（住宅・建築物耐震改修事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部建築住宅局建築課

◆ 事業の目的及び概要

地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し助成を行う事業である。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○住宅及び建築物の耐震診断等の支援に関する事業
・住宅及び建築物の耐震診断（擁壁を含む。）
・住宅及び建築物に係る耐震化のための計画の策定
・住宅及び建築物の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業
○住宅の耐震改修、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修を含む。）
○建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修を含む。）
○避難所等の耐震改修又は建替えに関する事業（擁壁の耐震改修を含む。）
○天井の耐震改修に関する事業（天井の除却を含む。）
○屋根の耐風診断及び耐風改修に関する事業
○ブロック塀等安全確保に関する事業

◆ 財政支援措置

○耐震改修促進計画策定、普及啓発、耐震診断、耐震改修設計等　※耐震診断は補助上限あり
・民間実施の場合　：国１／３　地方公共団体１／３
・地方公共団体実施の場合：（住宅）国１／２　（建築物）国１／３
○耐震改修　※補助上限あり
・民間実施の場合　：国 11.5%～１／６　地方公共団体 11.5%～１／６
・地方公共団体実施の場合：国 11.5%～１／６
※建築物の用途等によって補助率が異なる。
○（設計＋改修（建替え））　※補助上限あり
・民間実施の場合　：国２／５　地方公共団体２／５
・地方公共団体実施の場合：国２／５
○上記の「耐震診断」及び「設計＋改修（建替え）」については、熊本県戸建て木造住宅耐震改修等緊急促進事業補助金制度あり
・県：市町村が補助する額から国費分を差し引いた額の１／２

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

事業実施にあたっては、耐震改修促進法第６条の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定める必要がある。

補助の採択要件等があるので、事業の実施にあたっては、主管課に事前相談が必要。

民間事業者が実施する場合、国の補助制度が活用できることから、市町村においては助成制度を創設する必要がある。

【スケジュール】前年度　６月 概算要望書提出　１２月 本要望書提出　３月末 内示
当該年度　４月～ 交付申請手続き

◆ 主な事例

Ｈ２９　計画策定：全市町村
実績：概ね全市町村

276.社会資本整備総合交付金（住宅・建築物アスベスト改修事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部建築住宅局建築課

◆ 事業の目的及び概要

アスベストによる被害を未然に防止するため、建築物等のアスベスト改修等を促進する市町村に助成する制度である。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○アスベスト含有調査等事業

建築物における吹付け建材について、アスベスト含有の有無の調査に要する費用。

※建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するものが対象。

○アスベスト除去等事業

吹付けアスベスト等が施工されている建築物における吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用。

※事業計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行い、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するものが対象。

◆ 財政支援措置

○補助率

アスベスト含有調査等事業

・国１０／１０（上限２５万円／棟）

アスベスト除去等事業

・地方公共団体が実施する場合：国１／３

・民間事業者が実施する場合：国１／３　地方公共団体１／３

県１／６（熊本県民間建築物アスベスト緊急改修促進事業）

市町村１／６

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○民間事業者が実施する場合、国の補助制度が活用できることから、市町村においては補助制度を創設する必要がある。

【スケジュール】

前年度	６月	概算要望書提出
	１２月	本要望書提出
	３月末	内示
当該年度	４月～	交付申請手続き

◆ 主な事例

Ｈ２５～３１	熊本市　八代市　人吉市　天草市　山鹿市　菊池市　宇土市　上天草市　宇城市　南小国町　御船町
Ｒ２	熊本市　八代市
Ｒ３	菊池市　南小国町
Ｒ４	熊本市　八代市　上天草市
Ｒ５	熊本市　八代市　人吉市　水俣市　宇城市　和水町
Ｒ６	八代市　宇城市　阿蘇市

277.社会資本整備総合交付金（がけ地近接等危険住宅移転事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部建築住宅局建築課

◆ 事業の目的及び概要

がけ崩れ、土石流、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第３９条第１項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域、同法第４０条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第９条に基づき県が指定した土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅の移転を行う者等に対し補助金を交付する市町村に対し、補助する事業である。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○危険住宅移転事業費

① 危険住宅の除却等費
- ・除却費（補助対象限度額：木造住宅３万３千円／㎡、非木造住宅４万４千円／㎡）
- ・引越費用等（補助対象限度額：９７万５千円／戸）

② 建物助成費

危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入費を含む）のため、金融機関等から融資を受けた場合の利子（借入利率８.５％を限度）に相当する額に対して補助する。（補助対象限度額３２５万円、特殊土壌地帯の場合４６５万円）

③ 土地取得費（補助対象限度額９６万円、特殊土壌地帯の場合２０６万円）

④ 敷地造成（補助対象限度額６０万８千円特殊土壌地帯のみ）

◆ 財政支援措置

○補助率

国１／２　県１／４（熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助）市町村１／４

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

危険住宅からの移転は個人の生活設計と密接に関連するものであるが、事業主体である市町村は常に管内の危険住宅の措置方針等を定めて計画的な事業実施が必要である。

市町村の危険住宅移転事業者への補助が前提となる。

なお、別事業の「熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業」と併用できる場合がある。

【スケジュール】

前年度	６月	概算要望書提出
	１０月	本要望書提出
	３月末	内示
当該年度	４月	交付申請
	５月	交付決定

募集スケジュールは、社交金スケジュールに準ずる。

◆ 主な事例

Ｈ２８	阿蘇市,山鹿市,荒尾市	Ｈ２９	熊本市,玉名市,天草市,多良木町,益城町
Ｈ３０	熊本市,宇土市,宇城市,美里町,芦北町	Ｈ３１	熊本市,荒尾市,美里町,益城町
Ｒ３	玉名市	Ｒ４	熊本市,八代市,山鹿市,天草市
Ｒ５	熊本市,山鹿市	Ｒ６	甲佐町

278.熊本県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：土木部建築住宅局建築課

◆ 事業の目的及び概要

耐震改修促進法の改正（平成２５年１１月２５日施行）に伴い、耐震診断を行い、その結果を報告することが義務付けされている病院や旅館等の不特定多数の者が利用する大規模な建築物等の耐震化を促進するため、当該建築物等の耐震改修等を行う者に対して、国の補助制度（住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金）を活用して補助を行う市町村への助成事業である。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（建築物耐震対策緊急促進事業を行う民間事業者）

◆ 対象事業等

○補助対象建築物

・病院や旅館等の不特定多数の者が利用する大規模な建築物で、昭和５６年５月３１日以前に着工されたもの。

○補助対象費用

・耐震設計及び第三者判定に要する費用

・耐震改修、建替え又は除却に要する費用

◆ 財政支援措置

○補助対象経費

・耐震設計及び第三者判定に要する経費について、国の住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱に規定された補助対象限度額の３分の１以内の額かつ市町村が補助する経費の２分の１以内の額

・耐震改修、建替え又は除却に要する経費について、国の住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱に規定された補助対象限度額の１１．５％以内の額かつ市町村が補助する経費の２分の１以内の額

○補助額

補助対象経費に補助率２分の１を乗じた額以内

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○民間事業者が実施する場合は市町村において補助制度を創設する必要がある。

【スケジュール】

前年度　９～１０月　県費要望調査

当該年度　４月～　交付申請手続き

※別途、国費についても要望及び交付申請等が必要。

◆ 主な事例

Ｈ２６　熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、宇土市、宇城市、阿蘇市、南小国町

Ｈ２７　同　上

Ｈ２８　同　上

Ｈ２９　熊本市、八代市、人吉市、宇土市

Ｈ３０　阿蘇市、水俣市

Ｒ２　水俣市

Ｒ３　水俣市

279.熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：土木部建築住宅局建築課

◆ 事業の目的及び概要

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第５条第３項の規定に基づき熊本県建築物耐震改修促進計画第４章４で指定した緊急輸送道路沿道の民間建築物のうち、昭和５６年５月３１日以前に着工したものについて、耐震診断を行う民間事業者等に対して補助を行う市町村を支援し、建築物の耐震化の促進を図る。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（民間事業者）

◆ 対象事業等

市町村の耐震改修促進計画に定められた取組方針に基づいた緊急輸送道路沿道の民間建築物の耐震診断に関する事業で、国の住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金を活用して民間事業者に対し補助金を交付する市町村に対し補助を行う。

◆ 財政支援措置

○補助対象経費
国の住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱に基づき算出された民間事業者の行う耐震診断に要する経費の３分の１以内の額かつ市町村が補助する経費の２分の１以内の額
○補助額
補助対象経費に補助率２分の１を乗じた額以内

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○事業実施に当たっては、耐震改修促進法第６条の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定める必要がある。
○民間事業者が実施する耐震診断について、国の補助制度を活用できることから、市町村においては補助制度を創設する必要がある。
【スケジュール】
前年度　９～１０月　県費要望調査
当該年度　４月～　交付申請手続き
※別途、国費についても要望及び交付申請等が必要。

◆ 主な事例

Ｈ２１～３０　熊本市、水俣市、天草市、宇城市
Ｒ４　熊本市
Ｒ５　熊本市

280.木造設計アドバイザー普及事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：土木部建築住宅局営繕課

◆ 事業の目的及び概要

県内の地方公共団体（市町村、一部事務組合及び広域連合）が整備する公共建築物の設計段階において、県と一般財団法人熊本県建築住宅センターが協働して創設した木造設計アドバイザー制度を活用し、専門性の高い助言等を受ける場合のアドバイザー派遣費用の一部を県が負担することで、県産材の積極的な活用と質の高い木造建築物の整備を推進する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合　□その他

◆ 対象事業等

県内の市町村、一部事務組合及び広域連合が発注する木造公共建築物の設計業務委託。

◆ 財政支援措置

一般財団法人熊本県建築住宅センターへ支払う木造設計アドバイザー派遣費用２回分を県が負担

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

申込書を、初回の派遣希望日の１ヶ月前までに県営繕課まで提出

◆ 主な事例

H30 実績　芦北町　芦北町総合コミュニティセンター
R1 実績　高森町　南阿蘇鉄道高森駅舎及び交流施設ほか
R2 実績　山都町　山都町総合体育館
R4 実績　芦北町　湯浦地区地域優良賃貸住宅
R6 実績　天草市　（仮称）史跡棚底城跡ガイダンス施設及び倉岳支所

281.社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部建築住宅局住宅課

◆ 事業の目的及び概要

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備について、地方公共団体の自主性と創意工夫を尊重しつつ住環境の向上を支援、推進するため、地域住宅計画に基づいた事業に対し交付金の交付を行う。（「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」平成１７年6月２９日法律７９号）

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（平成１８年度から地域住宅協議会（現在、県、市町村、独立行政法人都市再生機構、県住宅供給公社、住宅金融支援機構が構成員）が制度拡充により追加

◆ 対象事業等

○基幹事業（地域の住宅施策のために中心的な事業）

・公営住宅整備事業等
・公営住宅等ストック総合改善事業
・公的賃貸住宅家賃低廉化事業　等

○効果促進事業（地方公共団体独自の提案による、基幹事業の効果を増大する事業）

・公営住宅等駐車場整備事業
・移転費等助成事業
・住宅に関する基礎調査　等

◆ 財政支援措置

○国費充当率：対象事業費の概ね４５%充当（住宅地区改良事業、効果促進事業は５０%）

＊予算の範囲内で充当

○地方債措置、交付税措置

・公営住宅整備事業等、公営住宅等ストック総合改善事業等
（公営住宅建設事業債：起債１００%充当、交付税措置なし）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

事業の執行に当たっては、社会資本総合整備計画への位置付けが必要（現在、県及び４４市町村で共同作成）

○次年度予算要望時期：6月、１１月　国費内示4月

○交付決定申請時期（変更含む）は随時。

◆ 主な事例

○基幹事業：・公営住宅整備事業等（公営住宅の新規整備、建替）
・公営住宅ストック総合改善事業（外壁改修、水洗化工事、既設公営住宅等火災報知器設置等）

効果促進事業：公営住宅等駐車場整備事業、移転費等助成事業他

令和２年度国費　：２，２０５百万円（実績）
令和３年度国費　：２，０３９百万円（実績）
令和４年度国費　：１．９２７百万円（実績）
令和５年度国費　：２，４４９百万円（実績）
令和６年度国費　：２，５２６百万円（実績）

282.社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部建築住宅局住宅課

◆ 事業の目的及び概要

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進等を図る。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等）

◆ 対象事業等

（１）整備計画に従って行われる事業
①拠点的な住宅開発を中心とした整備に関連して行われる事業（拠点開発型）
②中心市街地における街なかの住宅再整備に関連して行われる事業（街なか居住再生型）
③密集住宅市街地整備に関連して行われる事業（密集住宅市街地整備型）
（２）都市再生住宅等整備事業
本事業等の実施に伴い、住宅等を失う者を入居させるための従前居住者用の住宅等整備など
（３）上記事業・重点整備地区タイプ毎の補助項目（補助対象）
①整備計画作成等
②市街地住宅等整備（共同施設整備等、公共空間等整備）
③居住環境形成施設（老朽建築物除去、地区公共施設等整備、仮設住宅等設置）
④延焼遮断帯形成事業
⑤住宅・建築物耐震改修事業
⑥民間賃貸住宅等家賃対策補助事業
⑦関連公共施設
⑧街なみ環境整備事業
⑨公営住宅整備事業等
⑩住宅地区改良事業等
⑪都市再生住宅等整備事業

◆ 財政支援措置

○補助率　国１／３、１／２又は２／３
（補助率は対象事業によって異なるので詳細はお問い合わせ下さい）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

事業の執行に当たっては、社会資本総合整備計画への位置付けが必要（現在、県及び４４市町村で共同作成）
○次年度予算要望時期：６月、１１月　国費内示４月
○交付決定申請時期（変更含む）は随時。

◆ 主な事例

熊本駅西地区（熊本市）
整備内容：熊本市　コミュニティ住宅の建設（９４戸）外
熊本県　関連公共：都市計画道路 春日池上線 Ｌ＝１,５８２ｍ
事業期間：平成１３年度～２９年度
総事業費：熊本市（約１９億円）、熊本県（約１３５億円）

283.社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部建築住宅局住宅課

◆ 事業の目的及び概要

住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする地区において、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成のため、街なみ整備事業等を行うもの。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○補助対象地区

次のいずれかに該当する１ha 以上の区域内で、地区住民による街づくり協定が締結されている０.２ha 以上の地区

①接道不良住宅の戸数割合が７割以上、かつ、住宅密度が３０戸／１ha 以上であること

②幅員６m以上の道路延長が、道路総延長の１／４未満、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域面積の３%以内であること

③地方公共団体の条例等により景観形成を図るべきこととされていること

○補助対象

協議会活動費、整備方針策定費、街なみ環境事業費（事業計画策定費、地区施設整備費、地区防災施設整備費、生活環境施設整備費、空屋住宅等除却費）、街なみ整備助成費（門塀等移設費、分筆登記費、修景施設整備費、共同建替等共同施設整備費）

◆ 財政支援措置

○補助率　協議会活動（国１／２）※市町村が協議会に補助する費用に対する補助率

地方公共団体による事業（国１／２、地方公共団体１／２、又は国１／３、地方公共団体２／３）

地区住民による事業（国１／３、地方公共団体１／３、地区住民１／３）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

事業の執行に当たっては、社会資本総合整備計画への位置付けが必要。（現在、県及び４４市町村で共同作成）

○次年度予算要望時期：６月、１１月　国費内示４月

○交付決定申請時期（変更含む）は随時。

◆ 主な事例

Ｈ１０～Ｈ２４　宇城市（松合地区（旧不知火町））

Ｈ１３～Ｈ２０　芦北町（佐敷地区）

Ｈ１３～Ｈ２３　南小国町（黒川地区）

Ｈ１５～　人吉市（鍛冶屋町通り地区）

Ｈ２２～Ｈ２７　天草市（崎津地区）

Ｈ２７～　山鹿市（湯まち地区）

Ｈ３０～　湯前町（湯前地区）

Ｒ７～　八代市（妙見宮地区）

284.社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部建築住宅局住宅課

◆ 事業の目的及び概要

良好な住宅及び宅地の供給の促進に資することを目的とし、住宅及び住宅の供給を行う計画的な住宅宅地事業や計画的に開発された住宅団地に関連して行われる、公共施設の整備等を実施するもの。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（住宅供給公社、民間事業者）

◆ 対象事業等

・対象地域　県庁所在都市又は通勤圏内人口２５万人以上の都市の通勤圏又は地方拠点都市
・補助対象施設　道路、街路、都市公園、下水道、河川、砂防施設、鉄道施設整備

◆ 財政支援措置

国の補助予算の範囲内において、地方公共団体に対し促進事業に要する費用について、当該促進事業と同種の公共施設整備に関する事業に係る国の補助割合又は負担割合と同じ割合で補助される。（例：街路の場合　国１／２、地方公共団体１／２）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

団地規模要件は、住宅建設事業３００戸以上、宅地開発事業１６ha以上。（地域の実情等を勘案して１０%の範囲内で緩和する。）
中心市街地、住宅系再開発事業（公営住宅建替）では、住宅建設事業１００戸以上、宅地開発事業１６ha以上。

○次年度予算要望時期：６月、１１月　国費内示４月
○交付決定申請時期（変更含む）は随時。

◆ 主な事例

H１６～H２１	画図（熊本市）	街路事業
H１０～H１８	中央区団地（荒尾市）	街路事業
H ５ ～H１９	入地町ニュータウン（宇土市）	街路事業、河川改修
H ８ ～H１７	武蔵ヶ丘東ニュータウン（菊陽町）	区画整理、街路事業、下水道、鉄道施設整備

285.シルバーハウジング・プロジェクト

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部建築住宅局住宅課

◆ 事業の目的及び概要

高齢化社会を迎え、急速に増大する高齢者の居住の安定の確保を図るため、住宅施策と福祉施設の密接な連携のもとに、ケア・サービスが受けられる住宅の供給を目的とし、事業主体がシルバーハウジングの供給に当たって必要な計画策定、建設等に対して補助を行う。

※シルバーハウジング・・・緊急通報装置の設置や生活援助員が常駐している公営住宅

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

ユニバーサルデザインに対応した住宅仕様や緊急通報装置の設置を行う際、社会資本整備総合交付金の基幹事業（公営住宅整備事業等）として補助対象になる。

また計画策定にあたっても、社会資本整備総合交付金の効果促進事業として補助対象になる。

◆ 財政支援措置

○国費充当率：対象事業費の概ね５０%充当（改良事業は５０%）＊予算の範囲内で充当

○地方債措置、交付税措置

・公営住宅建設事業等

（公営住宅建設事業債：起債１００%充当、交付税措置なし）

※計画策定費等は起債、交付税措置の対象にはならない

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

事業の執行にあたっては、地域住宅計画への位置付けが必要。（現在、県及び４４市町村で共同作成）

○次年度予算要望時期：6月、１１月、国費内示4月

○交付決定申請時期（変更含む）は随時。

◆ 主な事例

H2～H3	水源団地	（熊本県）	２０戸
H5～H7	出水団地	（熊本市）	７０戸
H9～H１５	楠団地	（熊本市）	１４３戸
H１０～H１２	南部中央団地	（熊本市）	１８戸
H１２～H１３	白藤団地	（熊本市）	４６戸
H１２～H１３	古閑団地	（玉名市）	１０戸

※H○は整備年度、（　）は事業主体名

286.社会資本整備総合交付金（空き家再生等推進事業）

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部建築住宅局住宅課

◆ 事業の目的及び概要

地域住宅計画及び空家等対策計画に定められた区域において、不良住宅、空き家住宅、空き建築物の除却、不良住宅除去後の土地の整備、空き家住宅、空き建築物の活用及び所有者の特定を行うことにより、住環境の整備改善や、地域の活性化を図ることを目的としている。

◆ 事業主体

□県　　■市町村　　□一部事務組合　　□広域連合

■その他（民間　※民間が事業実施する場合は、市町村補助要綱などが必要）

◆ 対象事業等

・不良住宅、空き家住宅、空き建築物の除却
（上記のうち、空き家住宅・空き建築物については除却後の跡地が地域活性化のための計画利用に供されるものに限る。）
・不良住宅除却後の土地整備
・空き家住宅、空き建築物の活用
（宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に供するため行う住宅等の取得、移転、増築、改築等）
・空き家住宅、空き建築物を除却するか活用するかを判断するフィージビリティスタディ（空き家の現地調査含む）
・除却又は活用に係る測量試験等
・不良住宅、空き家住宅、空き建築物の所有者の特定
・空家等対策計画の策定等に必要な空き家住宅等の実態把握

◆ 財政支援措置

○国費充当率：対象事業費の５０％充当（除却工事費については４０％）＊予算の範囲内で充当
○地財措置：地方公共団体が空き家住宅等を取得し、賃貸住宅として活用する場合は公営住宅建設事業債の充当可（起債１００％充当、交付税措置なし）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

事業の執行に当たっては、地域住宅計画への位置付けが必要。（現在、県及び４４市町村で共同作成）
○次年度予算要望時期：６月、１１月　国費内示４月
○交付決定申請時期（変更含む）は随時。

◆ 主な事例

Ｈ２２	小学校統合に伴う旧衛生室の活用事業（山鹿市）
Ｈ２４～	老朽危険空き家等除却促進事業（八代市） （Ｒ６年度は１３市町村、延べ３０６棟の除却補助を実施。）
Ｈ２８	旧白濱旅館の地域コミュニティ施設への改修（多良木町）
Ｈ３０	旧駐在所の地域交流施設への改修（錦町）
Ｒ２	空家住宅をお試し移住体験施設へ改修（南阿蘇村）
Ｒ４	空家住宅を移住者向け町有住宅へ改修（南小国町） 空家住宅を移住者向け村有住宅へ改修（南阿蘇村）
Ｒ５	空家住宅をお試し移住体験施設へ改修（美里町） 空家住宅を移住者向け町有住宅へ改修（南小国町）
Ｒ６	空家住宅を移住者向け町有住宅へ改修（南小国町）

287.空き家対策総合支援事業

所管省庁等：国土交通省

○県主管課：土木部建築住宅局住宅課

◆ 事業の目的及び概要

空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して、重点的・効率的な支援を行うことを目的としている。

※平成２８年度に社会資本整備総合交付金（空き家再生等推進事業）とは別枠で創設。

◆ 事業主体

□県　　■市町村　　□一部事務組合　　□広域連合

■その他（民間　※民間が事業実施する場合は、市町村補助要綱などが必要）

◆ 対象事業等

・空家住宅等、特定空家等、不良住宅の除却
（上記のうち、空家住宅等については除却後の跡地が地域活性化のための計画利用に供されるものに限る。）
・空家住宅等、特定空家等、不良住宅除却後の土地を公益性の高い用途で活用する場合の土地整備
・空家住宅等の活用（ただし、地域活性化のための計画的利用に供されるものに限る）
・除却するか活用するかを判断するフィージビリティスタディ（空き家の現地調査含む）
・除却又は活用に係る測量試験等
・空家住宅等、特定空家等、不良住宅の所有者の特定
・空家等対策計画の策定等に必要な空き家住宅等の実態把握
・空家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための業務
・附帯事業
（例：所有者不明の空き家の行政代執行に係る除却費用、所有者不明建物管理制度を活用するため、管理人の選任を請求する場合に必要な予納金など）
・促進事業

◆ 財政支援措置

○国費充当率：対象事業費の５０％　＊予算の範囲内で充当

○地財措置：地方公共団体が空き家住宅等を取得し、賃貸住宅として活用する場合は公営住宅建設事業債の充当可（起債１００％充当、交付税措置なし）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○空家等対策特別措置法に基づく「空家等対策計画」を策定していること。
また、「空き家対策総合実施計画」を策定していること。

○空家等対策特別措置法に基づく「協議会」を設置している等、地域の民間事業者等との連携体制があること。

○空き家の除却と活用を組み合わせて事業を実施すること。

○次年度予算要望時期：６月、１１月　国費内示４月

○交付決定申請時期（変更含む）は随時。

◆ 主な事例

288.熊本県空き家活用促進モデル事業

所管省庁等：熊本県

○県主管課：土木部建築住宅局住宅課

◆ 事業の目的及び概要

地方創生を推進するモデル的な事業として、空き家を自ら改修し又は空き家の改修を行う民間事業者に補助金を交付する市町村を支援し、空き家の有効活用による地域資源を利用した持続可能な地域づくりを促進する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

市町村が社会資本整備総合交付金（空き家再生等推進事業、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業）、空き家対策総合支援事業又は公的賃貸住宅家賃対策調整補助金を活用し、以下の事業を行う場合。

①市町村が自ら空き家の改修等（※１）を行う場合
②市町村が空き家の改修等（※１）を行う民間事業者に補助金を交付する場合
（※１）改修等とは：地域活性化のため、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に供されるために行う空家の取得（用地費除く）、移転、増築、改築等をいう。
③市町村が自ら住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の用に供するために空家の改良を行う場合
④市町村が、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の用に供するために空家の改良を行う民間事業者に補助金を交付する場合
⑤県外からの移住者が住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に入居する場合に市町村が行う家賃低廉化事業

◆ 財政支援措置

社会資本整備総合交付金交付要綱等に基づく市町村負担額の１／２以内の額を補助する。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○国の社会資本整備総合交付金等の交付決定を受けた事業であること。
○事業計画が次のいずれかに該当すること。
ア）対象の空き家が中心集落等（※２）に存在していること。
イ）市町村が定める地方創生に関する計画等に基づき地域の拠点性の向上に資すること。
※２　中心集落等とは：役場等の行政機能、事業所等の集積が見られる地域の中心的な集落（建築物の敷地相互間の最短距離が原則として５０メートル以内で、建築物が連たんしている区域）をいう。
○対象の空き家が旧耐震建築物（昭和５６年５月３１日以前に新築の工事に着手した建物）である場合については、事業完了までに耐震性を確保すること。

○次年度の社会資本整備総合交付金要望時期：６月、１１月　国費内示４月
※次年度の候補事業を選定
○交付決定申請時期（変更含む）は随時。

◆ 主な事例

Ｈ２８　旧白濱旅館を地域コミュニティ施設へ改修（多良木町）
Ｈ３０　旧駐在所を地域交流施設へ改修（錦町）
Ｒ２　空家住宅をお試し移住体験施設へ改修（南阿蘇村）
Ｒ４　空家住宅を移住者向け町有住宅へ改修（南小国町）他１件
Ｒ５　空家住宅をお試し移住体験施設へ改修（美里町）他１件

289.熊本県空家対策専門家活用支援事業補助金

所管省庁等：熊本県

○県主管課：土木部建築住宅局住宅課

◆ 事業の目的及び概要

市町村が「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき空家対策を行うためには、建築・法務・不動産など各分野に精通した専門的人材を活用し、業務を円滑に進めることが有効となる。

そこで、市町村が空家対策のために専門家を活用した場合の費用の一部を県が補助する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

1　対象となる市町村の空家対策

ア　住民向けの空家相談会
イ　住民向けの空家対策セミナー又は研修会
ウ　空家の活用促進に資する移住相談会
エ　空家の所有者に対する助言又は指導※
オ　その他知事が特に必要と認める経費

※　市町村が専門家へ相談する場合も対象（ただし、法に規定する協議会等の委員報酬は除く）

2　活用できる専門家（市町村職員を除く）

ア　建築士（熊本県空家利活用マネージャー登録者に限る）
イ　司法書士
ウ　弁護士
エ　行政書士
オ　税理士
カ　宅地建物取引士
キ　不動産鑑定士
ク　土地家屋調査士

※空家等対策計画未策定の市町村はアに限る

◆ 財政支援措置

補助率：専門家を活用する際の謝金及び旅費の１／２以内
（上限1人・1日あたり１１，３００円）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○空家等対策計画の策定の有無で活用できる専門家が異なります。
○年度当初（～6月）に各市町村の空家担当課に意向調査を行い、1回目の交付申請・決定予定。
その後、予算残の状況次第で追加募集を予定。

◆ 主な事例

・建築士（空家利活用マネージャー）を活用し、空家の現地調査を実施（合志市）
・司法書士を講師に招き、空家相談会を月１回開催（宇城市）
・行政書士を活用し、相続関係の権利調査を実施（八代市）
・宅地建物取引士を活用し、空家バンク登録前の使用の可否確認のための現地調査（上天草市、他）
・市町村のニーズに応じた専門家を講師に招き、住民向けセミナーや相談会を開催（複数市町村）
（Ｒ２）4市町村、延べ５９名分
（Ｒ３）９市町村、延べ９３名分
（Ｒ４）１４市町村、延べ２２６名分
（Ｒ５）１６市町村、延べ２１５名分
（Ｒ６）１０市町村、延べ６１名分　※Ｒ６～空家調査は社会資本整備総合交付金へ移行

290.芸術文化振興基金助成金（歴史的集落・町並み、文化的景観保存活用活動）

所管省庁等：（独）日本芸術文化振興会

○県主管課：教育庁教育総務局文化課

◆ 事業の目的及び概要

地域の文化の振興に寄与することが期待され、次世代への継承に大きく寄与する文化財（歴史的集落・町並み、文化的景観）の保存・活用に係る活動を支援する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（法人（NPOを含む）、保存会、協議会等　※要件あり）

◆ 対象事業等

【助成対象地区】

（１）調査実施地区

ア　文化庁国庫補助金事業（「伝統的建造物群保存対策調査」又は「文化的景観保護推進事業の調査事業」）の調査実施地区。

イ　上記アに準じる調査実施地区（都道府県及び市町村教育委員会あるいは教育機関等による調査、歴史的集落・町並み、文化的景観等に関する調査・研究を行う教育機関・学会・学識経験者等による調査が行われ、報告書がとりまとめられた地区）。

（２）市町村推薦地区

上記（１）に該当しない場合で、地域住民と地元市町村が一体となって、歴史的集落・町並み、文化的景観等の保存・活用を行っている地域で、当該地域で行われる当該活動について市町村の支援が認められ、応募に際して市町村の推薦が得られる地区。

（注１）市町村の支援については、資金的・人的・物的支援、共催・後援等、何らかの支援を行っていることが明らかであれば支援の形式は問わない。

（注２）市町村からの推薦文書（任意書式・A4判１枚・押印要）の提出が必要。

【対象となる活動】

助成の対象となる者が、自ら主催し、対象となる地区について行う次のような活動。

（１）歴史的集落・町並み、文化的景観の保存・活用に直接資するセミナー等の催し物、資料の作成・公開・展示等の普及啓発活動（本来、直接行政経費を以て行われるべきもの（例：保存計画の策定、地区住民説明会、行政担当職員研修会等）と認められる活動を除く）。

（２）（１）の活動に際し必要最低限の範囲で行われる保存建物の保全・補修（当該地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている場合は、当該保存建物の内装の一部のみの保全・補修に限る）。

（３）（１）の活動に関連して行われる必要最小限の景観保存に資する活動。

◆ 財政支援措置

助成金額には２０～２００万円の区分があり、助成金算定基礎経費等の条件に応じて応募できる。

【助成対象経費】謝金・旅費、会場・設営・運搬費、資料・資材等購入費、保全・補修費、調査・資料等作成費、記録・配信費、宣伝・印刷費

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

※Ｒ７年度の募集はＲ６年１１月に終了

Ｒ６年１０月中　助成対象活動の相談

Ｒ６年１１月１日～１５日　交付要望書の提出（市町村等→日本芸術文化振興会へ直接応募）

Ｒ７年３月末　審査結果内定通知

※実績報告書の提出は、活動終了後１カ月以内とする。

（独）日本芸術文化振興会ホームページ　http://www.ntj.jac.go.jp/

◆ 主な事例

Ｈ２６　天草市　全国文化的景観地区連絡協議会　日田大会

291.芸術文化振興基金助成金（民俗文化財の保存活用活動）

所管省庁等：（独）日本芸術文化振興会

○県主管課：教育庁教育総務局文化課

◆ 事業の目的及び概要

地域の文化の振興に寄与することが期待され、次世代への継承に大きく寄与する民俗文化財の保存・活用に係る活動を支援する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（法人（ＮＰＯを含む）、保存会、協議会等）

◆ 対象事業等

助成の対象となる者が、対象となる民俗文化財（※）に対して、自ら主催して行う以下の活動。
（※）国または地方公共団体（登録含む。）の民俗文化財又は記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財。ただし、（３）については、未指定でも条件次第では対象となり得る。
（１）民俗文化財の保存伝承に資する特色ある取組等を伴う公開活動
（２）民俗文化財の記録作成（音声・映像等）による保存活用活動
（３）民俗文化財の復活・復元活動
（注１）当該民俗文化財の本来の形式である例年の祭礼や公開行事等の実施については助成対象とならない。
（注２）民俗文化財の公開活動として助成を受けるには、保存伝承に資する特色ある取組等を伴う活動であることが必要。
（例：民俗文化財の広域的な交流活動、本来の形式以外の方法による公開活動など）

◆ 財政支援措置

助成金額には２０～２００万円の区分があり、助成金算定基礎経費等の条件に応じて応募できる。
【助成対象経費】謝金・旅費、会場・設営・運搬・舞台費、製作・修理費、記録作成費、資料等購入費、原料費、調査・資料等作成費、記録・配信費、宣伝・印刷費

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

※Ｒ７年度の募集はＲ６年１１月に終了
Ｒ６年１０月中　助成対象活動の公募・相談
Ｒ６年１１月１日～１５日　交付要望書の提出（市町村等→日本芸術文化振興会へ直接応募）
Ｒ７年３月末　審査結果内定通知
※実績報告書の提出は、活動終了後１カ月以内とする。
（独）日本芸術文化振興会ホームページ　http://www.ntj.jac.go.jp/

◆ 主な事例

Ｈ２３～Ｈ２５　清和文楽の里協会　「薪文楽」

292.伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動

所管省庁等：（独）日本芸術文化振興会

○県主管課：文化企画・世界遺産推進課、教育庁教育総務局文化課

◆ 事業の目的及び概要

地域の文化の振興に寄与することが期待され、次世代への継承に大きく寄与する文化財（伝統工芸技術・文化財保存技術）の保存・伝承に係る活動を支援する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（地域の文化施設、文化団体）

◆ 対象事業等

助成の対象となる者が、自ら主催して行う以下の活動。

（１）伝統工芸技術又は文化財保存技術（いずれも国指定・選定を除く。）の保存伝承活動
（２）伝統工芸技術又は文化財保存技術の公開活用活動
（３）伝統工芸技術又は文化財保存技術の記録作成（音声・映像等の記録作成）による保存活用活動
（４）衰退した伝統工芸技術の史実に基づいた復元活動

（注１）伝統工芸品の製作や文化財の修理等に用いる技術だけでなく、これらを行うにあたって不可欠な道具の製作や原材料の生産に関する技術についても対象となる。

（注２）（３）について、現状のままでは保存伝承が難しい伝統工芸技術・文化財保存技術を、保存し後世に引き継ぐことを目的に記録作成を行う場合には、記録媒体の作成（アナログ形式→デジタル形式に変換保存する場合も含む。）後、一般に公開する等「活用」することが必要。文化財の保存伝承の観点から適切なものとなるよう、専門家の適切な助言を受けるとともに、肖像権等の処理についても留意し、将来にわたって活用可能なものとすること。

◆ 財政支援措置

助成金額には２０～２００万円の区分があり、助成金算定基礎経費等の条件に応じて応募できる。
【助成対象経費】謝金・旅費、会場・設営・運搬費、記録作成費、資料等購入費、原料費、調査・資料等作成費、記録・配信費、宣伝費、印刷費

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

※Ｒ７年度の募集はＲ６年１１月に終了

Ｒ６年１０月中	助成対象活動の相談
Ｒ６年１１月１日～１５日	交付要望書の提出（市町村等→日本芸術文化振興会へ直接応募）
Ｒ７年３月末	審査結果内定通知

※実績報告書の提出は、活動終了後１カ月以内とする。
（独）日本芸術文化振興会ホームページ　http://www.ntj.jac.go.jp/

◆ 主な事例

※熊本県内での事例なし

Ｒ７新規事業様式

293.地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業（文化資源活用事業費補助金）

所　管　省　庁　等　：文部科学省文化庁

○県主管課：教育庁教育総務局文化課

◆ 事業の目的及び概要

「日本博2.0」を契機として、地域ゆかりの文化資産を活用し、地域の歴史・文化・風土を魅力的に展示・解説することにより、訪日外国人観光客の増加や地方への誘客、消費の拡大、満足度の向上を促し、地域活性化の好循環の創出を図る地方博物館の取組を支援することを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（博物館、地方公共団体もしくは博物館を構成員とする実行委員会等）

◆ 対象事業等

国等が有する地域ゆかりの文化資産を借用等により活用するとともに、多言語解説を含む分かりやすい展示解説や体験型コンテンツの整備等により、当該地域の歴史・文化・風土・芸術等を効果的・魅力的に展示・発信する取組。

【代表的な取組例】

・地域に伝わる美術工芸品(例：〇〇家伝来品)を文化庁等の国の機関や他の博物館等から貸与を受けて企画する展覧会の開催

・出自や来歴に縁のある作家の作品を私立博物館等から貸与を受けて企画する展覧会の開催

・地域で生まれ、育まれ、伝えられた文化（例：縄文文化、祭礼、武家文化等）を紹介するため、当該地域から伝播したものなど関係する美術工芸品を国立博物館等から貸与を受けて企画する展覧会の開催

・スマートフォン等のアプリケーション等を駆使した先進的な展示解説

・文化資産が置かれていた往時の環境を再現した体感的な展示等

【採択に当たっての条件等】（以下、①・②を全て満たすこと）

①審査・評価委員会の意見に従い、事業実施計画の一部採択や計画の見直しなど、採択に当たって条件を付す場合がある。

②文化資源の認知度を高め、訪日外国人観光客の来場者数を増やすため以下の取組を実施すること

・外国人来場者による口コミやＳＮＳ投稿を促す取組

・地図情報サービスへの入力

・外国人来館者数のカウントの徹底

・タリフの作成

◆ 財政支援措置

・予算の範囲内において決定
（補助対象経費の１／２が上限、ただし特に必要と認められる場合は２／３が上限）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・例年、事業実施前年度の１月頃に募集。
※令和７年度の募集はＲ７．２月に終了。

◆ 主な事例

Ｒ５・Ｒ６実績
**　くまもと文学・歴史館：くまもと文学・歴史館特別展「文字が語る古代のくまもと」開催事業**
Ｒ３実績
**　熊本県立美術館：細川コレクション展覧会事業**

294.文化財保存事業費国庫補助事業

所管省庁等：文部科学省文化庁

○県主管課：教育庁教育総務局文化課

◆ 事業の目的及び概要

文化財保護法の趣旨に則り、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的として、国宝重要文化財等の保存・活用及び史跡等の買い上げに対して経費の一部を補助する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（文化財所有者（管理団体）等）

◆ 対象事業等

文化財保存事業費

①建造物	調査・保存修理・公開活用・防災施設（１／２、但し、過疎地域及び国有文化財に係るもので当該事業者が管理団体の場合は６５／１００、災害復旧事業は＋２０／１００、他に補助事業者の事業規模指数に応じて補助率の加算あり）・買上・ふるさと文化財の森管理業務支援（１／２）
②美術工芸品	調査・保存修理・公開活用・防災施設（１／２、但し、過疎地域及び国有文化財に係るもので当該事業者が管理団体の場合は６５／１００、災害復旧事業は＋２０／１００、他に補助事業者の事業規模指数に応じて補助率の加算あり）
③記念物	調査・整備・防災施設・史跡等保存活用計画等策定・天然記念物再生・（１／２、但し災害復旧事業は＋２０／１００）・天然記念物食害対策（２／３）
④埋蔵文化財	調査・活用（１／２）
⑤文化的景観	文化的景観保護推進・防災施設（１／２、但し災害復旧事業は＋２０／１００）
⑥伝統的建造物群	調査・保存修理・保存対策、防災計画策定・防災施設等・公開活用・買上（１／２、但し災害復旧事業は＋２０／１００）
⑦指定文化財	指定文化財管理（１／２、但し、国有文化財の見廻り看視及び清掃については４／５）
⑧無形文化財	伝承・公開（予算の範囲内において定額）
⑨民俗文化財	調査・修理・防災施設・伝承・活用等・（１／２、但し災害復旧事業は＋２０／１００）
⑩文化財保存技術	伝承（予算の範囲内において定額）
⑪史跡等購入	直接買上、先行取得償還（４／５）

◆ 財政支援措置

補助対象経費の５０％から８５％までの補助（補助率は、前項記載の数値を参照）。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

予算編成のための事業計画書は、前年度の６月頃（第１回目）と１０月頃（第２回目）に県文化課宛て提出。なお、補助事業を計画する場合は、早めに県文化課まで相談すること。

◆ 主な事例

令和６年度　補助事業例
天草市　祇園橋　建造物保存修理
宇土市　轟貝塚　史跡等買上げ（直接買上げ）
和水町　江田船山古墳・塚坊主古墳（災害復旧）　防災施設整備（記念物）

295.熊本県文化財保存整備費補助金

所管省庁等：熊本県

○県主管課：教育庁教育総務局文化課

◆ 事業の目的及び概要

文化財の保護と活用を図るために、県指定文化財等の保存修理・整備・計画策定等、県指定史跡等の購入、また、国庫補助事業に対して経費の一部を補助する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（文化財所有者（管理者））

◆ 対象事業等

文化財保存事業

・市町村等が国補助を受けて実施する国指定文化財等の保存・修理等について、その経費の一部を補助する（国庫補助対象経費の１０%以内（市町村が補助事業者の場合５%以内）。但し、補助事業者が市町村の場合、事業費１０，０００千円未満の事業及び国庫補助率８０%以上の事業については対象外）。
・市町村等が県指定文化財の保存・活用のために実施する計画策定・調査・修理・管理・整備・買上げ等並びに維持補修的な調査・修理・管理・整備・買上げ等に対して、その経費の一部を補助する（補助対象経費の１／２以内。ただし、市町村が補助事業者である場合、事業費１，０００千円未満の事業は対象外）。

◆ 財政支援措置

・国指定文化財に係る文化財保存事業の補助率は、補助対象経費の５%から１０%以内（市町村等が補助事業者の場合は５%以内）。
・県指定文化財に係る補助率は５０%以内。ただし、予算の範囲内で調整。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

予算編成のための事業計画は、照会に応じて、前年度の９月下旬までに県文化課まで提出のこと。なお、補助事業を計画する場合は、早めに県文化課まで相談すること。

◆ 主な事例

◆ 令和６年度の県指定文化財に関する主な補助事業

水俣市	史跡	徳富蘇峰・蘆花生家	保存修理
人吉市	史跡	相良家墓地	保存修理
民間	天然記念物	滴水のイチョウ	保存整備
民間	重要文化財	古今伝授の間	保存修理
熊本市	重要文化財	旧細川刑部邸	災害復旧
上天草市	史跡	長砂連古墳	災害復旧

296.いきいき芸術体験教室事業

所管省庁等：日本教育公務員弘済会

○県主管課：教育庁教育総務局文化課

◆ 事業の目的及び概要

一流の舞台芸術プログラムを小・中学校及び県立特別支援学校に提供して、児童・生徒達が直に文化芸術に接することによって、豊かな創造性や情操の涵養に資するとともに、児童・生徒の健全育成を図る。

◆ 事業主体

■県（県教育委員会）　■市町村（開催地の市町村教育委員会）　□一部事務組合
□広域連合　■その他（公益財団法人日本教育公務員弘済会

◆ 対象事業等

【開催場所】原則として開催校の体育館及び公立文化施設
【参 加 者】原則として開催校の児童・生徒、教職員及び保護者
【公演種目】（令和６年度）伝統芸能、音楽、演劇、演劇ワークショップ　※年度によって異なります
【実施期間】原則として、７月～１２月に開催
【実施時期】実施を希望する市町村の希望及び公演団体の都合等を勘案し、県教育委員会が決定

◆ 財政支援措置

①公益財団法人日本教育公務員弘済会は、公演費の２分の１、音楽著作物使用料を負担する。
②地元主催者(市町村教育委員会又は開催校)は、公演費の２分の１、会場費等を負担する。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

１１月　公演団体募集開始
１月　公演団体選考会
２月　各市町村教育委員会を通じて学校への募集開始
４月　開催校の決定
５月　実施団体と開催校の打合せ会
７月～　事業開始

◆ 主な事例

Ｒ４　県内の小・中学校２０公演（合同開催を含む２１校で実施）
Ｒ５　県内の小・中学校２３公演（合同開催を含む２４校で実施）
Ｒ６　県内の小・中学校２４公演（合同開催を含む２６校で実施）

297. 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業

所管省庁等：文部科学省文化庁（一部　文部科学省）

○県主管課：教育庁教育総務局文化課

◆ 事業の目的及び概要

子どもたちが、優れた舞台芸術を鑑賞し、芸術文化団体等による実演指導、ワークショップやこれらの団体等との共演に参加し、優れた舞台芸術に身近に触れる機会を提供することにより、子どもたちの芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養うとともに、コミュニケーション能力の向上に資する事業。（ワークショップ・共演は必須）次の３つの小事業に分かれる。

☆ 巡回公演事業
☆ 派遣事業（「芸術家の派遣事業」と「子供　夢・アート・アカデミー」）
☆ コミュニケーション能力向上事業
☆ ユニバーサル公演事業
☆ 文化施設等活用事業

◆ 事業主体

□県　■市町村（市町村教育委員会）　□一部事務組合　□広域連合
□その他

◆ 対象事業等

①巡回公演事業
【公演種目】オーケストラ、児童劇、音楽劇、演劇、ミュージカル、歌舞伎・能楽、邦楽、演芸など
②派遣事業
芸術家を学校に派遣し、体育館等の学校施設を会場として、児童・生徒や教員、保護者を対象に講話、実技披露、実技指導（ワークショップ）等を行うもの。１校当たり３回以内実施
③コミュニケーション能力向上事業
芸術家や伝統芸能の保持者などを学校に派遣し、計画的・継続的に実技指導を行うことにより、コミュニケーション能力の育成に資する。１校当たり３～１２回実施
④ユニバーサル公演事業
障がいを持ったアーティストが活躍する取組、障がいを持った子供たちも楽しめる取組
⑤文化施設等活用事業
地域の文化施設等に子供たちを集めて、より効果的な文化芸術の公演やワークショップを実施

◆ 財政支援措置

【文化庁の負担経費】公演費、派遣費、謝金、旅費、諸雑費等
【地元主催者の負担経費】上記以外の必要な経費（会場費等）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

９月　芸術家の派遣事業、コミュニケーション能力向上事業
　　子供　夢・アート・アカデミー、文化施設等活用事業（次年度分）募集開始
１２月　巡回公演事業、ユニバーサル公演事業（次年度分）募集開始
　　事業ウェブサイト（https://www.kodomogeijutsu.go.jp/）を参照

◆ 主な事例

Ｒ４　巡回公演事業４１校、派遣事業　１４校、コミュニケーション能力向上事業７校、ユニバーサル公演事業９校、文化施設等活用事業２校で実施
Ｒ５　巡回公演事業２９校、派遣事業　１６校、コミュニケーション能力向上事業１校、ユニバーサル公演事業２校、文化施設等活用事業２校で実施
Ｒ６　巡回公演事業２１校、派遣事業　１２校、コミュニケーション能力向上事業２校、ユニバーサル公演事業２校、文化施設等活用事業３校で実施

298.伝統文化親子教室事業

所管省庁等：文部科学省文化庁

○県主管課：教育庁教育総務局文化課

◆ 事業の目的及び概要

次代を担う子供たちが親とともに、民俗芸能、日本舞踊、茶道などの伝統文化・生活文化に関する活動を、計画的・継続的に体験・習得できる機会を提供する取組に対して補助を行い、伝統文化・生活文化の継承・発展と、子供たちの豊かな人間性の涵養に資する。

◆ 事業主体

□県　□市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（特例民法法人、一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人、NPO法人、任意団体（保存会、実行委員会等））※国公私立学校での授業等での取組みは対象外。

◆ 対象事業等

【開催場所】原則として、公共施設（文化施設、公民館、学校、体育館等）

【参 加 者】小・中学生。子供の参加人数が１０人以上の規模（親は何人でも可）

【事業内容】

小・中学校等の児童・生徒及び親を対象に、文化施設、公民館、学校、体育館等の適切な施設において、一定の期間、継続的に伝統文化を体験・習得させる機会を提供する。

【対象分野】

次代を担う子供たちを対象に、日本の伝統文化・生活文化に関する活動を計画的・継続的に体験・習得できる取組。

（例）民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道の他、地域の年中行事、郷土食も対象。

◆ 財政支援措置

文化庁は以下の経費を負担する。

① 諸謝金（指導謝金等）、②借料（会場借料等）、③教材・用具費（テキスト代等）

④ 旅費（交通賃等）⑤消耗品費（文房具代等）、⑥印刷製本費 ⑦通信運搬費、 ⑧保険料

経費は、実施団体が立替払いをして、領収書の写しを添付して文化庁から業務委託を受けた団体に請求。採択額の範囲内で、実施団体に対して支払われる。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・申請書類は、①交付要望書、②事業計画書、③収支予算書、④支出内訳明細書、⑤申請団体の（補助事業者）の概要、⑥その他参考となる資料（団体規約、役員名簿）

・申請書類は、団体から市町村教育委員会を経由し文化課へ、文化課から事務局へ提出。

・スケジュールは、１０月中旬募集、１２月中旬申請書類提出締切、審査を経て４月中旬の交付決定、その後、事業開始。

・詳しくは文化庁ホームページをご覧ください。（http://www.bunka.go.jp）

◆ 主な事例

Ｒ４　９１件採択（教室実施型７７件、統括実施型１４件）
教室実施型・・太鼓教室、茶道教室等、統括実施型・・いけばな教室等

Ｒ５　７５件採択（教室実施型６０件、統括実施型１５件）
教室実施型・・太鼓教室、茶道教室等、統括実施型・・いけばな教室等

Ｒ６　８４件採択（教室実施型６５件、統括実施型１６件、地域展開型３件）
教室実施型・・太鼓教室、茶道教室等、統括実施型・・いけばな教室等

Ｒ７新規事業様式

299.熊本県日本遺産による地域活性化・観光振興支援事業費補助金

所　管　省　庁　等　：熊　本　県

○県主管課：教育庁教育総務局文化課

◆ 事業の目的及び概要

各日本遺産協議会及び構成市町村等が実施する「日本遺産を通じた地域活性化計画」に掲げた事業を達成するための支援を実施し、日本遺産認定地域の地域活性化・観光振興を図ることを目的とする。

日本遺産の活用推進につながる組織整備、戦略立案、人材育成、整備、観光事業化、普及啓発、情報編集・発信に係る事業に対して、その経費の一部を補助する。

◆ 事業主体

□県　　■市町村　　□一部事務組合　　□広域連合

■その他（日本遺産協議会、日本遺産構成文化財所有者・管理者）

◆ 対象事業等

各日本遺産協議会が策定した「日本遺産を通じた地域活性化計画」に掲げた事業。

①組織整備　②戦略立案　③人材育成　④整備　⑤観光事業化　⑥普及啓発　⑦情報編集・発信

※対象経費における単価上限、対象外経費は国の「日本遺産活性化推進事業」の内容に準ずる。

※「国宝重要文化財等保存・活用事業」及び「高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業」並びに「熊本県文化財保存整備事業」で対応可能な取組は補助対象外。

◆ 財政支援措置

・基本補助率は補助対象経費の３０％以内。

・ただし、以下の条件を満たす場合には、１つの項目につき、補助率５％の加算を行う。

・補助率の上限は５０％とする。

【加算条件】

・日本遺産ストーリーの理解・周知に繋がる取組が含まれている。

・複数の構成文化財（※同一市町村は対象外）の活用を目的とした取組が含まれている。

・複数の市町村が連携した取組が含まれている。

・文化財保護主管課と観光担当課など、２課以上が連携した取組が含まれている。

・民間事業者と連携した取組が含まれている。

・域外やインバウンド向けの取組が含まれている。

・日本遺産関連商品の開発やツアーの造成など、今後の収益化に繋がる取組が含まれている。

・日本遺産認定後、ふるさと納税やクラウドファンディング等で、日本遺産事業に係る外部資金を獲得している。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

予算編成のための事業計画は、照会に応じて、前年度の９月下旬までに県文化課まで提出のこと。なお、補助事業を計画する場合は、早めに県文化課まで相談すること。

◆ 主な事例

※Ｒ７からの新規事業

300.文化遺産観光拠点充実事業（文化資源*活用事業費補助金*）

所管省庁等：文部科学省文化庁

○県主管課：教育庁教育総務局文化課

◆ 事業の目的及び概要

訪日外国人観光客が多く見込まれる地域において、文化財の魅力向上につながる一体的な整備等を行うことにより、文化財を活用した観光拠点としての更なる磨き上げを図ることを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（日本遺産又は日本遺産候補地域、世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産に関する協議会等・日本遺産又は日本遺産候補地域の構成文化財の所有者等）
※可能な限り地方公共団体が運営に参画すること。ユネスコ無形文化遺産に関する事業の場合は、地方公共団体の参画が必須条件。※詳細は応募案内参照

◆ 対象事業等

【補助対象事業】

日本遺産、日本遺産候補地域、世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産に係る以下の事業

（１）活用環境整備事業

・構成文化財等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）及び付属施設の環境整備（建造物の新築を除く）。

・日本遺産構成文化財を活用した滞在コンテンツの整備、宣伝等（候補地域を除く。）

（２）構成文化財魅力向上事業　（※日本遺産構成文化財に限る）

・文化財建造物の外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事（特定の事業に係るものは対象外となるため案内を確認）。

・美術工芸品の特色である素材の脆弱性により、活用に耐えられない文化財に対し、埃払い、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を施すことで、安全で適切な活用ができるようにするための工事（同上）。

※（１）（２）ともに特定の国庫補助金事業に係るものは対象外となるため案内を確認。

【補助対象の条件】以下①～⑤を全て満たすこと

① 文化財の所在する市町村が、日本遺産若しくは日本遺産の候補地域の構成文化財が存する、世界文化遺産の構成資産が存する若しくはユネスコ無形文化遺産が公開される市区町村であること。

② 近隣の外国人観光客が多く来訪する施設とのルート設定等の連携がとれていること。その内容を観光拠点整備計画書に記載し、連携方法（任意様式）の添付が必要。

③ 外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法を設定していること。

④ Wi-Fi、多言語、キャッシュレス対応や洋式トイレ等の受入れ環境の整備が出来ている又は事業年度中に整備する計画があること。

⑤ 滞在コンテンツの整備に係る事業については、ＳＮＳ活用を行うこと。

◆ 財政支援措置

補助率１／２を限度とする

※状況によって２／３を上限に補助金の額を調整（上限額原則５，０００万円）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・募集開始：１次募集：Ｒ７募集時期未定　　２次募集：未定

※世界文化遺産、日本遺産、ユネスコ無形文化遺産で応募書類の提出・問合わせ先が異なる。

◆ 主な事例

Ｒ元年度実績

宇城市：三角西港観光トイレ大規模改修事業（世界文化遺産）

Ｒ７新規事業様式

301.文化財多言語解説整備事業

（文化資源活用事業費補助金）

所　管　省　庁　等　：文部科学省文化庁

○県主管課：教育庁教育総務局文化課

◆ 事業の目的及び概要

訪日外国人旅行者数の増加及び訪日外国人旅行者が地域を訪れた際の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、観光庁の施策と連携して、デジタル技術等を活用した文化財の多言語解説にかかるコンテンツを制作する事業を支援することを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村　■一部事務組合　■広域連合
■その他（日本国内の事業者）

◆ 対象事業等

・国が指定・登録・選定した文化財及び日本遺産の構成文化財を対象として、デジタル技術等（QRコード、アプリ、AR・VR技術等）を利用した多言語解説にかかるコンテンツ制作事業。

【主な経費例】
・多言語解説コンテンツを掲載したホームページの整備委託費
・多言語解説アプリ、AR・VRコンテンツ制作委託費
・QRコード付き解説看板の設置工事請負費
・QRコード付き多言語パンフレットの印刷製本費
・コンテンツを閲覧するためのスマホ、タブレット端末等の備品購入費

◆ 財政支援措置

・補助対象経費の１／３（３３％）が限度（ただし特に必要と認められる場合は補助対象経費の９８％又は3，０００万円のいずれか低い方が上限）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・例年、事業実施年度の６月頃に募集。
※令和７年度の募集はＲ７．６月に終了。

【事業完了後の留意事項】
・応募時に事業計画を作成し、事業者における目標、測定指標及び目標値の設定等が必要。以下は必須項目。
　・整備した媒体の利用数。
　・整備した媒体による文化財の理解度
・目標値は事業者が達成可能と考える時期（最短で５年後）で設定。
・目標達成に向けた取組結果と指標に対する年度末の達成状況等について、事業完了翌年度から毎年度、文化庁へ成果報告書の提出が必要。

◆ 主な事例

Ｒ５実績
（一社）宇城市観光物産協会：江戸時代の町屋の建築様式が残る熊本県宇城市の文化財多言語化事業

Ｒ３実績
太陽企画株式会社：熊本の近代化遺産多言語VRコンテンツ制作事業

Ｒ２実績
玉東町：史跡西南戦争遺跡解説ガイドシステム導入事業

Ｒ７新規事業様式

302.全国各地の魅力的な文化財活用推進事業
（文化資源活用事業費補助金）

所　管　省　庁　等　：文部科学省文化庁

○県主管課：教育庁教育総務局文化課

◆ 事業の目的及び概要

国指定等文化財（世界文化遺産、日本遺産を含む）を核として当該文化財を高付加価値化し、活用から保存への再投資を図ることによって持続可能な保存・活用の好循環を創出することを目的とする。

活用が表面的なものに終わらないように、文化庁（本質的価値との両立等の観点）や専門家（具体的な活用プランや資金調達等の観点）が伴走支援を実施する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合

■その他（文化財所有者（管理団体）、協議会等）

◆ 対象事業等

【補助対象事業】

国指定等文化財を核として当該文化財を高付加価値化し、活用から保存への再投資を図ることによって持続可能な保存・活用の好循環を創出する事業

（１）調査　（２）コンテンツ造成　（３）備品の制作・購入、設備の導入

（４）実施のための準備　（５）コンテンツの実施、販売

【補助対象の要件】以下、①～③をすべて満たすこと

①核となる文化財の所在する市区町村が

・訪日外国人旅行者の来訪が多い市区町村

・世界文化遺産、日本遺産、国営公園、国立公園満喫プロジェクトを実施している国立公園又は重要伝統的建造物群保存地区等が所在する市区町村

・国際的なイベント等の開催を予定している市区町村

のいずれかであり、かつ、観光振興事業費補助金交付要領別表で定める市区町村又は訪日外国人

旅行者の来訪が増加することが見込まれ、受け入れ環境整備の必要性が特に認められる市区町村であること。

②外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法を設定していること。

③対象文化財又はその周辺において、Wi-Fi、多言語、キャッシュレス対応や洋式トイレ等の受け入れ環境の整備が出来ている又は事業年度中に整備する計画があること。

◆ 財政支援措置

・補助対象経費の１／２が限度（ただし特に必要と認められる場合は予算の範囲内で２／３が上限）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・例年、事業実施前年度の３月頃に募集。

※令和７年度の募集はＲ７．４月に終了。

◆ 主な事例

Ｒ６実績

熊本市：名城熊本城「先進技術ＸＲを活用した見せる復興」アカデミックプログラム

Ｒ７新規事業様式

303.高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業（文化資源活用事業費補助金）

所　管　省　庁　等　：文部科学省文化庁

○県主管課：教育庁教育総務局文化課

◆ 事業の目的及び概要

外国人観光客が見込まれる地域で、文化財を活用した魅力向上につながる一体的な改修・整備等を行うことにより、観光拠点としての磨き上げを図ることを目的とする

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（文化財所有者（管理者））

◆ 対象事業等

【補助対象事業】※一部、保存活用計画を策定している場合に限る。
１．文化財建造物、記念物及び重要伝統的建造物群保存地区
（１）高付加価値化改修事業　（２）美観向上整備事業　（３）活用環境強化事業
２．美術工芸品
（１）美観向上整備事業　（２）鑑賞環境基本整備事業　（３）情報発信事業
【補助対象の要件】以下、①～③を全て満たすこと
①文化財の所在する市区町村が
・訪日外国人旅行者の来訪が多い市区町村
・世界遺産、日本遺産、国営公園、国立公園満喫プロジェクトを実施している国立公園又は重要伝統的建造物群保存地区等が所在する市区町村
・国際的なイベント等の開催を予定している市区町村
のいずれかであり、かつ、観光振興事業費補助金交付要領別表で定める市区町村又は訪日外国人旅行者の来訪の増加が見込まれ、受入環境整備の必要性が特に認められる市区町村であること。
②観光拠点整備計画において外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法を設定していること
③Wi-Fi、多言語、キャッシュレス対応や洋式トイレ等の受け入れ環境の整備が出来ている又は事業年度中に整備する計画があること。

◆ 財政支援措置

・補助対象経費の１／２が限度（ただし特に必要と認められる場合は予算の範囲内で２／３が上限）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

予算編成のための事業計画書は、前年度の６月頃（第１回目）と１０月頃（第２回目）に県文化課宛て提出。なお、補助事業を計画する場合は、早めに県文化課まで相談すること。

◆ 主な事例

Ｒ６実績
※熊本県内実績なし
長崎市：旧長崎英国領事館　３棟　活用環境強化事業

304.地域文化財総合活用推進事業（文化芸術振興費補助金）

所管省庁等：文部科学省文化庁

○県主管課：教育庁教育総務局文化課

◆ 事業の目的及び概要

我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統芸能・伝統行事の公開・後継者養成、古典に親しむ活動など、各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組に対して補助金を交付することで、文化振興とともに地域活性化を推進することを目的とする。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他　※詳細は各募集案内を参照

◆ 対象事業等

【補助対象事業】

1．地域文化遺産
（1）人材育成事業　（2）普及啓発事業　（3）その他（地域の文化遺産を活用した、地域活性化に資すると認められる取組）

2．世界文化遺産
（1）人材育成事業　（2）普及啓発事業　（3）調査研究事業

3．ユネスコ無形文化遺産
（1）人材育成事業　（2）普及啓発事業　（3）調査研究事業

4．地域伝統行事・民俗芸能等
（1）用具等整備事業　（2）後継者養成事業　（3）記録作成・情報整備事業

5．文化財保存活用地域計画作成
（1）文化財保存活用地域計画作成事業（事前把握、調査、作成作業、説明会等の開催、情報発信、その他の経費）

6．地域のシンボル整備等
（1）機能維持事業　（2）文化財保護団体支援事業

7．博物館等における日本遺産ゲートウェイ機能強化事業
（1）ゲートウェイ施設における機能強化事業　（2）ゲートウェイ施設を中核とした周遊促進事業　（3）（1）・（2）を実施するために必要な施設・設備の整備に関するこ

◆ 財政支援措置

1・4	予算の範囲内において決定（補助対象経費の８５%が上限）
2・3・5	予算の範囲内において決定
6	補助対象経費の５０%
7	予算の範囲内において決定（補助対象経費の１／２が限度）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・例年、事業実施年度の前年度に募集開始
1～6　令和7年度の募集はR７．1月に終了
7　令和7年度の募集はR７．5月に終了

◆ 主な事例

R６実績（事業名はR６年度のもの）
・地域文化遺産・地域計画等：八代市、宇土市
・地域伝統行事・民俗芸能等継承振興：山都町
・文化財保存活用地域計画作成：水俣市、南阿蘇村

305.公立学校施設整備費国庫負担事業（公立学校建物の新増築）

所管省庁等：文部科学省

○県主管課：教育庁教育総務局施設課

◆ 事業の目的及び概要

教育の円滑な実施を確保するため、公立小中学校における校舎及び屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（一部学校組合）

◆ 対象事業等

1　小中学校の校舎・屋内運動場の新増築事業
2　小中学校の統合による校舎・屋内運動場の新増築事業

◆ 財政支援措置

【負担率】
1　小中学校の校舎・屋内運動場の新増築事業：１／２
　ただし、離島振興法第２条に基づく離島振興対策実施地域の負担割合は５.５／１０。
2　小中学校の統合による校舎・屋内運動場の新増築事業：１／２
　ただし、離島（校舎のみ）及び過疎地域自立促進特別措置法第２条に基づく過疎地域で同法第６条に基づく場合の負担割合は５.５／１０。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・年１回調査（次年度要望を「５月調査」）
　※「５月調査」に基づき、年２回程度のフォローアップ調査を実施。
・令和８年度の募集は令和７年５月に終了
・小中学校校舎の新増築の場合には、教室不足であることが条件。
　教室不足とは、次の①～⑤のいずれかが文部科学大臣が定める基準に達していない状態のことをいう。
　①普通教室の数　②普通教室の総面積　③特別教室の数　④特別教室の総面積
　⑤多目的教室（及び少人数授業用教室）の総面積
・統合の場合は、学校の規模、位置、学校運営上の配慮等が適切であり、かつ住民の協力を得られているものが対象。

◆ 主な事例

Ｒ４当初（一般会計）　山鹿市　八幡小学校　屋内運動場新増築事業
Ｒ５当初（一般会計）　合志市　西合志南小学校　校舎新増築事業
Ｒ６当初（一般会計）　菊池市　泗水小学校　校舎増築事業

306.学校施設環境改善交付金事業

所管省庁等：文部科学省

○県主管課：教育庁教育総務局施設課

◆ 事業の目的及び概要

教育環境の改善を図るために、公立小中学校等建物の改築や改修、さらには運動場の整備に要する経費の一部を国が交付する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（一部学校組合）

◆ 対象事業等

1　危険建物及び不適格建物の改築事業
2　地震防災対策事業
3　長寿命化改良事業（長寿命化事業、予防改修事業）
4　大規模改造事業（質的整備の教育内容、トイレ、法令適合、空調設置、バリアフリー化等施設整備、防犯対策等）
5　へき地教員住宅等の整備事業
6　屋外教育環境整備事業（グラウンド及び学習施設）※令和11年度まで延長
7　学校体育諸施設及びスポーツ施設（社会体育施設）整備事業
8　学校給食施設の新増改築事業
9　幼稚園施設の新増改築事業（幼保連携型認定こども園を除く）
10　防災機能強化事業
11　太陽光発電等導入事業
12　学校統合に伴う既存施設の改修
13　空調設備整備事業（屋内運動場への空調設備整備）※臨時特例交付金として令和６年度新設

※対象事業等については、今後国において変更される場合がある。

◆ 財政支援措置

交付金の算定割合は、原則1/3（事業、地域区分及び財政力指数により異なる場合がある）

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・年１回調査（次年度要望を「５月調査」）
　※「５月調査」に基づき、年２回程度のフォローアップ調査を実施。
・令和８年度の募集は令和７年５月に終了
・上記13の空調設備整備事業については令和15年度までの措置（補助率1/2）
　※「避難所指定」および「断熱性確保」が要件（断熱工事も補助対象）
・学校施設環境改善交付金の交付を受けるためには、文部科学省告示の基準に基づき、必要事項を記載した「施設整備計画」を作成し、県を経由して国に提出しなければならない。なお、体育施設及び学校給食施設の整備事業については県教育庁体育保健課の所管となる。

◆ 主な事例

Ｒ５当初（一般会計）	熊本市　桜木小学校　屋外教育環境
Ｒ５補正（本省繰越）（一般会計）	天草市　稜南中学校　大規模改造（トイレ）
	大津町　大津中学校　長寿命化改良
	嘉島町　嘉島西小学校　防災機能強化
Ｒ６当初（一般会計）	荒尾市　荒尾第一小学校　大規模改造（バリアフリー）
	上天草市　大矢野中学校　統合（長寿命化改良）

307.学校施設環境改善交付金事業（スポーツ施設（社会体育施設）整備）

所管省庁等：文部科学省

○県主管課：教育庁県立学校教育局体育保健課

◆ 事業の目的及び概要

学校施設環境改善交付金事業の一つであり、社会体育施設（地域水泳プール、地域スポーツセンター、地域武道センター等）を整備し、スポーツの振興に資するため、経費の一部を国が交付することによって、スポーツ施設の改善を図ることを目的とする。

◆ 事業主体

□県　■市町村　■一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

（1）地域スイミングセンター新改築事業
　談話室等を備えた屋内又は屋外の水泳プール（一般型・浄水型）を新築又は改築する事業
（2）地域水泳プール新改築事業
　屋内又は屋外の水泳プール（浄水型）を新築又は改築する事業
（3）地域スポーツセンター新改築事業
　クラブハウス等を備えた屋内総合スポーツ施設を新築又は改築し、あるいは改造する事業
（4）地域武道センター新改築事業
　談話室等を備えた武道場を新築又は改築する事業
（5）地域屋外スポーツセンター新改築事業
　照明施設及びクラブハウス等を備えた多目的屋外運動場を新築又は改築する事業
（6）社会体育施設耐震化事業
　耐震診断の結果、一定の耐震性能が確保されていない社会体育施設の耐震化を行う事業
　社会体育施設の建築非構造部材の耐震対策等を行う事業
（7）社会体育施設の質的整備事業
　内部環境改善工事
　　（断熱性・気密性向上、高効率型照明器具、点滅・調光装置、省エネルギー型空調、全熱交換器、ネットワーク環境等を整備する工事）
　空調整備工事
　　（冷暖房設備の設置に要する経費及びキュービクルの設置・更新などその関連工事）

◆ 財政支援措置

交付金算定割合は１／３～１／２であり、対象事業、地域区分、財政力指数等により異なる。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・年１回調査（次年度要望を「５月調査」）
　※「５月調査」に基づき、年２回程度のフォローアップ調査を実施。
・令和８年度の募集は令和７年５月に終了
・学校施設環境改善交付金の交付を受けるためには、文部科学省告示の基準に基づき、必要事項を記載した「施設整備計画」を作成し、県を経由して国に提出しなければならない。

◆ 主な事例

Ｒ４補正（一般会計）　氷川町　　竜北体育センター　社会体育施設の空調整備事業
Ｒ６当初（一般会計）　人吉市　　人吉スポーツパレス　社会体育施設耐震化事業

308.学校施設環境改善交付金事業（公立学校体育諸施設整備）

所管省庁等：文部科学省

○県主管課：教育庁県立学校教育局体育保健課

◆ 事業の目的及び概要

学校施設環境改善交付金事業の一つであり、義務教育諸学校に係る体育諸施設（水泳プール、武道場等）を整備しスポーツの振興に資するため、経費の一部を国が交付することによって、教育環境の改善を図ることを目的とする。

◆ 事業主体

□県　■市町村　■一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

（1）水泳プール新改築事業
屋内又は屋外の学校水泳プール（一般型・浄水型）を新築又は改築する事業

（2）水泳プール上屋新改築事業
屋外の学校水泳プールの利用期間の延長等を図るため、上屋を新築又は改築する事業

（3）水泳プール耐震補強事業
既設の学校水泳プールの耐震補強のため、給排水管等の免震処理、設備機器の固定、水槽の FRP、ステンレス化等を行う事業

（4）中学校武道場新改築事業
中学校等の武道場（柔道場、剣道場、弓道場等）を新築又は改築する事業

◆ 財政支援措置

交付金算定割合は１／３～１／２であり、対象事業、地域区分、財政力指数等により異なる。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・年１回調査（次年度要望を「５月調査」）
※「５月調査」に基づき、年２回程度のフォローアップ調査を実施。
・令和８年度の募集は令和７年５月に終了
・学校施設環境改善交付金の交付を受けるためには、文部科学省告示の基準に基づき、必要事項を記載した「施設整備計画」を作成し、県を経由して国に提出しなければならない。

◆ 主な事例

Ｒ４当初（一般会計）　熊本市　池田小学校　水泳プール新改築事業
Ｒ５当初（一般会計）　玉名市　岱明中学校　中学校武道場新改築事業

309.学校施設環境改善交付金事業（学校給食施設整備）

所管省庁等：文部科学省

○県主管課：教育庁県立学校教育局体育保健課

◆ 事業の目的及び概要

学校施設環境改善交付金事業の一つであり、学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、公立の義務教育諸学校の学校給食施設の整備に要する経費の一部を国が交付する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　■一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

公立の義務教育諸学校

（1）学校給食施設の新増改築
- 学校給食を開設するため給食施設をドライシステムにより新増築する事業
- 老朽化等により給食施設をドライシステムにより改築する事業

（2）炊飯給食施設の新増築
炊飯給食を実施するため炊飯給食施設をドライシステムにより新増築する事業

（3）アレルギー対策室の新増改築
学校給食におけるアレルギー対応のためアレルギー対策室をドライシステムにより新増改築する事業

◆ 財政支援措置

交付金算定割合は１／３～１／２であり、対象事業、地域区分、財政力指数等により異なる。

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・年１回調査（次年度要望を「５月調査」）
※「５月調査」に基づき、年２回程度のフォローアップ調査を実施。
・令和８年度の募集は令和７年５月に終了
・学校施設環境改善交付金の交付を受けるためには、文部科学省告示の基準に基づき、必要事項を記載した「施設整備計画」を作成し、県を経由して国に提出しなければならない。

◆ 主な事例

Ｒ３補正（一般会計）　嘉島町　学校給食センター（新増築・改築）事業
Ｒ６当初（一般会計）　菊陽町　単独調理場（新増築・改築）事業

310.地域学校協働活動推進事業

所管省庁等：文部科学省

○県主管課：教育庁市町村教育局社会教育課

◆ 事業の目的及び概要

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するとともに、地域と学校の連携・協働のもと「学校における働き方改革」に取り組むため、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置や「地域学校協働本部」の整備を推進する。また、全ての児童生徒対象として、地域の人材の協力を得て、地域と学校の連携・協働による学習支援（地域未来塾）及び体験活動（放課後子供教室）を通じて、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図ろうとする市町村を支援する。

◆ 事業主体

□県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合　□その他

◆ 対象事業等

○学校における働き方改革を踏まえた地域学校協働活動推進員配置
○家庭教育支援員配置
○地域における学習支援（地域未来塾）、体験活動（放課後子供教室）

◆ 財政支援措置

○補助率　国１／３、県１／３、市町村１／３

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

○令和７年度の募集
事業意向調査（当初予算算出根拠）：Ｒ６．１０月中旬（終了）
仮申請：Ｒ７．２月月中旬～Ｒ７．２月末まで。（終了）
○本事業の実施に当たっては、以下の２点を満たすことを要件とする。
（１）地教行法に基づくコミュニティ・スクールを導入していること、又は導入に向けた具体的な計画があること
（２）地域学校協働活動推進員等を配置すること
○事業の一部を社会教育団体等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適正な事業運営がなされるよう指導を徹底する。
○事業の改善及び充実を図るため、市町村においては運営委員会を設置し、事業の検証・評価を行う。
○市町村に配置する地域学校協働活動推進員や地域学校協働活動等に関わる関係者等の資質向上を図るために、県が主催する研修等に参加するよう努める。

◆ 主な事例

令和６年度の実績
○地域学校協働活動推進員等配置：４４市町村３４８小中義務教育学校をカバーする３７０名配置
○地域学校協働本部：４４市町村６３本部整備
○家庭教育支援員配置：４市町村７名配置
○地域未来塾：３０市町村６０校で実施
○放課後子供教室：３３市町村９１カ所で実施

.311 熊本県公立学校情報機器整備事業補助金

所管省庁等：文部科学省

○県主管課：教育庁教育政策課

◆ 事業の目的及び概要

公立学校の学習者用コンピュータ等の情報機器の整備について、県及び市町村で構成する共同調達会議等で調達した情報機器の購入又はリース事業に対し、経費の一部を補助する。

◆ 事業主体

■県　■市町村　□一部事務組合　□広域連合
■その他（情報機器をリース契約により市町村に提供する民間事業者）

◆ 対象事業等

1　事業名
（1）公立学校情報機器整備事業
（2）公立学校入出力支援装置購入事業
2　補助対象者
市町村、民間事業者（情報機器をリース契約により市町村に提供する者）
3　補助対象経費
（1）公立学校情報機器整備事業
公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部及び中学部に係る、学習者用コンピュータの整備又は更新に要する経費（情報機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む）
（2）公立学校入出力支援装置購入事業
公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校に係る、障がいにより情報機器の入出力自体に困難を抱えた児童生徒のための支援装置の更新等に要する経費（情報機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む）
※本事業は文部科学省「公立学校情報機器整備事業費補助金」を原資とした補助事業であるため、詳細については、「GIGA スクール構想加速化基金管理運営要領」を参照。

◆ 財政支援措置

補助基準額・補助率
1　公立学校情報機器整備事業
補助基準額　１台当たり 55,000 円（へき地等の地域は 102/100 を乗じた額が上限）
補助率　2/3 以内
2　公立学校入出力支援装置購入事業
補助基準額　定額補助、下限額 10,000 円
補助率　10/10 以内

◆ 募集スケジュール及び留意事項等

・３～４月：事業計画書の提出
・５月以降：補助金交付申請・交付決定
・端末等の整備完了：市町村から県へ実績報告、交付確定、請求書提出（精算払い）
※上記は大まかなスケジュールであり、「購入」又は「リース」により各種期限が異なるため、詳細は担当課へお問い合わせください。

◆ 主な事例

・令和 6 年度から実施した事業であり、本補助金を活用し、数団体で実績あり。

球磨川流域復興基金交付金事業等

（令和７年4月1日現在）

球磨川流域復興基金交付金事業等　一覧

１被災者の生活支援、２被災宅地の復旧支援、３住まいの再建、４公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援、５産業復興、６防災・減災対策、７復興まちづくり支援

（市町村事業分）

１　令和２年７月豪雨被災者等支援交付金

	項目	番号	事業名	頁	担当部	担当課	電話番号	
1	1	①	放課後児童クラブ利用者支援事業	1	健康福祉部	子ども未来課	096-333-2225	終了
2		②	復興支援ボランティア連携推進事業	2	健康福祉部	健康福祉政策課地域支え合い支援室	096-333-2819	
3		③	仮設住宅等コミュニティ形成支援事業	3,4	健康福祉部	健康福祉政策課地域支え合い支援室	096-333-2819	
4		④	復興関連ボランティアセンター等運営推進事業	5	健康福祉部	健康福祉政策課地域支え合い支援室	096-333-2819	
5		⑤	被災者見守り対策強化事業	6	健康福祉部	健康福祉政策課地域支え合い支援室	096-333-2819	
6		⑥	農地等被災農業者生活支援事業	7	農林水産部	農産園芸課	096-333-2390	終了
7		⑦	災害公営住宅等コミュニティ形成支援事業	8,9	健康福祉部	健康福祉政策課地域支え合い支援室	096-333-2819	
8	2	①	堆積土砂撤去等支援事業	10	土木部	都市計画課	096-333-2521	終了
9		②	被災宅地復旧支援事業	11	土木部	建築課	096-333-2542	
10	3	①	生活再建支援事業	12	健康福祉部	健康福祉政策課地域支え合い支援室	096-333-2819	
11		②	住まいの再建支援事業（市町村事業）	15～17	健康福祉部	健康福祉政策課地域支え合い支援室	096-333-2819	
12		③	民間賃貸住宅物件紹介事業	18	健康福祉部	健康福祉政策課地域支え合い支援室	096-333-2819	終了
13		④	木造仮設住宅利活用等支援事業	19	土木部	住宅課	096-333-2547	
14		⑤	すまいの安全確保支援事業	20	企画課振興部	球磨川流域復興局	096-333-2609	
15		⑥	応急仮設住宅移転等費用支援事業	21	健康福祉部	健康福祉政策課地域支え合い支援室	096-333-2819	
16	4	①	地域営水道施設復旧事業	22	環境生活部	環境保全課	096-333-2302	
17		②	農地の自力復旧支援事業	23	農林水産部	農地整備課	096-333-2412	終了
18		③	私道復旧事業	24	土木部	建築課	096-333-2542	
19		④	農業用水路・農道の自力復旧支援事業	25	農林水産部	農地整備課	096-333-2412	終了
20		⑤	地域コミュニティ施設等再建支援事業	26	教育庁	文化課（施設に関すること）	096-333-2704	
21					観光文化部	観光文化政策課（用具に関すること）	096-333-2154	
22		⑥	自治公民館再建支援事業	27	教育庁	社会教育課	096-333-2697	
23		⑦	消防団詰所等再建支援事業	28	総務部	消防保安課	096-333-2116	
24		⑧	法定外公共財産関連施設復旧支援事業	29	土木部	港湾課	096-333-2517	終了
25		⑨	林業者の森林作業道の自立復旧支援事業	30	農林水産部	森林整備課	096-333-2434	
26		⑩	公立学校施設設備等の復旧支援事業	31	教育庁	体育保健課（用具に関すること）	096-333-2711	
						施設課（施設設備に関すること）	096-333-2714	終了
27		⑪	被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業	32	教育庁	文化課	096-333-2704	
28		⑫	漁船航路復旧支援事業	33	農林水産部	漁港漁場整備課	096-333-2465	終了
29	5	①	商店街等街路灯管理支援事業	34	商工労働部	商工振興金融課	096-333-2326	
30		②	仮設商店街整備支援事業	35	商工労働部	商工振興金融課	096-333-2326	
31		③	仮設商店街にぎわい創出支援事業	36	商工労働部	商工振興金融課	096-333-2326	終了
32		④	畜産物輸出再開支援事業	37	農林水産部	畜産課	096-333-2397	終了
33	6	①	田んぼダム協力支援事業	38	農林水産部	団体支援課	096-333-2369	終了
34	7	①	復興まちづくり拠点施設整備等支援事業	41	企画振興部	球磨川流域復興局	096-333-2609	
35		②	消防体制強化推進事業	42	総務部	消防保安課	096-333-2116	
36		③	グリーンニューディール創造支援事業	43	企画振興部	球磨川流域復興局	096-333-2610	
37		④	豪雨災害の記憶・教訓伝承推進事業	44	企画振興部	球磨川流域復興局	096-333-2609	

２　球磨川水系防災・減災ソフト対策等交付金

38	6	②	球磨川水系防災・減災ソフト等対策事業	39,40	企画振興部	球磨川流域復興局	096-333-2610

（県事業分）

	項目	番号	事業名	頁	担当部	担当課	電話番号
10	3	②	住まいの再建支援事業（県事業）	13,14	健康福祉部	健康福祉政策課地域支え合い支援室	096-333-2819

【基本事業1】被災者の生活支援

支援期間終了

① 放課後児童クラブ利用者の支援

支援内容

被災した家庭の経済的負担の軽減を図るため、放課後児童クラブの利用料の全部又は一部を支援する。

支援対象経費

【支援対象経費】
・次の要件を満たす世帯に係る民営の放課後児童クラブの利用料
居住する家屋が半壊以上の世帯

【支援対象期間】
・令和２年７月から令和３年３月までの９か月間
（他の類似制度における利用者負担額の減免に係る国の特別の支援期間と同一とするが、当面は令和２年度末までとする）

【交付基準】
・次の基準に基づき、交付する。
①全壊・大規模半壊世帯・・・＜利用料＞×１０／１０以内
②中規模半壊・半壊世帯・・・＜利用料＞×　１／２以内

※　民営のクラブが令和２年７月豪雨を事由とする利用料を減免する場合、当該減免額に対して助成する市町村に交付。民営のクラブが利用料を減免しない場合、各市町村の被災世帯への助成に対して交付。
※　各市町村で上記を上回る減免又は助成を行う部分に関しては、各市町村負担。

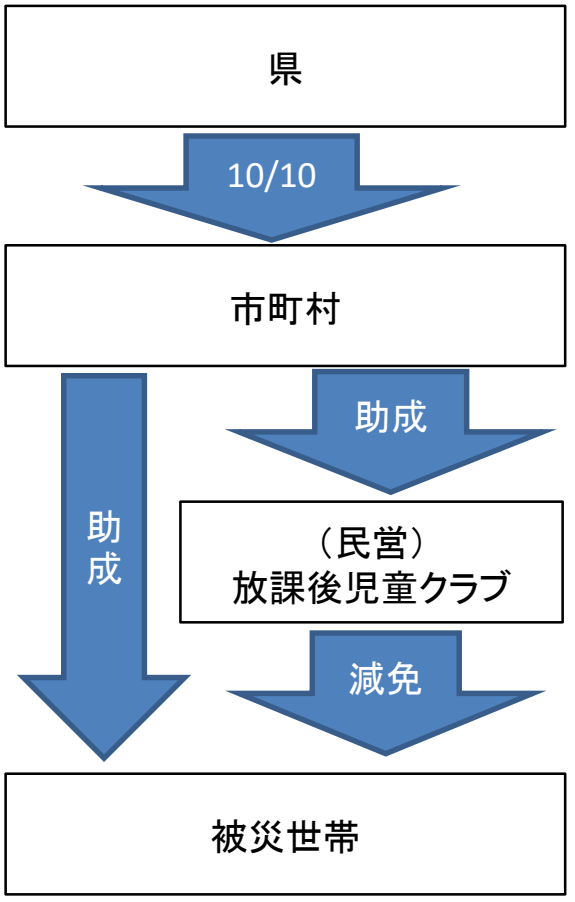

子ども未来課

【基本事業1】 被災者の生活支援

② 復興支援ボランティアの連携推進

支援内容

被災地域の方々と連携して、迅速・効果的な被災者支援を進めるため、災害ボランティア団体の被災者支援に係る活動経費を助成する。

支援対象経費

【支援対象経費】
災害ボランティア団体の被災者支援に伴う次のメニューに係る活動経費
①子ども支援、親支援（子どもの遊び場づくり、育児支援等）
②日常生活支援（移動・買い物等）
③被災地域の自立的復興に向けた人材育成支援（住民リーダー）

【支援対象期間】
・令和２年１０月から令和８年３月まで
（仮設住宅の入居期間を目安に2か年とするが、入居期間によっては変動の可能性あり）

【交付基準】
・ 対　象：災害ボランティア団体による被災者支援を必要とする市町村
・ 1団体当たりの上限額：1,000千円

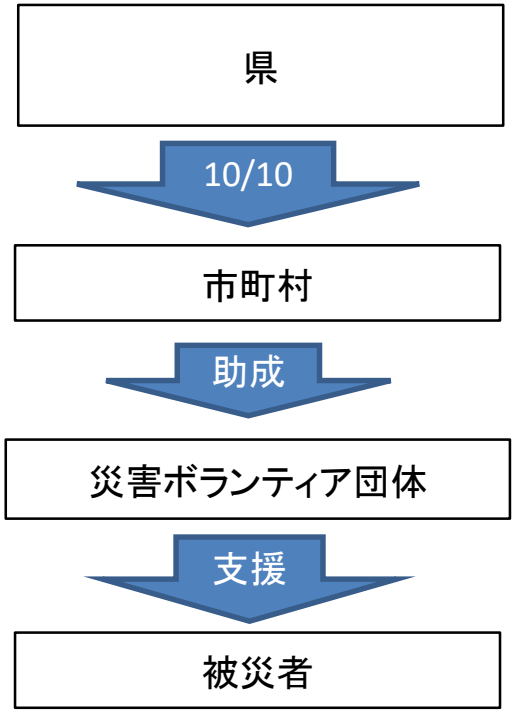

健康福祉政策課　地域支え合い支援室

【基本事業1】 被災者の生活支援

③ 仮設住宅等のコミュニティ形成の支援

支援内容

応急仮設住宅（建設型・賃貸型）等における住民主体のコミュニティ形成を促進し、住民同士の顔の見える関係づくりや互助・共助の取組みを支援するため、住民リーダーや自治組織等の活動経費を助成する。

支援対象経費

【支援対象経費】
①仮設住宅住民等の地域コミュニティ形成に資する活動経費（勉強会、見守り活動、住民イベントの開催など）
②被災自治組織の防犯灯電気料金（被災により住民が減った自治会で管理する防犯灯）

【支援対象期間】
令和２年１０月から令和８年３月まで
（仮設住宅の入居期間を目安に2か年とするが、入居期間によっては変動の可能性あり）

【交付基準】
①地域コミュニティ形成に資する活動経費
対　象：仮設住宅（建設型・賃貸型）等の住民が参加する次の自治組織等
（１）応急仮設住宅（建設型）の入居世帯で構成された自治組織
（２）応急仮設住宅（建設型・賃貸型）の入居世帯が所属する既存の自治組織
（自治組織の構成世帯のうち仮設入居者が２割以上）
（３）応急仮設住宅（賃貸型）の拡散した入居世帯に対し地域リーダー等が呼びかけて形成された任意組織

交付額：自治組織等から提出される事業計画のうち必要と認められる
経費について下の区分ごとの上限額まで交付する（年額）。
（１）5～50世帯：100千円　51～100世帯：150千円　101世帯以上：200千円
（２）5～50世帯：　50千円　51～100世帯：　75千円　　101世帯以上：100千円
（３）5～9世帯が参加するグループ：25千円
10世帯以上が参加するグループ：50千円

※(1)及び(3)については、同一世帯の異なる自治組織等での重複算定は認めない。

②被災自治組織の街路灯・防犯灯電気料金
・ 対　象：被災により住民が2割減少した自治組織
・ 交付額：電気料に要する経費×１／２以内（上限額：6千円/灯）

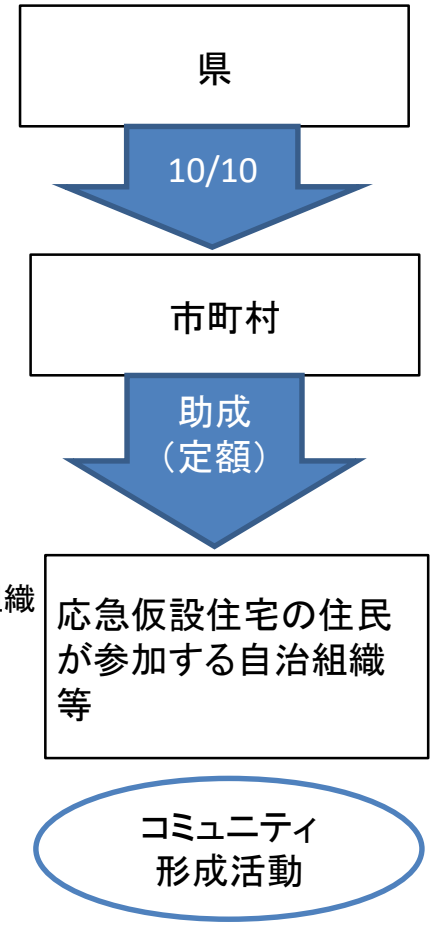

健康福祉政策課　地域支え合い支援室

【①－３ 参考】自治組織等の考え方

（１）建設型の応急仮設団地の自治組織（独立型）

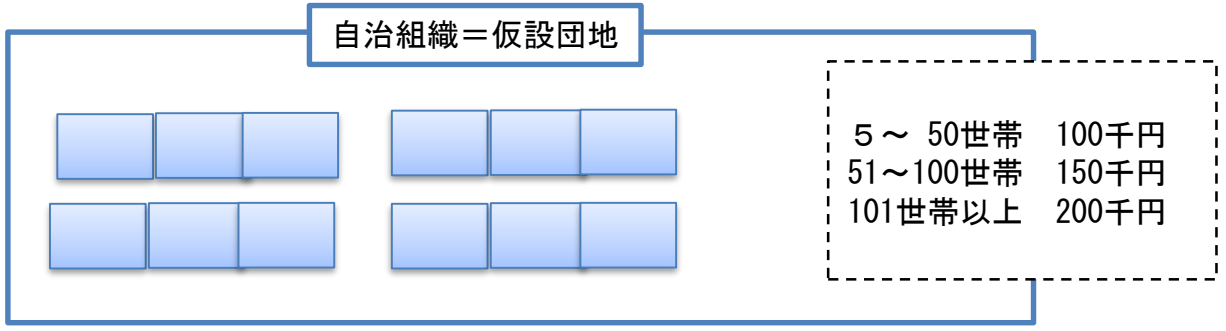

（２）既存自治組織への参加

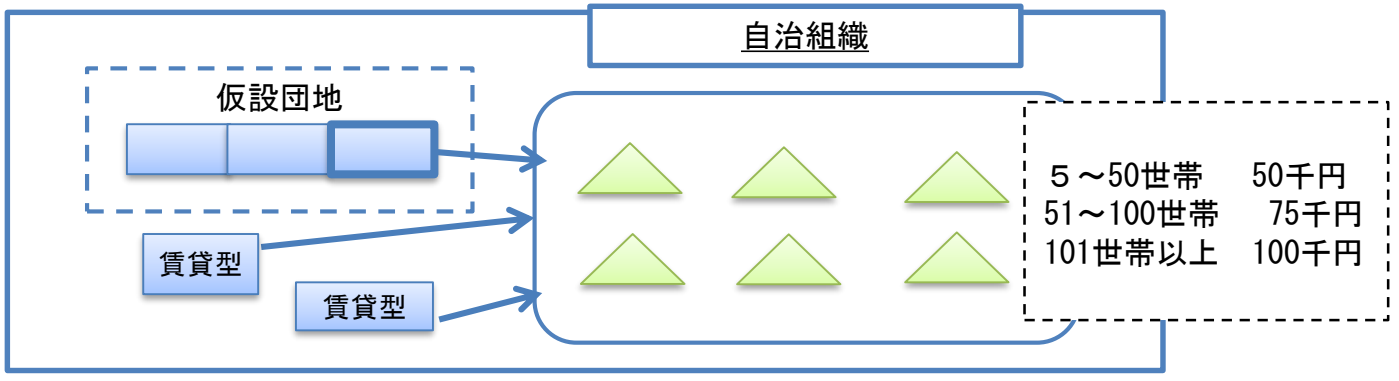

（３）応急仮設住宅（賃貸型）の入居者が参加するグループ等

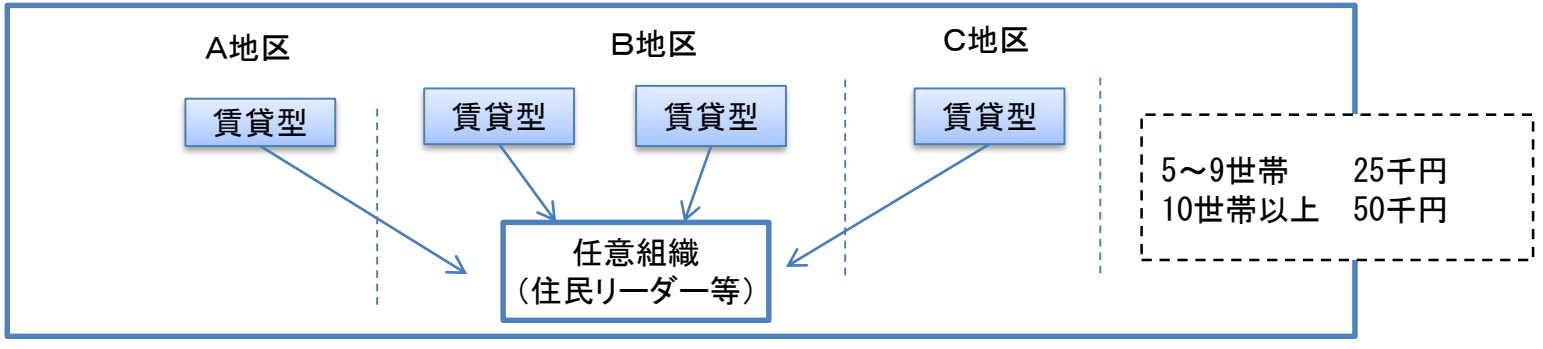

【基本事業1】 被災者の生活支援

④ 復興関連ボランティアセンターの運営支援

支援内容

復興関連業務（片づけ、引っ越し等）を行うボランティアセンターを運営する市町村社会福祉協議会に対して、同センターの運営に要する経費を補助する。

支援対象経費

【支援対象経費】
復興関連業務を行うボランティアセンターの運営に要する経費
（人件費、事務費、広報その他ボランティアセンターの活動全般に要する経費）

【支援対象期間】
令和2年10月から令和8年3月まで
（仮設住宅の入居期間を目安に2か年とするが、入居期間によっては変動の可能性あり）

【交付基準】
- 対　象：復興関連業務を行うボランティアセンターを運営する市町村社会福祉協議会
- 1団体あたりの上限額：2,400千円

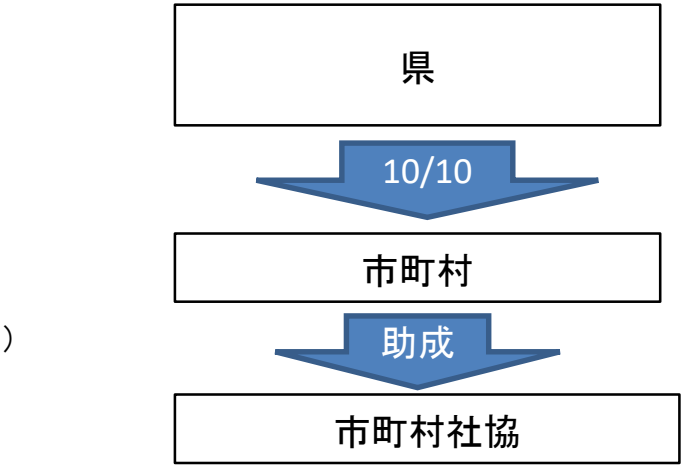

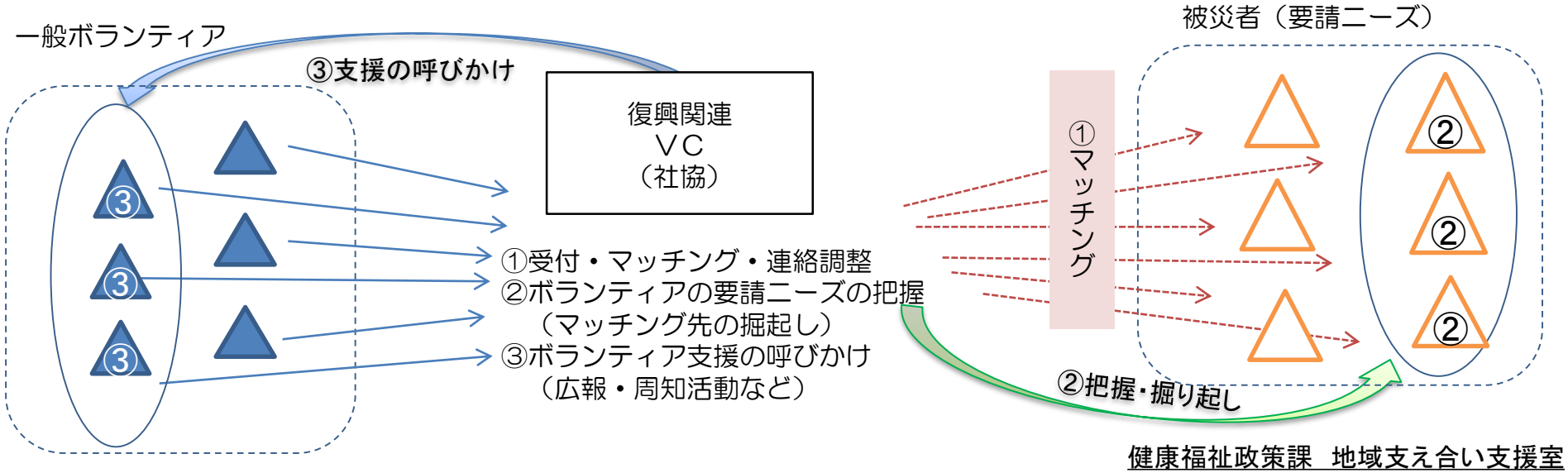

健康福祉政策課　地域支え合い支援室

【基本事業1】 被災者の生活支援

⑤ 被災者見守り対策の強化

支援内容

応急仮設住宅（建設型・賃貸型）に入居する独居高齢者世帯、要配慮世帯が安心した日常生活を送ることができるよう見守りの体制を強化する。

支援対象経費

【支援対象経費】
応急仮設住宅（建設型・賃貸型）に入居する独居高齢者世帯（65歳以上）及び要配慮世帯に対する見守り強化対策として、市町村が民間セキュリティ会社等を利用した緊急通報システムを設置する経費

【対象者】
応急仮設住宅（建設型、賃貸型）に入居する以下①～③のいずれかに該当する者で、見守り対策の強化が必要な者
①独居高齢者世帯（65歳以上）
②要配慮世帯
③上記のほか、市町村長が特に必要と認めるもの

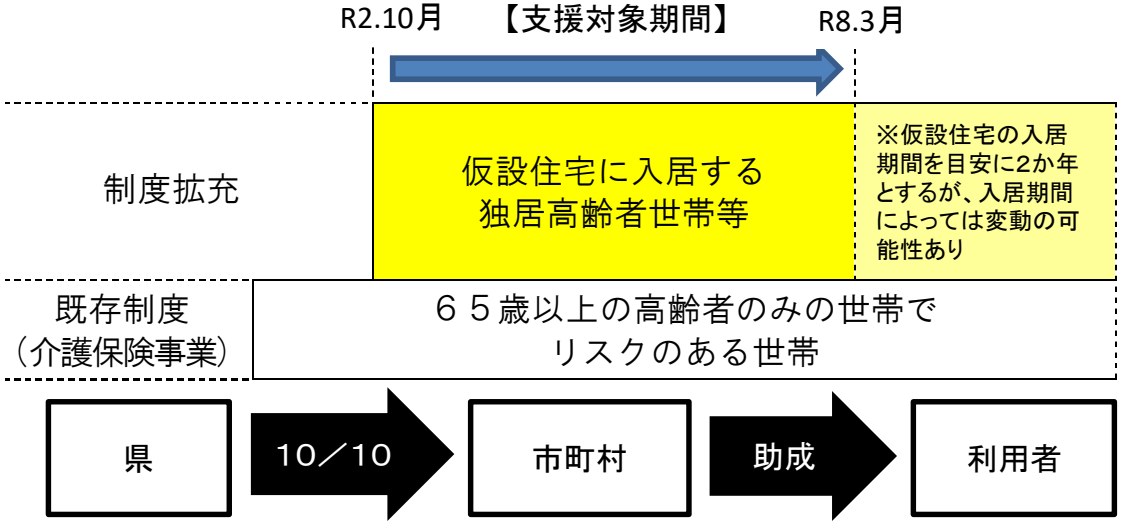

【交付基準】
設置に要した実績額を交付

- 補助率：10／10以内
- 補助上限：通報装置の利用に係る費用（4,000円×月×世帯数）
  ＋通報装置の設置及び撤去費用（10,000円×世帯数）
  ※上限額を超える場合は個別に協議すること

健康福祉政策課　地域支え合い支援室

【基本事業1】 被災者の生活支援

支援期間終了

⑥ 農地等被災農業者の生活支援

支援内容

被災農地等の復旧工事の工程等により当該年度の作付けが出来ない被災農業者が、一時的な借地や機械借り上げ等により営農を維持する場合に、必要な掛かり増し経費を助成する。

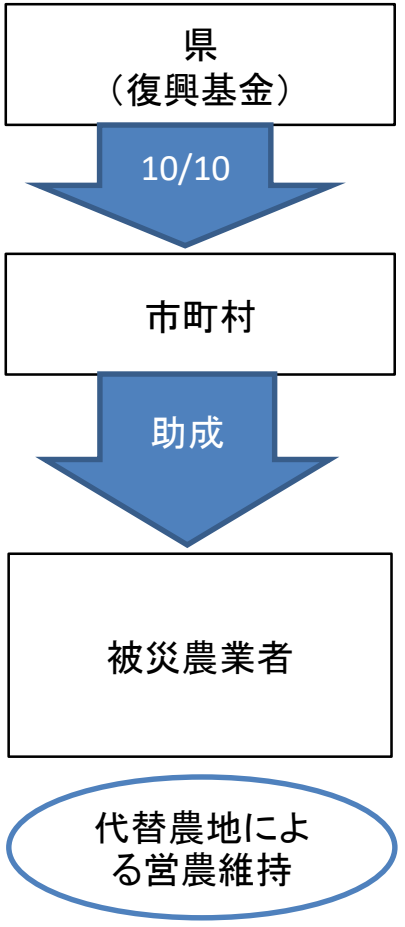

支援対象経費

【対象者】
令和2年7月豪雨で農地が被災し、次期作の作付け準備開始までに復旧工事等が終了しないため、借地による代替農地で営農を維持する農業者

【支援対象経費】
復旧工事に係るほ場の代替耕作地の借地料、機械借り上げ・運搬経費等の掛かり増し経費

【支援対象】
令和2年7月豪雨発生後1年以内に作付けをするもので、令和2年産または令和3年産のもの（ただし、借地期間は原則1年以内とする。）

【交付基準】
補助率：10／10以内
補助上限：22，000円／10a

農産園芸課

⑦ 災害公営住宅等コミュニティ形成支援事業

支援内容

災害公営住宅等における住民主体のコミュニティ形成を促進し、住民同士の顔の見える関係づくりや互助・共助の取組みを支援するため、自治組織等の活動経費を助成する。

支援対象経費

【支援対象経費】
　災害公営住宅等の地域コミュニティ形成に資する活動経費（勉強会、見守り活動、住民イベントの開催、集会所で使用する備品等の購入など）

【支援対象期間】
　災害公営住宅等の入居開始月から3年を過ぎた年度の3月まで

【交付基準】
　対　象：災害公営住宅等の住民が参加する次の自治組織等
　（1）災害公営住宅等の入居世帯で構成された自治組織等
　（2）災害公営住宅等が属する地域の自治組織等
　（3）災害公営住宅等の入居世帯及び同地域の住民により形成された任意組織
　　※（2）については災害公営住宅等の入居者が1世帯以上参加していること。

　交付額：自治組織等から提出される事業計画のうち必要と認められる経費について下の区分ごとの上限額まで交付する（年額）。
　（1、2）5～50世帯：100千円　51～100世帯：150千円　101世帯以上：200千円
　（3）　5～50世帯：50千円　51～100世帯：75千円　101世帯以上：100千円
　　※（3）については、同一世帯の異なる任意組織での重複算定は認めない。

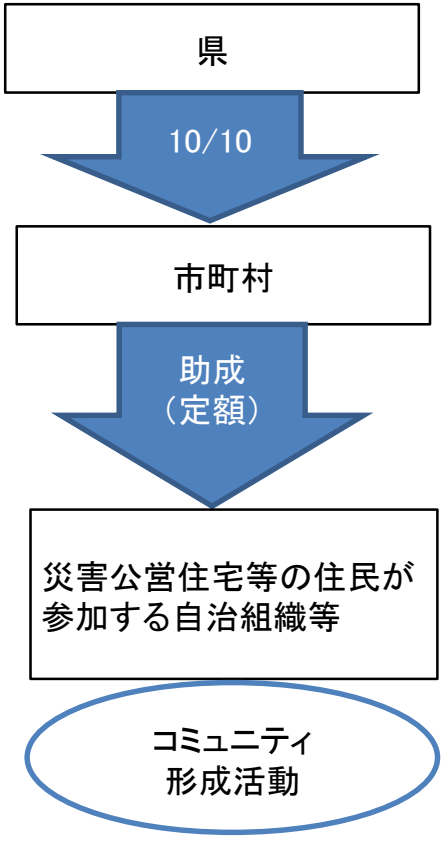

健康福祉政策課　地域支え合い支援室

【①－7　参考】自治組織等の考え方

（1）災害公営住宅等の自治組織（独立型）

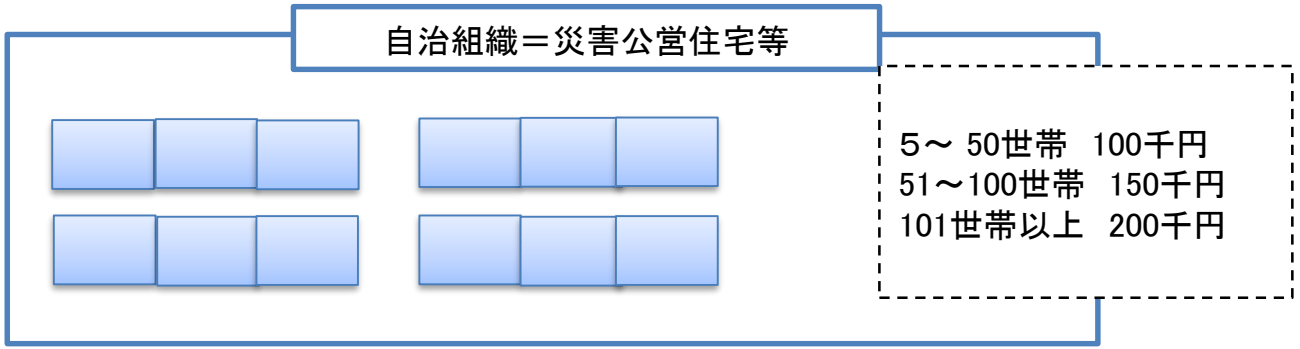

（2）既存自治組織への参加

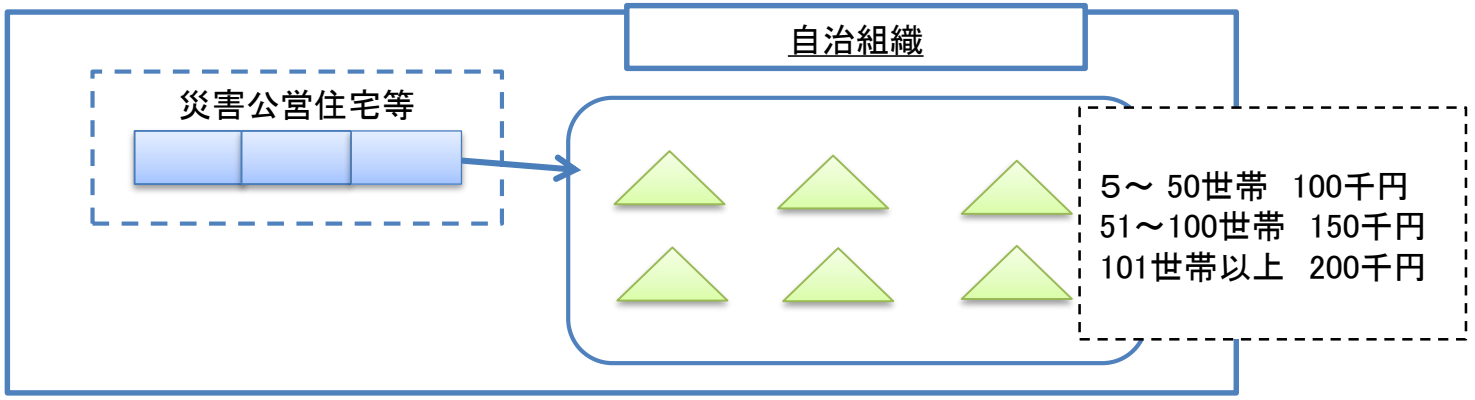

（3）災害公営住宅等の入居者が参加するグループ等

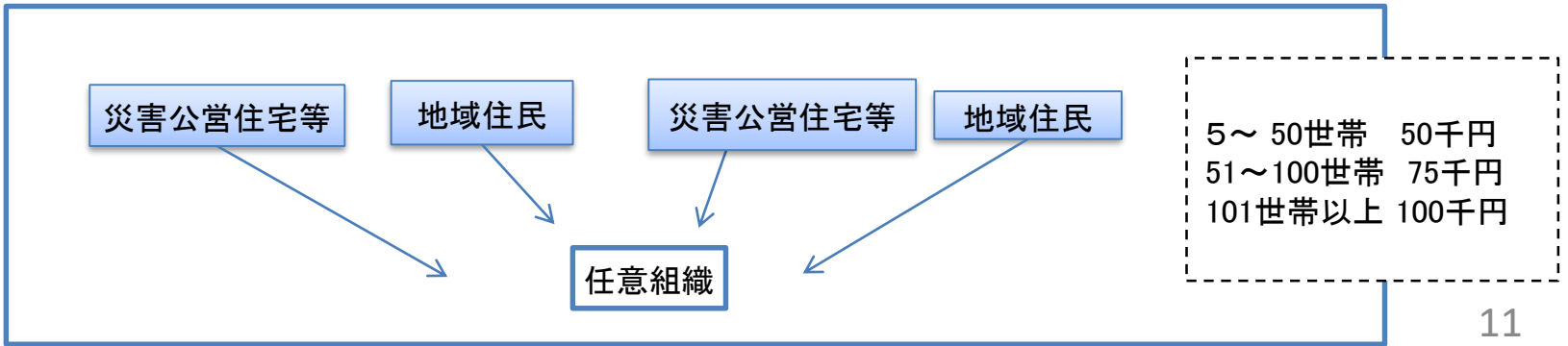

【基本事業2】 被災宅地の復旧支援

支援期間終了

① 堆積土砂撤去等支援事業

支援内容

宅地内に堆積した土砂の直接排除を行う市町村に対し、県単独で５０％を補助するが、国庫補助を受けた場合の市町村の実質負担（２．５％）と同等の負担となるよう、基金事業として上乗せ補助を行う

支援対象経費

【支援対象経費】
国庫補助事業の対象とならない市町村又は地域における土砂排除に要する経費
（補助対象経費については国庫補助事業で対象と認められる経費に準じる）
【支援対象期間】
・原則１年

【交付基準】
・補助率： ４７．５％以内（県単独補助５０％への上乗せ）
・上限額： なし

【基本事業2】被災宅地の復旧支援

② 被災宅地復旧支援事業

支援内容

生活再建を図る被災者に対し、被災宅地の復旧に要する経費の一部を支援する。

支援対象経費

【支援対象経費】
被災宅地の原形復旧を基本とした次に掲げる工事（構造基準を満たすものへの変更を含む。）

① のり面の復旧工事
② 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去や擁壁に関する排水施設設置等の工事を含む。）
③ 地盤の復旧工事

【交付基準】

・補助率：対象事業費から５０万円を控除した額に２／３を乗じた額以内
・上限額：対象事業費１，０００万円まで（交付上限額６３３万円）

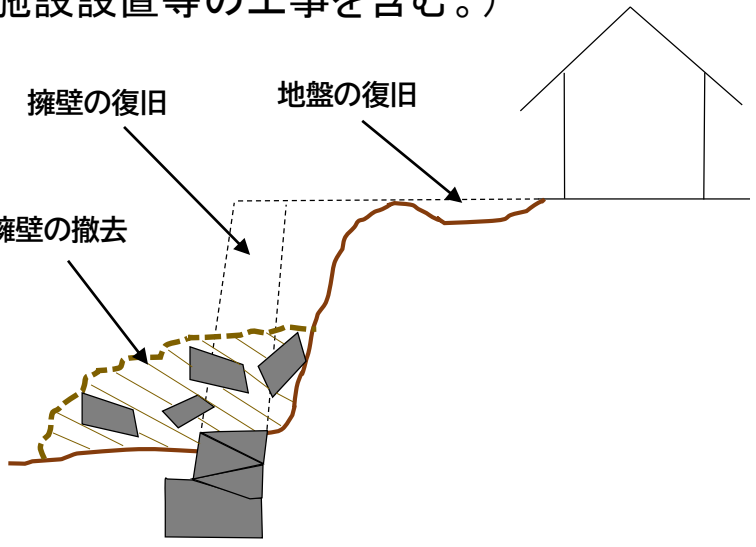

建築課

【基本事業3】 住まいの再建

① 生活再建の支援

支援内容

市町村が行う被災者の生活・すまいの再建に関する広報や市町村外避難者への情報提供等に要する経費を補助することにより、被災者の早期の生活再建を支援する。

支援対象経費

【支援対象経費】
市町村が行う被災者の生活・すまいの再建に関する広報の実施及び市町村外避難者への情報提供等に要する経費

【支援対象期間】
令和2年10月から令和8年3月まで
（仮設住宅の入居期間を目安に2か年とするが、入居期間によっては変動の可能性あり）

【交付基準】
補助率：10／10以内　　補助上限額：@110円×半壊以上世帯数
＋@350円×市町村外避難世帯数×12月

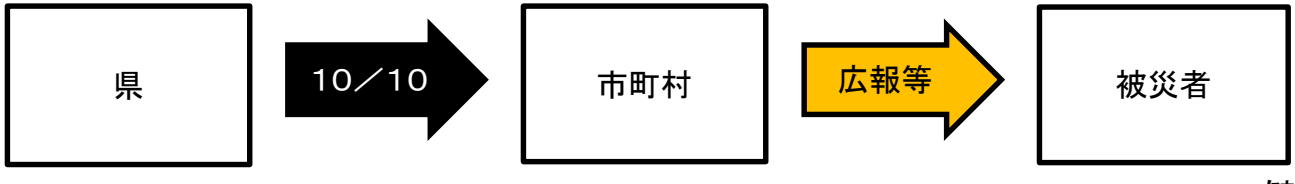

健康福祉政策課　地域支え合い支援室

【基本事業3】 住まいの再建

② 住まいの再建支援（自宅再建利子助成） 【実施主体：県】

支援内容

発災時点の住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、金融機関等から融資を受けて、県内で住宅を新築し、購入し、又は補修する場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部を一括して助成する。

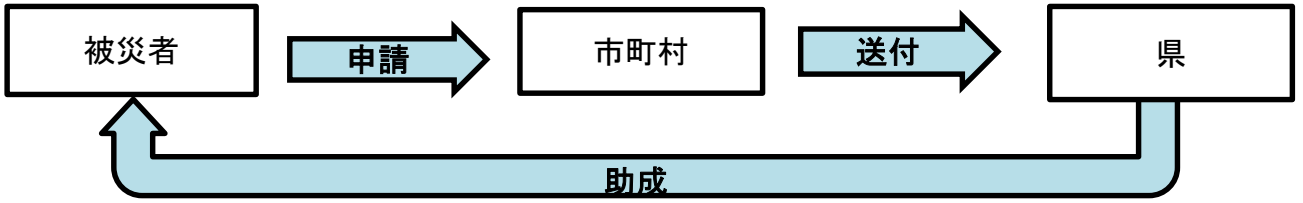

支援対象経費

【対象となる住宅】
金融機関等から融資を受けて、県内で新築し、購入し、又は補修する住宅（令和2年7月5日以降に契約したものに限る。）

【対象者】
次の（1）及び（2）の要件を満たす者
（1）次の①～④のいずれかに該当する者
①建設型応急住宅、賃貸型応急住宅入居者で供与期間内に退去した者
（「被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で、当該認定が解除された者」及び「市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体していない者であり、災害救助法第4条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理の期間中に応急仮設住宅を使用 した者」を除く）
②全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた者
③半壊の罹災証明書の交付を受け、かつ、当該住宅を解体した者
④被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者
（2）知事が別に定める世帯年収（所得）以下の者

【交付基準】
住宅に係る借入額（借入額が850万円を超える場合は、850万円）の利子の支払いを、借入時の貸付利率（独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資（建設資金・購入資金）」の融資金利（団体信用生命保険に加入していない場合に適用される金利）を超える場合は、当該融資金利）及び借入期間による元利均等月賦支払の方法により行うものとした場合における各月の利子の支払額の合計額を、1世帯当たり1回限り助成する。

（助成額の例）借入額1，000万円、貸付利率0．80%（住宅金融支援機構の融資金利0．55%）、35年ローンで試算する場合
→ 借入額850万円 融資金利0．55% 35年ローン（元利均等月賦支払） → 846，000円

【事業期間】
令和2年7月5日から令和7年7月4日まで
（応急仮設住宅の供与期間は最長2年間のため。供与期間によっては変動の可能性あり。）

健康福祉政策課 地域支え合い支援室

【基本事業3】 住まいの再建

② 住まいの再建支援（リバースモーゲージ利子助成）【実施主体：県】

支援内容

発災時点の住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資（高齢者向け返済特例等）を受けて、県内で住宅を新築し、購入し、又は補修する場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部を一括して助成する。

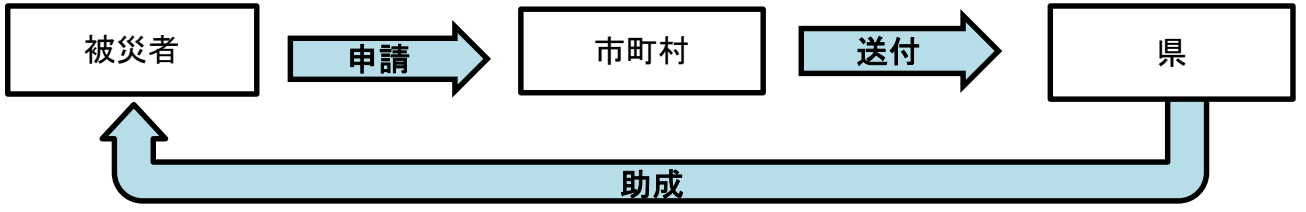

支援対象経費

【対象となる住宅】
金融機関等からリバースモーゲージ型の融資（高齢者向け返済特例等）を受けて、県内で新築、購入又は補修する住宅（令和2年7月5日以降に契約したものに限る。）

【対象者】
（1）建設型応急住宅、賃貸型応急住宅入居者で供与期間内に退去した者
（「被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で、当該認定が解除された者」及び「市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体していない者であり、災害救助法第4条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理の期間中に応急仮設住宅を使用 した者」を除く）
（2）全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた者
（3）半壊の罹災証明書の交付を受け、かつ、当該住宅を解体した者
（4）被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者

【交付基準】
住宅に係る借入額（借入額が850万円を超える場合は、850万円）に、借入時の貸付利率（独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資（建設資金・購入資金）」の融資金利（団体信用生命保険に加入していない場合に適用される金利）を超える場合は、当該融資金利）を乗じて算出した額に20を乗じて得た額を、1世帯当たり1回限り助成する。

（助成額の例）　借入額1，000万円、貸付利率1．97％（住宅金融支援機構の融資金利0．55％）で試算する場合
→ 借入額850万円 × 融資金利0．55％ × 20年 ＝ 93．5万円

【事業期間】
令和2年7月5日から令和7年7月4日まで
（応急仮設住宅の供与期間は最長2年間のため。供与期間によっては変動の可能性あり。）

健康福祉政策課　地域支え合い支援室

【基本事業3】 住まいの再建

② 住まいの再建支援 （転居費用助成）

支援内容

発災時点の住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内で新築、購入若しくは補修する住宅又は県内の賃貸住宅、公営住宅等への転居に伴う荷物の移動に要する費用を定額で助成する。

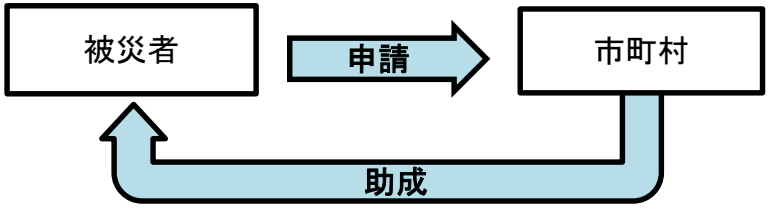

支援対象経費

【対象世帯】
（1）建設型応急住宅、賃貸型応急住宅入居者で供与期間内に退去した者
（市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体していない者であり、災害救助法第4条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理の期間中に応急仮設住宅を使用 した者を除く）
（2）全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた者
（3）半壊の罹災証明書の交付を受け、かつ、当該住宅を解体した者
（4）被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定された者

【交付基準】
令和2年7月4日以降に応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、その後、県内で新築、購入若しくは補修する住宅又は県内の賃貸住宅若しくは公営住宅等へ転居した場合に、1世帯当たり1回限り助成する。

【助成額】
一律100千円

【事業期間】
令和2年7月5日から令和8年7月4日まで
（応急仮設住宅の供与期間は最長2年間のため。供与期間によっては変動の可能性あり。）

健康福祉政策課　地域支え合い支援室

【基本事業3】住まいの再建支援

② 住まいの再建支援（民間賃貸住宅入居助成）

支援内容

発災時点の住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、再建先として県内の住宅を賃貸する場合に必要となる契約に伴う費用を定額で助成する。

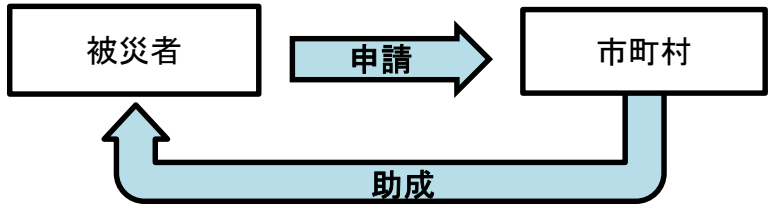

支援対象経費

【対象者】

（1）建設型応急住宅、賃貸型応急住宅入居者で供与期間内に退去した者

（「被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で、当該認定が解除された者」及び「市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体していない者であり、災害救助法第4条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理の期間中に応急仮設住宅を使用 した者」を除く）

（2）全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた者

（3）半壊の罹災証明書の交付を受け、かつ、当該住宅を解体した者

（4）被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者

【交付基準】

令和2年7月4日以降に応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、その後、県内の住宅を賃貸する場合に必要となる契約に伴う費用に対して、1世帯当たり1回限り助成する。

【助成額】

一律200千円

【事業期間】

令和2年7月5日から令和8年7月4日まで

（応急仮設住宅の供与期間は最長2年間のため。供与期間によっては変動の可能性あり。）

健康福祉政策課　地域支え合い支援室

【基本事業3】 住まいの再建

② 住まいの再建支援 （公営住宅入居助成）

支援内容

住居が被災したことにより、応急的な住まい等での生活を余儀なくされた者が、再建先として県内の公営住宅に入居する際に必要となる費用を定額で助成する。

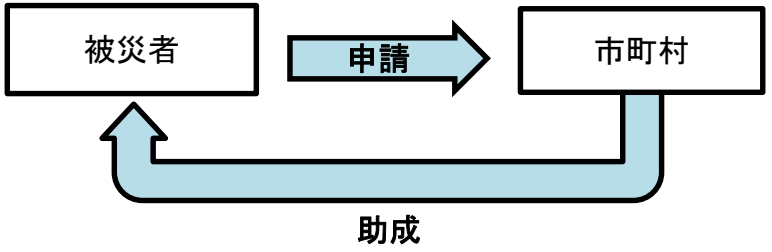

支援対象経費

【対象者】

（1）建設型応急住宅、賃貸型応急住宅入居者で供与期間内に退去した者

（「被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で、当該認定が解除された者」及び「市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体していない者であり、災害救助法第4条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理の期間中に応急仮設住宅を使用 した者」を除く）

（2）全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた者

（3）半壊の罹災証明書の交付を受け、かつ、当該住宅を解体した者

（4）被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者

※被災者生活再建支援法に基づく加算支援金を受給している場合は対象外

【交付基準】

令和2年7月4日以降に応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、再建先として県内の公営住宅に入居する際に必要となる費用に対して、1世帯当たり1回限り助成する。

【助成額】

一律100千円

【事業期間】

令和2年7月5日から令和8年7月4日まで

（応急仮設住宅の供与期間は最長2年間のため。供与期間によっては変動の可能性あり。）

健康福祉政策課　地域支え合い支援室

【基本事業3】住まいの再建支援

支援期間終了

③ 民間賃貸住宅物件紹介事業

支援内容

被災した市町村では、個々の不動産業者が持っている民間賃貸住宅等の物件情報の多くが、インターネットへ掲載されていないなど、個別に不動産業者へ問い合わせないと被災者に物件情報が行き届かない状況にある。

このため、当該地域の早期の住まいの再建のために、事業実施市町村へ新たに支援員を配置し、被災地域における物件情報を一元管理し、空き物件を紹介する等の事業経費を支援する。

なお、対象世帯は２００世帯を見込んでいる。

支援対象経費

【支援対象経費】

１　人件費（支援員）（令和４年１月～）

事業実施市町村の会計年度任用職員として雇用。支援員よる被災地域の不動産情報の収集、賃貸物件等掲示板への掲載、電話や面談による被災世帯への情報提供、被災市町村への情報提供などにより、民間賃貸での再建が円滑に進むよう総合的な支援を行う。

２　執務環境整備費（令和４年１月～）

支援員が執務を行うため、業務に必要な、電話、ＦＡＸ、インターネット環境、掲示板設置等を行う。

【交付基準】

補助率：１０／１０以内

健康福祉政策課　地域支え合い支援室

【基本事業3】住まいの再建

④ 木造仮設住宅利活用等支援事業

支援内容

木造応急仮設住宅、集会所及び談話室（以下、「木造仮設住宅等」という。）を、被災者の住まいの再建及び創造的復興に資する施設（以下、「被災者の住まい再建等に資する施設」という。）として利活用する際に必要な工事費等の経費を支援する。

支援対象経費

１　現地利活用する場合

【対象事業費】

木造仮設住宅等を、被災者の住まいの再建等に資する施設として現地利活用するために必要な民有地の土地購入に係る経費

【対象者】市町村

【交付基準】

（１）補助率　１／２以内

（２）対象事業費の上限

地価公示価格（≒固定資産税基準地価額／０．７）とする。

（参考）

・現地利活用する場合、改修費及び敷地整備費については、社会資本整備総合交付金が活用できる。

２　移設利活用する場合

【対象事業費】

木造仮設住宅等を、被災者の住まいの再建等に資する施設として　移設する際に必要な工事費等の経費

【対象者】市町村又は自治会等（自治会又は集落）

【交付基準】

（１）補助率

①設計及び工事監理費　：１０／１０（創造的復興に資する施設の場合１／２）以内

②移設工事費　：１０／１０（創造的復興に資する施設の場合１／２）以内

③その他敷地整備費等　：１／２以内

（２）対象事業費の上限

①設計及び工事監理費　：　５５０万円／団地

②移設工事費　ア）仮設住宅：　６５０万円／戸

イ）談話室　：１０００万円／棟

ウ）集会所　：１３００万円／棟

③その他敷地整備費等　：　２００万円／戸（棟）

【その他】次の（１）から（４）のすべてに該当すること

（１）被災者の住まいの再建等に資する施設であること

（２）工事については、譲与を受けた後に行うものであること

（３）社会資本整備総合交付金の対象外経費であること

（４）現地利活用が適さない正当な理由があること

対象期間

【対象期間】

令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで

住宅課

【基本事業3】住まいの再建

⑤ すまいの安全確保支援事業

支援内容

令和2年7月豪雨で被災した球磨川流域市町村においては、すまいの再建方法や再度災害への不安を抱えている方が多く、さらなる人口減少が懸念されている。

球磨川水系流域治水プロジェクトの完了等を見据え、令和2年7月豪雨による災害からの生活の再建並びに市街地及び集落の復興の推進を図るため、災害リスクの低い場所への移転やピロティ化等を行う住民に対し費用を助成する市町村を支援する。

支援対象経費

【支援対象市町村】
令和２年７月豪雨からの復旧・復興プラン対象市町村
（球磨川流域１２市町村及び津奈木町）

【支援対象経費】
(1) 災害リスクの低い場所への移転に要する経費
(2) すまいの安全対策等に要する経費

【支援対象者】
以下のすべての要件を満たす被災者
(1) 自宅が被災したこと（罹災証明を受けた家屋）
(2) 自力再建をすること（公営住宅や賃貸物件等による再建は対象外）
(3) 再建方法に応じて以下を満たすこと
＜移転再建の場合＞
・同一市町村内であり、災害リスクの低い場所であること
・移転先が被災した地域の場合は、ピロティ化等の安全対策を行うこと
・移転元地に建物が残る場合には住居の用に供しないこと
＜現地再建の場合＞
・ピロティ化や土砂災害対策等の安全対策を行うこと

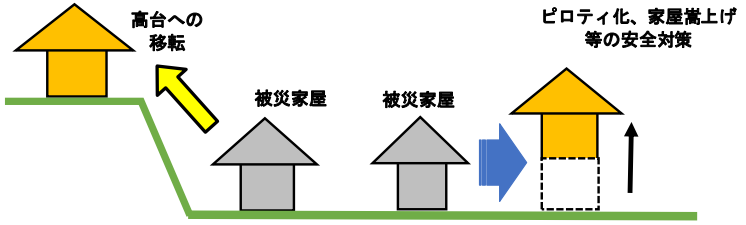

事業のイメージ図

【交付基準】
補助率：市町村の支援対象経費の２／３以内
県上限：２，０００千円／件

【支援対象期間】
令和２年７月４日以降

球磨川流域復興局

⑥ 応急仮設住宅移転等費用支援事業

支援内容

建設型仮設住宅の集約撤去や賃貸型仮設住宅の貸主不同意の場合の自己都合ではない転居費用等の負担の軽減を図るため、その費用を支援する。

支援対象経費

【支援対象経費】

１　応急仮設住宅移転費負担金（令和４年度～）

県が供与した建設型仮設住宅を撤去する場合に、当該仮設住宅の入居者が他の建設型仮設住宅に転居するための費用のうち、市町村が負担した経費について、当該市町村に対し、応急仮設住宅移転費用負担金を交付する。

２　民間賃貸住宅移転費用負担金（令和４年度～）

（１）賃貸型仮設住宅の供与期間が延長された場合で、貸主が継続入居に不同意の場合に、入居者が引越業者や転居に伴い移設が必要となる設備の設置・撤去等を行う事業者に支払った経費

（２）賃貸型仮設住宅（県外避難を含む。）入居世帯で、供与期間延長要件に該当し、かつ、建設型仮設住宅に転居する場合に、入居者が引越業者や転居に伴い移設が必要となる設備の設置・撤去等を行う事業者に支払った経費

【交付基準】

補助率：１０／１０以内　上限額：１世帯当たり１００千円

健康福祉政策課　地域支え合い支援室

【基本事業4】 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援

① 地域営水道施設の復旧支援

支援内容

安定した水道水の提供を早急に受けられるようにするため、被災した地域の組合等が経営管理する水道施設（専用水道は除く）の災害復旧事業に要する経費の一部を支援する。

支援対象経費

【支援対象経費】
公営水道の給水区域外で、10人以上又は3世帯以上の住民に給水する地域営水道施設の取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、給水施設（配水管から最初の止水栓までの部分であって、配水施設等と水圧管理上一体的な関係にある給水施設に限る。）等を原形復旧するために要する経費

【対象者】
上記施設を管理する集落、自治会又は組合等

【交付基準】
・補助率
①概ね3年以内に公営水道と統合する場合：8／10以内

②公営水道と統合しない場合：1／2以内

環境保全課

【基本事業4】 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援

支援期間終了

② 農地の自力復旧支援

支援内容

被災した農地について、営農再開につなげるため、農家自ら復旧するための経費の一部を支援する。

支援対象経費

【支援対象経費】

・被災した農地のうち国庫補助事業の対象とならない小規模災害（復旧事業費が40万円未満）について、農家が自ら行う復旧作業や、復旧作業と一体的に行う農地の表土整地及び耕転等に要する経費（多面的機能支払を活用して復旧した農地を除く）

※小災害債の対象となる場合には、被災市町村が実施できない特別な事情があるものに限る

・材料費、労務費、機械経費、その他必要と認められる経費

【支援対象期間】

・原則１年

【交付基準】

・補助率：１／２以内

・上限額：２００千円／箇所

農地整備課

【基本事業4】 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援

③ 私道の復旧

支援内容

被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るため、公道と集落等を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費の一部を支援する。

※ 生活道路とは、主として地域住民の日常生活に利用される道路をいう。

支援対象経費

【支援対象】

被災した生活道路である私道（民有地）で、次のすべての要件を満たすもの。
なお、公簿上の地目の種別は問わないこととする。

①一般交通の用に供しているものであること
②公道に接続するものであること
③幅員が概ね1．8m以上あること
④所有者の異なる住宅が連担して2戸以上建ち並んでいるものであること
⑤集落等で維持管理しているものであること

【支援対象者】

支援対象の私道を管理する自治会又は集落等

【支援対象経費】

支援対象の私道の被災箇所の原形復旧に要する経費
（原形復旧の考え方は、一般単独災害復旧事業債と同様）
※ 復旧事業費５０万円未満のものを除く。
また、市町村等から補助金がある場合は、当該補助金額を支援対象経費から控除する。

【交付基準】

・補助率：対象事業費から５０万円を控除した額に１／２を乗じた額以内
・上限額：対象事業費１，０００万円まで（交付上限額４７５万円）

建築課

【基本事業4】 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援

支援期間終了

④ 農業用水路･農道の自力復旧支援

支援内容

被災した農業用水路・農道について、営農再開につなげるため、農家自ら復旧するための経費の一部を支援する。

支援対象経費

【支援対象経費】

被災した農業用水路・農道のうち国庫補助事業の対象とならない小規模災害（復旧事業費が40万円未満）における復旧に要する経費（多面的機能支払交付金等の実施箇所を除き、かつ、受益者２戸以上）

※小災害債の対象となる場合には、被災市町村が実施できない特別な事情があるものに限る

・材料費、労務費、機械経費、その他必要と認められる経費等

【支援対象期間】

・原則１年

【交付基準】

・補助率：　２／３以内　　・上限額：２６６千円／箇所

農地整備課

【基本事業4】 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援

⑤ 地域コミュニティ施設等の再建支援

支援内容

被災した地域・集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設等の再建に要する経費を支援する。

支援対象経費

【支援対象】

次の要件をすべて満たすもので、地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市町村長が認定する施設等

※具体例：神社、お堂、祠　等

①市町村の区域内に存在している施設等であること。

②専ら地域（集落）の住民が利用する施設等であること。

③専ら地域（集落）の住民が交代で維持・管理している施設等であること。

④当該地域（集落）の住民が参加する祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後も引き続き活用されることが確実な施設等であること。

【支援対象経費】

地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市町村長が認定する施設及び用具に係る以下の原型復旧に要する費用

施設

①建替：本体工事、付帯設備（電気、空調、衛生等）、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託に要する経費　※土地購入費及び事務費を除く。

②修繕：建物本体、付帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託に要する経費　※土地購入費及び事務費を除く。

用具

コミュニティで所有し、維持管理する地域固有の伝統芸能及び民族芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に使用する用具の修繕・新調に要する経費（単価3万円以上）

※市町村等から補助金がある場合は、補助対象経費から控除する。

【対象者】

上記施設等を管理する集落又は自治会

【交付基準】

補助率：支援対象経費の1／2以内

補助上限：（施設）1件当たり10，000千円　（用具）1件当たり1，000千円

※復旧済の施設であっても、遡及して交付の対象とする。

観光文化政策課、文化課

【基本事業4】 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援

⑥ 自治公民館の再建支援

支援内容

被災した自治公民館を所有する集落又は自治会等（認可地縁団体及び認可地縁団体への移行予定団体を除く※）に対して、建替及び修繕に要する経費を支援する。

※ 認可地縁団体は、市町村が補助する場合に、その全額に充当率及び交付税措置率が有利な一般単独災害復旧事業債(100-47.5～85.5%)が活用できるため（H28熊本地震の際に設けられた制度）対象外。なお、集落又は自治会等においては、これを契機に、財産管理の面からも認可地縁団体への移行が望まれるため、市町村において手続き等を助言されることを期待。

支援対象経費

【支援対象】

次の要件をすべて満たすもので、生涯教育活動の振興のために復旧が必要と当該地域（集落）が属している市町村長が認める施設

①市町村の区域内に存在している施設であること。
②専ら当該地域（集落）の住民が利用する施設であること。
③社会教育法に規定する公民館に類似する施設として、集落又は自治会等で設置し、自主的に管理・運営している施設等であること。
④社会教育法に規定する公民館の事業に概ね準じた活動に現に活用され、今後も引き続き活用されることが確実な施設等であること。

【支援対象経費】

①建替：本体工事、附帯設備工事、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託費及び建替に必要な解体に要する経費
②修繕：建物本体、附帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託費に要する経費
※建替、修繕とも原形復旧を原則とする（延床面積は従前どおり等）。
※土地購入費、備品購入費は対象外とする。

【交付基準】

補助率：支援対象経費の1／2以内
補助上限：市町村の補助額

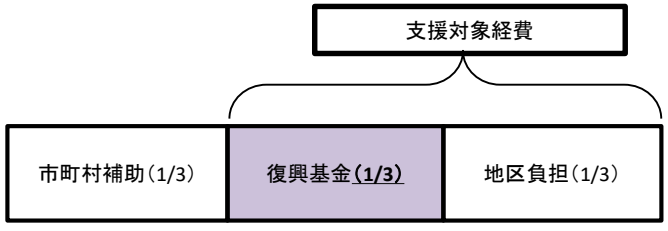

【市町村の補助が1／3の場合】

→ 市町村負担が最も少なく、かつ復興基金を最大限活用しているケース

※市町村等から既存の補助金がある場合は、対象経費から控除。
※ただし、市町村が1／3以上の補助を行う場合は、
総事業費の1／3に相当する額を交付する。
（既に交付を受けている場合は差額を交付）

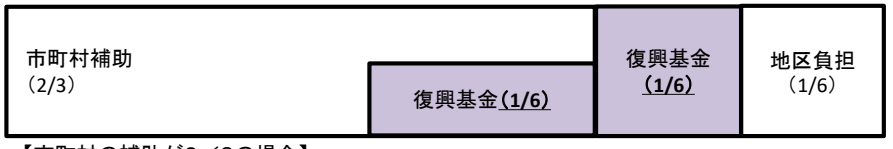

【市町村の補助が2／3の場合】

→ 復興基金の交付額に不公平が生じないよう、1／3相当額を交付

社会教育課

【基本事業4】 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援

⑦ 消防団詰所等の再建支援

支援内容

地域消防力の機能回復を促進するため、被災した消防団詰所等のうち、市町村以外の民間団体等の所有施設の復旧に要する経費を支援する。

支援対象経費

【支援対象経費】
消防団詰所（消防車両や資機材の収納場所と消防団員の待機場所を併設した施設）、消防車両格納庫及び消防水利の復旧に要する経費

【交付基準】

市町村以外の民間団体等が所有するもの
補助率：整備に要する対象経費の1／2以内
補助上限
・建替
消防団詰所　4，000千円×1/2＝　2，000千円
消防車両格納庫　2，400千円×1/2＝　1，200千円
防火水槽　1，000千円×1/2＝　500千円
・改修
消防団詰所　2，000千円×1/2＝　1，000千円
消防車両格納庫　1，200千円×1/2＝　600千円
防火水槽　200千円×1/2＝　100千円
消火栓　150千円×1/2＝　75千円

※　市町村等から補助金がある場合は、補助対象経費から控除する。

消防保安課

【基本事業4】 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援

支援期間終了

⑧ 法定外公共財産関連施設復旧支援事業

支援内容

里道や水路等の法定外公共財産及びそれと一体的な機能を有する施設（※）の災害復旧に当たり、災害復旧を行う者に対する被災市町村の補助に要する経費を支援する

※：ため池(遊水池)等で、法定外水路や公的排水機場と一体となってその機能を発揮するもの

支援対象経費

【支援対象経費】

災害復旧を行う者に対する補助に要する経費。ただし、適債経費（一般単独災害復旧事業債が充当可能な場合）を除く

【支援対象期間】

・原則１年

【交付基準】

・補助率：　本事業による市町村負担額の８５．５％以内
ただし、補助対象となる市町村負担額は、災害復旧を行う者が実施した事業費の１／２以内とする。

・上限額：　なし

【基本事業4】 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援

⑨ 林業者の森林作業道の自立復旧支援事業

支援内容

森林作業道の被災により間伐等の森林整備が困難となっている被災地域において、林道等の復旧後に円滑に事業活動が再開できるよう、林業事業体が行う森林作業道の復旧について支援する。

支援対象経費

【支援対象経費】
被災した森林作業道のうち国庫補助事業の対象（1箇所当たりの事業費が20万円以上のもの）とならない箇所における復旧に要する次の経費（受益者2戸以上）。

・原材料費、燃料代、機械借上費、労務費等

【支援対象者】
森林作業道復旧を行う林業者

【交付基準】
・補助率1／2以内
・上限額310千円／路線

森林整備課

【基本事業4】 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援

⑩ 被災保護者団体等の公立学校施設設備等の復旧支援

支援内容

保護者団体等（PTA、同窓会など児童生徒の保護者や学校OB・OG等が組織する団体。以下同じ。）が公立学校に設置・所有する施設設備・用具のうち、学校教育活動のために必要と市町村が認めるものの復旧に要する経費（以下「復旧費」）の一部を支援する。

支援対象経費

【支援対象】

被災した公立学校の施設設備・用具のうち、次の要件をすべて満たすもの

（1）保護者団体等が設置・所有するもので、かつ、公立学校が所在する市町村が学校教育活動のために必要と認めるものに係る復旧費

（2）1件当たりの復旧費が3万円以上（ただし、消耗品は除く）であること

（3）1校当たりの復旧費の総額がPTA会費相当（年額5万円）×1／10×在校生数を超えていること

【支援対象経費】

・需用費、備品購入費、工事請負費（本体、付帯設備、外構工事等）、委託料（設計管理委託等）

※復旧済の施設であっても、遡及して交付の対象とする。

※国からの補助金等（保険金、民間団体等からの補助金・寄附金等を含む）がある場合は、補助対象経費から控除する。

【交付基準】

補助率：支援対象経費の2／3以内

施設課

【基本事業4】 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援

⑪ 被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業

支援内容

被災した民間所有の文化財の保全のため、国庫補助や熊本県文化財保存整備費補助を活用してもなお残る民間所有者負担について、市町村が交付する軽減措置に対し、必要な経費相当額を交付する。

支援対象経費

【支援対象】
民間が所有する国指定文化財、県指定文化財、市町村指定文化財及び国登録文化財の復旧費を補助する市町村

【負担割合】
〇国指定、県指定、市町村指定文化財
・所有者負担額の１／２以内
〇国登録文化財
・設計監理費：所有者負担額の１／２以内
・工事費：所有者負担額の２／３以内

(1)国指定

国庫補助	県補助	所有者負担額	
		復興基金	所有者
70～85% ※所有者の収入に応じて変動	5～10%	2.5%～10%	2.5～10%

(2)県指定

県補助 50%	所有者負担額	
	復興基金 25%	所有者 25%

(3)市町村指定

市町村補助 50%	所有者負担額	
	復興基金 25%	所有者 25%

(4)国登録

①設計費

国庫補助	県補助	所有者負担額	
		復興基金	所有者
70%	10%	10%	10%

②工事費

所有者負担額	
復興基金 66. 6%	所有者 33. 3%

文化課

【基本事業4】公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援

支援期間終了

⑫ 漁船航路復旧支援事業

支援内容

令和２年７月豪雨により河川から流出した土砂の堆積によって漁船の航行に支障となっている航路（漁港区域外の一般海域）について、円滑な漁業活動が行えるよう、市町が実施する堆積土砂撤去の経費の一部を支援する。

支援対象経費

【支援対象経費】
土砂が堆積した漁船航路のうち、一般海域における堆積土砂撤去に要する工事費

【支援対象者】
当該航路を利用する漁船が属する漁港管理者（市町）

【支援対象期間】
令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

【交付基準】
補助率：１／２以内

漁港漁場整備課

【基本事業5】 産業復興

① 商店街等街路灯管理支援

支援内容

被災した商店街等の管理団体が所有する街路灯・防犯灯の電気料について、事業者の移転、休業及び廃業等により残る事業者の負担が大きく支払いが困難となった商店街等のうち、地域住民の安心・安全を担保する等の理由から市町村が負担することとなった商店街等を対象に支援を行う。

支援対象経費

【支援対象経費】
街路灯・防犯灯などの電気料

【支援対象者】
事業者の移転、休業及び廃業等により、残る事業者の負担が大きくなり支払いが困難となった商店街等のうち、市町村が電気料の一部または全部を負担する商店街等。
※支払が困難となった商店街等とは、被災後、事業者の数が震災前より2割以上減少した商店街や管理組合など。

【交付基準】
補助率：本来商店街等が負担すべき電気料の１／２以内
上限額：６千円／灯／年

商工振興金融課

【基本事業5】 産業復興

② 仮設商店街整備支援

支援内容

独立行政法人中小企業基盤整備機構が助成する令和2年7月豪雨による事業用仮設施設整備支援事業を活用して、仮設商店街を設置する場合の経費を支援する。

支援対象経費

【支援対象経費】
仮設商店街の整備に要する経費
（土地の借地、土地の造成、地盤改良、看板設置、建物等賃借に必要な経費）

【支援対象者】
独立行政法人中小企業基盤整備機構が助成する令和2年7月豪雨による事業用仮設施設整備支援事業を活用した仮設商店街

【支援対象期間】
令和2年7月から独立行政法人中小企業基盤整備機構が助成する令和2年7月豪雨による事業用仮設施設整備支援事に基づく事業実施期間

【交付基準】
補助率：10／10以内
上限額：1商店街当たり10，000千円

商工振興金融課

【基本事業5】 産業復興

支援期間終了

③ 仮設商店街にぎわい創出支援事業

支援内容

本格的な地域の商店のにぎわい再建に向け、事業の継続に取り組む仮設商店街の活動を強力に支援するため、仮設商店街のにぎわい創出のためのイベント等を実施した市町村（間接補助も含む）に対し補助を行う

支援対象経費

【支援対象経費】
仮設商店街のにぎわい創出及び売上向上に資するイベント等に要する経費
（謝金、旅費、賃借料、広報費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託料、雑役務費等）

【支援対象者】
独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が助成する令和２年７月豪雨災害による事業用仮設施設整備支援事業により整備した仮設商店街

【交付基準】
補助率：１０／１０以内
上限額：１商店街当たり１，０００千円

【事業期間】
令和３年４月１日から令和５年３月３１日まで

商工振興金融課

④　畜産物輸出再開支援事業

支援内容

令和２年７月豪雨で被災した食肉加工施設や食肉センターを運営する者が取得する畜産物の輸出認定に要する経費の一部を補助する。

支援対象経費

【支援対象経費】
・球磨川流域12市町村で食肉加工施設や食肉センターを運営する者が取得する、以下の輸出認定に要する経費。
①施設認定に係る費用、②広報資料作成費、③申請書の翻訳等に要する費用
④ハラール認証等を掲示する看板等作成費用
⑤その他輸出拡大、販路拡大のために実施する輸出国や販路開拓に必要と認められる経費
※国又は県の補助金等における対象経費は除く。

【支援対象期間】
・令和５年４月１日から２年間

【交付基準】
・補助率：１／２以内

事業スキーム

畜産課

【基本事業6】 防災・減災対策

支援期間終了

① 田んぼダム協力支援事業

支援内容

田んぼダム実験事業に協力する農業者に対して農業保険加入への一部助成や、水稲に被害が生じた場合の補てん制度を設け、円滑な導入を図る。

支援対象経費

【事業のイメージ】

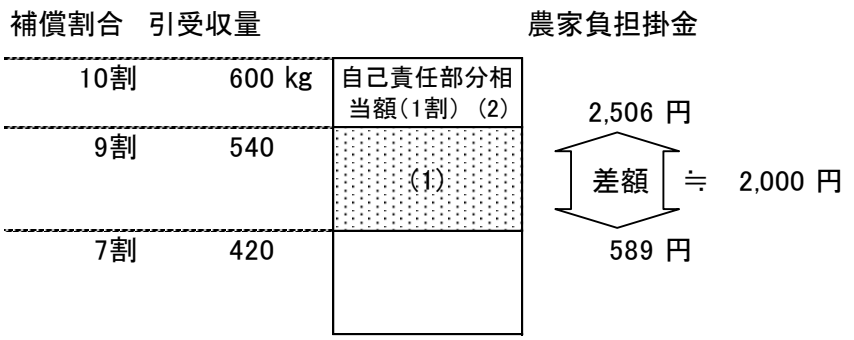

(1)田んぼダム協力支援金事業
(2)田んぼダム協力農家収入補てん事業
※自己責任部分相当額（1割）の補てん額
60kg（600kg−540kg）×195円（1kg当たりの共済金額）＝11,700円

（1）田んぼダム協力支援金事業

【対象者】
（1）田んぼダム実験事業に協力する農業者
（2）次の要件のいずれかを満たす者
①農作物共済（水稲）の全相殺方式9割補償に加入
ただし、上記①に加入できない者は、半相殺方式8割補償に加入（農業共済組合の証明必要）
②収入保険の9割補償に加入

【支援対象】
農業保険に加入にあたり、増額する掛金相当額を支援する。

【交付基準】
補助率：定額（2,000円／10a）

【支援対象期間】
令和3年度～令和4年度

（2）田んぼダム協力農家収入補てん事業

【対象者】
田んぼダム実験事業の実施により、水稲の損害を被った農業者

【支援対象】
農業保険で補償できない自己責任部分相当額（1割）を補てんする。

【支援要件】
市町村が以下の要件を全て認定した場合
①田んぼダム協力支援金事業の助成対象者
②対象ほ場において水深25㎝以上で24時間以上の湛水が認められる
③収穫量が基準収穫量の9割以下

【交付基準】
補助率：定額（11,700円／10a）

【支援対象期間】
令和3年度～令和4年度

団体支援課

【基本事業6】 防災･減災対策

② 球磨川水系防災･減災ソフト等対策事業

支援内容

令和２年７月豪雨災害の検証結果等を踏まえ、市町村が取り組む防災・減災ソフト対策支援を強化し、球磨川水系の洪水から人命を守り、財産被害の最小化を図る。

支援対象経費

【支援対象経費】

以下の要件を満たす球磨川水系の水害対策に資する事業のうち、別紙に掲げるものとする

①国又は県の他の補助金等の交付を受けるものは除く

②地財措置がある場合は、地財措置後の市町村の実質負担額を対象経費とする。

【交付基準】

・補助率：

＜地財措置がある場合＞

①通常事業：支援対象経費（市町村の実質負担額）の２／３以内

②重点事業：支援対象経費（市町村の実質負担額）の３／４以内（R3～R4限定）

＜地財措置がない場合＞

①通常事業：支援対象経費の２／３以内

②重点事業：支援対象経費の３／４以内（R3～R4限定）

球磨川流域復興局

【基本事業7】復興まちづくり支援

① 復興まちづくり拠点施設整備等支援事業

支援内容

○　令和２年７月豪雨からの創造的復興に向け、復旧・復興プランに掲げられた将来ビジョンの実現に資する復興まちづくり拠点施設（以下「拠点施設」という。）を整備する市町村、または、拠点施設を整備する地域団体等に対し費用を助成する市町村を支援する。

支援対象経費

※活用にあたっては事前に球磨川流域復興局へ相談すること。

【補助対象事業】
- 拠点施設の整備に向けた基本計画の費用
- 拠点施設の整備・改修等に要する費用

【補助対象経費】

○　補助対象経費は、既存の国・県の補助事業や交付金事業等の対象外のものとする。なお、活用可能な補助事業等がない場合はこの限りではない
- 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費
- 補助対象外経費は以下のとおり
  ①　土地の取得、貸借、補償に要する経費
  ②　既存施設の修繕、購入、撤去、処理等に要する経費
  ③　その他知事が不適当と認める経費

※　次のような場合は、原則本事業の対象外とする。
- 国庫補助事業等に該当するものであるのにも関わらず、事務手続きの煩雑等を理由に本事業を活用することが明らかな場合
- 申請していた補助事業等が採択されなかったことのみを理由として、本事業を活用する場合

【支援対象期間】
- 令和５年４月１日以降

【交付基準】
- 対　象　令和2年7月豪雨からの復旧･復興プラン対象市町村（球磨川流域１２市町村及び津奈木町）
- 補助率　１／２

球磨川流域復興局

【基本事業7】復興まちづくり支援

② 消防体制強化推進事業

支援内容

令和２年７月豪雨災害の経験を踏まえ、今後の激甚化・広域化する災害に的確に対応するため、球磨川流域等の市町村を管轄する消防本部が取り組む消防指令の共同運用や消防広域化の検討など消防力強化に必要な経費を負担する市町村を支援

支援対象経費

【支援対象経費】
①消防本部における消防指令共同運用の検討・体制整備等に必要な経費に係る市町村負担金
②消防本部における消防広域化の検討・体制整備等に必要な経費に係る市町村負担金

【支援対象者】
令和２年７月豪雨からの復旧・復興プラン対象市町村

【交付基準】
交付率：１０／１０以内
上限額：①消防指令共同運用に取り組む場合、２５，０００千円／１消防本部
②消防広域化（消防指令共同運用を含む）に取り組む場合、５０，０００千円／１消防本部

【事業期間】
令和５年度から令和１１年度まで

消防保安課

【基本事業7】復興まちづくり支援

③　グリーンニューディール創造支援事業

支援内容等

【背景・課題】

令和２年７月豪雨発災以降、球磨川水系の治水対策、道路・橋梁等のインフラの復旧や復興まちづくりなど、被災地の復旧・復興は着実に進んでいる。一方、被災地では、災害を契機とした人口減少や産業の衰退に歯止めがかからず、消滅の危機に直面する集落も存在している。今後の球磨川流域、さらには県南地域の再生・発展に向けては、ＴＳＭＣ進出効果の波及も見据えた、地域活性化の起爆剤となる新たな取組み・プロジェクトの創出が不可欠である。

【支援内容】

球磨川流域の持続可能な地域としての再生・発展に向け、　「人材不足」「魅力ある働き場の確保」「新たな産業の創出」などの地域課題の解決に向けて、球磨川流域圏として地域横断的に、新たなプロジェクトや事業の創出に取り組む市町村を支援する。

支援対象

【支援対象経費】

民間企業・外部人材のノウハウの活用やマッチング、ドローン等ＤＸを活用した新たな事業の掘り起こし・人材育成等、地域課題の解決に向けた新たなプロジェクト・事業の創出を目的とする、地域横断的なプラットホームや協議会、中間支援組織等の構築・運営に要する経費に係る市町村負担金等

【支援対象期間】令和６年４月１日から３年間

【交付対象】令和２年７月豪雨からの復旧・復興プラン対象市町村
（球磨川流域市町村及び津奈木町）

【補助率】１０／１０以内（上限：一市町村あたり2,000千円）

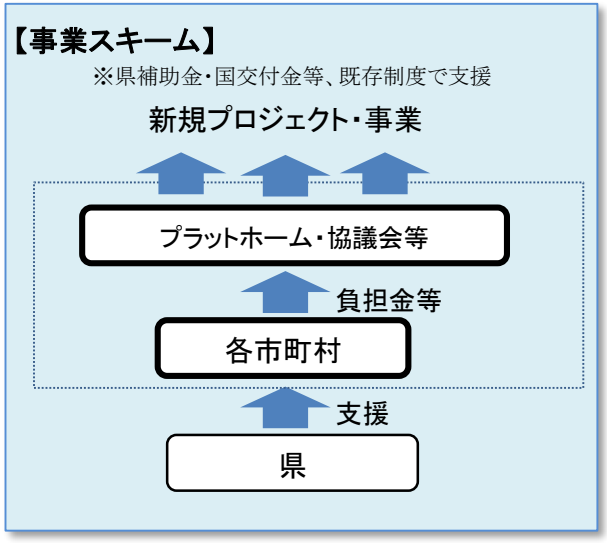

球磨川流域復興局

【基本事業7】復興まちづくり支援

④ 豪雨災害の記憶・教訓伝承推進事業

支援内容

令和2年7月豪雨からの復旧・復興が着実に進む中、災害の記憶が薄れ、その風化が懸念されている。市町村等が行う令和2年7月豪雨の経験や教訓の後世への伝承及び、幅広な情報発信に係る費用の一部を支援する。

支援対象経費

【補助対象事業】※補助対象経費は、既存の国・県の補助事業等の対象外のものとする。

（1）災害の記憶・教訓の蓄積・発信
- 追悼、復興関連行事開催経費　等

（2）後世への伝承を目的とした人材育成・環境整備
- 「語り部」育成・活動経費　等

【支援対象期間】
令和6年4月1日以降

【交付基準】
対　象：令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン対象市町村（球磨川流域12市町村及び津奈木町）
補助率：1/2
補助上限額：1市町村当たり　1,000千円/年

球磨川流域復興局

（別紙）

洪水による今回のような被害を二度と生じさせないため、人命を守るソフト対策を躊躇なく実施

基本理念

重点取組み（2年間）

逃げ遅れゼロの推進

市町村の防災力の底上げ

＜支援対象事業＞　（◆)重点取組み

防災情報の提供	避難体制の強化	地域防災・水防活動
1　ハザードマップ・マイハザードマップの作成 2　防災関係機関との情報共有体制の構築 **3　河川監視カメラの設置　（◆）** **4　水位計と連動したサイレンの設置　（◆）** **5　防災行政無線等の整備**（◆） 6　防災情報伝達手段の確保	7　家屋の嵩上げ・ピロティー化、浸水防止設備設置への助成 8　避難所、避難場所、避難路、避難誘導案内板等の整備 9　避難行動要支援者に係る避難支援体制の構築 10 内水対策として実施する排水機能の確保 11 緊急用ヘリコプターの離着陸場の整備 12 災害に強いまちづくりに向けた土地利用の検討 13 予防的避難の実施 14 広域避難の実施	15　地域防災計画の策定、見直し 16　水防資機材の購入 17　水防訓練の実施 18　住民の防災意識向上のための研修、防災リーダーの育成等 19　自主防災組織等の強化、自主防災訓練の実施支援 20　備蓄物資の購入 21　水害被害を補償する保険、共済への加入促進